

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年2月28日
【計算期間】	第40期(自2021年6月1日 至2021年11月30日)
【発行者名】	平和不動産リート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 本村 彩
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町5番1号
【事務連絡者氏名】	平和不動産アセットマネジメント株式会社 取締役業務企画本部長 小林 大輔
【連絡場所】	東京都中央区日本橋兜町5番1号
【電話番号】	03-3669-8771
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【投資法人の概況】

## (1)【主要な経営指標等の推移】

## a. 主要な経営指標等の推移

期 別 決算年月	単位	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
		2017年 5月	2017年11月	2018年 5月	2018年11月	2019年 5月
営業成績						
営業収益	百万円	5,827	5,881	8,803	6,215	6,382
営業費用	百万円	3,305	3,324	3,498	3,272	3,346
営業利益	百万円	2,521	2,557	5,305	2,942	3,036
経常利益	百万円	2,007	2,048	4,815	2,487	2,578
当期純利益(注4)	百万円	2,007	1,904	4,815	2,487	2,578
1口当たり当期純利益(注4,5)	円	1,977	1,877	4,744	2,450	2,540
事業収支						
不動産賃貸事業収益	百万円	5,827	5,878	5,975	5,913	6,082
不動産賃貸事業費用	百万円	2,567	2,586	2,613	2,513	2,572
減価償却費	百万円	965	971	964	932	958
賃貸NOI(注6)	百万円	4,225	4,263	4,326	4,332	4,467
資本的支出額	百万円	338	340	348	290	447
FFO(注7)	百万円	2,972	3,016	2,951	3,118	3,236
1口当たりFFO(注8)	円	2,929	2,972	2,908	3,072	3,189
財産等の状況						
総資産額	百万円	178,734	178,855	181,306	183,199	185,504
有利子負債額(注9)	百万円	79,261	79,261	78,667	80,767	82,467
期末総資産有利子負債比率(注10)	%	44.3	44.3	43.4	44.1	44.5
純資産額	百万円	92,427	92,410	95,172	95,357	95,462
1口当たり純資産額	円	91,075	91,058	93,780	93,962	94,065
期末自己資本比率(注11)	%	51.7	51.7	52.5	52.1	51.5
出資総額	百万円	81,370	81,370	81,370	81,370	81,370
分配金の状況						
発行済投資口の総口数	口	1,014,847	1,014,847	1,014,847	1,014,847	1,014,847
分配総額	百万円	2,046	2,084	2,334	2,384	2,461
配当性向(注12)	%	102.0	109.4	48.5	95.9	95.5
1口当たり分配金額(注4)	円	2,017	2,054	2,300	2,350	2,425
うち1口当たり利益分配金額(注4)	円	2,017	2,054	2,300	2,350	2,425
うち1口当たり利益超過分配金額	円	-	-	-	-	-

期 別 決算年月	単 位	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
		2017年 5 月	2017年11月	2018年 5 月	2018年11月	2019年 5 月
経営指標						
総資産経常利益率(注13)	%	1.1	1.1	2.7	1.4	1.4
年換算(注13)	%	2.3	2.3	5.4	2.7	2.8
自己資本利益率(注13)	%	2.2	2.1	5.1	2.6	2.7
年換算(注13)	%	4.4	4.1	10.3	5.2	5.4
DSCR(注14)	倍	8.0	8.2	8.4	9.3	9.4
ポートフォリオ						
当期運用日数	日	182	183	182	183	182
不動産等の帳簿価額(注15,16,17)	百万円	161,305	160,415	159,787	161,853	166,465
期末投資物件数(注15)	件	100	100	99	101	104
期末総賃貸可能面積(注15)	m <sup>2</sup>	247,741.06	248,388.69	240,078.89	242,526.56	246,689.29
期末テナント数(注15,18)	件	4,376	4,431	4,434	4,467	4,552
期末稼働率(注15)	%	97.6	97.7	97.9	98.1	97.9

期 別 決算年月	単位	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
		2019年11月	2020年 5 月	2020年11月	2021年 5 月	2021年11月
<b>営業成績</b>						
営業収益	百万円	6,328	6,588	7,072	6,730	6,876
営業費用	百万円	3,360	3,381	3,394	3,421	3,514
営業利益	百万円	2,967	3,206	3,677	3,309	3,361
経常利益	百万円	2,507	2,788	3,276	2,916	2,972
当期純利益(注4)	百万円	2,506	2,788	3,275	2,916	2,971
1口当たり当期純利益(注4,5)	円	2,469	2,747	3,254	2,916	2,816
<b>事業収支</b>						
不動産賃貸事業収益	百万円	6,126	6,256	6,181	6,325	6,632
不動産賃貸事業費用	百万円	2,584	2,583	2,590	2,617	2,697
減価償却費	百万円	943	964	951	955	970
賃貸NOI(注6)	百万円	4,485	4,637	4,542	4,664	4,904
資本的支出額	百万円	649	401	435	368	490
FFO(注7)	百万円	3,248	3,421	3,336	3,467	3,697
1口当たりFFO(注8)	円	3,200	3,371	3,336	3,467	3,502
<b>財産等の状況</b>						
総資産額	百万円	185,927	188,326	188,916	190,986	203,206
有利子負債額(注9)	百万円	82,467	84,667	86,167	88,067	90,857
期末総資産有利子負債比率(注10)	%	44.4	45.0	45.6	46.1	44.7
純資産額	百万円	95,647	95,974	94,910	95,183	104,192
1口当たり純資産額	円	94,248	94,570	94,916	95,189	98,692
期末自己資本比率(注11)	%	51.4	51.0	50.2	49.8	51.3
出資総額	百万円	81,370	81,370	81,370	81,370	90,063
<b>分配金の状況</b>						
発行済投資口の総口数	口	1,014,847	1,014,847	999,933	999,933	1,055,733
分配総額	百万円	2,537	2,587	2,679	2,799	3,051
配当性向(注12)	%	101.2	92.8	81.8	96.0	102.7
1口当たり分配金額(注4)	円	2,500	2,550	2,680	2,800	2,890
うち1口当たり利益分配金額(注4)	円	2,500	2,550	2,680	2,800	2,890
うち1口当たり利益超過分配金額	円	-	-	-	-	-

期別 決算年月	単位	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
		2019年11月	2020年5月	2020年11月	2021年5月	2021年11月
経営指標						
総資産経常利益率(注13)	%	1.3	1.5	1.7	1.5	1.5
年換算(注13)	%	2.7	3.0	3.5	3.1	3.0
自己資本利益率(注13)	%	2.6	2.9	3.4	3.1	3.0
年換算(注13)	%	5.2	5.8	6.8	6.2	5.9
DSCR(注14)	倍	9.3	10.4	10.8	11.3	12.2
ポートフォリオ						
当期運用日数	日	183	183	183	182	183
不動産等の帳簿価額(注15,16,17)	百万円	167,747	171,654	170,652	176,621	187,279
期末投資物件数(注15)	件	104	107	107	109	114
期末総賃貸可能面積(注15)	m <sup>2</sup>	247,032.69	253,195.83	251,595.26	263,123.23	273,746.54
期末テナント数(注15,18)	件	5,078	5,114	5,194	5,346	5,591
期末稼働率(注15)	%	98.1	96.6	97.9	97.4	97.7

(注1) 平和不動産リート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)の計算期間は、毎年6月1日から11月30日まで及び12月1日から翌年5月31日までの各6ヵ月間です。

(注2) 記載した金額は、特に記載のない限りいずれも記載した単位未満の桁数を切り捨て、比率については小数点第2位を四捨五入しています。

(注3) 消費税及び地方消費税の会計処理については、税抜方式によっています。

(注4) 安定的な分配の維持・向上を目的として、一時差異等調整積立金から、第31期に40百万円、第32期に178百万円、第33期に40百万円、第34期に40百万円、第35期に40百万円、第36期に40百万円、第37期に40百万円、第38期に39百万円、第39期に39百万円、第40期に79百万円を分配金に充当しています。なお、第33期に2,521百万円、第34期に143百万円、第35期に157百万円、第36期に9百万円、第37期に241百万円、第38期に635百万円(一時差異等調整積立金繰入額338百万円を含みます。)、第39期に156百万円を内部留保しています。

(注5) 1口当たり当期純利益は、当期純利益を期間の日数による加重平均投資口数で除することにより算出しています。

(注6) 賃貸NOI = 不動産賃貸事業収益 - 不動産賃貸事業費用 + 減価償却費

(注7) FFO = 当期純利益 - 不動産等売却損益 + 減価償却費 + 減損損失

(注8) 1口当たりFFO = FFO ÷ 期末発行済投資口の総口数

(注9) 有利子負債額 = 短期借入金 + 1年内償還予定の投資法人債 + 1年内返済予定の長期借入金 + 投資法人債 + 長期借入金

(注10) 期末総資産有利子負債比率 = 期末有利子負債額 ÷ 期末総資産額 × 100

(注11) 期末自己資本比率 = 期末純資産額 ÷ 期末総資産額 × 100

(注12) 配当性向 = 分配総額(利益超過分配総額は含まない) ÷ 当期純利益 × 100

(注13) それぞれ以下の算式により算出しています。

総資産経常利益率 = 経常利益 ÷ { (期首総資産額 + 期末総資産額) ÷ 2 } × 100

(年換算) 総資産経常利益率 = 経常利益 ÷ { (期首総資産額 + 期末総資産額) ÷ 2 } ÷ 運用日数 × 365 × 100

自己資本利益率 = 当期純利益 ÷ { (期首純資産額 + 期末純資産額) ÷ 2 } × 100

(年換算) 自己資本利益率 = 当期純利益 ÷ { (期首純資産額 + 期末純資産額) ÷ 2 } ÷ 運用日数 × 365 × 100

(注14) DSCR = (金利償却前当期純利益 - 不動産等売却損益 + 減損損失) ÷ 支払利息(投資法人債利息を含みます。)

金利償却前当期純利益 = 当期純利益 + 支払利息(投資法人債利息を含みます。) + 減価償却費 + 投資法人債発行費償却 + 投資口交付費償却

なお、第34期より金利償却前当期純利益の算式を下記の通り変更しています。

金利償却前当期純利益 = 当期純利益 + 支払利息(投資法人債利息を含みます。) + 減価償却費 + 投資法人債発行費償却 + 投資口交付費償却 + 融資関連費用

(注15) ポートフォリオの詳細については、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 その他投資資産の主要なもの」をご参照下さい。

(注16) 第32期については、Of-10 H F 新横浜ビルディングの譲渡に伴う減損損失計上後の帳簿価額を記載しています。

(注17) 不動産等の帳簿価額 = 有形固定資産合計(建設仮勘定及び信託建設仮勘定を含みません。)+ 借地権 + 信託借地権

(注18) 期末テナント数については、本投資法人、信託受託者及びマスターリース会社を賃貸人としたエンドテナントの総数(住宅物件については、第36期より賃貸戸数)を記載しています。但し、固定賃料型のオフィス物件については、「1」と記載しています。

## b. 当期の資産運用の経過

本投資法人は、基本理念である「運用資産の着実な成長」及び「中長期的な安定収益の確保」並びに「平和不動産グループ(平和不動産株式会社(以下「平和不動産」といいます。))及び平和不動産の子会社を総称していいます。以下同じです。)との連携活用」により、投資主価値の極大化を目指すことを目的として資産運用を行っています。

## (イ) 投資法人の主な推移

本投資法人は、2005年3月8日に、その発行する投資口を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の不動産投資信託証券市場(J-REIT市場)に上場しました(銘柄コード8966)。その後、前期までに複数回にわたる公募増資若しくは第三者割当増資による新投資口の発行を、また2010年10月1日には、ジャパン・シングルレジデンス投資法人との合併(以下「本合併」といいます。)に伴う投資口分割及び投資口の割当交付を、また2020年9月には自己投資口の消却を行っています。当期においては2021年6月に公募増資等を行い、その資金等によりオフィス1物件とレジデンス3物件を取得しました。この結果、当期末(2021年11月末)現在の発行済投資口の総口数は1,055,733口、出資総額は90,063百万円となっています。

## (ロ) 運用環境

当期における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、大都市圏を中心とした数度にわたる緊急事態宣言の発令、及びその後の延長等により、経済活動が抑制される動きが続いています。更に、感染力の強い変異株による感染症の感染が拡大しており予断のできない状況です。また、米中貿易摩擦や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の停滞が長期化しており海外経済の不透明感が引き続き内在していることから、海外動向にも留意が必要と思われる。

このような環境下、東証REIT指数については、前期末(2021年5月末)の2,073.55ポイントから当期末(2021年11月末)には2,002.58ポイントとなり2,000ポイントを維持しています。

## オフィスビル賃貸マーケット

三鬼商事株式会社の最新オフィスビル市況によれば、都心5区(千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区)のオフィスビルの平均空室率は、コロナ禍におけるテレワークの拡大や企業の先行き懸念による館内縮小や集約等に伴うテナントの解約の動きもありましたが、拡張移転等による成約の動きも見られたことから上昇ペースは鈍化しつつあり、前期末(2021年5月末)の5.90%から当期末(2021年11月末)には6.35%と微増となりました。一方、平均賃料については、2020年8月以降16ヵ月連続で下落となり、前期末の21,249円/坪から当期末には20,686円/坪となりました。

新型コロナウイルス感染症のオフィスビル市況へ及ぼす影響は今なお大きなものがありますが、昨秋頃から空室率の増加は収まる傾向も見せており、併せて、テナント側においてはコロナ禍を契機としてオフィス戦略を見直す前向きな動きも増え、テナントの規模縮小、経費節減等を理由とする解約の懸念は縮小しつつあるものと思われる。本投資法人の運用資産における稼働率は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けるも影響は限定的であり、依然として高水準を維持しています。

## レジデンス賃貸マーケット

アットホーム株式会社によれば、2021年11月の全国主要都市(首都圏1都3県、仙台市、名古屋市、大阪市、福岡市の9エリア)のマンション平均募集家賃は、東京23区の50㎡以下の面積帯で下落基調が続いていましたが、70㎡超の面積帯では上昇傾向が続き、東京23区・東京都下・埼玉県・千葉県・大阪市において2015年1月以降最高値を更新しました。また、2021年11月の「建築着工統計調査報告」によると新設住宅着工戸数(貸家)は、2021年2月まで30ヵ月連続で減少傾向が続いていましたが、2021年3月には増加に転じ9ヵ月連続で増加しました。前期に引き続き供給は落ち着いており、需給動向は安定的に推移しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い入居数が減少しており、賃貸住宅の需要はやや弱含んだ状況がみられます。本投資法人の運用資産における稼働率は各種施策を講じたことで期中において安定的に推移しました。また、景況悪化による影響は限定的であり、短期的な運営への影響は軽微と考えています。

## 不動産市況

2021年9月に発表された2021年7月1日時点の都道府県地価調査においては、東京圏、大阪圏及び名古屋圏の三大都市圏の全用途平均は横ばいから上昇に転じました。その内訳として、住宅地は下落から横ばいに、商業地は9年連続の上昇となりましたが上昇率が縮小しました。一方で地方圏(三大都市圏を除く地域をいいます。)については、住宅地の下落は継続しているものの下落率は縮小し、商業地は2年連続の下落となり下落率が拡大しました。

本投資法人が投資対象と考えている地方における政令指定都市についても、住宅地、商業地ともに上昇幅の縮小又は下落が継続しており、弱含んだ状況がみられます。

新型コロナウイルス感染症の影響による先行き不透明感から需要が弱まり、総じて上昇幅の縮小、下落の継続となったと見られますが、事態は長期化しており今後も不動産市況の動向を注視していく必要があると思われる。

## (ハ) 運用実績

## 外部成長

本投資法人は、資産規模の拡大並びにポートフォリオの収益性の改善及び質の向上を目指し、また、財務基盤の強化を目的として、2021年6月に公募増資等を行いました。その資金等により、2021年6月4日付でオフィス1物件（Of-47 大崎C Nビル（信託受益権、取得価格：5,160百万円））及びレジデンス3物件（Re-95 H F 正光寺赤羽レジデンス（不動産、取得価格：1,690百万円）、Re-96 H F 八広レジデンス（不動産、取得価格：1,220百万円）、Re-97 H F 世田谷上町レジデンス（不動産、取得価格：700百万円））を取得しました。また、2021年9月29日付でレジデンス1物件（Re-98 H F 草加レジデンス（不動産、取得価格：1,300百万円）、2021年10月29日付でオフィス1物件（Of-48 ファーレイストビル（不動産、取得価格：1,010百万円））を取得し、2021年11月29日付でレジデンス1物件（Re-67 H F 九大病院前レジデンス（信託受益権、取得価格：426百万円））を売却しました。

この結果、当期末時点での運用資産は、オフィス35物件（取得価格の合計：89,072百万円）、レジデンス79物件（取得価格の合計：105,718百万円）の合計114物件（取得価格の合計：194,790百万円）となっています。

オフィス及びレジデンスの区分の詳細については、後記「2 投資方針（1）投資方針 a. 基本方針（ロ）東京都区部を中心とするオフィス及びレジデンスへの集中投資」をご参照下さい。

（注）「取得価格」は、不動産売買契約書又は信託受益権売買契約書に記載された売買代金（消費税等相当額及び取得に要した諸費用は含みません。）を記載しています。但し、本合併により取得した物件（Re-35 H F 芝公園レジデンスからRe-73 H F 早稲田レジデンス まで）については、本合併の効力発生日である2010年10月1日付の鑑定評価額を記載しています。以下同じです。

## 内部成長

本投資法人は、従来から稼働率の維持向上に注力することにより、収益の向上に努めてきましたが、当期においても、空室期間の短縮化に努めたテナントリーシング活動及びテナントニーズや物件毎の特性を踏まえた計画的なバリューアップ投資に取り組みました。こうした取組みによって物件の競争力の維持向上に努めた成果もあり、全運用資産合計の稼働率は、当期末時点で97.7%となり、前期末時点の97.4%から期中を通じて高稼働で安定的に推移させることができ、期中月末平均稼働率は97.3%と高水準となりました。

また、環境・省エネルギーへの配慮及び地域社会への貢献等を中心としてESGへの取り組みを推進しています。

そのほか、従来から継続して取り組んでいる運用資産の名称変更についても、当期首から本書の日付現在までに下記1物件において実施し、その目的である既存テナントへの安心感の提供、テナント候補者への訴求力の向上、より効率的なリーシングを目指しています。

本書においては、名称を変更した下記物件については変更後の名称を記載しています。

### 2021年12月1日付名称変更物件

物件番号	旧物件名称	新物件名称
Of-46	東菱ビルディング	H F 仙台一番町ビルディング

## （二）資金調達概要

本投資法人は、物件の取得資金等に充当することを目的として、2021年6月1日に公募増資（発行投資口数：53,100口、発行価額の総額：8,272,077千円）及び2021年6月29日に第三者割当増資（発行投資口数：2,700口、発行価額の総額：420,614千円）による資金調達、2021年6月4日付でタームローン52（借入金額：400百万円）、2021年9月29日付でタームローン53（借入金額：1,390百万円）、2021年10月29日付でタームローン54（借入金額：1,000百万円）の借入れを行いました。また、2021年10月29日に元本返済期日を迎えたタームローン23 トランシェ B（借入残高：800百万円）、タームローン26 トランシェ B（借入残高：480百万円）、タームローン28 トランシェ A（借入残高：940百万円）、タームローン29 トランシェ B（借入残高：1,400百万円）、タームローン40 トランシェ A（借入残高：2,400百万円）の返済資金に充当するため、同日付でタームローン55（トランシェ A（借入金額：480百万円）、トランシェ B（借入金額：780百万円）、トランシェ C（借入金額：900百万円）、トランシェ D（借入金額：3,860百万円））の借入れを行いました。

かかる借入れの概要は以下の通りであり、これらにより償還期限の分散化（11月末時点の平均借入期間：7.1年、平均残存期間：4.0年）を図る一方で、借入コストの低減（11月末時点の平均借入金利：0.74%）を図ることができました。

また、機動的かつ安定的な資金調達手段及び手元流動性の拡充による財務信用力を確保するため、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行及び株式会社りそな銀行との間で極

度額総額7,000百万円(契約期間は2021年6月1日から2022年5月31日)のコミットメントラインを設定しています。

## [ タームローン52 ]

借入先	借入金額	元本返済期日	元本返済方法	用途	摘要
株式会社三井住友銀行 株式会社千葉銀行	400百万円	2024年 10月31日 (注)	期限一括返済	物件の取得資金等	無担保 無保証

## [ タームローン53 ]

借入先	借入金額	元本返済期日	元本返済方法	用途	摘要
みずほ信託銀行株式会社	1,390百万円	2028年 11月30日 (注)	期限一括返済	物件の取得資金等	無担保 無保証

## [ タームローン54 ]

借入先	借入金額	元本返済期日	元本返済方法	用途	摘要
株式会社りそな銀行	1,000百万円	2029年 11月30日 (注)	期限一括返済	物件の取得資金等	無担保 無保証

## [ タームローン55 トランシェA ]

借入先	借入金額	元本返済期日	元本返済方法	用途	摘要
株式会社三井住友銀行	480百万円	2022年 10月31日 (注)	期限一括返済	既存借入金の返済 資金	無担保 無保証

## [ タームローン55 トランシェB ]

借入先	借入金額	元本返済期日	元本返済方法	用途	摘要
株式会社三菱UFJ銀行 野村信託銀行株式会社	780百万円	2024年 10月31日 (注)	期限一括返済	既存借入金の返済 資金	無担保 無保証

## [ タームローン55 トランシェC ]

借入先	借入金額	元本返済期日	元本返済方法	用途	摘要
株式会社三菱UFJ銀行	900百万円	2026年 11月30日 (注)	期限一括返済	既存借入金の返済 資金	無担保 無保証

## [ タームローン55 トランシェD ]

借入先	借入金額	元本返済期日	元本返済方法	用途	摘要
株式会社三井住友銀行 株式会社りそな銀行 株式会社あおぞら銀行 三井住友信託銀行株式会社 株式会社みずほ銀行 株式会社新生銀行	3,860百万円	2028年 10月31日 (注)	期限一括返済	既存借入金の返済 資金	無担保 無保証

(注) 同日が営業日でない場合には、翌営業日とし、かかる翌営業日が翌暦月となる場合には、直前の営業日とします。

これらの結果、当期末時点での有利子負債額(注)は、90,857百万円(期末総資産有利子負債比率(注): 44.71%)となりました。

(注)有利子負債額 = 短期借入金 + 1年内償還予定の投資法人債 + 1年内返済予定の長期借入金 + 投資法人債 + 長期借入金

期末総資産有利子負債比率 = 期末有利子負債額 / 期末総資産額 × 100

なお、本書の日付現在における本投資法人の格付の状況は、以下の通りです。

信用格付業者	格付内容
株式会社日本格付研究所(JCR)	発行体格付: A+, 格付の方向性: ポジティブ

(ホ)業績及び分配の概要

上記のような運用の結果、当期の実績として、営業収益は6,876百万円、営業利益は3,361百万円となり、借入金に係る支払利息等を控除した後の経常利益は2,972百万円、当期純利益は2,971百万円を計上しました。

投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。)第137条に定める金銭の分配(以下「分配金」といいます。)については、投資法人規約(以下「規約」といいます。)第32条第1項に定める方針に基づき、当期末処分利益の金額を限度とし、かつ租税特別措置法(昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。)(以下「租税特別措置法」といいます。)第67条の15に規定されている「配当可能利益の額」の90%に相当する金額を超えるものとしています。かかる方針により、当期純利益2,971,849,333円に一時差異等調整積立金の取崩額79,219,037円を充当し、3,051,068,370円を利益分配金として分配することとしました。この結果、投資口1口当たりの分配金は2,890円となりました。

## c. 今後の運用方針及び対処すべき課題

本投資法人は、基本理念である「運用資産の着実な成長」及び「中長期的な安定収益の確保」並びに「平和不動産グループとの連携活用」により、投資主価値の極大化を目指すことを目的とし、東京23区に所在するオフィス及びレジデンスを中心に、質の高いポートフォリオを構築・運営してきました。次期以降も、上記方針に従い、ポートフォリオの安定的な運用を行いつつ、着実な成長戦略の推進によって、更なる投資主価値の極大化を目指します。

## 外部成長

本投資法人は、前期から当期にかけて2物件を売却するとともに良質な新規11物件（追加取得2物件を含みます。）を取得することにより、ポートフォリオの量の拡大、質の改善と収益向上を図りました。今後も、継続的な資産規模の拡大を図る一方で、資産の入替えの検討等も行い、中長期的なポートフォリオの質の向上を図り、投資主価値の極大化を目指していきます。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により資金調達環境や景気の回復に伴う物件価格の上昇については状況が変わる可能性はあるものの、各社の取得意欲の急速な減退は想定しにくく、物件の取得環境は引き続き厳しい環境が続く可能性があると考えられます。そのために、平和不動産のパイプラインの活用及び資産運用会社独自の情報ルートの強化により、優良物件情報の早期入手に努めます。基本戦略として、平和不動産が保有・開発する物件取得や、他のデベロッパーが保有・開発する物件取得等、取得機会の増加に努め、中長期的な安定収益の確保に貢献するポートフォリオの拡大を目指します。

## 内部成長

本投資法人は、平和不動産グループ及びプロパティ・マネジメント会社（以下「PM会社」といいます。）が培ったデータベースや情報ネットワークを活用することにより、賃貸マーケットの動向を迅速に把握し、きめ細やかなプロパティ・マネジメントを行うことで、運用資産の稼働率及び賃料水準の維持・向上を図ることが可能になると考えています。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、オフィスビルの賃貸市場については、国内外経済動向、企業動向等の変化に加え、テレワークの利用拡大等に伴うオフィスニーズの変化を注視していく必要はあるものの、次期への影響は限定的と予想しています。一方、レジデンスの賃貸市場については、テレワークの日常化に伴う物件ニーズの変化や、人口集中を避けるための郊外化の動きが一部において発生する動きが見られていることから、都中心部の狭い住戸についてはニーズが減少していく可能性はありますが、マーケット状況を注視しながら個別物件の特性に応じたきめ細やかな運用を行っていきます。

運用においては、引き続き賃料水準の維持・向上及び退去者数低減に重点を置いたテナント対応や、退去者発生から新規入居者獲得までの期間短縮のための原状回復工事期間の短縮等のリーシング管理を行っていきます。更に、物件競争力強化のための運用資産の修繕・改修工事については、物件毎の築年数や設備水準等を勘案し、中長期的な資産価値の維持・向上を図るためのバリューアップ投資を引き続き積極的に行っていきます。

## 財務戦略

本投資法人は、財務基盤の安定化を図り、持続的な成長を可能とすることを目的とした施策に鋭意取り組んでいます。投資口の発行については、既存の投資主の権利の希薄化及び投資口の取引価格に与える影響等を考慮しつつ資金調達手段の一つとして検討していきます。調達した資金については、物件取得を通じた資産規模の拡大、ポートフォリオの収益性及び質の向上、あるいはLTVの引き下げによる財務基盤の強化等に充てることで、中・長期的な視点での投資口価格、分配金及び1口当たりNAV等の投資主価値向上を目指していきます。借入金については適切なLTVをコントロールしながら、引き続き借入期間の長期化・償還期限の分散化を図る一方で、今後の金利上昇リスクの低減や金融コストの低減を推進していきます。また、金融機関とのリレーション強化を行いながら、更なるバンクフォーメーションの強化を進め、金融コストの低減効果や金融マーケットの動向を注視しつつ、投資法人債の発行についても取り組んでいきます。投資主還元施策の一つとして、投資口価格の水準、手許資金の状況、財務状況及びマーケット環境等を総合的に勘案し、自己投資口の取得及び消却についても検討していきます。これら施策、取組みを継続して行うことで、資金調達環境に左右されない健全な財務体質の構築に努めていきます。

## 一層の適時開示の推進

東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」その他の適時開示に関する諸規則及び関連諸法令等を遵守し、正確、公平かつ適時に情報開示を行います。新規物件の取得等の決定事項については、原則として役員会等の機関決定をした時点で、運用資産等に生じた偶発的事象に起因する損害発生等の発生事項については、発生を認識した時点で開示を行います。情報開示の方法については、原則として、東京証券取引所のTDnetによる開示及び本投資法人のホームページによる開示等を行います。

## d. 決算日後に生じた重要な事実

## A. 資産の取得

規約に定める資産運用の基本方針等に基づき、2021年12月22日付で不動産1物件(取得価格:900百万円)、2021年12月23日付で不動産信託受益権1物件(取得価格:2,500百万円)を取得し、2021年12月24日付で不動産1物件(取得価格:600百万円)を追加取得しました。また、2022年2月28日付で不動産1物件(取得価格:1,870百万円)を取得しました。

物件番号: Re-99 物件名称: HF上野入谷レジデンス

取得資産の種類(注1)	不動産
契約日	2021年12月14日
取得日	2021年12月22日
取得価格(注2)	900百万円
所在地(住居表示)	東京都台東区入谷一丁目12番1号
用途	共同住宅
建築時期	2016年8月31日
構造	鉄筋コンクリート造陸屋根12階建
延床面積	1,146.77m <sup>2</sup>
総賃貸可能面積	993.85m <sup>2</sup>

(注1) 取得資産は、建物及び借地権です。借地権は普通借地権です。

(注2) 取得価格は、不動産売買契約書に記載された売買代金(消費税等相当額を除きます。)であり、取得諸経費、固定資産税及び都市計画税等を含みません。

物件番号: Of-49 物件名称: インタープラネット江坂ビル

取得資産の種類	信託受益権
契約日	2021年12月14日
取得日	2021年12月23日
取得価格(注)	2,500百万円
所在地(住居表示)	大阪府吹田市江坂町一丁目13番48号
用途	事務所
建築時期	2008年6月5日
構造	鉄骨造陸屋根9階建
延床面積	4,025.10m <sup>2</sup>
総賃貸可能面積	3,047.22m <sup>2</sup>

(注) 取得価格は、不動産信託受益権売買契約書に記載された売買代金(消費税等相当額を除きます。)であり、取得諸経費、固定資産税及び都市計画税等を含みません。

物件番号：Of-48 物件名称：ファーレイーストビル(追加取得)

取得資産の種類	不動産
契約日	2021年12月14日
取得日	2021年12月24日
取得価格(注1)	600百万円
所在地(住居表示)	東京都立川市曙町二丁目34番7
用途	事務所・店舗・倉庫
建築時期	1994年12月15日
構造	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付12階建
延床面積(注2)(注3)	1,662.07m <sup>2</sup>
総賃貸可能面積	1,056.04m <sup>2</sup>

(注1) 取得価格は、不動産売買契約書に記載された売買代金(消費税等相当額を除きます。)であり、取得諸経費、固定資産税及び都市計画税等を含みません。

(注2) 本投資法人が今回取得した部分は701の区画であり、土地の敷地権割合は10.2557%です。

(注3) 建物は区分所有建物であり、1棟の建物の延床面積に敷地権割合10.2557%を乗じて算出した値を記載しています。

物件番号：Re-100 物件名称：H F 辻堂レジデンス

取得資産の種類	不動産
契約日	2022年2月2日
取得日	2022年2月28日
取得価格(注)	1,870百万円
所在地(住居表示)	神奈川県藤沢市辻堂神台二丁目2番26号
用途	住宅・店舗
建築時期	2011年3月7日
構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造地上14階建
延床面積	3,604.50m <sup>2</sup>
総賃貸可能面積	3,272.90m <sup>2</sup>

(注) 取得価格は、不動産売買契約書に記載された売買代金(消費税等相当額を除きます。)であり、取得諸経費、固定資産税及び都市計画税等を含みません。

## B. 資金の借入れ

2021年12月22日付で取得したレジデンス1物件、2021年12月23日付で取得したオフィス1物件、2021年12月24日付で取得したオフィス1物件、2022年2月28日付で取得したレジデンス1物件（前記「A. 資産の取得」をご参照下さい。）の取得資金等の一部に充当するため、以下の通り資金の借入れ（借入金額合計：5,900百万円）を行いました。

## [タームローン56]

借入先	借入金額	借入実行日	元本返済期日	元本返済方法	用途	摘要
みずほ信託銀行株式会社	900百万円	2021年 12月22日	2029年 5月31日 (注)	期限一括返済	物件の取得資金 等	無担保 無保証

## [タームローン57]

借入先	借入金額	借入実行日	元本返済期日	元本返済方法	用途	摘要
株式会社三井住友銀行	500百万円	2021年 12月23日	2022年 12月30日 (注)	期限一括返済	物件の取得資金 等	無担保 無保証

## [タームローン57]

借入先	借入金額	借入実行日	元本返済期日	元本返済方法	用途	摘要
日本生命保険相互会社	1,000百万円	2021年 12月23日	2028年 12月22日 (注)	期限一括返済	物件の取得資金 等	無担保 無保証

## [タームローン57]

借入先	借入金額	借入実行日	元本返済期日	元本返済方法	用途	摘要
三井住友信託銀行株式会社	1,000百万円	2021年 12月23日	2030年 11月29日 (注)	期限一括返済	物件の取得資金 等	無担保 無保証

## [コミットメントライン]

借入先	借入金額	借入実行日	元本返済期日	元本返済方法	用途	摘要
株式会社三井住友銀行 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社りそな銀行	600百万円	2021年 12月24日	2022年 2月24日 (注)	期限一括返済	物件の取得資金 等	無担保 無保証

## [タームローン59]

借入先	借入金額	借入実行日	元本返済期日	元本返済方法	用途	摘要
株式会社りそな銀行	700百万円	2022年 2月28日	2029年 5月31日 (注)	期限一括返済	物件の取得資金 等	無担保 無保証

## [タームローン59]

借入先	借入金額	借入実行日	元本返済期日	元本返済方法	用途	摘要
株式会社新生銀行	1,200百万円	2022年 2月28日	2029年 11月30日 (注)	期限一括返済	物件の取得資金 等	無担保 無保証

(注) 同日が営業日でない場合には、翌営業日とし、かかる翌営業日が翌暦月となる場合には、直前の営業日とします。

2022年2月24日に元本返済期日を迎えるコミットメントラインからの借入れ(借入金額:600百万円)  
の返済資金に充当するため、以下の通り資金の借入れ(借入金額:600百万円)を行いました。

## [タームローン58]

借入先	借入金額	借入実行日	元本返済期日	元本返済方法	用途	摘要
みずほ信託銀行株式会社	600百万円	2022年 2月24日	2029年 11月30日 (注)	期限一括返済	既存借入金の返 済資金	無担保 無保証

(注) 同日が営業日でない場合には、翌営業日とし、かかる翌営業日が翌暦月となる場合には、直前の営業日とします。

## （２）【投資法人の目的及び基本的性格】

### a. 投資法人の目的及び基本的性格

本投資法人は、投信法に基づき、投資法人の資産を主として不動産等資産（「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含みます。以下「投信法施行規則」といいます。）に定めるものをいいます。以下同じ。）のうち、不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権に対する投資として運用することを目的とします（規約第2条）。

### b. 投資法人の特色

本投資法人は、主として不動産等資産のうち、不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権に投資し、また、不動産等資産以外の不動産等（規約第26条第2項各号に定める資産をいいます。以下同じ。）及び不動産対応証券（規約第26条第3項各号に定める資産をいいます。以下同じ。）等の特定資産（投信法第2条第1項に定める特定資産をいいます。以下同じ。）（以下、不動産等及び不動産対応証券等の特定資産を併せて「投資対象不動産等」といいます。以下同じ。）に投資し、運用資産の着実な成長及び中長期的な安定収益の確保を実現すべく運用を行うことを資産運用の基本方針としています（規約第24条）。また、本投資法人の投資する不動産及び信託財産である不動産の用途は、主にオフィスビル及び居住用マンションとし、投資対象地域は、我が国の都心部を中心として、政令指定都市をはじめとする全国の主要都市とします（規約第25条第3項）。本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しが認められないクローズド・エンド型です（規約第6条）。本投資法人の資産運用は全て、投信法上の資産運用会社に委託してこれを行います。

（注1）投資法人に関する法的枠組みは、大要、以下の通りです。

投資法人は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）（以下「金商法」といいます。）上の金融商品取引業者等の一定の資格を有する設立企画人により設立されます。投資法人を設立するには、設立企画人が規約を作成しなければなりません。規約とは、株式会社における定款に相当するものであり、投資法人の商号、発行可能投資口総口数、資産運用の対象及び方針、金銭の分配の方針等を規定する投資法人の根本規則です。投資法人は、かかる規約に沿って運営されます。なお、規約は、投資法人の成立後には、投資主総会の特別決議により変更することができます。

投資法人は、投資口を発行して、投資者より出資を受けます。投資口を有する者を投資主といい、投資主は、投資主総会を通じて、一定の重要事項につき、投資法人の意思決定に参画できるほか、投資法人に対して一定の権利を行使することができますが、かかる権利は株式会社における株主の権利とは必ずしも同一ではありません。

投資法人には、その機関として、投資主総会、執行役員、監督役員、役員会及び会計監査人が設置されます。執行役員は、投資法人の業務を執行し、投資法人を代表します。監督役員は、執行役員の職務の執行を監督します。全ての執行役員と監督役員は、役員会を構成し、かかる役員会は、執行役員の一定の重要な職務の執行に対する承認、計算書類等（金銭の分配に係る計算書を含みます。）の承認等、投資法人の一定の業務の執行に係る重要な意思決定を行います。更に、会計監査人は、投資法人の会計監査を行います。これらの執行役員、監督役員及び会計監査人は、いずれも投資主総会の決議によって選任されます。投資主総会、執行役員、監督役員、役員会及び会計監査人については、後記「（4）投資法人の機構 a. 投資法人の統治に関する事項」をご参照下さい。

投資法人は、規約に定める額を限度として、借入れを行うことができるほか、投資主の請求による投資口の払戻しをしない旨を規約に定めたクローズド・エンド型の投資法人の場合には、規約に定める額を限度として、投資法人債を引き受ける者を募集することもできます。また、投資法人は一定の要件を充足した場合に、短期投資法人債を発行することができます。

投資法人は、投資口及び投資法人債（短期投資法人債を含みます。以下本（注1）において同じ。）の発行による手取金並びに借入金を、規約に定める資産運用の対象及び方針に従い運用します。なお、投資法人がこのような資産の運用を行うためには、内閣総理大臣の登録を受ける必要があります（以下、この登録を受けた投資法人を「登録投資法人」といいます。）。本投資法人の資産運用の対象及び方針については、後記「2 投資方針（1）投資方針、（2）投資対象」をご参照下さい。

投資法人は、投資主に対して、規約で定めた金銭の分配の方針に従って、金銭の分配を行います。本投資法人の投資主に対する分配方針については、後記「2 投資方針（3）分配方針」をご参照下さい。

登録投資法人は、投信法上の資産運用会社（内閣総理大臣の登録を受けた金融商品取引業者（投資運用業を行うものに限る、信託会社を除きます。））にその資産の運用に係る業務を委託しなければなりません。また、登録投資法人は、信託銀行等の一定の資格を有する資産保管会社にその資産の保管に係る業務を委託しなければなりません。更に、投資法人は、一般事務受託者に投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資主名簿等に関する事務その他の事務を委託しなければなりません。本投資法人の資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者については、後記「（3）投資法人の仕組み」をご参照下さい。

（注2）本投資法人の投資口は、振替投資口（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。）（以下「振替法」といいます。）第226条第1項に定める意味を有します。以下同じ。また、振替投資口である本投資法人の投資口を、以下「本振替投資口」といいます。）です。本振替投資口については、本投資法人は投資証券を発行することができず、権利の帰属は振替口座簿の記載又は記録により定まります（振替法第226条、第227条）。なお、以下では、別途明記する場合を除き、本投資法人が発行する投資証券についての記載は、本振替投資口を含むものとします。

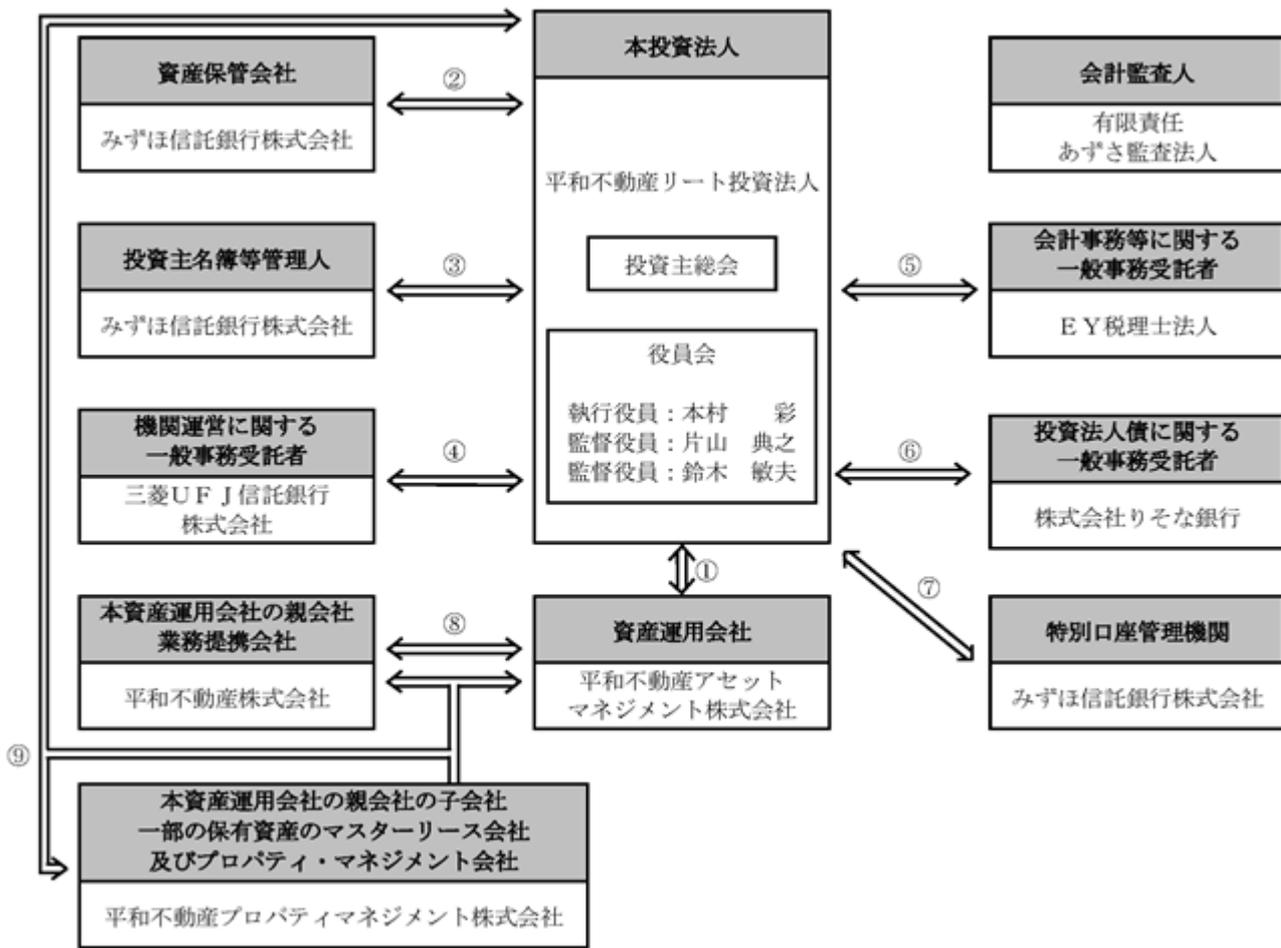
また、本投資法人が発行する投資法人債は、振替投資法人債（振替法第116条に定める意味を有します。以下同じです。また、振替投資法人債である本投資法人の投資法人債を、以下「本振替投資法人債」といいます。）です。なお、以下では、別途明記する場合を除き、本投資法人が発行する投資法人債券についての記載は、本振替投資法人債を含むものとします。

### c. 投資ピークルへの投資を通じた資産の運用

本投資法人は、不動産等を運用財産とする匿名組合出資持分等に投資することがあります。

## (3) 【投資法人の仕組み】

## a. 本投資法人の仕組み図



番号	契約名
	資産運用委託契約
	資産保管業務委託契約
	投資主名簿等に関する一般事務委託契約
	機関運営に関する一般事務委託契約
	会計事務等に関する一般事務委託契約
	投資法人債に関する一般事務委託契約
	特別口座管理に関する一般事務委託契約
	業務提携に関する協定
	建物賃貸借契約兼管理業務委託契約

(注1) 平和不動産株式会社及び平和不動産プロパティマネジメント株式会社は、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第22号、その後の改正を含みます。)第12条第3項に定める資産運用会社の特定関係法人に該当します。

(注2) 本投資法人が信託受益権を保有する場合には、建物賃貸借契約兼管理業務委託契約の契約当事者は、原則として、不動産管理处分信託の受託者と資産運用会社と平和不動産プロパティマネジメント株式会社となります(上記仕組図とは異なります。)。なお、今後、本投資法人が取得する物件によっては、契約関係及び当事者が上記仕組図と異なることがあります。

## b. 本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容

運営上の役割	名称	関係業務の内容
投資法人	平和不動産リート投資法人	規約に基づき、投資主より募集した資金等を、主として投資対象不動産等に投資し、運用資産の着実な成長及び中長期的な安定収益の確保を実現すべく運用を行います。
資産運用会社	平和不動産アセットマネジメント株式会社	2002年2月7日付で資産運用委託契約を、2004年10月27日、2010年10月1日及び2019年8月30日付で資産運用委託契約に係る変更契約を本投資法人との間で締結しており、投信法上の資産運用会社（投信法第198条第1項）として、資産運用委託契約に基づき、規約並びに規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、資産の運用に係る業務を行います。
資産保管会社	みずほ信託銀行株式会社	2004年5月31日付で資産保管業務委託契約を、2004年10月28日付で資産保管業務委託契約に係る変更合意書を、2007年6月1日付で資産保管業務委託契約に係る変更契約を、2013年1月30日付で資産保管業務委託契約に係る変更合意書を、2018年3月1日付で資産保管業務委託契約に係る変更合意書を本投資法人との間で締結しており、投信法上の資産保管会社（投信法第208条第1項）として、資産保管業務委託契約に基づき、本投資法人の保有する資産の保管に係る業務を行います。
投資主名簿等管理人	みずほ信託銀行株式会社	2004年5月31日付で投資主名簿等に関する一般事務委託契約を、2008年12月26日付で投資主名簿等に関する一般事務委託契約に係る変更契約を本投資法人との間で締結しており、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号、第3号。但し、新投資口予約権及び投資法人債に関する事務を除きます。投信法第117条第6号、投信法施行規則第169条第2項第1号、第3号）として、一般事務委託契約に基づき、本投資法人の投資主名簿の作成及び備置きその他の投資主名簿に関する事務、投資証券の発行に関する事務、投資主に対して分配をする金銭の支払に関する事務、投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、その後の改正を含みます。）（以下「番号法」といいます。）に係る個人番号関係事務等を行います。
機関運営に関する一般事務受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	2004年11月9日付で機関運営に関する一般事務委託契約を本投資法人との間で締結しており、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第4号）として、一般事務委託契約に基づき、本投資法人の機関（投資主総会及び役員会）の運営に関する事務を行います。
会計事務等に関する一般事務受託者	EY税理士法人	2020年8月28日付で業務委託基本契約、業務委託契約（会計帳簿作成事務及び計算事務）及び業務委託契約（税務申告等）（以下「会計事務等に関する一般事務委託契約」と総称することがあります。）を本投資法人との間で締結しており、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第5号、第6号、投信法施行規則第169条第2項第6号、第7号）として、会計事務等に関する一般事務委託契約に基づき、本投資法人の計算に関する事務、会計帳簿の作成に関する事務、及び納税に関する事務を行います。

運営上の役割	名称	関係業務の内容
投資法人債に関する一般事務受託者	株式会社りそな銀行	<p>2017年6月23日付で平和不動産リート投資法人第1回及び第2回無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)に関する一般事務委託契約を、2018年4月26日付で平和不動産リート投資法人第3回無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)に関する一般事務委託契約を、2019年5月29日付で平和不動産リート投資法人第4回及び第5回無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)に関する一般事務委託契約を、2020年11月18日付で平和不動産リート投資法人第6回無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)に関する一般事務委託契約を、本投資法人との間で締結しており、投信法上の一般事務受託者(投信法第117条第2号、第3号。但し、新投資口予約権、投資口及び投資主名簿に関する事務を除きます。投信法第117条第6号、投信法施行規則第169条第2項第4号、第5号)として、一般事務委託契約に基づき、本投資法人の投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資法人債券の発行に関する事務、投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務、並びに投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務等を行います。</p>
特別口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社	<p>2008年12月26日付で特別口座管理に関する一般事務委託契約を本投資法人との間で締結しており、投信法上の一般事務受託者(投信法第117条第2号。但し、新投資口予約権及び投資法人債に関する事務を除きます。)として、一般事務委託契約に基づき、本投資法人の振替口座簿並びにこれに附属する帳簿の作成・管理及び備置きに関する事務、振替手続に関する事務、投資口取得者等による特別口座開設等請求に関する事務、総投資主報告に関する事務、加入者からの個別投資主通知の申出に関する事務、加入者又は利害関係を有する者からの情報提供請求に関する事務、並びに番号法に係る個人番号関係事務その他振替制度の運営に関する事務を行います。</p>

運営上の役割	名称	関係業務の内容
特定関係法人（資産運用会社の親会社） 業務提携会社	平和不動産株式会社	2010年10月1日付で業務提携に関する協定書を、2012年6月28日付で業務提携に関する協定書に係る変更合意書を資産運用会社との間で締結しており、以下の通り資産運用会社に情報・業務等を提供します。 平和不動産グループが保有又は開発する物件の売却に関する優先交渉権の付与 平和不動産が取り扱う仲介物件に関する優先的な情報提供 本投資法人への売却を考慮した物件の平和不動産による先行取得の検討 本投資法人の物件売却時における平和不動産による取得の検討 平和不動産グループによるプロパティ・マネジメント業務 本投資法人の保有物件及び取得予定物件の平和不動産による共有・区分所有の検討 投資口の追加発行時における平和不動産による投資口追加取得の検討 本投資法人の投資、リーシング、財務等に関する支援業務 人材派遣 また、運用資産の一部について「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結し、不動産管理業務を委託しています。
特定関係法人（資産運用会社の親会社の子会社） 一部の保有資産のマスターリース会社及びプロパティ・マネジメント会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社（注）	2021年10月1日付で、平和不動産株式会社が受託していた一部の運用資産のマスターリース兼不動産管理業務を承継しました。本書の日付現在、一部の運用資産について、賃借した上で不動産管理業務を行います。

(注) 本投資法人が上記各関係法人と締結している契約等の概要については、後記「4 手数料等及び税金 (3) 管理報酬等」、「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 d. 関係法人との契約の更改等に関する手続」、「第二部 投資法人の詳細情報 第4 関係法人の状況 1 資産運用会社の概況 (5) 事業の内容及び営業の概況 c. 資産運用会社としての業務」及び「第二部 投資法人の詳細情報 第4 関係法人の状況 2 その他の関係法人の概況」をご参照下さい。

また、特定関係法人である平和不動産株式会社及び平和不動産プロパティマネジメント株式会社との間の取引の概要については、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 その他投資資産の主要なもの (二) 賃貸状況の概要 主要なテナントの概要」及び「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (2) 本投資法人の自主ルール c. 利害関係者との取引状況等」をご参照下さい。

#### c. 匿名組合出資等の仕組み

本投資法人は、本書の日付現在において、匿名組合出資持分等に投資は行っていません。

## (4)【投資法人の機構】

## a. 投資法人の統治に関する事項

## (イ) 法人の機関の内容

本書の日付現在、本投資法人の機構は、投資主により構成される投資主総会に加えて、執行役員1名、監督役員2名、全ての執行役員及び監督役員を構成員とする役員会並びに会計監査人により構成されています。

## 投資主総会

投信法又は規約により定められる本投資法人に関する一定の事項は、投資主により構成される投資主総会にて決定されます。投資主総会の決議は、原則として発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって行います(規約第12条第1項)が、規約の変更等一定の重要事項については、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議を経なければなりません(投信法第93条の2第2項、第140条)。但し、規約に定める一定の場合を除き、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなします(投信法第93条第1項、規約第14条第1項)。投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の決議に基づき、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は、役員会が予め定めた順序により執行役員の1名がこれを招集します(規約第9条第1項)。本投資法人は、2017年8月5日及びその日以後、遅滞なく投資主総会を招集し、以後、隔年毎の8月5日及びその日以後、遅滞なく投資主総会を招集します。また、本投資法人は、必要があるときは随時、投資主総会を招集することができます(規約第10条第1項)。投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2ヵ月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、規約第15条に定める投資主等に対して書面をもってその通知を發します。但し、規約第10条第1項第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25ヵ月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しません。(規約第10条第2項)。

また、本投資法人は、資産運用会社との間で資産運用委託契約を締結し、本投資法人の資産の運用に係る業務を委託しています。資産運用会社が資産運用委託契約を解約するためには本投資法人の同意を得なければならない、執行役員はかかる同意を与えるために原則として投資主総会の承認を得ることが必要となります(投信法第205条)。また、本投資法人が資産運用委託契約を解約する場合にも原則として投資主総会の決議が必要です(投信法第206条第1項)。

## 執行役員、監督役員及び役員会

本投資法人の執行役員は2名以内、監督役員は3名以内(但し、執行役員の員数に1を加えた数以上とします。)とされています(規約第16条)。

執行役員は、本投資法人の業務を執行するとともに、本投資法人を代表して本投資法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有しています(投信法第109条第1項、第5項、会社法(平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。)(以下「会社法」といいます。))第349条第4項)。但し、資産運用会社からの資産運用委託契約の解約への同意、投資主総会の招集、一般事務受託者への事務の委託、資産運用委託契約又は資産保管業務委託契約の締結又は契約内容の変更その他投信法に定められた一定の職務執行については、役員会の承認を得なければなりません(投信法第109条第2項)。

監督役員は、執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています(投信法第111条第1項)。

役員会は、全ての執行役員及び監督役員により構成され(投信法第112条)、一定の職務執行に関する上記の承認権限を有する(投信法第109条第2項)ほか、投信法及び規約に定める権限並びに執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています(投信法第114条第1項)。役員会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行われます(投信法第115条第1項、会社法第369条第1項、規約第19条)。

投信法の規定(投信法第115条第1項、会社法第369条第2項)及び本投資法人の「役員会規程」において、決議について特別の利害関係を有する執行役員及び監督役員は当該決議に参加することができないことが定められています。

執行役員又は監督役員は、その任務を怠り本投資法人に損害を与えた場合はこれを賠償する責任を負いますが(投信法第115条の6第1項)、本投資法人は、投信法の規定(投信法第115条の6第7項)により、規約をもって、投信法第115条の6第1項に定める執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責任を負う額から、当該執行役員又は監督役員がその在職中にこの投資法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として法令に定める方法により算定される額に4を乗じて得た額を控除して得た額を限度において、役員会の決議に

よって免除することができるものとしています(規約第22条)。本投資法人が、執行役員又は監督役員に対して、その職務の執行に関し、当該執行役員若しくは監督役員が法令の規定に違反したことが疑われ若しくは責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用、又は、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、当該執行役員若しくは監督役員が当該損害を賠償することによる損失等の全部又は一部を補償することを約する契約の内容を決定する場合、役員会の決議によらなければなりません(投信法第116条の2第1項)。また、本投資法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち、執行役員又は監督役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、執行役員又は監督役員を被保険者とするものの内容を決定するには、役員会の決議によらなければなりません(投信法第116条の3第1項)。

#### 会計監査人

本投資法人は、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人に選任しています。会計監査人は、本投資法人の計算書類等の監査を行うとともに、執行役員の職務執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合における監督役員への報告その他法令で定める業務を行います(投信法第115条の2第1項、第115条の3第1項等)。

#### (ロ) 内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続

本投資法人は、執行役員1名及び監督役員2名により構成される役員会により運営されています。執行役員は、原則として1ヵ月に1回その他必要があるときに役員会を開催し、法令で定められた承認事項に加え、本投資法人の運営状況及び資産運用会社の業務遂行状況の詳細な報告を行います。この報告手続を通じ、資産運用会社又はその利害関係者から独立した地位にある監督役員は的確に情報を入手し、執行役員の業務遂行状況を監視できる体制を維持しています。

本投資法人は、資産運用委託契約上、資産運用会社から各種報告を受ける権利及び資産運用会社の帳簿その他の資料の調査を行う権利を有しています。かかる権利の行使により、本投資法人は、資産運用会社の業務執行状況を監視できる体制を維持しています。

また、本投資法人は、「内部者取引管理規程」を定めて、役員によるインサイダー取引の防止に努めています。

#### (ハ) 内部管理、監督役員による監督及び会計監査との相互連携

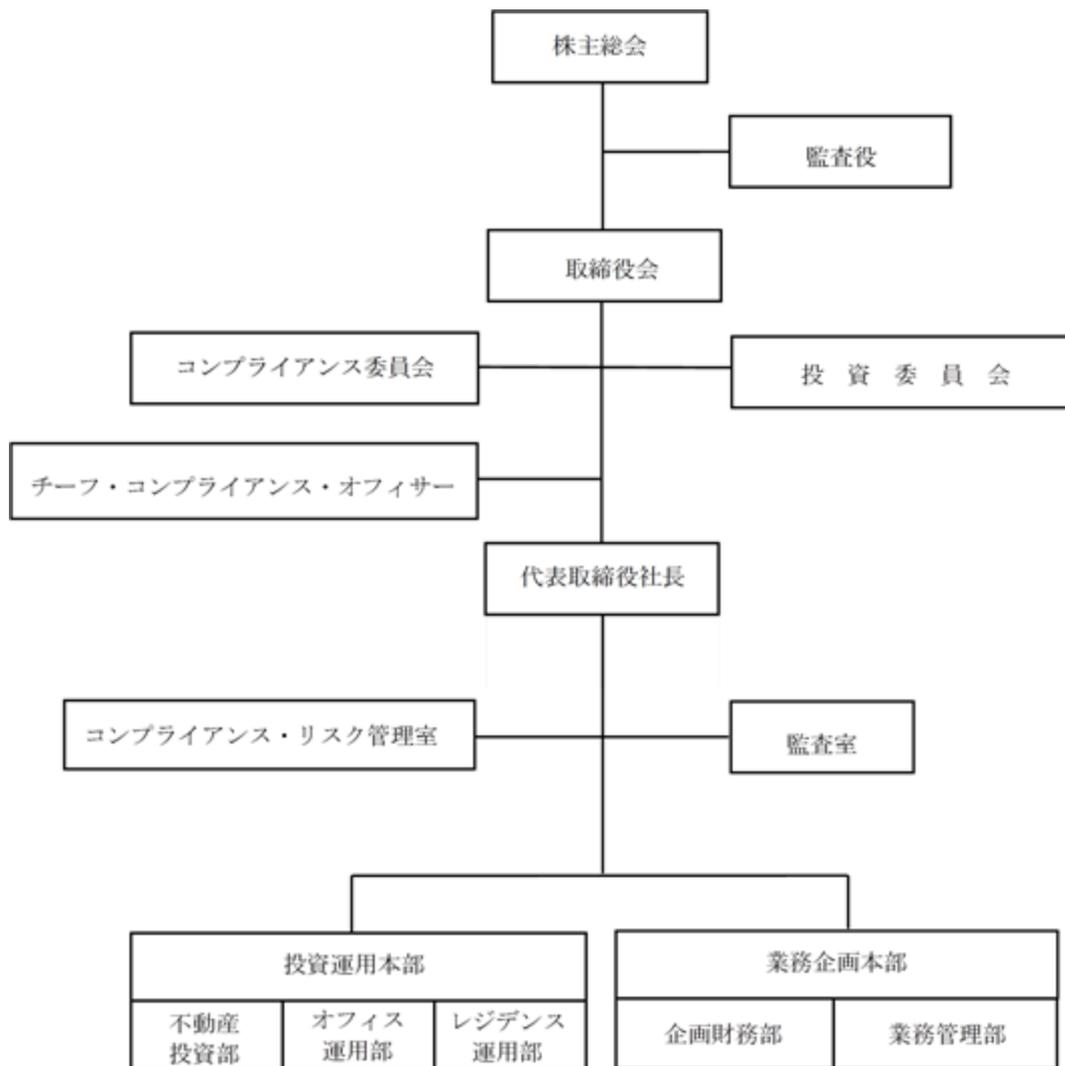
各監督役員は、各々が執行役員の職務執行の監督を職責としていますが、限られた員数で組織的・効率的な監督を実施することにより監査の実効性の確保を図るために、各監督役員の経験・知識を踏まえ監督役員が職務を分担し、監督を行います。また、各監督役員は、原則として1ヵ月に1回その他必要があるときに開催される役員会の席上、執行役員及び本投資法人の関係法人から、本投資法人の業務や運用資産の状況について報告を求めるとともに、必要な調査を行うことにより、監督機能を果たします。会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本投資法人の計算書類等の監査を行うとともに、執行役員の職務執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合における監督役員への報告その他法令で定める職務を行い、監督役員との相互連携を図っています。

#### (ニ) 投資法人による関係法人に対する管理体制の整備の状況

本投資法人は、定期的に資産保管会社及び一般事務受託者からそれぞれの業務執行状況に係る報告を受け、本投資法人の役員会において、監督役員に対し各関係法人の業務執行状況の報告を行うとともに、必要に応じて各関係法人の内部管理、内部統制状況等をヒアリングし、業務執行状況を管理する体制を整えています。

## b. 投資法人の運用体制

本投資法人は、その資産の運用を資産運用会社に委託しており、資産運用の意思決定は、実質的には資産運用会社にて行われます。資産運用会社の組織体制は以下の通りです。



資産運用会社の各組織・機関の主な業務・権限は、以下の通りです。

部・室

代表取締役社長の管轄下のもの

組織・機関		主な業務の概略
投資 運用 本部	不動産投資部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資委員会事務局の運営</li> <li>・投資戦略・投資基準の策定</li> <li>・運用資産の取得・売却に係る計画の策定、実行</li> <li>・運用資産の取得・売却に係るリスク管理</li> <li>・運用資産の取得時におけるPM会社等の選定</li> <li>・不動産の売買市場動向に係る情報収集、調査・分析</li> </ul>
	オフィス運用部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資委員会事務局の運営</li> <li>・運用資産の運用管理に係る計画の策定、実行</li> <li>・運用資産の運用管理に係るリスク管理</li> <li>・運用資産の物件別収支の作成、管理</li> <li>・PM会社等の管理・変更</li> <li>・不動産の賃貸市場動向に係る情報収集、調査・分析</li> </ul>
	レジデンス運用部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資委員会事務局の運営</li> <li>・運用資産の運用管理に係る計画の策定、実行</li> <li>・運用資産の運用管理に係るリスク管理</li> <li>・運用資産の物件別収支の作成、管理</li> <li>・PM会社等の管理・変更</li> <li>・不動産の賃貸市場動向に係る情報収集、調査・分析</li> </ul>
業務 企画 本部	企画財務部	<p>投資法人に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営計画・収益計画、配当政策、資産運用計画の策定、予実管理</li> <li>・経営の事業環境・業界・他リート動向等に係る情報収集、調査・分析</li> <li>・投資法人規約、運用ガイドラインの策定、変更</li> <li>・資金調達、資金運用</li> <li>・財務管理</li> <li>・格付機関との折衝</li> <li>・資産保管会社に係る事項</li> <li>・IR・情報開示に係る業務</li> <li>・ホームページの作成、管理</li> <li>・開示書類の作成</li> <li>・投資主情報の管理</li> <li>・投資主等からの苦情対応</li> <li>・一般事務受託者（投資主名簿等管理人）に係る事項</li> </ul>
	業務管理部	<p>投資法人に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用委託契約の締結・変更に係る業務</li> <li>・決算に関連する業務</li> <li>・投資主総会、役員会の運営補佐</li> <li>・一般事務受託者（会計税務、機関運営）に係る事項</li> </ul> <p>資産運用会社に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務、経理、人事に係る業務</li> <li>・監督官庁、関係諸団体との窓口業務</li> <li>・免許・登録・届出等に係る業務</li> <li>・株主総会、取締役会の運営</li> <li>・情報セキュリティ、システム情報機器の運用、保全、管理</li> <li>・システムリスク管理</li> </ul>

組織・機関	主な業務の概略
コンプライアンス・リスク管理室	<ul style="list-style-type: none"><li>・コンプライアンス委員会事務局の運営</li><li>・社内諸規則の整備・管理</li><li>・法令諸規則等への適合性に関するモニタリング及び審査</li><li>・法人関係情報の管理</li><li>・リスク全般の管理</li><li>・内部統制態勢の整備・充実</li><li>・コンプライアンスに関する従業員教育に係る業務</li><li>・苦情、事故等に関する取り纏め及びその対処</li><li>・反社会的勢力への対応</li><li>・内部監査への協力</li><li>・懲罰委員会事務局の運営</li><li>・その他コンプライアンス及びリスク管理に関する業務</li></ul>
監査室	<ul style="list-style-type: none"><li>・内部監査方針の企画・立案</li><li>・内部監査の実施</li><li>・内部監査結果に基づく指導、改善勧告、提言</li><li>・自主検査の企画・管理</li><li>・外部監査への対応</li></ul>

コンプライアンス・リスク管理室は、取締役会の決議により任命されたチーフ・コンプライアンス・オフィサーが室長を務めます。

## 投資委員会

資産運用会社には、本書の日付現在、取締役会管轄の組織である投資委員会が設置されており、その概要は以下の通りです。

委員	投資運用本部長（委員長）、代表取締役社長、常務取締役、業務企画本部長、チーフ・コンプライアンス・オフィサー、不動産投資部長、オフィス運用部長、レジデンス運用部長及び企画財務部長。これらの委員に加え、委員長が必要と認めた場合は、外部委員として、不動産投資又は鑑定評価等に関する有識者を委員に委嘱することができます。
主な審議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用委託契約書の締結及び変更</li> <li>・運用ガイドラインの策定及び変更</li> <li>・運用資産の取得及び売却に係る契約締結</li> <li>・運用資産の運用管理に係る計画等の策定及び変更</li> <li>・本投資法人に関する資金調達及び期限前返済等</li> </ul>
審議方法等	全委員のうち委員長を含む4分の3以上が出席し、出席委員の3分の2以上の賛成により決議します。但し、利害関係者との取引の承認については、全会一致で決議された議案のみ、コンプライアンス委員会に付議できるものとします。

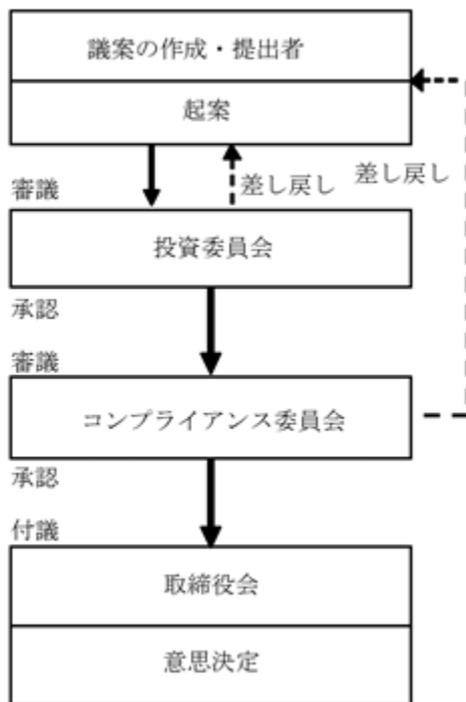
## コンプライアンス委員会

資産運用会社には、本書の日付現在、取締役会管轄の組織であるコンプライアンス委員会が設置されており、その概要は以下の通りです。

委員	チーフ・コンプライアンス・オフィサー（委員長）、代表取締役社長、常務取締役、業務企画本部長、企画財務部長、業務管理部長及び外部委員。なお、外部委員とは、資産運用会社又は資産運用会社の株主の役職員であったことがなく、かつ、コンプライアンスに関連する事項について造詣の深い専門家（弁護士又は公認会計士等）の中から、取締役会の承認に基づき委員に委嘱した者をいいます。
主な審議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款、規則等の新設改廃における法令遵守状況</li> <li>・運用資産の運用管理に係る方針・計画等の策定及び変更における法令遵守状況</li> <li>・運用資産の取得・売却の実行プロセスにおける法令遵守状況等</li> <li>・業務一般における法令遵守状況</li> <li>・利害関係者（定義については、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係者との取引制限（2）本投資法人の自主ルール a. 利害関係者」をご参照下さい。以下同じ。）との取引の有無及び妥当性</li> </ul>
審議方法等	全委員のうち委員長及び外部委員を含む4分の3以上が出席し、委員長及び外部委員を含む3分の2以上の委員の賛成により決議します。但し、利害関係者との取引の承認については、全会一致で決議された議案のみ、取締役会に付議できるものとします。

## c. 投資運用の意思決定機構

(イ) 運用資産に係る方針・計画等の決定を行うための稟議書の作成・提出から決議までのプロセスは、以下の通りです。



企画財務部長、オフィス運用部長及びレジデンス運用部長は、運用ガイドライン、中期資産運用計画、年度資産運用計画等の制定及び修正計画を策定する場合は、当該方針・計画を起案して、投資委員会に提出します。

投資委員会は、当該方針・計画について審議し、問題があれば所管の本部長に修正を指示します。投資委員会を通過した当該方針・計画は、コンプライアンス委員会に付議することを認めます。

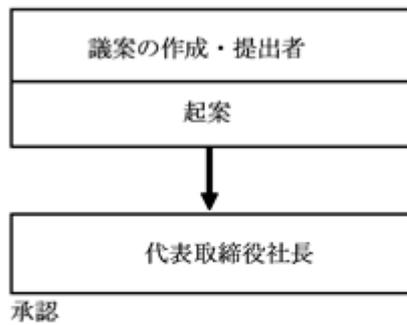
コンプライアンス委員会は、投資委員会を通過した当該方針・計画が、関連法規、運用ガイドラインその他の社内規則等に照らし、コンプライアンス上の問題点がないか審議し、所管の本部長に対し、審議内容に問題があれば修正を指示します。

所管の本部長は、コンプライアンス委員会を通過した方針・計画を、投資委員会及びコンプライアンス委員会における審議結果を付して、取締役会に付議します。当該方針・計画は、取締役会で決定されます。

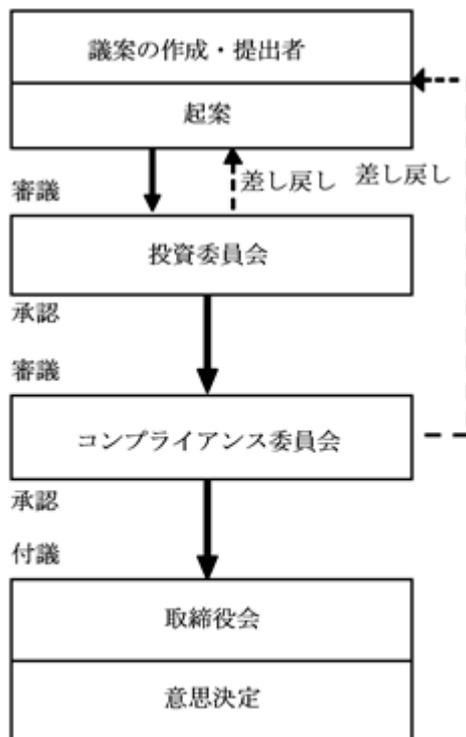
なお、本投資法人の規程の定めにより、取締役会で決定後、本投資法人の役員会に付議し、同役員会にて最終決定されます。

(ロ) 運用資産の取得・売却等の決定を行うための稟議書の作成・提出から決議までのプロセスは、以下の通りです。

#### 企画段階



#### 契約締結等段階



不動産投資部長は、運用資産の取得・売却等を行うに際し、運用ガイドライン、中期資産運用計画、年度資産運用計画及び資産管理計画をもとに、運用資産取得・売却企画に係る稟議書を作成等した上で代表取締役社長に提出します。

代表取締役社長は、運用資産取得・売却企画に係る内容の妥当性を確認の上、稟議書を承認します。

不動産投資部は、代表取締役社長の承認後、取り纏め依頼書・買付証明書又は売付条件提示書を発行し、売主又は買主との交渉を開始します。

不動産投資部長は、売買契約書締結等に係る稟議書を作成し、上記にて承認済みの稟議書(写し)その他の資料を投資委員会に提出します。

投資委員会は、上記の稟議書に基づき、デュー・ディリジェンス等の結果及び契約諸条件等について審議します。投資委員会は、問題があると判断した場合は投資運用本部長に修正を指示します。投資委員会を通過した案件は、コンプライアンス委員会に付議することを認めます。

コンプライアンス委員会は、投資委員会を通過した稟議書に基づき、デュー・ディリジェンス等の結果及びコンプライアンス・チェックシート等に基づき、代表取締役社長による承認済みの稟議書の内容と実際の契約内容の整合性、並びに契約諸条件等の適性及び妥当性を審議します。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス上の問題があれば投資運用本部長に修正を指示します。コンプライアンス委員会を通過した案件は、取締役会に付議し、取締役会で決定されます。

なお、本投資法人の規程に定められる一定の利害関係者取引については、取締役会で決定後、本投資法人の役員会に付議し、同役員会にて最終決定されます。但し、一定の規模以上の利害関係者取引の場合は、取締役会で決議を行うに当たり、本投資法人の役員会の事前同意を得るものとします。

(ハ) その他、運用資産の管理運営・賃貸の実行の決定を行うためのプロセス等、本 c . に記載のない事項については、「運用資産運用管理規程」その他の関連する諸規則の定めに従います。

## d. コンプライアンス手続

資産運用会社は、本投資法人の資産運用業務が本投資法人の投資主の資金を運用する行為であるという認識の下、法令等の遵守状況を確認し、適正かつ公正な業務運営を遂行するため、以下の通り諸規則を定めてコンプライアンス手続を行っています。

コンプライアンス委員会は、利害関係者との取引のほか、法令上の問題点の有無、資産運用会社が資産運用の受託者としての責務を遵守しているか等を審議します。コンプライアンス委員会の委員長はチーフ・コンプライアンス・オフィサーが務めます。

チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス体制の運営に当たり、法令諸規則等への適合性及び違反事項に関する処理について判断し、また、法令諸規則等への適合性の判断を行う場合に必要に応じて意見書を作成します。関係当局、外部専門家(弁護士、外部監査人等)の意見・判断を求めた場合は、その記録の作成・管理を行います。関係当局、外部専門家から法令諸規則等違反の意見、判断が付された場合は、それに反する起案は差し戻します。

コンプライアンス・リスク管理室は、コンプライアンス遵守の状況について、適宜モニタリングを行います。モニタリングは日常的に行い、原則として3ヵ月毎(4月、7月、10月、1月)にその結果を「コンプライアンス・リスク管理四半期報告書」に取り纏める等、適切な頻度及び内容でコンプライアンス委員会及び取締役会等へ報告します。

コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス・プログラムを年1回策定し、実行します。コンプライアンス・プログラムの策定及び変更に際しては、コンプライアンス委員会で審議の上、取締役会の承認を受けます。プログラムの内容は、リスク評価の実施計画、コンプライアンス研修の実施計画、コンプライアンスに関する意識実態調査の実施計画、社内諸規則の整備計画、並びに取締役会への報告等です。

コンプライアンス・リスク管理室は、部署毎に必要とされる法令諸規則等に関する知識の蓄積を図るため、また、コンプライアンスの重要性の周知徹底を図るため、適宜社内研修を行います。社内研修に当たっては、以下の点を明確にし、計画的に行います。

- ( ) 教育目的
- ( ) 教育を受ける対象者
- ( ) 教育内容の概要
- ( ) 教育の実施時期

また、以下の事項を周知徹底させるための手順を確立し、維持します。

- ( ) 法令諸規則等を遵守することの重要性
- ( ) 不正な商慣習や無責任な行動が及ぼす影響
- ( ) 法令諸規則等を遵守することで社会の高い信任が得られること
- ( ) 法令諸規則等の遵守のための各人の役割や責任
- ( ) 法令諸規則等に違反した際に適用される罰則

法令に違反した役職員又は社内諸規則等につき重大な違反行為を行った役職員に対しては、再研修プログラムを策定し、受講を義務付けます。但し、当該法令違反が軽微であるとチーフ・コンプライアンス・オフィサーが判断した場合は、再研修プログラムの受講を免除することがあります。

e . 投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況

本投資法人の委託を受けた資産運用会社は、投資運用に係るリスクその他のリスクについて、原則として複数の階層における管理体制を通じて管理を行っています。

まず、資産運用会社は、投資運用本部において資産の取得又は譲渡に係るリスク（不動産の瑕疵・欠陥に係るリスク、土壌汚染に係るリスク等）及び、資産の運用管理に係るリスク（災害・事故等による建物の毀損に係るリスク、テナントに係るリスク、修繕・維持管理費用等に係るリスク等）について、業務企画本部において資金調達等に係るリスクについて、それぞれ管理を行います。

次に、資産運用会社は、本投資法人の資産運用に際して、資産の取得時、及び運用管理において管理すべきリスクを投資委員会及びコンプライアンス委員会において、それぞれ検証し、またそれらのリスクへの対応策を決めています。

そして、取締役会は、諮問機関である投資委員会及びコンプライアンス委員会による審議の結果の報告及び意見具申を十分考慮に入れ、意思決定を行います。

更に、利害関係人等との一定の取引については、金商法及び投信法に定める利益相反防止規定を遵守することに加え、金商法及び投信法に定める利害関係人等に関連した行為準則の水準を超える厳格な利益相反防止体制を整え、投資運用に関するリスク管理体制を徹底しています。

また、各種リスクを適切に管理するため、社内規則として「リスク管理規程」を制定し、リスク管理を統括して担当する部署としてコンプライアンス・リスク管理室を設置しています。コンプライアンス・リスク管理室は各部署から独立しており、牽制機能が十分発揮される体制となっています。

このように、本投資法人から委託を受けた資産運用会社は重層的な検証システムを通じ、実効性のあるリスク管理体制を整備し、かかるリスクを極小化するように努めています。

## (5) 【投資法人の出資総額】

- a. 本書の日付現在の出資総額、本投資法人の発行可能投資口総口数及び発行済投資口の総口数は、以下の通りです。

出資総額	90,063,406,800円
発行可能投資口総口数	8,000,000口
発行済投資口の総口数	1,055,733口

- b. 最近5年間における出資総額及び発行済投資口の総口数の増減は、以下の通りです。

年月日	摘要	発行済投資口の総口数 (口)		出資総額(千円)		備考
		増減数	残高	増減額	残高	
2020年9月29日	消却	14,914	999,933	-	81,370,715	(注1)
2021年6月1日	公募増資	53,100	1,053,033	8,272,077	89,642,792	(注2)
2021年6月29日	第三者割当増資	2,700	1,055,733	420,614	90,063,406	(注3)

(注1) 2020年7月16日から2020年9月15日にかけて、証券会社との自己投資口取得に係る取引一任契約に基づく東京証券取引所における市場買付けにより、自己投資口の取得(取得した投資口の総数14,914口)を行いました。取得した自己投資口については、2020年9月16日に開催された本投資法人役員会における決議に基づき、その全てを2020年9月29日に消却しました。また、自己投資口取得に係る取得資金については出資剰余金から控除した結果、出資総額に変更はありません。

(注2) 1口当たり発行価格161,070円(発行価額155,783円)にて、特定資産の取得資金等の調達を目的とする投資口の追加発行(公募)を行いました。

(注3) 1口当たり発行価額155,783円にて、(注2)の公募による追加発行に伴い、S M B C日興証券株式会社を割当先とする投資口の追加発行(第三者割当)を行いました。

## (6) 【主要な投資主の状況】

a. 2021年11月30日現在の主要な投資主は、以下の通りです。

氏名又は名称	住所	所有投資口数 (口)	発行済投資口の総 口数に対する所有 投資口数の比率 (%) (注)
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	243,981	23.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	182,778	17.31
平和不動産株式会社	東京都中央区日本橋兜町1番10号	143,845	13.62
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	39,532	3.74
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	21,862	2.07
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A.	15,548	1.47
SCBHK AC LIECHTENSTEINISCHE LANDESBANK AG	STAEDTLE 44, 9490 VADUZ, LIECHTENSTEIN	14,401	1.36
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	13,875	1.31
JP MORGAN CHASE BANK 385781	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM	11,901	1.12
四国旅客鉄道株式会社	香川県高松市浜ノ町8番33号	10,249	0.97
合計		697,972	66.11

(注) 発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率は、小数点第3位を切り捨てて表示しています。

## b. 所有者別状況

(2021年11月30日現在)

区分	投資口の状況						計
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の国内法人	外国法人等(うち個人)	個人その他	
投資主数(人)	-	71	22	163	193 (12)	10,585	11,034
投資主数の割合(%)	-	0.64	0.19	1.47	1.74 (0.10)	95.93	100.00
所有投資口数(口)	-	581,688	47,880	164,354	174,571 (80)	87,240	1,055,733
所有投資口数の割合(%)	-	55.09	4.53	15.56	16.53 (0.00)	8.26	100.00

(注) 投資主数の割合及び所有投資口数の割合は、小数点第3位を切り捨てて表示しています。

## 2【投資方針】

### （１）【投資方針】

#### a．基本方針

本投資法人は、投信法に基づき、規約において、主として投資対象不動産等に投資し、運用資産の着実な成長及び中長期的な安定収益の確保を目指して運用を行うことをその基本理念としています。本投資法人は、本書の日付現在、その資産の運用を資産運用会社に委託しています。

資産運用会社は、規約に定める本投資法人の基本方針に従い、かつ本投資法人との資産運用委託契約に基づき、その社内規則として運用ガイドラインを制定しており、運用ガイドラインにおいて、本投資法人の運用資産に適用される投資運用方針を以下の通り定めています。

かかる運用ガイドラインは、本書の日付現在において、経済情勢、不動産市場動向等の推移、動向及び見通し等を総合的に勘案して、規約に定める本投資法人の運用の基本方針の実現のために現時点で最も適切であると判断して制定した資産運用の細則であり、資産運用会社は、経済情勢、不動産市場動向等に変動があった場合に、その時点での経済情勢、不動産市場動向等の推移、動向及び見通しを確認・検証し、その結果、運用ガイドラインにおける投資運用方針が、本投資法人の基本方針に適合しないと判断した場合、あるいは経済情勢、不動産市場動向等に変動がなくても、投資運用方針の変更が必要であると判断した場合には、運用ガイドラインにおける投資運用方針を、本投資法人の基本方針に最も適合するように、適宜、変更することがあります。

#### （イ）ポートフォリオ構築方針

本投資法人は、東京都区部を中心とする投資エリア（後記「（ロ）東京都区部を中心とするオフィス及びレジデンスへの集中投資 投資基準」に記載の各類型毎の投資エリアをご参照下さい。）に存するオフィス及びレジデンスに集中的に投資を行います。これらの物件は、以下の理由から運用資産の着実な成長及び中長期的な安定収益の確保を企図する本投資法人の投資方針に合致すると考えます。

運用資産の着実な成長

##### 外部成長

- ・不動産流通マーケットにおいて豊富なストック数を有し、かつテナント需要の高い東京都区部を中心とする投資エリアに存するオフィス及びレジデンスに主に投資することにより、ポートフォリオの着実な外部成長を目指します。
- ・平和不動産の物件開発力及び情報力を最大限に活用することにより、物件の取得機会を拡大し、継続的な物件の取得を図ることによって、ポートフォリオの着実な外部成長を目指します。詳細については、後記「平和不動産グループの総合力の活用」をご参照下さい。
- ・業務提携先各社並びに不動産会社、信託銀行及びアセット・マネジメント会社等から、本投資法人の投資基準に大要適合する物件の売却及び仲介情報の提供を受け、物件の取得機会を拡大することによって、ポートフォリオの着実な外部成長を目指します。
- ・開発中の未竣工物件にも投資を行うことにより、有利な経済条件での物件取得を実現し、ポートフォリオの着実な外部成長を目指します。

##### 内部成長

- ・テナント満足度の向上ときめ細かな運営管理を実現すべく各種運用計画（詳細及び定義については、後記「d．運営管理方針（ロ）各種運用計画の策定、実行及び検証」をご参照下さい。）を定め、PM会社の選定及びその業務についての適切な評価・管理を行うことにより、積極的かつ効率的な運営管理に基づくポートフォリオの着実な内部成長を目指します。詳細については、後記「d．運営管理方針」をご参照下さい。
- ・賃貸マーケット動向・テナント動向の把握、重点対象先とすべきテナント属性の分析、多数のリーシング会社へのテナント斡旋依頼、最適な賃貸条件の検討及び既入居テナントの動向の把握を通じて、運用資産の早期リースアップを実現することにより、ポートフォリオの着実な内部成長を目指します。詳細については、後記「d．運営管理方針」をご参照下さい。
- ・物件に応じたPM会社を選定し、PM会社と協働しながら各運用資産について、物件特性・エリア特性に応じた積極的かつ効率的な運営管理、管理コストの圧縮及び計画的な修繕を行うことにより、テナント満足度の向上、安定的な高稼働率の維持及び各種経費の低減等を図り、収益の極大化を目指し、ポートフォリオの着実な内部成長を目指します。詳細については、後記「d．運営管理方針」をご参照下さい。
- ・平和不動産グループの有する豊富な資産管理運営能力を最大限に活用して、ポートフォリオの着実な内部成長を目指します。詳細については、後記「平和不動産グループの総合力の活用」をご参照下さい。

## 中長期的な安定収益の確保

### 東京都区部を中心とするオフィス及びレジデンスへの集中投資

- ・本投資法人が投資対象とすることを想定している規模の東京都区部のオフィス及びレジデンスは入居対象となる潜在的なテナントの絶対数が多いため、中長期にわたって安定的な稼働率と賃料水準を維持することが可能と考えられます。また、オフィス及びレジデンスとしてのテナント需要の高さを勘案し、近隣エリアの立地特性及びマーケット状況等に合致した、相対的競争力が強いと考えられる物件に投資します。
- ・高い安定性を確保するために最適なポートフォリオ構成を目指します。“厚み（豊富なストック）”のある不動産流通マーケットを裏付けとした（運用資産の入替えも含めた）ポートフォリオの機動的な見直しにより、中長期的な安定性を確保します。

### ポートフォリオの分散効果・リスク低減

- ・多数のオフィス及びレジデンスへの投資によって、分散されたポートフォリオを構築し、ポートフォリオの収益変動リスクの極小化を図ります。また、オフィス及びレジデンスという複数タイプの物件に投資することにより、経済情勢や不動産を取り巻く市場変動等による影響の抑制を図ります。
- ・着実な成長（外部成長・内部成長）を実現することにより、ポートフォリオにおける様々なリスク（運用資産の価値低減リスク・運用資産の収入減少リスク・運用資産の偏在リスク・テナント集中に係るリスク等）を低減し、中長期的な安定性を確保します。

### 積極的かつ効率的な運営管理

PM会社と協働して、積極的かつ効率的な運営管理を実行することによって、運用資産毎に、賃料収入等の維持・上昇、稼働率の向上及び各種経費の低減による中長期的な安定収益の確保を目指します。

### 最適な財務戦略

- ・中長期的な安定収益の確保を実現するための最適な財務戦略を実行します。詳細については、後記「f.財務方針」をご参照下さい。
- ・最適な財務戦略を実行するために、平和不動産の信用力を最大限に活用します。詳細については、後記「平和不動産グループの総合力の活用」をご参照下さい。

### 平和不動産グループの総合力の活用

資産運用会社は、平和不動産グループの賃貸管理及び不動産開発に係る経験、ノウハウを最大限活用することにより、本投資法人の基本方針の具現化を目指します。平和不動産においては、「安心で心地良いオフィスと住まいの空間を提供し、人と街に貢献する。」という経営理念のもと、証券取引所ビルをはじめとしたオフィスビルやレジデンスの賃貸事業のほか、不動産開発事業、住宅開発事業において多数の実績を有しています。平和不動産は、不動産の開発から始まり、それらの不動産を長期にわたり保有し、運営管理を行うという不動産に係る総合的な事業展開のもと、その事業によって培われたリーシング力、テナントリレーション構築、情報チャンネル及びビル運営管理能力等不動産の収益向上やその資産価値の維持向上についての経験やノウハウを有しており、資産運用会社は、運用資産の中長期的な保有を前提とする本投資法人の資産運用に当たり、平和不動産のこれらの経験やノウハウを積極的に活用します。

### 平和不動産グループからの物件情報の提供

資産運用会社は、平和不動産との間の業務提携に関する協定書（以下「業務提携協定書」といいます。）において、資産運用会社に以下のような権利及び地位が付与されていることを踏まえ、資産運用会社独自の物件情報ソースに加え、平和不動産グループの情報ソースを活用することによって、中長期的な安定収益の確保に寄与するための物件に関する情報を、より多くかつ多角的に収集します。

### 平和不動産グループの保有・開発物件

平和不動産グループが保有している物件、平和不動産グループがアセット・マネジメント業務を提供するSPCが保有している物件、又は平和不動産グループが開発している、又は今後開発する物件（以下、総称して「平和不動産グループ保有開発物件」といいます。）のうち、本投資法人の投資基準に大要適合する物件の売却を企図する場合、平和不動産は、一定の場合を除き、当該物件に係る情報を優先的に資産運用会社を通じて本投資法人に提供することとされています。また、平和不動産は、平和不動産グループ保有開発物件について、平和不動産グループと資産運用会社が売買条件について基本的に合意した場合、平和不動産グループと本投資法人の間の売買契約締結に向けて、一定の場合を除き、最大限努力するものとされています。

・平和不動産による仲介物件

平和不動産が、本投資法人の投資基準に大要適合する物件の所有者その他関係者から当該物件の仲介の委託を受けた場合には、所有者等の意向等により情報を提供できない場合を除き、当該情報を速やかに(遅くとも第三者に開示するのと同時に)資産運用会社に提供することとされています。

平和不動産によるウェアハウジング機能等

・業務提携協定書において、資産運用会社は、本投資法人が時間的制約等により直接物件を取得することが困難である場合、平和不動産に対して、本投資法人への売却を目的として、平和不動産が自ら又は第三者をして当該物件を先行的に取得し又は取得させるよう申し入れることができるものとされていることを踏まえ、資産運用会社は、機動的な本投資法人の物件取得機会の確保に努めます。

・業務提携協定書において、資産運用会社は、本投資法人が保有する物件及び取得を予定する物件につき、平和不動産に対して、共有若しくは区分所有を申し入れることができ、また、資産運用会社は、本投資法人が保有する物件の売却を企図する場合、平和不動産に対して、当該物件を取得するよう申し入れることができるものとされていることを踏まえ、資産運用会社は、本ポートフォリオにおける中長期的な安定収益の確保のために、機動的な物件取得、売却(運用資産の入れ替えを含みます。)を行います。

平和不動産グループによるPM業務

・平和不動産グループの有するリーシング業務(テナント営業・仲介会社営業)、管理業務(テナント管理・建物管理)、更には修繕工事業務(計画・施工・管理)等に至るまでの豊富なプロパティ・マネジメント能力を積極的に活用するため、本投資法人が、オフィス等を主たる用途とする物件(本において、以下「オフィスビル等」といいます。)を新たに取得する場合、又は既に保有しているオフィスビル等のPM業務の委託先を変更する場合は、原則として平和不動産グループにPM業務を委託するものとします。但し、資産運用会社が、後記「d. 運営管理方針(ハ)PM会社の選定・管理」記載のPM会社の選定基準に照らして平和不動産グループにPM業務を委託しないことが本投資法人にとって有益であると判断する場合は、この限りではありません。

・業務提携協定書において、本投資法人が保有するオフィスビル等について、PM業務の委託先に対するPM業務の委託を継続し難いと合理的に判断される事由の発生を資産運用会社が認識した場合、又は、かかる事由の発生の疑いがあると資産運用会社が判断した場合において、資産運用会社が当該PM業務の委託を申入れた場合、平和不動産は、当該PM業務を速やかに受託すべく、最大限努力するものとされていることを踏まえ、資産運用会社は、本投資法人が保有するオフィスビル等のPM業務の継続性の確保に努めます。

その他の平和不動産のサポート

資産運用会社は、上記 から 以外にも、業務提携協定書に定められた下記の平和不動産のサポートを通じ、本投資法人の基本方針の具現化を図っていきます。

- ・本投資法人の取得予定物件に関するデュー・ディリジェンス、その他取得に係る支援業務
- ・本投資法人保有物件又は取得予定物件の管理、賃貸、リニューアル、開発等に係る支援業務
- ・本投資法人保有物件のリーシングに関する支援業務
- ・本投資法人の財務方針、財務運営に関する支援業務
- ・金融機関の紹介を含めた資金調達等に関する支援業務
- ・その他資産運用会社が本投資法人から受託している資産運用委託業務(本において、以下「本業務」といいます。)その他の業務の運営管理に関する支援
- ・不動産等の売買・開発及び賃貸に関するマーケット情報並びにその他本業務に関連するマーケット情報の提供
- ・合理的な範囲での本業務の遂行上必要な人材の派遣

(ロ) 東京都区部を中心とするオフィス及びレジデンスへの集中投資

マーケット状況

オフィス

本投資法人が投資対象とすることを想定している規模のオフィスの主たるテナント層は、相対的に従業員数の少ない事業所になるものと考えられます。全国主要都市における事業所数及び従業者数の比較によると、東京都区部の事業所数及び従業員数が他の主要都市よりも多いとともに、相対的に従業員数の少ない事業所の数が多いことが分かります。これは、本投資法人が投資対象とすることを想定している規模の東京都区部のオフィスに入居し得る潜在的なテナントの絶対数の多さを示しているものといえます。

直近では、新型コロナウイルス感染症の発生・拡大により景気は大幅に下押しされ、先行きの不透明感が増しオフィスビル市況への影響は一部顕在化しており、成約に向けてのテナントの動きは全

国的に停滞の様子がみられることから、今後について状況を注視していく必要はあるものの、本投資法人が投資対象とすることを想定している規模の東京都区部のオフィスは、厚いテナント層による豊富なテナント需要に支えられているという特徴を有するものと考えられ、その傾向は今後も安定的に推移していくものと考えています。

#### レジデンス

東京都の人口及び世帯数は、他の主要府県よりも多いとともに、世帯数については2000年以降、増加傾向にあります。これは、都心部への産業の集中、単身世帯(単身者社会人、学生等をいいます。以下同じ。)・ディンクス世帯・シニア世帯等の都心回帰志向の高まり等によるものと考えられます。また、全国的には人口及び世帯数は減少することが予測されているものの、東京都によれば、単身世帯やディンクス世帯等の増加を背景に、引き続き安定的に推移していくものと予測されています。

直近では、新型コロナウイルス感染症の発生・拡大に伴い、入退去数が減少しており、賃貸マーケットに停滞の動きが一部みられることから、今後について状況を注視していく必要はあるものの、東京都を中心とする投資エリアの賃貸住宅市場は、その需要力の高さから今後も引き続き堅調に推移していくものと考えられます。

#### 投資基準

##### オフィス

本投資法人は、下表「オフィス・レジデンスの投資基準」の投資額及び投資エリアに合致するオフィスに投資していきます。

##### レジデンス

###### ( ) 投資額及び投資エリア

本投資法人は、下表「オフィス・レジデンスの投資基準」の投資額及び投資エリアに合致するレジデンスに投資していきます。

###### ( ) 投資対象とするレジデンスのタイプ

投資対象とするレジデンスは、主たるテナント層、マーケット状況等により区分した下記の4タイプとします。4つのタイプに分散して投資し、一定のタイプに係るマーケット状況に依拠するリスクや、入居するテナントが一定の層に偏るリスクを低減します。

- ・シングルタイプレジデンス(注1)
- ・ディンクスタイプレジデンス(注2)
- ・ファミリータイプレジデンス(注3)
- ・ドミトリータイプレジデンス(注4)

(注1) シングルタイプレジデンスとは、主として単身世帯(社会人、学生等)をメインターゲットとし、そのライフスタイルに即して設計・企画されたレジデンスをいいます。

(注2) ディンクスタイプレジデンスとは、主として「ディンクス世帯( )」又は「相対的所得水準の高い単身世帯」をメインターゲットとし、そのライフスタイルに即して設計・企画されたレジデンスをいいます。

( )...「ディンクス(Dinks)世帯」とは、夫婦共稼ぎで収入源が2つあり(Double Income)、かつ子供がいない(No Kids)世帯をいいます。

(注3) ファミリータイプレジデンスとは、主として「子供のいる平均的な所得層の家族」をメインターゲットとし、そのライフスタイルに即して設計・企画されたレジデンスをいいます。

(注4) ドミトリータイプレジデンスとは、主として若年の単身世帯(学生あるいは若年社会人)をメインターゲットとし、そのライフスタイルに即して設計・企画された寮タイプのレジデンス(但し、スベックに関しては、共同風呂・共同トイレ・共同食堂等、一般的なレジデンスと異なる場合があります。)をいいます。

## &lt;オフィス・レジデンスの投資基準&gt;

投資額	オフィス	原則：1物件当たり10億円以上。但し、1物件の投資額は、ポートフォリオ全体（取得価格ベース）の20%以内（注1）
	レジデンス	原則：1物件当たり5億円以上。但し、1物件の投資額は、ポートフォリオ全体（取得価格ベース）の10%以内（注2）
投資エリア	<p>第一投資エリア：東京23区</p> <p>第二投資エリア：第一投資エリアを除く東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県における主要市街地</p> <p>地方投資エリア：第一・第二投資エリアを除く大都市圏（注3）における主要市街地</p> <p>第一投資エリア、第二投資エリア及び地方投資エリアの投資比率は、後記「(八)分散されたポートフォリオの構築」をご参照下さい。</p>	

(注1) 100億円以上の大規模物件に投資する場合は、下記検討事項を考慮した結果、中長期的な安定収益の確保の観点から望ましいと判断した物件に限るものとし、かつその物件を購入した時点以降の当該物件のポートフォリオに与える影響を検討した上で、投資することとします。

- ・大幅な賃料変動リスク、キーテナントの存在によるテナントの非分散リスク
- ・効率的かつ迅速な運営管理の実施の可能性

10億円未満の物件でも、下記検討事項を考慮した結果、中長期的な安定収益の確保の観点から望ましいと判断した物件については、その物件を購入した時点以降の当該物件のポートフォリオに与える影響を検討した上で、投資する場合があります。

- ・運営経費率、投資効率性
- ・外観及び建物内部（特に共用部分）の管理状態、入居テナントのクレジット
- ・1テナントの規模割合が大きくなることによるテナントの非分散リスク

(注2) 100億円以上の大規模物件に投資する場合は、下記検討事項を考慮した結果、中長期的な安定収益の確保の観点から望ましいと判断した物件に限るものとし、かつその物件を購入した時点以降の当該物件のポートフォリオに与える影響（規模及びテナント数という側面での影響）を検討した上で、投資することとします。

- ・リースアップの可能性
- ・各テナントニーズに応じたきめ細かいテナント管理の実行の可能性

5億円未満の小規模物件でも、下記検討事項を考慮した結果、中長期的な安定収益の確保の観点から望ましいと判断した物件については、物件を購入した時点以降の当該物件のポートフォリオに与える影響（規模及びテナント数という側面での影響）を検討した上で、投資する場合があります。

- ・運営経費率、投資効率性
- ・建物スペック・管理状態等

(注3) 大都市圏とは、中心市及びこれに社会・経済的に結合している周辺市町村により構成されている都市地域をいい、大都市圏の「中心市」は、東京都特別区及び政令指定都市とします。

## 例外的資産への投資

規約第26条各項に定める資産運用の対象とする資産のうち、オフィス及びレジデンス（運用資産が底地である場合においては、当該底地上の建物の用途がオフィス又はレジデンスである場合を含みます。）以外の資産については、用途以外の点で運用ガイドラインの投資基準を概ね満たしている場合、その投資額がポートフォリオ全体（取得価格ベース）の5%以内の範囲内において、例外的に投資できるものとします。

## (八) 分散されたポートフォリオの構築

用途分散を図るとともに、オフィス及びレジデンス各々の投資メリットを効率的に享受するため、原則としてそれぞれポートフォリオの50%（取得価格ベース）を目途とします。但し、不動産流通マーケット状況及び取引状況等を総合的に勘案し、同比率を30～70%程度の範囲内において機動的に運用します。

また、オフィス及びレジデンスともに、第一投資エリアを主たる投資地域と位置付けますが、各エリアのマーケット状況（取引物件のストック量、取引価格の状況及び賃貸マーケット状況等）を勘案しながら、第二投資エリア及び地方投資エリアにも投資します。

<ポートフォリオの投資比率（取得価格ベース）>

	オフィス	レジデンス	例外的資産
	原則50% (30～70%)	原則50% (30～70%)	ポートフォリオ 全体の5%以内
第一投資エリア	60～100%	60～100%	(注)
第二投資エリア	0～40%	0～40%	(注)
地方投資エリア	(注)	(注)	(注)

(注) 地方オフィス、地方レジデンス及び例外的資産への投資比率は、合計でポートフォリオ全体の30%以内（取得価格ベース）とします。

## b. 投資基準

投資対象とする物件を選別し、投資採算価値の見極めを行うために、資産運用会社が運用ガイドラインで定めた調査基準（後記「(ロ) 調査基準」をご参照下さい。）を考慮しながら、デュー・ディリジェンスを実施した上で、運用ガイドラインに定めた投資選定基準（後記「(イ) 投資選定基準」をご参照下さい。）及び投資検討基準に基づき、物件の取得の可否を総合的に判断します。

## (イ) 投資選定基準

投資物件の取得に当たっては、以下の投資選定基準に合致する物件（実質的に合致する物件も含みます。）に投資します。

項目	投資選定基準
法令遵守	都市計画法（昭和43年法律第100号、その後の改正を含みます。）（以下「都市計画法」といいます。）、建築基準法（昭和25年法律第201号、その後の改正を含みます。）（以下「建築基準法」といいます。）等、関連する全ての法令を遵守している物件（既存不適格物件を含みます。）に投資します。(注1)
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であること
耐震性	新耐震基準（注2）に適合していること 但し、新耐震基準以前に建築された物件であっても、新耐震基準と同等の耐震性（注3）を有すると判断した場合には、投資する場合があります。

項目	投資選定基準	
有害物質 ・ 土壌汚染等	資産運用会社が発注した専門会社作成のエンジニアリング・レポートにおいて、アスベスト、フロン、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」といいます。）等の有害物質が内在する可能性が低く、上記有害物質が内在していたとしても、内在する有害物質に関連する全ての法令に基づき、適法に保管又は処理等がなされている旨及び土壌汚染対策法（平成14年法律第53号、その後の改正を含みます。）（以下「土壌汚染対策法」といいます。）に規定する特定有害物質等が内在する可能性が低い旨の記載がなされている物件に投資します。	
権利形態	土地	<p>土地（物件が不動産の場合は、本投資法人が有する土地。物件が不動産を信託財産とする信託受益権の場合は、当該信託受益権の信託受託者が有する土地。）の所有形態については、原則として所有権とし、かつ共有・分有ではないものとしますが、借地権（定期借地権を含みます。）が設定されている物件又は共有・分有の物件であっても、下記の基準を全て満たす場合に限り、投資する場合があります。</p> <p>[借地権物件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧借地法又は借地借家法上の借地権であること</li> <li>・ 契約内容等を勘案して、一定の収益安定性を有すること</li> </ul> <p>[共有・分有物件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共有・分有者間特約等による共有・分有者間での優先買取権がないこと（買取りの裁量権が本投資法人側にある場合を除きます。）</li> <li>・ 共有・分有持分不分割特約、登記の具備及び敷地の相互利用に関する取決め等、他の共有・分有者との間で権利関係に関する仕組みが確実に組成されていること</li> </ul>
	建物	<p>建物（物件が不動産の場合は、本投資法人が有する建物。物件が不動産を信託財産とする信託受益権の場合は、当該信託受益権の信託受託者が有する建物。）の所有形態については、原則として1棟全体の所有としますが、区分所有物件及び共有物件であっても、下記の基準を全て満たす場合に限り、投資する場合があります。</p> <p>[区分所有権物件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区分所有者間特約等による区分所有者間での優先買取権がないこと（買取りの裁量権が本投資法人側にある場合を除きます。）</li> <li>・ 管理組合の運営状況（大規模修繕積立金額、負債の程度、損害保険の付保状況等）が良好であること</li> <li>・ 敷地権の登記、共用部分の損害保険の付保、管理規約等、他の区分所有者との間で権利関係に関する仕組みが確実に組成されていること</li> </ul> <p>[共有物件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共有者間特約等により共有者間での優先買取権がないこと（買取りの裁量権が本投資法人側にある場合を除きます。）</li> <li>・ 共有持分不分割特約、登記の具備及び敷地の相互利用に関する取決め等、他の共有者との間で権利関係に関する仕組みが確実に組成されていること</li> </ul>
稼働状況	<p>原則として、取得時点において既に賃貸に供され、現に賃料収入が発生している物件に投資します。</p> <p>但し、未稼働（開発中）物件であっても、テナント誘致の確度や取得後のポートフォリオ全体における収益の影響度等を総合的に勘案し、中長期的な安定収益の確保を実現できると判断した場合には、建物の竣工（検査済証の取得）を停止条件として投資する場合があります。</p>	

(注1) 但し、関係法令を遵守できていない物件の場合で、当該非遵守の程度が小さく、かつ今後は正可能又は手続的瑕疵のみが存している物件に関しては、投資対象とする場合があります。

(注2) 新耐震基準とは、1981年に改正された建築基準法（その後の改正を含みます。）上の耐震設計基準をいいます。

(注3) 同等の耐震性とは、新耐震基準に準拠する設計・施工がなされているか、又は新耐震基準と同等以上の耐震補強を施しているものをいいます。

#### (ロ) 調査基準（デュー・ディリジェンス基準）

以下の調査基準に基づき、経済的調査、物理的調査及び法的調査等のデュー・ディリジェンスを実施します。デュー・ディリジェンス手続では、公正かつ調査能力・経験のある第三者の専門会社による不動産鑑定評価書、エンジニアリング・レポート、マーケット・レポート等を取得し、これらの内容を考慮しながら、デュー・ディリジェンスを実施します。

調査項目		調査事項
経済的調査	市場調査	近隣エリアのマーケット賃料水準 近隣エリアのマーケット稼働率の推移及び将来の動向 近隣エリア内の類似物件・競合物件の需要動向 近隣エリア内の取引利回りの水準 近隣エリア(及びその周辺エリアを含みます。)の将来の開発計画の有無及びその進捗状況
	テナント調査	入居テナントの反社チェック 入居テナント(オフィス)の属性・信用情報(業種・業歴・業績等) 入居テナント数、利用目的等 同一入居テナントの専有割合等 入居テナントの賃料支払状況 賃貸借契約の内容(使用目的・賃料等・賃貸借期間・敷金(保証金)額等) なお、～の調査については、売主又は仲介会社等から開示を受けた資料の中から実施するものとする。
	収益関係調査	テナント誘致力等の調査(テナント退去から新テナント入居までの平均誘致期間等を考慮) 賃貸借契約形態及び当該契約更新の可能性(契約期間・賃料支払時期、一時金の返却方法、退去通知期間の確認等) 建物運営管理費用の現況確認及び当該費用節減の余地の検討 将来におけるリーシング方針、管理運用方針及び修繕方針の検討 本投資法人のポートフォリオ戦略との整合性(エリア・用途・規模・投資額等の側面での整合性)の確認
物理的調査	立地条件	街路の状況、主要交通機関からの接近性、乗降客数等 生活利便施設、経済施設、官公庁施設、教育関連施設等の配置、接近性及び周辺土地の利用状況並びに将来の動向 日照・眺望・景観・騒音等の状況(主としてレジデンスにて重視) 嫌悪施設等の有無 地域の知名度及び評判、規模の状況
	建築及び設備の状況	物件共通 意匠・主要構造・設備・築年数・施工会社・維持管理の程度・緊急修繕の必要性及び建築確認通知書・検査済証等の書類の確認 オフィス 貸室部分の形状(分割対応可能か否か)、フリーアクセス床(OAフロア)、天井高、電気容量、空調方式(個別又はセントラルの別)、床荷重の程度、防犯設備の状況(機械警備設備の状況等)、共用部分の管理状態、給排水設備、昇降機設備、駐車場設備等 レジデンス 貸室部分の形状、間取り、天井高、内部仕様(天井・壁・床・キッチン・風呂場等)、空調設備、衛生設備、電気設備、昇降機設備、防犯設備、駐車場設備、駐輪場、集会室等その他共用設備の状況等
	耐震性及びPML(注1)	新耐震基準又はそれと同等の耐震性の確保 PML値の確認(20%未満を原則とします。(注2))
	建物管理関係	実際の管理状況(清掃の程度、残置物の有無等)、館内細則の内容、管理会社の質及び信用力の調査
	環境・地質等	アスベスト・PCB等の建物有害物質の有無 地歴調査及び土壌汚染物質の有無

調査項目		調査事項
法的調査	権利関係	関係法令（都市計画法、建築基準法その他関連法規）の遵守状況 所有形態に関する権利関係調査（区分所有物件・借地権物件等か否か）
	境界調査	境界確定の状況（官民及び民民）及び越境物の有無とその状況（覚書等の有無を含みます。）
	既入居テナントの調査	既入居テナントからのクレームの状況及び紛争の有無

(注1) PML (Probable Maximum Loss) とは、地震による予想最大損失をいいます。PMLには、個別物件に関するものとポートフォリオ全体に関するものがあります。PMLについての統一された厳密な定義はありませんが、本書においては、建物の一般的耐用年数50年間に、10%以上の確率で起こり得る最大規模の地震（再現期間475年の地震に相当）により生じる損失の再調達価格に対する割合をいいます。

(注2) 但し、20%以上の物件であっても、地震保険付保のコストを勘案しても、20%未満の物件と同等の投資効率性を有すると判断した物件については、投資対象とする物件として検討する場合があります。

### c. 保険付保基準

#### (イ) 損害保険

災害及び事故等による建物の損害及び対人・対物事故による第三者への損害賠償を担保するため、運用資産（本項において、運用資産が不動産の場合は投資法人が有する建物、運用資産が不動産を信託財産とする信託受益権の場合は当該信託受益権の信託受託者が有する建物をいいます。）の特性に応じ、適切な損害保険（火災保険、賠償責任保険及び必要に応じて利益保険等）を付保します。

原則として火災保険及び賠償責任保険については、一つの保険契約を締結し、包括的に付保します。但し、運用資産によっては、1物件につき1保険契約を締結し、個別に付保する場合があります。

新たに、保険会社を選定する場合、一定の信用力を有する複数の保険会社に同じ付保内容での見積書を提出させ、それらを比較検討することにより、最も合理的な付保条件を提示した保険会社を選定することとします。

保険契約の内容は定期的（3年に1回）に見直しを行うものとし、当該見直しに当たっては、前段落記載の手順に従い、より優れた新しい内容の保険商品がないか検討した上、損害保険を付保します。

#### (ロ) 地震保険

地震により生じる建物の損害や収益の大幅な減少に関して、エンジニアリング・レポートにおける地震リスクの内容に基づき検討・判断するものとします。かかる地震リスクの判断において、エンジニアリング・レポート記載の各物件のPML値が20%以上の場合には、当該物件につき、地震保険を付保します。

### d. 運営管理方針

#### (イ) 基本方針

以下の基本方針に基づき、運用資産に係る賃料等の増額、安定的な高稼働率の維持及び管理コスト等の削減を目的として、PM会社を通じたマーケット動向を意識したリーシング、テナント満足度を意識したテナント管理・建物管理及び計画的かつ迅速な修繕を実現すべく積極的かつ効率的な運営管理を実施することにより、運用収益の着実な成長を図ります。

- ・テナント満足度の向上ときめ細かな運営管理のために、決算期毎に各種運用計画を策定します（詳細及び定義については、後記「(ロ) 各種運用計画の策定、実行及び検証」をご参照下さい。）。
- ・運営管理に関して重要な役割を担うPM会社の選定及びその業務についての適切な評価・管理を行います。

#### (ロ) 各種運用計画の策定、実行及び検証

決算期毎に本投資法人の基本的運用計画を定めた「中期資産運用計画」及び「年度資産運用計画」（これら2つの計画を総称して、以下「各種運用計画」といいます。）を策定し、これらに基づく計画的な運営管理を実施します。また、各種運用計画及びこれに基づく運営管理の状況及び実績について検証・評価を行うことにより、物件取得後の運営管理に反映させます。

##### 各種運用計画の策定

##### 中期資産運用計画

ポートフォリオに関する資産取得及び運用計画等を、本投資法人の決算期毎に中期資産運用計画として策定します。中期資産運用計画は、3年6期の期間による計画とし、以下によって構成されません。

- ・前回計画評価
- ・中期運用方針
- ・中期資産取得・売却計画
- ・中期運用計画

- ・中期財務計画

- 年度資産運用計画

ポートフォリオに関する資産取得及び運用計画（運用資産毎の収支計画、リーシング計画、建物管理計画、修繕計画を含むものとします。）等を、本投資法人の年度資産運用計画として策定します。年度資産運用計画は、1年2期の期間による計画とし、以下によって構成されます。

- ・前回計画評価

- ・年度運用方針

- ・年度資産取得・売却計画

- ・年度運用計画

- ・年度財務計画

#### 各種運用計画の検証

各種運用計画に基づく運営管理の状況及び収支実績について、以下の方法により検証・評価を行います。

##### 定期的な検証

各種運用計画に基づく運営管理や収支実績を、月次及び決算期毎に検証します。その結果、当該計画の見直しが必要と判断した場合には、速やかに修正計画を策定します。

##### 適宜行う検証

物件取得、物件売却及び市場環境の変化等、ポートフォリオの状況や運用資産の状況に大きな変化が生じた場合、適宜、各種運用計画の修正や見直しを行います。また、記載項目や書式は必要に応じて、見直しを行うものとします。

#### (八) リーシング方針

##### リーシング方針

運用資産の早期リースアップを実現するため、以下の事項に留意して、積極的なリーシング活動を実施します。

- 賃貸マーケット動向・テナント動向の把握

- 多数のリーシング会社へのテナント斡旋依頼

- 重点対象先とすべきテナント属性の分析

- 最適な賃貸条件の検討

- 既入居テナントの動向の把握

- 利益相反対策

##### テナント審査基準

社会的な属性を重視したテナント審査を行います。具体的には、PM会社又は資産運用会社が下表のテナント審査基準に基づき入居審査をすることにより、属性及びクレジット等の良好なテナントのみを誘致します。

##### 法人審査基準

審査項目	審査内容
a. 業種	(a) 属性（業種） (b) 業種動向
b. 業歴	(a) 事業継続年数 (b) 上場の有無
c. 業績	(a) 財務状況 (b) 株価動向（上場している場合）
d. 信用度	企業信用調査会社の評価内容
e. 賃貸借契約内容	(a) 使用目的 (b) 賃料・共益費 (c) 賃貸借期間 (d) 敷金・保証金額

## 個人審査基準

審査項目	審査内容
a. 属性	(a) 属性 (b) 年齢・性別 (c) 入居人数・構成(家族構成)
b. 勤務状況	(a) 勤務先の業績 (b) 勤務年数
c. 賃料負担力	(a) 所得水準(年収) (b) 所得水準に占める賃料総額の割合 (c) 連帯保証人の有無及びその属性・所得水準
d. 賃貸借契約内容	(a) 使用目的 (b) 賃料・共益費 (c) 賃貸借期間 (d) 敷金・保証金額

## (二) 管理方針

## テナント管理方針

## テナント満足度の向上

( ) テナントとの良好なリレーションシップを図り、入居の感想・不満・要望点等のヒアリング内容等を反映させたテナント管理を行います。

( ) 専有部分及び共用部分の各種設備の更新・リニューアルに関する適切な修繕を行い、テナント満足度の向上につなげます。

## クレーム対応

テナントニーズをくみ取り、当該テナントのクレームに対して誠実に対応します。

## 建物管理方針

## 管理状態の確認

運用資産の管理状態を確認します。具体的には、共用部分の管理(清掃)の状態、各種設備の不具合の有無等を確認し、テナントの満足度の維持・向上に努めます。

## 費用の低減

建物管理費における各項目別の費用を検証し、費用低減の余地がある場合には、建物管理業者(清掃業者・警備業者等)の変更や、複数物件の一括委託等を実施することにより、当該費用の低減を図ります。なお、これらの実施に当たっては、運用資産の競争力やテナントへの影響に留意します。

## (ホ) 修繕方針

物理的・機能的価値・安全性の維持・向上を図るため、テナントとの親密なリレーションシップを図り、テナントニーズや物件スペック、実施時期、(必要に応じて)環境への配慮・エネルギー効率改善等の内容を検討し、迅速かつ的確に必要な修繕工事を計画・実施します。

## 修繕計画の策定

物件毎の築年数及び過去の修繕履歴等を考慮し、各修繕項目(経費的修繕項目及び資本的修繕項目)を、エンジニアリング・レポートの内容を確認の上、検討します。年度資産運用計画において修繕計画を策定し、各種修繕工事を適宜実施します。詳細については、前記「(ロ)各種運用計画の策定、実行及び検証 各種運用計画の策定」をご参照下さい。

## 経費的支出工事(経常修繕工事)

## 修繕計画記載の修繕事項の確認

修繕計画記載の修繕事項につき、その実施時期、実施内容及び費用等を確認し、最適な実施方法を策定の上、効率的な経費的支出工事を行います。

## 迅速かつ経済的な修繕工事の実施

経費的支出工事を実施するために、修繕内容、修繕期間及び修繕費用に関して、最も適切かつ効率的な工事内容を検討し、工事会社に発注します。なお、必要に応じて複数の工事会社から見積りを取得し、その場合、最も適切かつ効率的な工事業者に発注します。

## テナントニーズに基づく修繕工事の実施

テナントから修繕要望等があった場合、要望された修繕項目に関し、速やかにその修繕の要否、時期及び費用等を検討し、その結果、修繕工事が必要であると判断した場合には迅速に実施します。

## 資本的支出工事

修繕計画記載の修繕事項のうち、下表の資本的支出工事に係る実施時期・内容及び費用等を確認し、最適な実施方法を策定の上、効率的な資本的支出工事を行います。

なお、必要に応じて複数の工事会社から見積書を取得し、その場合、最も適切かつ効率的な工事会社に発注します。

機能維持を目的とした資本的支出工事	各種配管取替工事の実施、各種設備の更新工事の実施等
機能向上を目的とした資本的支出工事	<p>&lt; オフィス &gt;            外壁等の意匠の改修、フリーアクセス床への変更、フロア別・貸室別の個別空調設備の新規導入、通信設備の増強等の実施等、節水・省電力機器への設備更新、各種防犯機器の付加・更新等の安全性向上</p> <p>&lt; レジデンス &gt;            外壁等の意匠の改修、貸室内の内装(床等)のリフォーム、キッチン・バス・洗面台等の取替え、テナント需要に即した間取りの変更等、各種防犯機器の付加・更新等の安全性向上</p>

## ポートフォリオ全体での検証

修繕工事を実施するに当たり、ポートフォリオ全体の修繕工事費用の低減につながると判断した場合には、複数の運用資産で同時期に修繕工事を行う場合があります。

また、中長期的な安定収益を確保するため、年度毎の修繕工事費用(経費的支出及び資本的支出)の平準化を図ります。

## 既入居テナントへの配慮

各種修繕工事を実施するに当たっては、既入居テナントに対する影響度に配慮し、その実施時期、実施内容の適否を十分に検討します。

## (へ) PM会社の選定・管理

下記 の基準により選定したPM会社を下記 の方針に基づき管理することにより、中長期的な安定収益を実現します。

## PM会社の選定基準

検討項目	内容
a . 経験・実績	(a) 会社概要、沿革、過去の事業実績 (b) PM受託物件数(管理棟数・管理戸数)
b . 組織・体制	社内組織・社内体制
c . 財産基盤・財務状況	(a) 財務関係書類(貸借対照表・損益計算書等)による財務内容 (b) 企業信用調査会社の評価内容
d . リーシング能力の高さ	リーシング会社のネットワークの広さ
e . 近隣エリアを含む賃貸マーケット市場への精通度	(a) 事業展開エリアの分布状況 (b) 各社員の賃貸マーケットに対する精通度
f . PMレポートの作成能力	PMレポートの内容
g . クレーム対応能力	(a) クレーム対応に対する体制 (b) クレーム対応能力
h . 建物・設備の管理能力	建物管理業務体制
i . PM報酬	(a) 運営委託料 (b) 賃貸企画料 (c) 更新手数料 (d) その他手数料

## PM会社の管理方針

## 運営管理体制の構築

PM会社に対して、各運用資産の特性(意匠・構造・各種設備等のハード面での特性及びテナントの属性等のソフト面での特性)に合わせた適切かつ効率的な運営管理体制を構築するように求めるものとします。資産運用会社は、本投資法人の決算期毎に、各種運用計画を策定し、当該運用計画を通じてリーシング、管理及び修繕の各側面からPM会社の運営管理活動をモニタリングします。

## 業務報告会の実施

以下の事項に関する運営管理状況の確認及び今後の対応策等について協議するために、定期的(主要なPM会社においては、原則として毎月)に業務報告会を開催します。業務報告会を実施することにより、PM会社との間で一体的な運営管理体制を構築し、積極的かつ効率的な運営管理を実施します。

- ( ) 入退去に基づく運用資産の稼働状況
- ( ) テナントの動向(クレーム等の有無の確認、その他感想・不満等)
- ( ) 空室部分に対するリーシング活動の状況
- ( ) 現在実行中の修繕工事の状況及び今後行う予定の修繕工事の確認

#### PM会社の評価

資産運用会社は、定期的(原則として年1回)に、PM会社毎の運営管理実績について、企業内容、財務健全性、リーシング能力、建物管理能力等の各側面から評価します。その結果によっては、PM会社に対し改善の指示等を行うほか、PM会社を変更する場合があります。また、PM会社を変更する場合には、物件の特性、運営ノウハウ及び当該地域におけるPM会社の特性を勘案しながら、総合的に判断します。

#### e. 物件売却

運用資産については、原則として中長期的に保有し、短期的には売却を行わないものとします。但し、以下の点等を総合的に勘案した上で、売却によりポートフォリオの収益安定に寄与すると判断される場合には、売却を検討する場合があります。

- ・ポートフォリオの構成状態
- ・各用途の運用資産に係るマーケット(売買マーケット及び賃貸マーケット)動向予測
- ・各運用資産の将来における収支動向予測
- ・各運用資産の将来における資産価値の変動予測
- ・各運用資産の存する近隣エリアの収益安定の観点からみた将来性予測
- ・各運用資産の構造的及び経済的な劣化・陳腐化
- ・各運用資産のマーケットにおける売却予想額

#### f. 財務方針

##### (イ) 基本方針

計画的かつ機動的な資金調達により、ポートフォリオの中長期的な安定収益を確保し、もって投資主の価値の最大化を目指します。

##### (ロ) エクイティ・ファイナンス方針

投資口を引き受ける者の募集は、以下の点を総合的に勘案した上で行います。

新規に取得する物件の取得時期

投資法人の財務状況

投資口の希薄化

その時点での経済状況等

##### (ハ) デット・ファイナンス方針

借入れによる資金調達

##### 借入方針

以下の方針に基づき、借入れを行います。

- ・短期・長期、変動金利・固定金利のバランスを取りながら、金利変動リスクを軽減することを目的に、当面の間、長期固定型の借入れを重視します。
- ・リファイナンスリスク(資金再調達リスク)を軽減するために返済期限を分散します。
- ・多くの金融機関から借り入れることにより、借入先の分散を図ります(取引金融機関の多様化)。

##### 借入先

借入先は、租税特別措置法第67条の15第1項第1号口に定める機関投資家(以下「機関投資家」といいます。)に限るものとします。

##### 極度ローン契約

期中での物件の新規取得、テナントからの預り金等の一時金の返還又は運転資金等の資金需要への機動的な対応のため、事前の極度ローン契約を締結することがあります。

##### 投資法人債発行による資金調達

その時点での投資法人の財務状況、金融マーケット、不動産マーケット等を総合的に勘案した上で投資法人債を発行することがあります。

## (ニ) デリバティブ取引

本投資法人は、負債から生じる金利変動リスク及びその他のリスクをヘッジするため、デリバティブ取引(投信法第2条において定義される意味を有するものとします。)を行うことがあります。

## (ホ) L T V水準

総資産に対する借入金及び投資法人債の合計額の割合(以下「L T V」といいます。)は、概ね40~50%程度を標準的な水準とし、また、上限は原則として65%とします。但し、物件の追加取得等により、L T Vは、一時的に65%を超える場合があります。

## g. その他

本投資法人は、特定不動産(本投資法人が取得する特定資産のうち、不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。)の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を、100分の75以上とします(規約第25条第2項)。

## (2)【投資対象】

## a. 投資対象とする資産の種類、内容等

本投資法人は、以下の投資対象に投資します。

- (イ) 不動産等(以下の から に掲げる各資産をいいます。以下同じ。)(規約第26条第2項)
- 不動産  
不動産の賃借権  
地上権  
不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と併せて信託する包括信託を含みます。)  
不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権  
当事者の一方が相手方の行う上記 から までに定める資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(以下「不動産に関する匿名組合出資持分」といいます。)  
不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
- (ロ) 不動産対応証券(資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に定める各資産をいいます。以下同じ。)(規約第26条第3項)
- 優先出資証券(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。)(以下「資産流動化法」といいます。))第2条第9項に定める優先出資証券をいいます。)  
受益証券(投信法第2条第7項に定める受益証券をいいます。)  
投資証券(投信法第2条第15項に定める投資証券をいいます。)  
特定目的信託の受益証券(資産流動化法第2条第13項及び第15項に定める特定目的信託の受益証券をいいます。但し、上記(イ)、又は に定める資産に該当するものを除きます。)
- (ハ) 預金(譲渡性預金を含みます。)(規約第26条第4項第1号)
- (ニ) 有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号、その後の改正を含みます。)(以下「投信法施行令」といいます。))第3条第1号に定めるものをいいます。以下同じ。但し、上記(イ)及び(ロ)に定めるものに該当するものを除きます。)(規約第26条第4項第2号)
- (ホ) 金銭債権(投信法施行令第3条第7号に定めるもの(但し、上記(ハ)に定めるものに該当するものを除きます。)(規約第26条第4項第3号)
- (ヘ) デリバティブ取引に係る権利(投信法施行令第3条第2号に定めるものをいいます。)(規約第26条第4項第4号)
- (ト) 商標法(昭和34年法律第127号、その後の改正を含みます。))に定める商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権(以下「商標権等」といいます。))のうち、本投資法人の商号に係る商標権等その組織運営に伴い保有するもの及び上記(イ)に定める不動産等と併せて取得することが適当と認められるものに限り、(規約第26条第4項第5号)
- (チ) 温泉法(昭和23年法律第125号、その後の改正を含みます。))第2条第1項に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備(規約第26条第4項第6号)
- (リ) 地役権(規約第26条第4項第7号)
- (ヌ) 建設仮勘定(投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。)(以下「投資法人計算規則」といいます。))第37条第3項第2号へに定めるものをいいます。)(規約第26条第4項第8号)
- (ル) 資産流動化法第2条第6項に定める特定出資(規約第26条第4項第9号)
- (ヲ) 著作権法(昭和45年法律第48号、その後の改正を含みます。))に定める著作権等(規約第26条第4項第10号)
- (ワ) 動産(民法(明治29年法律第89号、その後の改正を含みます。)(以下「民法」といいます。))第86条第2項に定めるものをいいます。)(規約第26条第4項第11号)
- (カ) 組合の出資持分(民法第667条に定めるもののうち、有価証券に該当するものを除きます。)(規約第26条第4項第12号)
- (コ) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号、その後の改正を含みます。))に基づく算定割当量その他これに類似するもの又は排出権(温室効果ガスに関する排出権を含みます。)(規約第26条第4項第13号)
- (ク) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成23年法律第108号、その後の改正を含みます。))第2条第3項に定める再生可能エネルギー発電設備(但し、不動産に該当するものを除きます。)(規約第26条第4項第14号)
- (ケ) 上記(ハ)から(ク)までに定めるもののほか、不動産等の投資に付随して取得が必要となるその他の運用資産(規約第26条第4項第15号)

(ソ) 金商法第2条第2項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、上記(イ)から(レ)までを適用するものとします(規約第26条第5項)。

b. 投資基準及び種類別、地域別、用途別等による投資割合

(イ) 投資基準については、前記「(1)投資方針 b.投資基準」をご参照下さい。

(ロ) 種類別、地域別、用途別等による投資割合については、前記「(1)投資方針 a.基本方針」をご参照下さい。

(3)【分配方針】

a. 分配方針(規約第32条第1項)

本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

(イ) 本投資法人の運用資産の運用等によって生じる分配可能金額(以下「分配可能金額」といいます。)は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して決算日毎に計算される利益(貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除した額をいいます。)の金額とします。

(ロ) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15に定める投資法人の課税の特例(以下「投資法人の課税の特例」といいます。)に規定される本投資法人の配当可能利益の額(以下「配当可能利益の額」といいます。)の100分の90に相当する金額(法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合は、変更後の金額とします。)を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とします。但し、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合はこの限りでなく、本投資法人が合理的に決定する金額とします。なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金、一時差異等調整積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等のほか必要な金額を分配可能金額から積み立て、又は留保その他の処理を行うことができます。

(ハ) 分配金に充当せず留保した利益又は決算日までの分配可能利益については、規約に記載される資産運用の対象及び方針に基づき運用を行うものとします。

b. 利益を超えた金銭の分配(規約第32条第2項)

本投資法人は、以下の場合、それぞれに定める金額を、出資の戻しとして分配可能金額を超えて金銭で分配することができます。但し、一般社団法人投資信託協会の規則等において定める額を限度とします。また、本投資法人は、本投資法人における課税負担の軽減を目的として役員会において適切と判断した場合、役員会が決定した金額により利益を超えて金銭で分配することができます。

(イ) 分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額に満たない場合で、投資法人の課税の特例の適用要件を充足する目的で出資の戻しを行う場合には、当該適用要件を充足するものとして本投資法人が決定した金額

(ロ) 経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合は、当期における減価償却額から当期における適切な積立金等を控除した額を限度として本投資法人が決定した金額

c. 分配金の分配方法(規約第32条第3項)

投資主への分配金は金銭にて分配するものとし、原則として決算日から3ヵ月以内に、決算日において投資主名簿に記載され又は記録されている投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資主又は登録投資口質権者の有する投資口の口数に応じて行います。

d. 分配金の除斥期間等(規約第32条第4項)

投資主への分配金の支払が行われずにその支払開始の日から満3年を経過したときは、本投資法人はその支払の義務を免れるものとします。なお、未払分配金には利息を付さないものとします。

## (4)【投資制限】

## a. 規約に基づく投資制限

## (イ) 有価証券及び金銭債権に係る制限

前記「(2) 投資対象 a. 投資対象とする資産の種類、内容等」における有価証券及び金銭債権については、積極的に投資を行うものではなく、余資運用として、安全性、換金性を勘案した運用を図るものとします(規約第27条第1項)。

## (ロ) デリバティブ取引に係る制限

前記「(2) 投資対象 a. 投資対象とする資産の種類、内容等」におけるデリバティブ取引に係る権利は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとします(規約第27条第2項)。

## b. 法令に基づく投資制限

本投資法人は、金商法及び投信法による投資制限に従います。主たるものは以下の通りです(なお、以下は本投資法人に課される投資制限の全てを網羅するものではありません。 )。

(イ) 登録投資法人は資産運用会社はその資産の運用に係る業務の委託をしなければなりません。資産運用会社は、当該投資法人の資産の運用に係る業務に関して一定の行為を行うことが禁止されており、結果的に、登録投資法人が一定の投資制限に服することになります。かかる資産運用会社に対する禁止行為のうち、法令及び自主ルールに基づく利害関係人との取引制限を除き、主なものは以下の通りです。

資産運用会社が自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号、その後の改正を含みます。)(以下「金商業等府令」といいます。))第128条又は投信法施行規則第265条で定めるものを除きます。 )を行うこと(金商法第42条の2第1号)

資産運用会社が運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして金商業等府令第129条又は投信法施行規則第266条で定めるものを除きます。 )を行うこと(金商法第42条の2第2号)

資産運用会社が特定の金融商品、金融指標又はオプションに関し、取引に基づく価格、指標、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は登録投資法人以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金商法第42条の2第3号)

資産運用会社が通常取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が登録投資法人の利益を害することとなる条件での取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金商法第42条の2第4号)

資産運用会社が、以下の権利又は有価証券について、これに関して出資され又は拠出された金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含みます。 )が、当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産その他当該者の行う他の事業に係る財産と分別して管理することが当該権利又は有価証券に係る契約その他の法律行為において確保されているものとして金商業等府令で定めるものでない場合に、当該権利についての取引(金商法第2条第8項第1号、第2号又は第7号から第9号に掲げる行為をいいます。 )を行うこと(金商法第40条の3)

金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利

金商法第2条第1項第21号に掲げる有価証券(政令で定めるものに限り。 )

金商法第2条第2項第7号に掲げる権利(政令で定めるものに限り。 )

上記のほか、資産運用会社が行う行為のうち、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして金商業等府令(及び投信法施行規則)で定める以下の行為(金商法第42条の2第7号、金商業等府令第130条、投信法施行規則第266条の2)

資産運用会社が自己の監査役、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用(金商業等府令第128条各号に掲げる行為を除きます。 )を行うこと(金商業等府令第130条第1項第1号)

資産運用会社が自己又は第三者の利益を図るため、登録投資法人の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金商業等府令第130条第1項第2号)

第三者(資産運用会社の親法人等及び子法人等を含みます。 )の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金商業等府令第130条第1項第3号)

他人から不当な取引の制限その他の拘束を受けて運用財産の運用を行うこと(金商業等府令第130条第1項第4号)

有価証券の売買その他の取引等について、不当に取引高を増加させ、又は作為的な値付けをすることを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金商業等府令第130条第1項第5号)

第三者の代理人となって当該第三者との間における取引を行うことを内容とした運用(第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は登録金融機関業務として当該第三者を代理して行うもの並

びに予め個別の取引毎に全ての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て行うものを除きます。)を行うこと(金商業等府令第130条第1項第6号)

その他金商業等府令(及び投信法施行規則)に定める内容の運用を行うこと

(ロ) 同一株式の取得制限

登録投資法人は、同一の法人の発行する株式を、保有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数の100分の50を超えることとなる場合においては、取得することができません(投信法第194条第1項、投信法施行規則第221条)。但し、国外の特定資産については、当該特定資産が所在する国の法令その他の制限により、投信法第193条第1項第3号乃至第5号に掲げる取引を行うことができない場合において、専らこれらの取引を行うことを目的とする法人の発行する株式を取得するときは、適用されません(投信法第194条第2項、投信法施行令第116条の2)。

(ハ) 自己の投資口の取得及び質受けの禁止

投資法人は、自らが発行した投資口を取得し、又は質権の目的として受けることができません。但し、次に掲げる場合において自らが発行した投資口を取得するときは、この限りではありません(投信法第80条第1項、投信法施行規則第129条)。なお、本投資法人は下記 に対応する規約の定めを有しています(規約第6条第2項)。

その資産を主として一定の特定資産に対する投資として運用することを目的とする投資法人が、投資主との合意により当該投資法人の投資口を有償で取得することができる旨を規約で定めた場合。

合併後消滅する投資法人から当該投資口を承継する場合

投信法の規定により当該投資口の買取りをする場合

当該投資法人の投資口を無償で取得する場合

当該投資法人が有する他の法人等の株式(持分その他これに準ずるものを含みます。下記 において同じ。)につき当該他の法人等が行う剰余金の配当又は残余財産の分配(これらに相当する行為を含みます。)により当該投資法人の投資口の交付を受ける場合

当該投資法人が有する他の法人等の株式につき当該他の法人等が行う次に掲げる行為に際して当該株式と引換えに当該投資法人の投資口の交付を受ける場合

組織の変更

合併

株式交換(会社法以外の法令(外国の法令を含みます。)に基づく株式交換に相当する行為を含みます。)

その権利の実行に当たり目的を達成するために当該投資法人の投資口を取得することが必要、かつ、不可欠である場合(上記 から に掲げる場合を除きます。)

(二) 子法人による親法人投資口の取得制限

子法人(投資法人が他の投資法人の発行済投資口(投資法人が発行している投資口をいいます。)の過半数の投資口を有する場合における当該他の投資法人をいいます。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除くほか、その親法人(他の投資法人を子法人とする投資法人をいいます。)である投資法人の投資口(以下「親法人投資口」といいます。)を取得することができません(投信法第81条第1項、第2項、投信法施行規則第131条)。

合併後消滅する投資法人から親法人投資口を承継する場合

他の法人等が行う株式交付(会社法以外の法令(外国の法令を含みます。)に基づく株式交付に相当する行為を含みます。)に際して親法人投資口の割当てを受ける場合

親法人投資口を無償で取得する場合

その有する他の法人等の株式(持分その他これに準ずるものを含みます。下記 において同じ。)につき当該他の法人等が行う剰余金の配当又は残余財産の分配(これらに相当する行為を含みます。)により親法人投資口の交付を受ける場合

その有する他の法人等の株式につき当該他の法人等が行う次に掲げる行為に際して当該株式と引換えに当該親法人投資口の交付を受ける場合

組織の変更

合併

株式交換(会社法以外の法令(外国の法令を含みます。)に基づく株式交換に相当する行為を含みます。)

株式移転(会社法以外の法令(外国の法令を含みます。)に基づく株式移転に相当する行為を含みます。)

その権利の実行に当たり目的を達成するために親法人投資口を取得することが必要、かつ、不可欠である場合(上記 から に掲げる場合を除きます。)

## c. その他

## (イ) 有価証券の引受け

本投資法人は、有価証券の引受けは行いません。

## (ロ) 信用取引

本投資法人は、信用取引は行いません。

## (ハ) 借入れ(規約第31条)

資産の効率的な運用及び運用の安定性を図るため、資産の取得資金、貸付けを行う不動産及び信託の受益権その他資産の裏付けとなる不動産に係る工事代金及び運転資金、又は債務の返済(敷金・保証金の返還並びに借入金の返済及び投資法人債(短期投資法人債を含みます。以下本(ハ)において同じ。)の償還を含みます。)、その他の一時的な支出のために必要となる資金の調達を用途とし、借入れ又は投資法人債の発行を行います。但し、短期投資法人債の発行により調達した資金の用途又は目的については、法令に定める範囲に限るものとします。

本投資法人の借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ1兆円とし、その合計額は1兆円を上限とします。

借入れを行う場合、借入先は、機関投資家に限るものとします。

借入れ又は投資法人債の発行に際しては、運用資産については、抵当権、質権その他の担保権を設定することができるものとします。

## (ニ) 集中投資

集中投資について制限はありません。但し、ポートフォリオの投資比率に関する本投資法人の運用方針については、前記「(1)投資方針 a.基本方針 (ハ)分散されたポートフォリオの構築」をご参照下さい。

## (ホ) 他のファンドへの投資等

運用に当たっては、不動産及び不動産を信託財産とする信託の受益権への投資を基本としますが、投資環境、資産規模等によっては、その他の不動産等(規約第26条第2項に掲げる資産のうち不動産及び不動産を信託する信託の受益権を除いたものをいいます。)及び不動産対応証券(規約第26条第3項に掲げる資産をいいます。)への投資を行います(規約第25条第5項)。

### 3【投資リスク】

#### (1) リスク要因

以下には、本投資法人の投資証券又は本投資法人が発行する投資法人債券への投資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。但し、以下は本投資法人の投資証券又は投資法人債券への投資に関する全てのリスクを網羅したのではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。また、本投資法人が2021年11月30日現在保有している78物件の不動産を信託財産とする信託受益権及び36物件の不動産(詳細については、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 その他投資資産の主要なもの (イ) 保有資産の概要」をご参照下さい。)特有のリスクについては、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 その他投資資産の主要なもの (ハ) 各物件の概要」を併せてご参照下さい。

本投資法人は、対応可能な限りにおいてこれらのリスク発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、回避及び対応が結果的に十分である保証はありません。以下に記載するリスクが現実化した場合、本投資法人の投資証券又は投資法人債券の市場価格は下落し、発行価格に比べ低くなることもあると予想され、その結果、投資主又は投資法人債権者が損失を被る可能性があります。また、本投資法人の純資産額の低下その他財務状況の悪化により、分配金の低下が生じる可能性があります。

各投資家は、自らの責任において、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で、本投資法人の投資証券又は投資法人債券に関する投資判断を行う必要があります。

なお、本書に記載の事項には、将来に関する事項が含まれますが、別段の記載のない限り、これらの事項は本書の日付現在における本投資法人及び資産運用会社の判断又は仮定に基づく予測等によるものであり、実際の結果と異なる可能性があります。

本項に記載されているリスク項目は、以下の通りです。

- a. 投資証券又は投資法人債券に関するリスク
  - (イ) 投資証券の商品性に関するリスク
  - (ロ) 投資証券又は投資法人債券の市場価格の変動に関するリスク
  - (ハ) 投資口の価値の希薄化に関するリスク
  - (ニ) 金銭の分配・自己投資口の取得等に関するリスク
  - (ホ) 投資主の権利が必ずしも株主の権利と同一でないリスク
  - (ヘ) 投資法人債券の償還・利払等に関するリスク
- b. 本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク
  - (イ) 収入、費用及びキャッシュ・フローの変動に関するリスク
  - (ロ) 借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク
  - (ハ) 有利子負債比率に関するリスク
  - (ニ) 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者に関するリスク
  - (ホ) PM会社に関するリスク
  - (ヘ) 本投資法人及び資産運用会社の人材に依存しているリスク
  - (ト) 業務提携先に依存しているリスク
  - (チ) 本投資法人が倒産し又は登録を取消されるリスク
  - (リ) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク
  - (ヌ) 本投資法人による敷金・保証金等の利用に関するリスク
- c. 不動産及び信託受益権に関するリスク
  - (イ) 不動産の流動性、取引コスト等に関するリスク
  - (ロ) 不動産の欠陥・瑕疵等に関するリスク
  - (ハ) 災害等による建物の毀損、滅失、劣化及び感染症の発生等のリスク
  - (ニ) 不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク
  - (ホ) 法令の制定・変更に関するリスク
  - (ヘ) 地球温暖化対策及びESGに関するリスク
  - (ト) 売主等に関するリスク
  - (チ) 共有に関するリスク
  - (リ) 区分所有に関するリスク
  - (ヌ) 借地物件に関するリスク
  - (ル) 借家物件に関するリスク
  - (ヲ) 底地物件に関するリスク
  - (ワ) 開発物件に関するリスク
  - (カ) 有害物質に関するリスク
  - (ヨ) 賃料収入等に関するリスク
  - (タ) 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク
  - (レ) 転貸に関するリスク

- (ソ) テナント等による不動産の利用状況に関するリスク
  - (ツ) マスターリースに関するリスク
  - (ネ) 不動産の地域的な偏在に関するリスク
  - (ナ) テナント集中に関するリスク
  - (ラ) 信託受益権に関するリスク
  - (ム) フォワード・コミットメント等に関するリスク
- d. 税制等に関するリスク
- (イ) 導管性の維持に関する一般的リスク
  - (ロ) 過大な税負担の発生により支払配当要件が満たされないリスク
  - (ハ) 資金不足により計上された利益の全部を配当できないリスク
  - (ニ) 借入れに係る導管性要件に関するリスク
  - (ホ) 同族会社要件について本投資法人のコントロールが及ばないリスク
  - (ヘ) 投資証券を保有する投資主数について本投資法人のコントロールが及ばないリスク
  - (ト) 税務調査等による更正処分のために追加的な税金が発生するリスク
  - (チ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク
  - (リ) 一般的な税制の変更に関するリスク
  - (ヌ) 減損会計の適用に関するリスク
  - (ル) 納税遅延に係る延滞税等の発生に関するリスク
- e. その他
- (イ) 今後の資産の取得及び譲渡に関するリスク
  - (ロ) 投資対象不動産取得前の情報に関するリスク
  - (ハ) 専門家の意見への依拠に関するリスク
  - (ニ) 過去の収支状況が将来の本投資法人の収支状況と一致しないリスク
  - (ホ) 匿名組合出資持分への投資に関するリスク
  - (ヘ) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関するリスク

a. 投資証券又は投資法人債券に関するリスク

(イ) 投資証券の商品性に関するリスク

譲渡性に関するリスク

本投資法人の投資口は、投資主からの請求による投資口の払戻しを行わないクローズド・エンド型であるため、投資主が本投資法人の投資証券を換価する手段は、原則として、第三者に対する売却のみとなります。東京証券取引所における本投資法人の投資証券の流動性の程度によっては、本投資法人の投資証券を投資主の希望する時期及び条件で取引できなかつたり、本投資法人の投資口1口当たりの純資産額に比して相当に廉価で譲渡せざるを得ない場合や、本投資法人の投資証券の譲渡自体が事実上不可能となる場合があります。

市場性に関するリスク

本投資法人の投資証券は、東京証券取引所に上場されていますが、本投資法人の資産総額の減少、投資証券の売買高の減少その他の東京証券取引所の「有価証券上場規程」その他の規則等に定める一定の上場廃止基準に抵触する場合には、本投資法人の投資証券の上場が廃止される可能性があります。上場廃止後は東京証券取引所における本投資法人の投資証券の売却が不可能となり、投資主の換価手段が大きく制限されます。これにより、投資主は、本投資法人の投資証券を希望する時期及び条件で換価できないか、全く換価できない可能性があります。

エクイティとしてのリスク

投資証券は、株式会社における株式に類似する性質（いわゆるエクイティとしての性質）を有するものであり、投資金額の回収や利回りの如何は本投資法人の財政状態及び経営成績等に影響されます。本投資法人は前記「2 投資方針（3）分配方針」に記載の分配方針に従って、投資主に対して金銭の分配を行う予定ですが、分配の有無及びその金額は、いかなる場合においても保証されるものではありません。

また、本投資法人の投資証券に対して投下された投資主からの投資金額については、いかなる保証も付されておらず、金融機関の預金と異なり預金保険等の対象でもありません。本投資法人について破産その他の倒産手続が開始された場合や本投資法人が解散した場合には、投資主は配当・残余財産の分配等において最劣後の地位に置かれ、投資金額の全部又は一部の回収が不可能となる可能性があります。

(ロ) 投資証券又は投資法人債券の市場価格の変動に関するリスク

近時、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大が継続しており、業務の停滞や経済活動への悪影響が生じており、不動産投資信託証券の市場価格も悪影響を受けています。本投資法人の保有資産はオフィスビル及びレジデンスが中心であり、その影響が直ちに生じるとは考えていません。しかしながら、今後、上記の感染症が長期化や更なる拡大をした場合には、本投資法人の保有資産及びそのテナントを取り巻く環境に重大な影響がないとの保証はありません。また、その結果、本投資口の市場価格に悪影響が及ぶ可能性があります。

以上のほか、本投資法人の投資証券又は投資法人債券の市場価格は、金融商品取引所における投資家の需給により影響を受けるほか、金利情勢、経済情勢その他市場を取り巻く様々な要因の影響を受けます。また、本投資法人の財務状態、金利情勢、経済情勢、不動産市況その他の要因により、本投資法人の投資証券又は投資法人債の市場価格が下落する可能性もあります。

大量売却による価格下落のリスク

本投資法人の投資証券が取引所において一時的に大量に売却される場合、本投資法人の投資証券の市場価格が大幅に下落する可能性があります。

市況等による価格下落のリスク

本投資法人の投資証券及び投資法人債券の市場価格は、本投資法人の財政状態及び経営成績等により影響を受けることに加え、社会経済一般の事象、たとえば、一般経済情勢や市場実態の変化を含んだ市場全体の変化、不動産市況、将来の不動産投資信託証券市場一般の規模と流動性、法制や税制等の不動産投資信託に關係する諸制度の変更及び資本市場の低迷や金利の上昇、不動産投資信託以外をも含めた他の金融商品に対する本投資法人の投資証券及び投資法人債券の相対的な魅力、その他様々な要因の影響を受け、その価格形成に影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 投資口の価値の希薄化に関するリスク

本投資法人は、資産の取得、修繕等、本投資法人の運営に要する資金、又は債務の返済（敷金・保証金の返還並びに借入金の返済及び投資法人債の償還を含みます。）等の資金の手当てを目的として新規投資口を随時発行する予定です。投資口が発行された場合、既存の投資主が、必要口数を新規に取得しない限り、保有する投資口の持分割合は減少します。また、本投資法人の営業期間中に発行された投資口に対して、その保有期間が異なるにもかかわらず、当該営業期間について既存の投資主が有する投資口と同額の金銭の分配が行われる可能性があります。

更に、投資口発行の結果、本投資法人の投資口1口当たりの純資産額や市場における需給バランスが影響を受ける可能性があります。

これら諸要因により、既存の投資主が悪影響を受ける可能性があります。

(ニ) 金銭の分配・自己投資口の取得等に関するリスク

本投資法人は、前記「2 投資方針（3）配分方針」に記載の配分方針に従って、投資主に対して金銭の分配を行う予定ですが、分配の有無及びその金額は、いかなる場合においても保証されるものではありません。本投資法人が取得する不動産及び不動産を裏付けとする資産の当該裏付け不動産（以下、本「（1）リスク要因」の項において「不動産」と総称します。）の賃貸状況、売却に伴う損益や建替えに伴う除却損等により、期間損益が大きく変動し、投資主への分配金が増減し、又は一切分配されないことがあります。

また、本投資法人は、投資主価値の向上につながると判断した場合には役員会の決定に基づき自己投資口の取得を行うことがあります。役員会で自己投資口の取得について決定が行われた場合でも、実際に投資口の取得が行われる保証はなく、また、行われた場合でも役員会で決定された上限に至るまで行われる保証はありません。加えて、取得した自己投資口は相当の時期に処分又は消却をしなければならず、必ずしも本投資法人にとって有利な時期及び価格で処分できる保証はありません。また、投資法人が税務上の特例要件を満たし法人税が課税されないこととなるためには、税引前当期純利益に一定の調整を加えた金額の90%超の配当を行う必要があります（後記「d. 税制等に関するリスク（ロ）過大な税負担の発生により支払配当要件が満たされないリスク」をご参照ください。）が、自己投資口は貸借対照表上、純資産の控除項目として計上されることから、税引前当期純利益に比し、本投資法人が利益として実際に配当できる金額が自己投資口の金額分減少する可能性があり、結果として、決算期を超えて自己投資口を保有し続けた場合には支払配当要件の充足のために、一時差異等調整引当額（後記「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い a. 個人投資主の税務（イ）配当等の額に係る税務」において定義されます。以下同じです。）の引当等の一定の手続が必要となる可能性があります。

(ホ) 投資主の権利が必ずしも株主の権利と同一でないリスク

投資法人の投資主は、投資主総会を通じて、投資法人の意思決定に参画できるほか、投資法人に対して一定の権利を行使することができますが、かかる権利は株式会社における株主の権利とは必ずしも同一ではありません。たとえば、金銭の分配に係る計算書を含む投資法人の計算書類等は、役員会の承認のみで確定し（投信法第131条第2項）、投資主総会の承認を得る必要はないことから、投資主総会は、必ずしも、決算期毎に招集されるわけではありません。また、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなされます（投信法第93条第1項、規約第14条第1項）。

更に、投資法人は、資産の運用に係る業務その他の業務を資産運用会社その他の第三者に委託しています。

これらの要因により、投資主による資産の運用に係る業務その他の業務に対する統制が効果的に行えない可能性もあります。

(ヘ) 投資法人債券の償還・利払等に関するリスク

本投資法人の信用状況の悪化その他の事由により、投資法人債券について元本や利子の支払が滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。

b. 本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク

(イ) 収入、費用及びキャッシュ・フローの変動に関するリスク

本投資法人は、主として投資対象不動産等に投資しますが、投資対象たる不動産及び投資対象とする資産対応証券等の引当てとなる不動産（以下「投資対象不動産」といいます。）からの収入が減少し、又は投資対象不動産に関する費用が増大することにより、投資主への分配がなされず若しくは分配金額が減少し、又は投資法人債券の弁済に悪影響を与えることがあります。

収入に関するリスク

本投資法人の収入は、本投資法人が取得する投資対象不動産の賃料収入に主として依存しています。投資対象不動産に係る賃料収入は、投資対象不動産の稼働率の低下、賃料水準の低下、テナントによる賃料の支払債務の不履行・遅延等により、大きく減少し、キャッシュ・フローを減ずる要因となります。本書において開示されている運用資産及び期中取得資産の過去の収支の状況や賃料総額は、当該資産の今後の収支と必ずしも一致するものではありません。また、当該投資対象不動産に関して締結される賃貸借契約に基づく賃料が、一般的な賃料水準に比して適正な水準にあるとは限りません。

費用に関するリスク

収入の減少だけでなく、退去するテナントへの預り敷金・保証金の返還、多額の資本的支出、投資対象不動産等の取得等に係る費用の増大もキャッシュ・フローを減ずる要因となります。

また、投資対象不動産に関する費用としては、減価償却費、租税公課、保険料、水道光熱費、設備管理委託費用、警備委託費用、清掃委託費用、造作買取費用、修繕費用等があり、かかる費用の額は状況により増大する可能性があります。

(ロ) 借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク

本投資法人は、本書記載の投資方針に従い、機関投資家からの金銭の借入れ及び投資法人債の発行による資金調達を行うことがあります。その限度額は、金銭の借入れ及び投資法人債についてそれぞれ1兆円（但し、合計して1兆円を上限とします。）としています（規約第31条）。

借入コストに係るリスク

本投資法人は、新たな投資対象不動産の取得等を目的として、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達を行っています。しかし、借入金利が著しく上昇すること、及び資金の追加借入れ又は借換えに時間を要すること等により、借入コストが増大する可能性があります。

また、本投資法人の資産の売却等に伴って、借入金等の期限前返済を行う場合には、期限前返済コスト（ブレイクファンディングコスト等）が発生します。このコストは、その発生時点における金利情勢によって決定されることがあり、予測し得ない経済状況の変動によりコストが増大する可能性があります。

調達条件に関するリスク

金銭の借入れ及び投資法人債の発行の可能性及び条件は、金利情勢その他の要因による影響を受けるため、今後、本投資法人の希望する時期及び条件で金銭の借入れ及び投資法人債の発行を行うことができる保証はありません。

借入れ及び投資法人債の金利は、借入れ時及び投資法人債発行時の市場動向に左右され、変動金利の場合、その後の市場動向にも左右されます。一般的に、市場金利が上昇傾向にある場合、本投資法人の利払額は増加します。

本投資法人が資金を調達しようとする場合、投資口の発行の方法によることもあります。この場合、投資口の発行時期及び発行価格はその時の市場環境に左右され、場合により、本投資法人の希望する時期

及び条件でこれを発行することができないこともあり得ます。また、投資口が発行された場合、前記「a. 投資証券又は投資法人債券に関するリスク (八) 投資口の価値の希薄化に関するリスク」に記載の通り、本投資法人の投資口の市場価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。

#### 財務制限条項に関するリスク

本投資法人が金銭の借入れ又は投資法人債の発行を行う場合において、当該金銭の借入れ又は投資法人債の発行の条件として、投資主への金銭の分配を制約する等の財務制限条項が設けられたり、規約の変更が制限される等の可能性があり、このような制約が本投資法人の運営に支障をもたらす、又は投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。また、金銭の借入れ若しくは投資法人債の発行の際に(又はその後において)運用資産に担保を設定した場合には、本投資法人が当該担保の設定された運用資産の売却を希望する際に、担保の解除の手續等を要することが考えられ、希望通りの時期又は価格で売却できない可能性があります。なお、本書の日付現在、本投資法人の借入れについては、資産・負債等に基づく一定の財務指標上の数値を維持することを定める等の財務制限条項が設けられています。

#### 返済資金調達に関するリスク

本投資法人が返済期の到来した金銭の借入れ又は投資法人債の借換えを行うことができないことにより、また、本投資法人のキャッシュ・フロー、金利情勢その他の理由により(投資対象不動産からのキャッシュ・フローの減少、評価額の下落等を理由として、借入金又は投資法人債の早期返済を強制される場合を含みます。)、本投資法人が保有する運用資産を処分しなければ金銭の借入れ及び投資法人債に係る債務の返済ができなくなる可能性があります。この場合、本投資法人の希望しない時期及び条件で運用資産を処分せざるを得ないこととなる場合があり、その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 債務不履行に関するリスク

本投資法人が金銭の借入れ又は投資法人債に係る債務について債務不履行となった場合、それらの債務の債権者により本投資法人の資産に対して仮差押え等の保全処分、差押え等の強制執行又は担保権の実行としての競売等が行われることがあるとともに、本投資法人に対して破産等の倒産手續の申立てが行われる可能性があります。

#### (八) 有利子負債比率に関するリスク

LTVの上限は、資産運用会社の運用ガイドラインにより65%としていますが、資産の取得等に伴い一時的に65%を超えることがあります。一般的にLTVの水準が高くなればなるほど、本投資法人の投資証券の分配金の利回りは高くなるのが想定できるものの、金利上昇の影響を受けやすくなり、その結果投資主の分配額が減少するおそれがあります。

#### (二) 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者に関するリスク

##### 任務懈怠等に関するリスク

本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用を資産運用会社に、資産の保管を資産保管会社に、一般事務を一般事務受託者に、それぞれ委託しています。本投資法人の円滑な業務遂行の実現のためにはこれらの者の能力、経験及びノウハウに依拠するところが大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基礎等を必ずしも維持できる保証はありません。資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者は、投信法及び金商法上委託を受けた業務の執行につき善良な管理者としての注意義務(以下「善管注意義務」といいます。)を負い、かつ法令、規約及び投資主総会の決議を遵守し投資法人のために忠実に職務を遂行する義務(以下「忠実義務」といいます。)を負っています(投信法第118条、第209条、金商法第42条)が、これらの者による業務の懈怠その他義務違反があった場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### 利益相反に関するリスク

本投資法人の一般事務受託者、資産保管会社、資産運用会社又は資産運用会社の株主等、本投資法人に現在関与し又は将来関与する可能性がある法人は、それぞれの立場において本投資法人の利益を害し、自己又は第三者の利益を図ることが可能な立場にあります。

これらの関係法人がそれぞれの立場において自己又は第三者の利益を図った場合は、本投資法人の利益が害される可能性があります。

資産運用会社は、本投資法人に対し善管注意義務と忠実義務を負う(金商法第42条)ほか、投信法及び金商法において業務遂行に関して行為準則が詳細に規定されており、更に運用ガイドラインに基づく自主的なルールも定めています。

しかし、資産運用会社が、上記に反して、自己又は第三者の利益を図るため、投資法人の利益を害することとなる取引を行った場合には、投資主又は投資法人債権者に損害が発生する可能性があります。

なお、資産運用会社が、将来において別の投資法人等の資産運用を受託した場合、本投資法人と資産運用会社の間のみならず、本投資法人と当該投資法人等との間でも、利益相反の問題が生じる可能性があります。投信法は、このような場合に備えて、投信法上の資産運用会社が、その資産の運用を行う投資法人相互間において取引を行うことを原則として禁止する等の規定を置いています。また、資産運用会

社においても、他の投資法人等の資産を運用することとなる場合には、投資法人等との間の利益相反の問題に対処するために必要な自主的ルールを策定することも想定されます。しかしながら、この場合に、他の投資法人の利益を図るため、本投資法人の利益が害されるリスクが現実化しないという保証はありません。

#### 解約に関するリスク

一定の場合には、資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者との契約が解約されることがあります。投信法上、資産の運用、資産の保管及び一般事務に関して第三者へ委託することが要求されているため、各契約が解約された場合には、本投資法人は新たな受託者に委託する必要があります。しかし、本投資法人の希望する時期及び条件で現在と同等又はそれ以上の能力と専門性を有する新たな受託者を選任できる保証はなく、速やかに選任できない場合には本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 倒産等に関するリスク

資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者のそれぞれが、破産手続、再生手続又は更生手続その他の倒産手続等により業務遂行能力を喪失する可能性があるほか、本投資法人は、それらの者に対する債権の回収に困難が生じるおそれがあり、更に、資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者との契約を解約されることがあります。これらにより、本投資法人の日常の業務遂行に影響を及ぼすことになり、また、場合によっては本投資法人の投資証券の上場が廃止される可能性もあります。そのような場合、投資主又は投資法人債権者が損害を受ける可能性があります。

### (ホ) P M会社に関するリスク

#### 能力に関するリスク

一般に、賃借人の管理、建物の保守管理等、不動産の管理全般の成否は、P M会社の能力、経験及びノウハウによるところが大きく、本投資法人が保有する不動産の管理についても、管理を委託するP M会社の業務遂行能力に大きく依拠することとなります。管理委託先を選定するに当たっては、当該P M会社の能力、経験及びノウハウを十分考慮することが前提となりますが、そのP M会社における人的・財産的基盤が維持される保証はありません。

#### 利益相反に関するリスク

本投資法人の投資対象不動産に係るP M会社が、他の顧客(他の不動産投資法人を含みます。)から当該顧客の不動産の管理及び運営業務を受託し、本投資法人の投資対象不動産に係るP M業務と類似又は同種の業務を行う可能性があります。これらの場合、当該P M会社は、本投資法人以外の者の利益を優先することにより、本投資法人の利益を害する可能性があります。

#### 解約に関するリスク

一定の場合には、P M会社との契約が解約されることがあります。後任のP M会社を選任されるまではP M会社不在又は機能不全のリスクが生じるため、一時的に当該投資対象不動産の管理状況が悪化する可能性があります。また、本投資法人の希望する時期及び条件で現在と同等又はそれ以上の能力と専門性を有する新たなP M会社を選任できる保証はなく、速やかに選任できない場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 倒産に関するリスク

P M会社が、破産手続、再生手続又は更生手続その他の倒産手続等により業務遂行能力を喪失する可能性があるほか、本投資法人は、それらの者に対する債権の回収に困難が生じるおそれがあり、更に、P M会社との契約を解約されることがあります。これらにより、本投資法人の日常の業務遂行に影響が及ぶことになり、投資主又は投資法人債権者が損害を受ける可能性があります。

### (ヘ) 本投資法人及び資産運用会社の人材に依存しているリスク

本投資法人の運営は、本投資法人及び資産運用会社の人材の能力、経験及びノウハウに大きく依存しており、これらの人材が失われた場合、本投資法人の運営に重大な悪影響をもたらす可能性があります。投信法上、投資法人を代表し、その業務執行を行う執行役員及び執行役員の業務を監督する監督役員は、善管注意義務及び忠実義務を負いますが、職務執行上、本投資法人の執行役員又は監督役員が善管注意義務又は忠実義務に反する行為を行った場合は、結果として投資主又は投資法人債権者が損害を受ける可能性があります。

## (ト) 業務提携先に依存しているリスク

資産運用会社は、平和不動産との間で業務提携に関する協定書を締結し、情報の提供を受けています(前記「1 投資法人の概況 (3) 投資法人の仕組み b. 本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容」をご参照下さい。)。このため、本投資法人の運営は、業務提携先の能力、経験及びノウハウに大きく依存しており、資産運用会社と業務提携先との協働関係が失われた場合、業務提携先からの情報の提供、人材の派遣等と同等の情報の提供、人材の派遣等を受けることが不可能又は著しく困難となり、本投資法人の運営に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

また、業務提携先が、本書の日付現在有している情報収集能力、助言能力、人的資源等を維持できなくなった場合には、本投資法人の運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

加えて、業務提携先の利益は本投資法人の他の投資主の利益と相反する可能性があります。たとえば、業務提携先は、他の投資法人を含む不動産関連事業に投資を行い、又は行う可能性があることから、これらの事業と本投資法人との取引又は競合において利益相反が起こる可能性があります。

## (チ) 本投資法人が倒産し又は登録を取消されるリスク

本投資法人は、破産法(平成16年法律第75号、その後の改正を含みます。)(以下「破産法」といいます。)、民事再生法(平成11年法律第225号、その後の改正を含みます。)(以下「民事再生法」といいます。))及び投信法上の特別清算手続(投信法第164条)に服します。

本投資法人は、投信法に基づいて投資法人としての登録を受けていますが、一定の事由が発生した場合に投信法に従ってその登録が取消される可能性があります(投信法第216条)。その場合には、本投資法人の投資証券の上場が廃止され、本投資法人は解散し、清算手続に入ります。

本投資法人が清算される場合、前記「a. 投資証券又は投資法人債券に関するリスク (イ) 投資証券の商品性に関するリスク エクイティとしてのリスク」に記載の通り、投資主は、全ての債権者への返済(投資法人債の償還を含みます。)後の残余財産による分配からしか投資金額を回収することができません。

## (リ) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク

規約に定められている資産運用の対象及び方針等の基本的な事項の変更には、投資主総会の承認が必要ですが、本投資法人の役員会及び資産運用会社の取締役会が定めたより詳細な投資方針、運用ガイドライン等については、投資主総会の承認を経ることなく、変更することが可能です。そのため、本投資法人の投資主の意思が反映されないまま、これらに変更される可能性があります。

## (ヌ) 本投資法人による敷金・保証金等の利用に関するリスク

本投資法人は、運用資産の賃借人が無利息又は低利で預託した敷金・保証金等を運用資産の取得資金の一部として利用する場合があります。しかし、賃貸市場の動向、賃借人との交渉等により、本投資法人の想定よりも賃借人からの敷金・保証金等の預託額が少なくなり、又は預託期間が短くなる可能性があります。この場合、必要な資金を借入れ等により調達せざるを得なくなります。また、敷金・保証金等を本投資法人が利用する条件として、本投資法人が敷金又は保証金の返還債務を負う場合があり、当該返還債務の履行に必要な資金を借入れ等により調達する可能性があります。これらの結果、本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

## c. 不動産及び信託受益権に関するリスク

投資対象不動産の価格や流動性等の要因により本投資法人の運用資産である投資対象不動産等の価値が下落した場合、本投資法人の投資証券の市場価格の下落をもたらしたり、投資法人債券の価値に悪影響を与える可能性があります。

## (イ) 不動産の流動性、取引コスト等に関するリスク

## 流動性及び取引コストに関するリスク

不動産は、一般的に代替性がない上、流動性が低く、また、それぞれの物件の個別性が強いいため、その売買の際には、不動産鑑定士による鑑定評価、関係者との交渉や物件精査等が必要となり、売却及び取得に多くの時間と費用を要するため、取得又は売却を希望する時期に、希望する物件を取得又は売却することができない可能性があります。特に、不動産が共有物件又は区分所有物件である場合や土地と建物が別人の所有に属する場合等、権利関係の態様によっては、取得及び売却により多くの時間と費用を要することがあり、場合によっては取得又は売却ができない可能性があります。

## 不動産の取得・処分に関するリスク

今後の政府の政策や景気の動向等の如何によっては、不動産投資信託その他のファンド及び投資家等による不動産に対する投資が本書の日付現在に比べ、より活発化する可能性があります。その結果、不動産の取得競争が激化し、本投資法人が取得を希望した不動産の取得ができない可能性が高まる場合があります。また、取得が可能であったとしても、投資採算の観点から希望した価格・時期・条件で取引を行えない可能性等もあります。更に、本投資法人が投資対象不動産を取得した後にこれらを処分する場合にも、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない可能性等もあります。その

結果、本投資法人が利回りの向上や収益の安定化のために最適と考える資産のポートフォリオを構築できない可能性があります。

#### (ロ) 不動産の欠陥・瑕疵等に関するリスク

##### 不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク

一般に不動産には権利、地盤、地質、構造等に関して欠陥・瑕疵等(工事における施工の不具合及び施工報告書の施工データの転用・加筆等を含みますが、これらに限りません。)が存在している可能性があります。資産運用会社が投資対象不動産等の選定・取得の判断を行うに当たっては、原則として投資対象不動産について定評のある専門業者から建物状況調査報告書を取得する等の物件精査を行うとともに、当該投資対象不動産等の元所有者又は元受益者から譲渡の時点における一定の表明及び保証を取得することとしています。また、状況に応じて、元所有者又は元受益者に対し一定の瑕疵担保責任又は契約不適合責任を負担させる場合もあります。しかし、建物状況調査報告書で指摘されなかった事項について取得後に欠陥・瑕疵等が判明する可能性があります。建築基準法等の行政法規が求める所定の手続を経由した不動産についても、一般的に、建物の施工を受託した建築会社又はその下請け業者において、建物が適正に施工されない場合がありうるほか、建築基準関係規定の求める安全性や構造耐力等を有するとの保証はありません。また、元所有者又は元受益者の表明及び保証が全ての欠陥・瑕疵等をカバーしている保証はなく、瑕疵担保責任又は契約不適合責任の期間及び責任額は一定範囲に限定されるのが通例であり、また、元所有者又は元受益者が解散したり無資力になっているために実効性がない場合もあります。これらの場合には、買主である本投資法人が当該欠陥・瑕疵等の補修、建替えその他に係る予定外の費用を負担せざるを得なくなることがあります。

##### 権利関係等に関するリスク

不動産を巡る権利義務関係の複雑さゆえに、不動産に関する権利が第三者の権利や行政法規等により制限を受けたり、第三者の権利を侵害していることが後になって判明する可能性があります。その結果、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、元所有者又は元受益者が表明及び保証した事実が真実でなかったことを理由とする損害賠償責任や元所有者又は元受益者が負担する瑕疵担保責任又は契約不適合責任を追及しようとしても、元所有者又は元受益者の損害賠償責任又は瑕疵担保責任若しくは契約不適合責任の負担期間が限定されていたり、元所有者又は元受益者の資力が不十分であったり、元所有者又は元受益者が解散等により存在しなくなっている等の事情により、実効性がない可能性があります。なお、運用資産及び期中取得資産の前売主の多くは、主として不動産信託受益権の保有のみを目的とする法人であるため、契約上瑕疵担保責任又は契約不適合責任を負うこととされている場合であっても瑕疵担保責任又は契約不適合責任を負担するに足る資力を有しない可能性があります。

更に、売主が表明及び保証を行わない場合又は瑕疵担保責任又は契約不適合責任を負担しない場合であっても、本投資法人が当該不動産を取得する可能性があります。たとえば、本投資法人は、競売されている不動産を取得することがありますが、かかる不動産に瑕疵等があった場合には瑕疵担保責任又は契約不適合責任を追及することができません。

##### 瑕疵担保責任又は契約不適合責任を負担するリスク

本投資法人は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号、その後の改正を含みます。)(以下「宅地建物取引業法」といいます。)上、みなし宅地建物取引業者となるため(宅地建物取引業法上の登録をした信託受託者たる信託銀行も同様です。)、不動産の売却の相手方が宅地建物取引業者でない場合、不動産の売主として民法上負う瑕疵担保責任又は契約不適合責任を原則として排除できません。従って、本投資法人又は信託受託者が不動産の売主となる場合には、一定限度の瑕疵担保責任又は契約不適合責任を負うこととなる場合があります。

##### 登記に公信力がないことに関するリスク

我が国の法制度上、不動産登記にはいわゆる公信力がありません。従って、不動産登記簿の記載を信じて取引した場合にも、買主は不動産に係る権利を取得できないことや予想に反して当該不動産上に第三者の権利が設定されていることがあります。また、権利に関する事項のみならず、不動産登記簿中の不動産の表示に関する事項が現況と一致していない場合もあります。このような場合、上記と同じく、本投資法人は売主等に対して法律上又は契約上許容される限度で責任を追及することとなりますが、その実効性があるとの保証はありません。

##### 境界の確定に関するリスク

物件を取得するまでの時間的制約等から、一般に隣接地所有者からの境界確定同意が取得できず又は境界標の確認ができないまま、当該物件を取得する事例が少なからず見られます。本投資法人がこれまでに取得した投資対象不動産にもそのような事例が存在し、今後取得する投資対象不動産等についてもその可能性は小さくありません。従って、状況次第では、後日これを処分するときに事実上の障害が発生し、また、境界に関して紛争が発生して、所有敷地の面積の減少、訴訟費用、損害賠償責任の負担を余儀なくされる等、投資対象不動産について予定外の費用又は損失を負担する可能性があります。同様

に、越境物の存在により、投資対象不動産の利用が制限され賃料に悪影響を及ぼす可能性や、越境物の除去等のために追加費用を負担する可能性があります。

(八) 災害等による建物の毀損、滅失、劣化及び感染症の発生等のリスク

火災、破裂爆発、落雷、風・ひょう・雪災、水災、地震火災、地震破裂、地震倒壊、噴火及び津波並びに電気的事故、機械的事故その他偶然不測の事故並びに戦争、暴動、騒乱、テロ等(以下「災害等」といいます。)により投資対象不動産が滅失、劣化又は毀損し、その価値が影響を受ける可能性があります。また、不動産又はその所在周辺地域における感染症の発生等により、不動産の正常な運営に支障をきたし、その価値が影響を受ける可能性があります。このような場合には、滅失、劣化又は毀損した個所を修復するため一定期間建物が不稼働を余儀なくされることにより、賃料収入が減少し、又は当該投資対象不動産の価値が下落する結果、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。但し、本投資法人は、災害等による損害を補填する火災保険、賠償責任保険等を付保する方針であり(前記「2 投資方針 (1) 投資方針 c. 保険付保基準」をご参照下さい。)(但し、地震保険についてはPML値が20%以上の場合には、当該運用資産につき、付保します。)、このような複数の保険を手配することによって、災害等のリスクが顕在化した場合にも、かかる保険による保険期間及び保険金の範囲内において、原状回復措置が期待できます。もっとも、投資対象不動産の個別事情により保険契約が締結されない場合、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約で補填されない災害等が発生した場合又は保険契約に基づく保険会社による支払が他の何らかの理由により行われず、減額され若しくは遅れる場合には、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、災害等や感染症の拡大等により不動産の正常な運営に支障をきたす場合によりテナントの支払能力等が悪影響を受ける可能性があります。付保方針は、災害等の影響と保険料負担を比較考量して決定されます。また、保険金が支払われた場合であっても、行政規制その他の理由により当該投資対象不動産を災害等の発生前の状態に回復させることが不可能となる場合があります。

(二) 不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク

既存不適格に関するリスク

建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際、これらの規定に適合しない現に存する建物(現に建築中のものを含みます。 )又はその敷地については、原則として当該規定が適用されない扱いとされています(いわゆる既存不適格)。しかし、かかる既存不適格の建物の建替え等を行う場合には、現行の規定が適用されるので、現行の規定に合致するよう手直しをする必要があり、費用等追加的な負担が必要となる可能性があり、また、現状と同規模の建築物を建築できない可能性があります。

行政法規・条例に関するリスク

不動産に係る様々な行政法規や、各地の条例による規制が投資対象不動産に適用される可能性があります。たとえば、文化財保護法(昭和25年法律第214号、その後の改正を含みます。 )に基づく試掘調査義務、河川法(昭和39年法律第167号、その後の改正を含みます。 )による河川保全区域内における工作物の新築等の制限、一定割合において住宅を付置する義務、駐車場設置義務、福祉配慮設備設置義務、緑化推進義務及び雨水流出抑制施設設置義務等が挙げられます。このような義務が課せられている場合、当該投資対象不動産を処分するときや建替え等を行うときに、事実上の困難が生じたり、これらの義務を遵守するための追加的な負担が生じたりする可能性があります。

都市計画に関するリスク

投資対象不動産を含む地域が道路設置等の都市計画の対象となる場合には、当該都市計画対象部分に建築制限が付されたり、建物の敷地とされる面積が減少し、当該投資対象不動産に関して建替え等を行う際に、現状と同規模の建築物を建築できない可能性があります。

(ホ) 法令の制定・変更に関するリスク

土壌汚染対策法のほか、環境保護を目的とする法令等が制定・施行され、過失の有無にかかわらず不動産につき大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務等が課される可能性があります。また、消防法(昭和23年法律第186号、その後の改正を含みます。 )(以下「消防法」といいます。 )その他不動産の管理に影響する関係法令の改正により、投資対象不動産の管理費用等が増加する可能性があります。更に、建築基準法、都市計画法の改正、新たな立法、収用、再開発、区画整理等の行政行為等により投資対象不動産に関する権利が制限される可能性があります。このような法令若しくは行政行為又はその変更等が本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ヘ) 地球温暖化対策及びESGに関するリスク

近年、国内外において地球温暖化の進行が大きな社会問題となっています。そのため、地球温暖化に対する対策として、法令又は条例等により、一定の要件を満たす不動産の所有者等に温室効果ガス排出に関する報告や排出量の削減義務が課される場合があります。本投資法人の保有する不動産等がかかる要件に該当する場合、本投資法人が削減義務を負う可能性があり、排出量削減のための義務等を履行できない場合には、削減義務達成のための改修工事や排出権に関する支出等を余儀なくされる可能性があります。また、近年、本投資法人に対するテナントや投資主等からの評価としてESGに対する取組みは重要

性を増しており、法令又は条例等により義務づけられない場合であっても、場合によっては、本投資法人は、本投資法人のESGにかかる評価を維持・向上させるための追加的な支出を伴う投資や取組みを行ったり、中長期的な視点に基づく投資主価値の最大化のため、本投資法人の収益性の向上が短期間では見込まれない投資や取組みを行うことがあります。他方、テナントや投資主等から本投資法人のESGに対する取組みが不十分であると判断された場合、レピュテーション上の問題点が生じたり、本投資法人の運営に何らかの悪影響を与える可能性があります。

#### (ト) 売主等に関するリスク

本投資法人が、債務超過の状況にある等財務状態が実質的危機時期にあると認められる又はその疑義がある者を売主とする投資対象不動産等の取得を行った場合に、破産管財人、監督委員又は管財人(以下「管財人等」といいます。)により売買が否認されるリスクを完全に排除することは困難です。また、本投資法人による売主からの投資対象不動産等の取得又は売主若しくは元所有者による取得行為がいわゆる事後設立(会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)(以下「整備法」といいます。))に基づく改正前の商法(明治32年法律第48号、その後の改正を含みます。))第246条第1項、整備法に基づく廃止前の有限会社法(昭和13年法律第74号、その後の改正を含みます。))第40条第3項、会社法第467条第1項第5号)に該当するにもかかわらず、所定の手続がとられていない場合には、取得行為が無効と解される可能性があります。

#### 詐害行為取消・否認に関するリスク

万一、売主が債務超過の状況にある等財務状態が実質的危機時期にある状況を認識できずに本投資法人が投資対象不動産等を取得した場合には、当該投資対象不動産等の売買が売主の債権者により取消される可能性があります(詐害行為取消権。民法第424条)。また、本投資法人が投資対象不動産等を取得した後、その売主について破産手続、再生手続又は更生手続が開始された場合には、投資対象不動産等の売買が管財人等により否認される可能性があります(破産法第160条以下、民事再生法第127条以下、会社更生法(平成14年法律第154号、その後の改正を含みます。))(以下「会社更生法」といいます。))第86条以下)。

#### 悪意による取消し・否認に関するリスク

本投資法人が、ある売主から投資対象不動産等を取得した者(以下本において「買主」といいます。))から更に投資対象不動産等の転売を受けた場合において、本投資法人が、当該投資対象不動産等の取得時において、売主と買主間の当該投資対象不動産等の売買が詐害行為として取消され又は否認される根拠となり得る事実関係を知っている場合には、本投資法人に対しても、売主・買主間の売買が否認され、その効果を主張される可能性があります。

#### 真正売買でないといみなされるリスク

売主と本投資法人との間の投資対象不動産等の売買が、担保取引であると判断され、当該投資対象不動産等は破産者である売主の破産財団の一部を構成し、又は更生会社若しくは再生債務者である売主の財産に属するとみなされる可能性(いわゆる真正売買でないといみなされるリスク)があります。

#### (チ) 共有に関するリスク

運用資産である投資対象不動産が第三者との間で共有されている場合には、その保存・利用・処分等について単独で所有する場合には存在しない種々の問題が生じる可能性があります。

#### 持分の過半数を有していない場合のリスク

共有物の管理は、共有者間で別段の定めをした場合を除き、共有者の持分の過半数で行うものとされているため(民法第252条)、持分の過半数を有していない場合には、当該投資対象不動産の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、共有者はその持分の割合に応じて共有物の全体を利用することができるため(民法第249条)、他の共有者によるこれらの権利行使によって、本投資法人の当該不動産の保有又は利用が妨げられるおそれがあります。

#### 分割請求権に関するリスク

共有の場合、単独所有の場合と異なり、他の共有者からの共有物全体に対する分割請求権行使を受ける可能性があります(民法第256条第1項本文)。分割請求が権利濫用として排斥されない場合には、裁判所により共有物全体の競売を命じられる可能性もあります(民法第258条第2項)。このように、共有不動産については、ある共有者の意図に反して他の共有者からの分割請求権行使によって共有物全体が処分されるリスクがあります。

この分割請求権を行使しないという共有者間の特約は有効ですが、この特約は5年を超えては効力を有しません。また、不動産共有物全体に対する不分割特約は、その旨の登記をしなければ、対象となる共有持分を新たに取得した譲受人に対抗することができません。仮に、特約があった場合でも、特約をした者が破産手続、再生手続又は更生手続の対象となった場合には、管財人等はその換価処分権を確保するために分割請求ができるものとされています。但し、共有者は、破産手続、再生手続又は更生手続の対象となった他の共有者の有する共有持分を相当の対価で取得することができます(破産法第52条、会社更生法第60条、民事再生法第48条)。

#### 抵当権に関するリスク

他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、共有されていた物件全体について当該共有者(抵当権設定者)の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶことになると考えられています。従って、運用資産である共有持分には抵当権が設定されていなくても、他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、分割後の運用資産についても、他の共有者の持分割合に応じて当該抵当権の効力が及ぶこととなります。

#### 優先購入権に関するリスク

共有持分の処分は単独所有物と同様に自由に行えると解されていますが、共有不動産については、共有者間で共有持分の優先的購入権の合意をした場合には、共有者がその共有持分を第三者に売却する場合に他の共有者が優先的に取得できる機会を与えるようにする義務を負います。

#### 共有者の信用に関するリスク

不動産の共有者が賃貸人となる場合には、賃料債権は不可分債権となり敷金返還債務は不可分債務になると一般的には解されており、共有者は他の賃貸人である共有者の信用リスクの影響を受ける可能性があります。即ち、他の共有者の債権者により当該共有者の持分を超えて賃料収入全部が差押えの対象となる可能性や、賃借人からの敷金返還債務を他の共有者がその持分等に応じて履行できない際に当該共有者が敷金全部の返還債務を負う可能性があります。ある共有者が他の共有者の債権者から自己の持分に対する賃料を差押えられたり、他の共有者が負担すべき敷金返還債務を負担した場合には、自己の持分に対する賃料相当額や他の共有者のために負担した敷金返還債務の償還を他の共有者に請求することができますが、他の共有者の資力がない場合には償還を受けることができません。また、共有者間において、他の共有者に共有物の賃貸権限を付与し、当該他の共有者からその対価を受領する旨の合意をする場合があります。この場合、共有者の収入は賃貸人である他の共有者の信用リスクに晒されます。これを回避するために、テナントからの賃料を、賃貸人でない共有者の口座に払込むよう取決めをすることがありますが、かかる取決めによっても、賃貸人である他の共有者の債権者により当該他の共有者の各テナントに対する賃料債権が差押えられるということ等もあり得ますので、他の共有者の信用リスクは完全には排除されません。

#### 減価要因となるリスク

上記のリスクが実現しない場合であっても、共有不動産については、単独所有の場合と比べて上記のような制限やリスクがあるため、上記の流動性のリスクや、それらのリスクを反映した価格の減価要因が増す可能性があります。

### (リ) 区分所有に関するリスク

#### 管理・処分に関するリスク

区分所有建物とは、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号、その後の改正を含みます。)(以下「区分所有法」といいます。)の適用を受ける建物で、単独所有の対象となる専有部分(居室等)と共有となる共用部分(エントランス部分等)及び建物の敷地部分から構成されます。区分所有建物の場合には、区分所有法上、法定の管理方法及び管理規約(管理規約の定めがある場合)によって管理方法が定められます。管理規約は、原則として区分所有者及びその議決権(管理規約に別段の定めのない限り、その有する専有部分の床面積の割合)の各4分の3以上の多数決によって変更できるため(区分所有法第31条第1項)、本投資法人が議決権の4分の3を有していない場合には、区分所有建物の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、建替決議等をする場合には集会において区分所有者及び議決権(管理規約に別段の定めのない限り、その有する専有部分の床面積の割合)の各5分の4以上の多数の建替決議が必要とされる等(区分所有法第62条)、区分所有法の適用を受けない単独所有物件と異なり管理方法に制限があります。

区分所有建物の専有部分の処分は自由に行うことができますが、区分所有者間で優先的購入権の合意をすることがあることは、共有物件の場合と同様です。

## 敷地に関するリスク

区分所有建物と敷地の関係については以下のようなリスクがあります。

区分所有建物の専有部分を所有するために区分所有者が敷地に関して有する権利を敷地利用権といいま  
す。区分所有建物では、専有部分と敷地利用権の一体性を保持するために、法律で、専有部分とそれに  
係る敷地利用権を分離して処分することが原則として禁止されています（区分所有法第22条）。但し、  
敷地権の登記がなされていない場合には、分離処分の禁止を善意の第三者に対抗することができず、分  
離処分が有効となります（区分所有法第23条）。また、区分所有建物の敷地が数筆に分かれ、区分所有  
者が、それぞれ、この敷地のうちの一本又は数筆の土地について、単独で、所有権、賃借権等を敷地利  
用権（いわゆる分有形式の敷地利用権）として有している場合には、分離して処分することが可能とさ  
れています。このように専有部分とそれに係る敷地利用権が分離して処分された場合、敷地利用権を有  
しない区分所有者が出現する可能性があります。

また、敷地利用権が使用貸借及びそれに類似した権利である場合には、当該敷地が売却、競売等により  
第三者に移転された場合に、区分所有者が当該第三者に対して従前の敷地利用権を対抗できなくなる可  
能性があります。また、いわゆる分有形式の敷地利用権については、区分所有者間において黙示的に合  
意されてはいるものの必ずしも明示的な整理がなされていない場合もあり、将来予期せぬ問題等が生じ  
る可能性があります。なお、分有形式の敷地利用権を有していることは、建物の共有持分を保有する場  
合にもありうることであり、その場合、上記と同様のリスクがあります。

## 減価要因となるリスク

上記のリスクが実現しない場合であっても、このような区分所有建物と敷地の関係を反映して、区分所  
有建物の場合には、上記の不動産に係る流動性のリスクや、それらのリスクを反映した価格の減価要因  
が増す可能性があります。

## (ヌ) 借地物件に関するリスク

### 借地権消滅のリスク

借地権とその借地上に存在する建物については、自己が所有権を有する土地上に存在する建物と比べて  
特有のリスクがあります。借地権は、所有権と異なり永久に存続するものではなく、期限の到来により  
当然に消滅し（定期借地権の場合）又は期限到来時に借地権設定者が更新を拒絶しかつ更新を拒絶する  
正当事由がある場合に消滅します（普通借地権の場合）。また、借地権が地代の不払その他による解除  
その他の理由により消滅してしまう可能性もあります。借地権が消滅すれば、時価での建物買取りを請  
求できる場合（借地借家法（平成3年法律第90号、その後の改正を含みます。）（以下「借地借家法」  
といいます。）第13条、借地借家法附則第6条、借地法（大正10年法律第49号、その後の改正を含みま  
す。）第4条第2項）を除き、借地上に存在する建物を取壊した上で、土地を返還しなければなりません。  
普通借地権の場合、借地権の期限到来時の更新拒絶につき上記正当事由が認められるか否かを本投  
資法人の物件取得時に正確に予測することは不可能であり、仮に建物の買取請求権を有する場合でも、  
取得価格が本投資法人が希望する価格以上である保証はありません。

### 借地権を第三者に対抗できないリスク

本投資法人が借地権を有している土地の所有権が、転売されたり、借地権設定時に既に存在する土地上  
の抵当権等の実行により第三者に移ってしまう可能性があります。この場合、借地権について適用のあ  
る法令に従い第三者対抗要件が具備されていないときは、本投資法人は、借地権を当該土地の新所有者  
に対して対抗できず、当該土地の明渡義務を負う可能性があります。

### 借地権の譲渡等に関するリスク

借地権が賃借権である場合、借地権を譲渡するには、原則として、借地権設定者の承諾が必要となりま  
す。借地上の建物の所有権を譲渡する場合には、当該借地に係る借地権も一緒に譲渡することとなるの  
で、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。かかる借地権設定者の承諾に関しては、借地  
権設定者への承諾料の支払が予め約束されていたり、約束されていなくても慣行を理由として借地権設  
定者が承諾料を承諾の条件として請求してくる場合があります（なお、法律上、借地権設定者に当然に  
承諾料請求権が認められているものではありません。）。本投資法人が借地権を取得する際には、売主  
が借地権設定者に対して支払った承諾料を負担することがあり、また、本投資法人が借地権を譲渡する  
際に本投資法人が借地権設定者に対して承諾料を支払い、譲渡先にかかる承諾料を負担させることがで  
きないことがあります。このほか、借地権設定者との間で、借地契約の更新時に更新料を支払うこと、  
また、建物の建替時に建替料を支払うことを合意する場合があります。

### 借地権設定者の信用に関するリスク

借地権設定者の資力の悪化や倒産等により、借地権設定者に差入れた敷金・保証金等の全額又は一部が  
返還されない可能性があります。借地権設定者に対する敷金・保証金等の返還請求権については担保設  
定や保証はなされないのが通例です。

## 減価要因となるリスク

上記のリスクが実現しない場合であっても、借地権と借地上に建てられている建物については、敷地と  
建物を一括して所有している場合と比べて、上記のような制限やリスクがあるため、上記の不動産の流

動性、取引コスト等に関するリスクや、それらのリスクを反映した価格の減価要因が増す可能性があります。

(ル) 借家物件に関するリスク

本投資法人は、建物を第三者から賃借の上又は(信託受益権の場合は)信託受託者に賃借させた上、当該賃借部分を直接若しくは信託受託者を通じて保有する建物と一体的に又は当該賃借部分を単独で、テナントへ転貸することがあります。

この場合、建物の賃貸人の資力の悪化や倒産等により、建物の賃貸人に差入れた敷金・保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があることは、前記の借地物件の場合と同じです。加えて、民法上、本投資法人が第三者との間で直接又は信託受託者を通じて結んだ賃貸借契約が何らかの理由により終了した場合、本投資法人又は信託受託者とテナントの間の転貸借契約が終了し、その結果テナントから、転貸借契約の終了に基づく損害賠償請求等がなされるおそれがあります。

(ロ) 底地物件に関するリスク

本投資法人は、第三者が賃借してその上に建物を所有している土地、いわゆる底地を取得することがあります。

底地物件の場合は特有のリスクがあります。借地権は、定期借地権の場合は借地契約に定める期限の到来により当然に消滅し、普通借地権の場合には期限到来時に本投資法人が更新を拒絶しかつ本投資法人に更新を拒絶する正当事由がある場合に限り消滅します。借地権が消滅する場合、本投資法人は借地権者より時価での建物買取を請求される場合があります(借地借家法第13条、借地法第4条)。普通借地権の場合、借地権の期限到来時に更新拒絶につき上記正当事由が認められるか否かを本投資法人の物件取得時に正確に予測することは不可能であり、借地権者より時価での建物買取を請求される場合においても、買取価格が本投資法人が希望する価格以下である保証はありません。

また、借地権者の財務状況が悪化した場合又は破産手続、再生手続若しくは更生手続その他の倒産手続の対象となった場合、借地契約に基づく土地の賃料の支払が滞る可能性があり、この延滞賃料の合計額が敷金及び保証金等で担保される範囲を超える場合は投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。借地契約では、多くの場合、賃料等の借地契約の内容について、定期的に見直しを行うこととされています。賃料の改定により賃料が減額された場合、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。借地権者は借地借家法第11条に基づく土地の借賃の減額請求をすることができ、これにより、当該底地から得られる賃料収入が減少する可能性があり、その結果本投資法人の収益等に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 開発物件に関するリスク

本投資法人が、竣工後の物件を取得するために予め開発段階で売買契約を締結した場合、既に完成した物件につき売買契約を締結して取得する場合に比べて、固有のリスクが加わります。即ち、( ) 開発途中において、地中障害物、埋蔵文化財、土壌汚染等が発見された場合、( ) 工事請負業者の倒産又は請負契約の不履行が生じた場合、( ) 開発コストが当初の計画を大きく上回るようになった場合、( ) 天変地異が生じた場合、( ) 予期せぬ行政上の許可手続が必要となった場合、( ) 開発過程において事故が生じた場合その他予期せぬ事情が発生した場合、( ) 不動産市況に変動が生じた場合には、開発の遅延、変更若しくは中止の可能性、売買契約通りの引渡しを受けられない可能性又は物件完成時における市価が開発段階で締結した契約における売買代金を下回る可能性があります。また、竣工後のテナントの確保が当初の期待を下回り、見込み通りの賃料収入を得られない可能性があります。この結果、開発物件からの収益等が本投資法人の予想を大きく下回る可能性があるほか、予定された時期に収益等が得られなかったり、収益等が全く得られなかったり、予定されていない費用、損害又は損失を本投資法人が被る可能性があり、その結果本投資法人の収益等に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(ニ) 有害物質に関するリスク

土地に関するリスク

本投資法人が土地又は土地の賃借権若しくは地上権又はこれらを信託する信託の受益権を取得する場合において、当該土地について産業廃棄物等の有害物質が埋蔵されている可能性があり、かかる有害物質が埋蔵されている場合には当該土地の価格が下落する可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために土壌の入替えや洗浄が必要となる場合には、これに係る予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務が発生する可能性があります。なお、土壌汚染対策法によれば、土地の所有者、管理者又は占有者は、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の特定有害物質による土地の土壌の汚染の状況について、都道府県知事より調査・報告を命じられることがあります(土壌汚染対策法第4条第2項及び第5条第1項)、また、当該土地が土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある等の要件を満たす区域として都道府県知事による指定を受けた場合には、都道府県知事よりその被害を防止するため必要な汚染の除去等の措置を示した上で指示を受けることがあります(土壌汚染対策法第7条第1項)、当該措置を講じない場

合、かかる措置を講じるよう命じられることがあります(土壤汚染対策法第7条第4項)。本投資法人がこれらの調査・報告を命じられ、指示を受け、又は措置を命じられた場合には、本投資法人ひいては投資主又は投資法人債権者が損害を受ける可能性があります。

#### 建物に関するリスク

本投資法人が建物又は建物を信託する信託受益権を取得する場合において、当該建物の建材等にアスベストその他の有害物質を含む建材が使用されている可能性やPCBが保管されている可能性があり、かかる有害物質が使用又は保管されている場合には、当該建物の価値が下落する可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために建材の全面的又は部分的交換が必要となる場合にはこれに係る予想外の費用や時間が必要となります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務が発生する可能性があります。更に、投資対象不動産において、アスベスト含有建材のうち飛散性の比較的高い吹付け材が使用されている場合、飛散防止措置・被害の補償等のために多額の出費を要する可能性があり、また、リーシングに困難を来す可能性があります。加えて、通常使用下では飛散可能性がないアスベスト含有建材を使用している物件についても、アスベスト飛散のおそれのある改修又は解体時に飛散防止措置等を行うために多額の費用が発生する可能性があります。アスベスト含有建材の使用状況については、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 その他投資資産の主要なもの (へ) 各物件の概要 「特記事項」に関する記載」及び個別物件の特記事項欄をご参照下さい。

### (ヨ) 賃料収入等に関するリスク

#### 不動産の稼働リスク

一般に、不動産の稼働率は、事前に予測することが困難であり、予想し得ない事情により稼働率が低下する可能性があります。賃貸借契約において期間中の解約権を制限していない場合等には、契約期間中であっても賃貸借契約を解約することが可能であるため、賃借人から賃料が得られることは将来にわたって確定されているものではありません。また、賃貸借契約の期間満了時に契約の更新がなされない場合もあります。特に、テナント数の少ない不動産において大口テナントが契約を更新しなかった場合、又は複数の賃貸借契約の期間満了時期が短期間に集中した場合において多くの賃借人が契約を更新しなかった場合は、物件の稼働率が大きく低下する可能性があります。その上、通常の場合において、不動産について一定の稼働率又は稼働状況について保証を行っている第三者は存在しません。以上のような事由により稼働率が低下した場合、不動産に係る賃料収入が低下することとなります。なお、解約ペナルティ条項等を置いて期間中の解約権を制限している場合でも、裁判所によって解約ペナルティが減額されたり、かかる条項の効力が否定される可能性があります。

また、民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号。)による民法改正(以下「民法改正」といい、民法改正前の民法を「旧民法」といいます。)が施行されることによって、賃貸借の実務上、以下の影響を受けることとなり、本投資法人の収支に影響を与える可能性があります。

まず、民法改正が施行された2020年4月1日より前に締結された既存の賃貸借契約及びそれに伴う既存の保証契約については、旧民法が引き続き適用されることとなりますが、既存の賃貸借について、民法改正が施行された2020年4月1日後に合意により更新された場合や再契約が締結された場合には、更新後の契約や再契約については改正後の民法が適用されることとなります。

賃貸借契約において、保証人を要求することがありますが、改正後の民法下において、かかる保証人が法人でない場合であって、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約である場合、当該保証契約は個人根保証契約に該当し、以下の制約を受けることとなります。すなわち、個人根保証契約に該当する場合、保証債務の上限額として極度額を定めなければならず、これを定めない場合には当該保証の効力が生じません。また、保証人の死亡や破産手続開始決定等が個人根保証の元本確定事由となり、この結果、保証人は元本確定後に発生する賃料債務について保証債務を負わないこととなります。さらに、保証人に対する主債務者による契約締結時の情報提供義務等が課され、これらに違反したことにより、保証人が当該事項について誤認をし、それによって保証契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合であって、債権者がかかる情報提供義務違反を知り又は知ることができた場合には、保証人は保証契約を取り消すことができます。期限の利益を喪失した場合における情報提供義務に違反がある場合には、債権者は、期限の利益を喪失した時から情報提供通知を現に行うまでの遅延損害金に係る保証債務の履行を請求できなくなります。

#### 賃料不払に関するリスク

賃借人が特に解約の意思を示さなくても、賃借人の財務状況が悪化した場合又は破産手続、再生手続若しくは更生手続その他の倒産手続の対象となった場合、賃貸借契約に基づく賃料支払が滞る可能性があります。この延滞賃料等の債務の合計額が敷金及び保証金で担保される範囲を超える場合、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、賃借人の義務違反を理由とする不払のリスクもあります。特に大口テナントが賃料の支払を怠った場合、本投資法人の収益に重大な悪影響を及ぼすことになります。

#### 賃料改定に係るリスク

契約の更新の際又は賃料等の見直しの際には、その時々における賃料相場も参考にして、賃料が賃借人との協議に基づき改定されることがありますので、本投資法人の運用資産、期中取得資産及び取得予定資産(本投資法人が本書の日付以降に資産を取得しようとする場合がありますが、その場合の取得対象となる資産をいいます。以下同じ。)について、本書の日付現在の賃料が今後も維持される保証はありません。賃料改定により賃料が減額された場合、賃料収入が減少することとなります。また、定期的に賃料等を増額する旨の規定が賃貸借契約にある場合でも、賃借人との交渉如何によっては、必ずしも、規定通りに賃料を増額できるとは限りません。

#### 賃借人による賃料減額請求権の行使に関するリスク

建物の賃借人は、定期建物賃貸借契約において賃料減額請求権を排除する旨の特約がある場合を除き、借地借家法第32条に基づいて賃料減額請求をすることができ、その結果裁判上又は事実上賃料収入の減少をもたらす可能性があります。定期建物賃貸借契約の効力が認められるためには、借地借家法第38条所定の要件を充足する必要があります。このためある建物賃貸借契約を定期建物賃貸借契約とした上で借地借家法第32条に基づく賃料減額請求権を排除する特約を設けた場合であっても、借地借家法第38条所定の要件が充足されなかった場合には、賃料減額請求権を排除することができず、当該請求が認められた場合、当該不動産から得られる賃料収入が減少し、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主又は投資法人債権者が損失を被る可能性があります。

#### 定期建物賃貸借契約における賃料減額請求権排除特約に関するリスク

定期建物賃貸借契約の場合には、その有効期間中は契約中に定められた賃料をテナントに対して請求できるのが原則です。しかし、定期建物賃貸借契約においてテナントが早期解約した場合でも、残存期間全体についてのテナントに対する賃料請求が認められない可能性があります。なお、定期建物賃貸借契約において借地借家法第32条に基づく賃料増減請求権を排除する特約を設けた場合には、同条に基づく賃料増額請求もできなくなるので、かかる賃料が契約締結時に予期し得なかった事情により一般的な相場に比べて低額となり、通常の賃貸借契約の場合よりも低い賃料収入しか得られない可能性があります。

### (タ) 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク

#### 所有者責任に関するリスク

投資対象不動産を原因として、第三者の生命、身体又は財産等を侵害した場合に、損害賠償義務が発生し、本投資法人が予期せぬ損害を被る可能性があります。特に、土地の工作物の所有者は、民法上無過失責任を負うこととされています。本書の日付現在所有する投資対象不動産には、本投資法人が適切と考える保険を付保しています。その他今後取得する投資対象不動産等に係る投資対象不動産に関しても、原則として適切な保険を付保する予定ですが、投資対象不動産の個別事情により保険契約が締結されない場合、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約でカバーされない事故が発生した場合又は保険契約に基づく保険会社による支払が他の何らかの理由により行われず、減額され若しくは遅れる場合には、本投資法人の収益に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 修繕費用に関するリスク

投資対象不動産につき滅失、毀損又は劣化等が生じ、修繕が必要となる場合には、かかる修繕に関連して多額の費用を要する可能性があります。また、かかる修繕が困難又は不可能な場合には、投資対象不動産からの収入が減少し、又は投資対象不動産の価格が下落する可能性があります。

また、民法改正後の民法においては、賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、又は賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず、賃貸人が相当期間内に必要な修繕をしないと、又は急迫の事情がある場合、賃借人が修繕権を持つものとされています。かかる修繕権を、賃貸借契約上特約で排除していない場合、予期しない金額で賃借人が賃貸人のコントロールの及ばない修繕を行うおそれがあり、かかる費用の請求を受けるおそれがあります。

#### 管理費用に関するリスク

経済状況によっては、インフレーション、水道光熱費等の費用の高騰、不動産管理や建物管理に係る費用、備品調達等の管理コスト及び各種保険料等のコストの上昇、租税公課の増大その他の理由により、投資対象不動産の運用に関する費用が増加する可能性があります。

### (レ) 転貸に関するリスク

#### 転借人に関するリスク

賃借人に、投資対象不動産の全部又は一部を転貸させる権限を与えた場合、本投資法人は、投資対象不動産に入居するテナントを自己の意思により選択できなくなったり、退去させられなくなる可能性があります。また、賃借人の賃料が、転借人から賃借人に対する賃料に連動する場合、転借人の信用状態等が、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 敷金等の返還義務に関するリスク

賃貸借契約が合意解約された場合その他一定の場合には賃貸人が転貸人の地位を承継し、転貸人の転借人に対する敷金等の返還義務が賃貸人に承継される可能性があります。この場合において、賃貸人は、

賃貸人が賃貸借契約に基づいて賃借人から受領している敷金等の額よりも高額な敷金等を返還する義務を、転借人に対して負担しなければならない可能性があります。

(ソ) テナント等による不動産の利用状況に関するリスク

本投資法人は、テナントの属性や資力に留意しつつ賃貸借契約を締結し、PM会社を通じてその利用状況を管理していますが、個々のテナントの利用状況をつぶさに監督できるとの保証はなく、テナントの利用状況により、当該不動産の資産価値や、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

たとえば、建物そのものが法令や条例等の基準を満たす場合であっても、テナントによる建物への変更工事、内装の変更、その他利用状況等により、建築基準法・消防法その他の法令や条例等に違反する状態となり、本投資法人が、その改善のための費用を負担する必要が生じ、又は法令上不利益を被る可能性があります。また、賃貸借契約における規定の如何にかかわらず、テナントによる転貸や賃貸借の譲渡が本投資法人の承諾なしに行われる可能性があります。その他、転借人や賃借権の譲受人の属性によっては、運用資産である投資対象不動産のテナント属性が悪化し、これに起因して建物全体の賃料水準が低下する可能性があります。賃貸人は賃借人と普通建物賃貸借契約を締結した場合又は定期建物賃貸借契約を締結したものの借地借家法第38条所定の要件が充足されないことにより定期建物賃貸借契約としての効力が否定された場合、正当の事由があると認められなければ、賃貸借期間が経過した場合であっても賃借人との賃貸借契約を終了することができず、運用資産である不動産のテナント属性の悪化を阻止できない可能性があります。

(ツ) マスターリースに関するリスク

特定の投資対象不動産において、PM会社が投資対象不動産の所有者である信託受託者又は本投資法人との間でマスターリース契約を締結してマスターリース会社となり、その上でエンドテナントに対して転貸している場合があります。また、今後も同様の形態を用いる場合があります。

この場合、マスターリース会社であるPM会社の財務状態の悪化により、エンドテナントからマスターリース会社に対して賃料が支払われたにもかかわらず、マスターリース会社から賃貸人である信託受託者又は本投資法人への賃料の支払が滞る可能性があります。また、テナントの募集及び管理その他PM会社としての機能に支障を来す事由が発生した場合、投資対象不動産の稼働率が大きく低下し、本投資法人の収入が減少する可能性があります。

マスターリース会社であるPM会社と信託受託者との間で締結されたマスターリース契約が、PM会社の倒産又は契約期間満了等により終了した場合には、本投資法人が信託受託者との間で新たなマスターリース契約(以下「新マスターリース契約」といいます。)を締結し、本投資法人がそれまでのマスターリース会社(以下「旧マスターリース会社」といいます。)とエンドテナントの間の転貸借契約及び旧マスターリース会社のエンドテナントに対する権利及び義務等を承継することが規定されている場合があります。この場合において、本投資法人は、賃貸人である信託受託者に対して、新マスターリース契約に基づいて請求し得る敷金返還請求権等に比して過重な敷金返還債務等をエンドテナントに対して負担しなければならない可能性があります。

また、本投資法人がエンドテナントに対して、賃貸人たる地位を承継した旨を通知する前に、エンドテナントが旧マスターリース会社に賃料等を支払った場合、本投資法人は賃貸人たる信託受託者に対して賃料を支払う必要があるにもかかわらず、エンドテナントに対して賃料を請求できなくなります。

これらの場合、旧マスターリース会社に対して求償権又は不当利得返還請求権を行使することは可能ですが、旧マスターリース会社が破綻状態に陥っており、十分に損害を回復できない場合には、本投資法人は損失を被ることになります。

(ネ) 不動産の地域的な偏在に関するリスク

本投資法人は、東京都区部を中心として、政令指定都市をはじめとする全国の主要都市の不動産に投資する予定です。特に、ポートフォリオの60%以上を東京23区内の不動産に投資することを基本方針としています。従って、これらの地域における人口、人口動態、世帯数、平均所得等の変化、地震その他の災害、地域経済の悪化、稼働率の低下、賃料水準の下落等により、本投資法人の収益が著しい悪影響を受ける可能性があります。

また、テナント獲得に際し不動産賃貸市場における競争が激化し、結果として、空室率の上昇や賃料水準の低下により賃料収入が減少し、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

(ナ) テナント集中に関するリスク

投資対象不動産のテナント数が少なくなればなるほど、本投資法人は特定のテナントの支払能力、退去その他の事情による影響を受けやすくなります。特に、1テナントしか存在しない投資対象不動産においては、本投資法人の当該投資対象不動産からの収益等は、当該テナントの支払能力、当該投資対象不動産からの転出・退去その他の事情により大きく左右されます。また、賃貸面積の大きなテナントが退去したときに、大きな空室が生じ、他のテナントを探し、その空室を回復させるのに時間を要することがあり、その期間が長期になればなるほど、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。また、本投資法人の運用資産における特定の少数のテナントの賃借比率が増大したときは、当該テナントの財務状況や営業状況が悪化した場合、本投資法人の収益も悪影響を受ける可能性があります。

### (ラ) 信託受益権に関するリスク

本投資法人が、不動産を主たる裏付けとする信託受益権を取得する場合には、以下のような信託受益権特有のリスクがあります。

なお、以下、2007年9月30日施行の信託法（平成18年法律第108号）を「新信託法」といい、新信託法施行と同時に廃止された信託法（大正11年法律第62号、その後の改正を含みます。）を「旧信託法」といいます（信託契約に別段の定めがない限り、2007年9月30日より前に効力を生じた信託契約については、信託財産についての対抗要件に関する事項を除き、旧信託法が適用されます（信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第2条）。）。

#### 信託受益者として負うリスク

受益者とは受益権を有する者をいいます（新信託法第2条第6項）。この点、旧信託法の下では、信託受託者が信託事務の処理上発生した信託財産に関する租税、信託受託者の報酬、信託財産に瑕疵があることを原因として第三者が損害を被った場合の賠償費用等の信託費用については、最終的に受益者が負担することになっていました（旧信託法第36条、第37条）。従って、本投資法人が、一旦、信託の受益権を保有するに至った場合には、信託受託者を介して、運用資産が不動産である場合と実質的にほぼ同じリスクを受益者たる本投資法人が負担することになっていました。かかる信託の受益権を取得する場合には、信託財産に関する物件精査を実施させ、保険金支払能力を有する保険会社を保険者、信託受託者を被保険者とする損害保険を付保させる等、本投資法人自ら不動産、土地の賃借権又は地上権を取得する場合と同等の注意をもって取得する必要がありますが、それにもかかわらず、上記のような信託費用が発生したときは、その結果、本投資法人ひいては投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。新信託法の下では、旧信託法第36条第2項が廃止され、原則として信託受益者がこのような責任を負うことはなくなりましたが、信託受益者と信託受託者の間で信託費用等に関し別途の合意をした場合には、当該合意に従い信託受益者に対し信託受託者から信託費用等の請求がなされることがあり（新信託法第48条第5項、第54条第4項）、その場合には同様に本投資法人の収益等に悪影響が生じる可能性があります。

#### 信託受益権の流動性リスク

本投資法人が信託の受益権を運用の対象とする場合で、信託受託者を通じて信託財産としての不動産を処分する場合には、既に述べた不動産の流動性リスクが存在します。また、信託の受益権を譲渡しようとする場合には、信託受託者の承諾を契約上要求されるのが通常です（新信託法第94条）。また、新信託法第185条以下に定める受益証券発行信託に係る信託受益権を除き、不動産信託受益権は金商法上の有価証券とみなされますが、譲渡に際しては債権譲渡と同様の譲渡方法によるため、株券や社債券のような代表的な有価証券ほどの流動性があるわけではありません。加えて、信託受託者は原則として瑕疵担保責任又は契約不適合責任を負う形態での信託不動産の売却を行わないため、本投資法人の意思にかかわらず、直接第三者に対して信託財産である不動産の売却ができなくなる可能性があります。なお、金商法に基づき、信託受益権の売買又はその代理若しくは媒介を行う営業については、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができないとされています（金商法第29条、第28条第2項、第2条第8項第1号）。

#### 信託受託者の破産等に係るリスク

旧信託法上、信託受託者が破産手続、再生手続又は更生手続その他の倒産手続の対象となった場合に、信託財産が破産財団又は再生会社若しくは更生会社の財産その他信託受託者の固有財産に帰属するか否かに関しては明文の規定はないものの、旧信託法の諸規定、とりわけ信託財産の独立性という観点から、信託財産が信託受託者の破産財団又は再生会社若しくは更生会社の財産その他信託受託者の固有財産に帰属するものとされるリスクは極めて低いと考えられていました。また、旧信託法第16条によれば、信託財産に対する信託受託者自身の債権者による差押えは禁止されており、信託財産は信託受託者の債権者との関係では信託受託者自身の債務の引当財産にならないと考えられていました。新信託法においては、信託財産は信託受託者の固有財産に属しない旨が明文で規定されています（新信託法第25条第1項、第4項及び第7項）。但し、不動産について信託財産であることを管財人等の第三者に対抗するためには、信託された不動産に信託の公示（信託の登記）をする必要がありますので、主として不動産を信託財産とする信託の受益権について、本投資法人は信託の登記がなされるものにより取得する予定です。しかしながら、必ずこのような取扱いがなされるとの保証はありません。

#### 信託受託者の不当な行為に伴うリスク

信託財産の受託者が、信託目的に反して信託財産である不動産を処分した場合、又は信託財産である不動産を引当てとして、何らかの債務を負うことにより、不動産を信託財産とする信託の受益権を保有する本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。かかるリスクに備え、旧信託法は信託の本旨に反した信託財産の処分行為の取消権を受益者に認めていました（旧信託法第31条）。また、新信託法の下では、受託者がその権限に属しない行為をした場合、その行為の取消権を受益者に認めています（新信託法第27条第1項及び第2項）。しかし、本投資法人は、常にかかる権利の行使により損害を回復することができるとは限りません。

また、信託契約上、信託開始時において既に存在していた信託不動産の欠陥、瑕疵等につき、当初委託者が信託受託者に対し一定の瑕疵担保責任又は契約不適合責任を負担する場合に、信託受託者が、かかる瑕疵担保責任又は契約不適合責任を適切に追及しない、又はできない結果、本投資法人が不測の損害を被り、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。

(ム) フォワード・コミットメント等に関するリスク

本投資法人は、投資対象不動産等を取得するに当たり、いわゆるフォワード・コミットメント等(先日付での売買契約であって、契約締結から一定期間経過した後に決済・物件引渡しを行うこととしているものその他これに類する契約)を行うことがあります。不動産売買契約が買主の事情により解約された場合には、買主は債務不履行による損害賠償義務を負担することとなります。また、損害額等の立証にかかわらず、投資対象不動産等の売買価格に対して一定の割合の違約金が発生する旨の合意がなされることも少なくありません。フォワード・コミットメント等の場合には、契約締結後、決済・物件引渡しまでに一定の期間があるため、その期間における市場環境の変化等により本投資法人が不動産取得資金を調達できない場合等、売買契約を解約せざるを得なくなった場合には、違約金等の支払により、本投資法人の財務状況等が悪影響を受ける可能性があります。

d. 税制等に関するリスク

(イ) 導管性の維持に関する一般的リスク

税法上、一定の要件(以下「導管性要件」といいます。)を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、後記「4 手数料等及び税金(5) 課税上の取扱い」に記載する配当等の額を投資法人の損金に算入することが認められています。導管性要件のうち一定のものについては、事業年度毎に判定を行う必要があります。本投資法人は、導管性要件を継続して満たすよう努める予定ですが、今後、本投資法人の投資主の減少、海外投資主比率の増加、資金の調達先、分配金支払原資の不足、法律の改正その他の要因により導管性要件を満たすことができない可能性があります。現行税法上、導管性要件を満たさなかったことについてやむを得ない事情がある場合の救済措置が設けられていないため、同族会社化の場合等、本投資法人の意図しないやむを得ない理由により要件を満たすことができなかった場合においても、配当等の額を損金算入できなくなり、本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

(ロ) 過大な税負担の発生により支払配当要件が満たされないリスク

2009年4月1日以後終了した事業年度毎に判定を行う導管性要件のうち、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号、その後の改正を含みます。)(以下「租税特別措置法施行令」といいます。)に規定する配当可能額の90%超の金銭の分配を行うべきとする要件(以下「支払配当要件」といいます。)においては、投資法人の税引前の会計上の利益を基礎として支払配当要件の判定を行うこととされています。従って、会計処理と税務上の取扱いの差異等により、過大な税負担が発生した場合には、この要件を満たすことが困難となる場合があります。なお、2015年4月1日以後に開始する事業年度については、会計処理と税務上の取扱いの差異が生じた場合であっても、一時差異等調整引当額の増加額(後記「4 手数料等及び税金(5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。)に相当する金銭の分配の額を配当等の額として取扱い、損金算入することが可能になるという手当てがなされています。

(ハ) 資金不足により計上された利益の全部を配当できないリスク

本投資法人において利益が生じているにもかかわらず金銭の借入れ又は投資法人債の発行に際しての財務制限条項上、一定額を留保しなければならない等、配当原資となる資金が不足する場合は、借入金や資産の処分により配当原資を確保する場合があります。しかしながら、導管性要件に基づく借入先の制限や資産の処分の遅延等により機動的な資金調達ができない場合には、配当の金額が配当可能額の90%超とならない可能性があります。かかる場合、配当等の額を損金算入できなくなることにより本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

(ニ) 借入れに係る導管性要件に関するリスク

税法上、上記の事業年度毎に判定を行う導管性要件の一つに、借入れを行う場合には機関投資家のみから行うべきという要件があります。従って、本投資法人が何らかの理由により機関投資家以外からの借入れを行わざるを得ない場合、借入れに係る債権が機関投資家以外の者に譲渡された場合、又は保証金若しくは敷金の全部若しくは一部がテナントからの借入金に該当すると解釈された場合においては、導管性要件を満たせないこととなります。この結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

(ホ) 同族会社要件について本投資法人のコントロールが及ばないリスク

事業年度毎に判定を行う導管性要件のうち、事業年度終了時に同族会社のうち租税特別措置法施行令に定めるもの(投資法人の投資主の一人及びこれと特殊の関係にある者等が、その投資法人の発行済投資口の総口数若しくは一定の議決権の総数の100分の50を超える数を有する場合等)における当該投資法人等をいいます。)に該当していないこととする要件、即ち、同族会社要件については、本投資法人の投資

証券が市場で流通することにより、本投資法人のコントロールの及ばないところで、公開買付等により、結果として満たされなくなるリスクがあります。かかる場合、配当等の額を損金算入できなくなるにより本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

(ヘ) 投資証券を保有する投資主数について本投資法人のコントロールが及ばないリスク

税法上、導管性要件の一つに、事業年度末において投資法人の投資証券が機関投資家のみにより保有されること、又は50人以上の投資主に保有されることという要件があります。しかし、本投資法人は投資主による投資証券の売買をコントロールすることができないため、公開買付等により、本投資法人の投資証券が50人未満の投資主により保有される(機関投資家のみにより保有される場合を除きます。)こととなる可能性があります。かかる場合、配当等の額を損金算入できなくなるにより本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

(ト) 税務調査等による更正処分のために追加的な税金が発生するリスク

本投資法人に対して税務調査が行われ、税務当局との見解の相違により過年度の課税所得計算について追加の税務否認項目等の更正処分を受けた場合には、予想外の追加的な課税が発生することとなり、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

(チ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク

本投資法人は、本書の日付現在において、一定の内容の投資方針を規約に定めることその他の税制上の要件を充足することを前提として、直接に不動産を取得する場合の不動産取得税及び登録免許税の軽減措置の適用を受けることができると考えています。しかし、本投資法人がかかる軽減措置の要件を満たすことができない場合、又は軽減措置の要件が変更され若しくは軽減措置が廃止された場合において、軽減措置の適用を受けることができなくなる可能性があります。

(リ) 一般的な税制の変更に関するリスク

不動産、信託の受益権その他投資法人の運用資産に関する税制若しくは投資法人に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、租税公課の負担が増大し、その結果本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、投資口に係る税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、本投資法人の投資証券の保有又は売却による手取金の額が減少する可能性があります。

(ヌ) 減損会計の適用に関するリスク

固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)が、2005年4月1日以後開始する事業年度より強制適用されることになったことに伴い、本投資法人においても「減損会計」が適用されています。「減損会計」とは、主として土地・建物等の事業用不動産について、収益性の低下により投資額を回収する見込みが立たなくなった場合に、一定の条件のもとで回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理のことをいいます。「減損会計」の適用に伴い、地価の動向及び運用資産の収益状況等によっては、会計上減損損失が発生し、本投資法人の損益に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、2015年4月1日以後に開始する事業年度については、会計処理と税務上の取扱いの差異が生じた場合であっても、一時差異等調整引当額の増加額に相当する金銭の分配の額を配当等の額として取扱い、損金算入することが可能になるという手当てがなされています。

(ル) 納税遅延に係る延滞税等の発生に関するリスク

本投資法人において納税額が発生した場合に、納付原資の不足等の事情により納期限内に納税が完了しない可能性があります。この場合、遅延納付となった税額に対し遅延期間に応じ延滞税等が発生し、納税が発生した事業年度の投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

e. その他

(イ) 今後の資産の取得及び譲渡に関するリスク

本投資法人は、本書の日付現在保有する資産の運用のみを目的としているものではなく、常時、新たな資産取得に向けた市場調査や情報の入手並びに資産譲渡の実現可能性の把握等に努めています。したがって、本書の日付時点において具体的に取得の決定を行った資産又は譲渡の決定を行った資産はありませんが、今後、本投資法人が本書の日付現在保有する資産以外の資産の取得、又は保有する資産の一部の譲渡を決定することがあり得ます。かかる資産取得又は譲渡の決定は、本書提出から間もない時点で公表される可能性もあります。

(ロ) 投資対象不動産取得前の情報に関するリスク

本書に記載の本投資法人が運用資産、期中取得資産及び取得予定資産を取得する前の情報は、信託不動産又は信託受益権の前所有者における賃貸事業収支等をあくまで参考として記載したものととどまり、また、未監査の情報を含むため、全てが正確であり、かつ完全な情報であるとの保証はありません。

(ハ) 専門家の意見への依拠に関するリスク

不動産の鑑定評価額及び不動産価格調査の調査価格は、個々の不動産鑑定士等の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものとどまり、客観的に適正な不動産価格と一致するとは限りません。同じ物件について鑑定、調査等を行った場合でも、不動産鑑定士等、評価方法又は調査の方法若しくは時期によって鑑定評価額、調査価格の内容が異なる可能性があります。また、かかる鑑定等の結果は、現在及び将来において当該鑑定評価額や調査価格による売買の可能性を保証又は約束するものではありません。

土壤汚染のリスクに関する評価報告書も、個々の調査会社が行った分析に基づく意見であり、評価方法、調査の方法等によってリスク評価の内容が異なる可能性があります。

また、マーケット・レポート等により提示されるマーケットに関する第三者機関による分析又は統計情報は、個々の調査会社の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものとどまり、客観的に適正なエリア特性、需要と供給、マーケットにおける位置付け、市場の動向等と一致するとは限りません。同じ物件について調査分析を行った場合でも、調査分析会社、分析方法又は調査方法若しくは時期によってマーケット分析の内容が異なる可能性があります。

建物状況報告書や構造計算書に関する調査機関による調査報告書についても、建物の評価に関する専門家が調査した結果を記載したものにすぎず、不動産に欠陥、瑕疵が存在しないことを保証又は約束するものではありません。

また、不動産に関して算出されるPMLは、個々の専門家の分析に基づく予想値であり、損失の再調達価格に対する割合で示されますが、将来、地震が発生した場合、予想以上の多額の損失が発生する可能性があります。

(二) 過去の収支状況が将来の本投資法人の収支状況と一致しないリスク

後記「5 運用状況 (2) 投資資産 その他投資資産の主要なもの (ハ) 各物件の概要 「損益の状況」に関する記載」の過去の収支状況は、投資対象不動産の賃貸事業収支をあくまで参考として記載したものです。従って、今後の本投資法人の収支はこれと大幅に異なるおそれがあります。

(ホ) 匿名組合出資持分への投資に関するリスク

本投資法人がその規約に基づき、不動産等匿名組合出資持分への投資を行う場合には、以下のようなリスクがあります。本投資法人が出資するかかる匿名組合では、本投資法人の出資金を営業者が不動産等に投資しますが、当該不動産等に係る収益が悪化した場合や当該不動産等の価値が下落した場合等には、本投資法人が匿名組合員として得られる分配金や元本の償還金額等が減少し、その結果、本投資法人が営業者に出資した金額を回収できない等の損害を被る可能性があります。また、匿名組合出資持分については契約上譲渡が禁止若しくは制限されていることがあり、又は、確立された流通市場が存在しないため、その流動性が低く、本投資法人が譲渡を意図しても、適切な時期及び価格で譲渡することが困難となる可能性があります。

(ヘ) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関するリスク

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が継続しており、また、それに伴う政府や地方公共団体による施策により、国内のみならず世界的に経済活動に重大な停滞が生じています。今後も、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する場合には、テナントの業績悪化や信用力の低下等を理由として、テナントから賃料減額請求を受けたりテナントによる賃料支払が滞ったりする可能性があるほか、テナント退去に伴う空室リスクが顕在化する可能性があります。

また、本資産運用会社は役職員の感染防止の目的で、テレワークを活用した業務形態に移行していますが、業務の中にはこれに適さないものも多く存在し、感染の影響が長期化すれば、本資産運用会社の業務が滞り、結果として、本投資法人の資産運用に悪影響が及ぶ可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の流行の収束時期は依然として不透明であり、最終的な影響については予測し難いことから、前述の悪影響以外のリスクが顕在化する可能性もあり、その結果、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

a. 本投資法人の体制

本投資法人は、以上のような投資リスクがあることを認識しており、その上でこのようなリスクに最大限対応できるよう、以下のリスク管理体制を整備しています。

(イ) 執行役員、監督役員及び役員会

本投資法人は、本書の日付現在、執行役員1名及び監督役員2名から構成される役員会により運営されています。本投資法人は、業務執行の意思決定及び執行役員に対する監督機関としての役員会が十分に機能し、執行役員が本投資法人のために忠実にその職務を執行するよう努めています。役員会においては、本投資法人が委託する資産運用会社が執行する資産運用に係る重要な事項を本投資法人の役員会において決議事項又は報告事項とすることにより、資産運用会社への一定の牽制機能を構築しています。

(ロ) 内部者取引

本投資法人は、役員会において「内部者取引管理規程」を採択し、執行役員及び監督役員がその立場上知り得た重要事実の公表前に本投資法人の投資証券及び投資法人債並びに上場投資法人の投資口等の売買を行うことを禁止し、インサイダー取引の防止に努めています。

b. 資産運用会社の体制

本投資法人の資産運用に関し、リスクの回避及び極小化を図るべく以下の実効性あるリスク管理体制を敷いています。

(イ) 運用ガイドラインの遵守

資産運用会社は、規約に定める資産運用の基本方針及び投資態度を踏まえた上で、分散投資によるポートフォリオの構築方針、各運用資産の安定収益確保のための諸方策、投資を決定する際の物件選定基準、物件検討基準、調査(デュー・ディリジェンス)基準、保険付保方針及び運営管理方針(PM会社の選定基準等)等につき定める運用ガイドラインを策定し、これを遵守することにより、本投資法人の運用の対象となる不動産、不動産信託受益権等に係るリスクの管理に努めます。詳細については、前記「2投資方針」をご参照下さい。

(ロ) リスク管理規程

資産運用会社は、本投資法人の資産運用会社として社会的使命を的確に果たし、健全な経営を行い、かつ最善の資産運用を行うため、様々なリスクを適切に管理することを基本方針とした「リスク管理規程」を定めています。「リスク管理規程」では、不動産投資・運用リスクに関し、マーケット状況(賃料相場・地価動向・テナント需給等)、立地条件、周辺環境状況及び建物の属性等、物件の個性を総合的に勘案して管理すること、並びに個別案件のリスクを十分に認識しつつ、個別物件を集約したポートフォリオ全体のリスク状況を把握・分析するとともに、運用ガイドラインに記載されたリスク判断基準に従い適切に運用を行うことによって、当該リスクの軽減に努めることが定められています。

(ハ) コンプライアンス・リスク管理室によるリスクの統括管理

リスク管理を統括する部署は、資産運用会社のコンプライアンス・リスク管理室とします。第一義的には、リスク管理項目毎に担当部署として定められた資産運用会社の各部署が、当該リスクを管理するものとし、コンプライアンス・リスク管理室が関連部署に対する日常的な指導管理を行います。管理の方法は、証券取引等監視委員会の金融商品取引業者等検査マニュアル(以下「金融商品取引業者等検査マニュアル」といいます。)並びに資産運用会社の社内規則である「コンプライアンス・マニュアル」及びリスクアセスメントシート等に則って各リスク管理項目をチェックします。

## (二) 利害関係人等との取引

後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限」をご参照下さい。

## (ホ) 内部者取引

資産運用会社の役職員によるインサイダー取引については、「内部者取引管理規程」を定めて防止に努めます。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

該当事項はありません。

### (2)【買戻し手数料】

本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないため（規約第6条第1項）、該当事項はありません。但し、本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができるものとします（規約第6条第2項）。この場合、所定の手数料が課されることがあります。

### (3)【管理報酬等】

#### a. 役員報酬

執行役員及び監督役員の報酬は、執行役員一人当たり月額80万円以内の金額、監督役員一人当たり月額80万円以内の金額で、各々役員会で決定する金額とし、当月分を当月末日までに、それぞれが指定する銀行口座へ振込により支払うものとします（規約第23条）。

(注) 本投資法人は、投信法第115条の6第1項の執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める額から、当該執行役員又は監督役員がその在職中に本投資法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として内閣府令で定める方法により算定される額に4を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、役員会の決議によって免除することができます（投信法第115条の6第7項、規約第22条）。

#### b. 資産運用会社への支払報酬

資産運用会社に対する報酬は、運用報酬1、運用報酬2、運用報酬3、取得報酬、譲渡報酬及び合併報酬から構成されます。それぞれの報酬の計算方法及び支払時期は以下の通りとし、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、資産運用会社の指定する銀行口座へ振込により支払うものとします（規約第38条）。

報酬	計算方法及び支払時期
運用報酬1	営業期間毎に、前決算期末における貸借対照表（投信法第131条第2項に基づき、役員会の承認を受けたものに限ります。）に記載された総資産額に0.30%の割合を乗じた金額に、営業期間の月数を12で除した割合を乗じた金額を上限とします。支払時期は、役員会で当該営業期間に係る計算書類等（投信法第129条に定める計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書をいいます。以下同じ。）を承認後1ヵ月以内とします。
運用報酬2	営業期間毎に、当該営業期間のFFO（*1）に4.50%を乗じた金額を上限とします。但し、営業期間の末日に当期末処理損失がある場合には、当該報酬はないものとします。 *1 FFO（Funds From Operation）は、運用報酬2及び運用報酬3（これらの報酬に係る消費税及び地方消費税で、当該営業期間の費用となるものを含まず。）を控除する前の当期純利益に、減価償却費及び運用資産（*2）の譲渡損失に相当する金額を加え、運用資産の譲渡利益及び負のれん発生益に相当する金額を減じた金額とします。但し、前営業期間末に未処理損失がある場合には、上記の金額から前営業期間末の未処理損失額を控除した後の金額とします。 *2 運用資産とは、規約第26条に定める資産運用の対象とする特定資産（但し、同条第4項に定める有価証券（国債証券等に限りません。）を除きます。）をいいます。 支払時期は、役員会で当該営業期間に係る計算書類等を承認後1ヵ月以内とします。

報酬	計算方法及び支払時期
運用報酬3	<p>当該営業期間に係る投資口1口当たりの分配金(以下「1口当たり分配金」といいます。)に50,000を乗じた金額を上限とします。ここで、1口当たり分配金とは、運用報酬3(この報酬に係る消費税及び地方消費税で、当該営業期間の費用となるものを含みます。)を控除する前の当期純利益に内部留保からの取崩に相当する金額(過去に運用報酬2の支払対象となった内部留保の取崩に相当する金額は除きます。)を加え、当該営業期間末時点の発行済投資口の総口数で除することにより算出します。</p> <p>なお、投資口の分割又は併合によって投資口数が増減した場合は、当該変動が生じた営業期間以降、当該変動割合に50,000を乗じた数値を、1口当たり分配金に乘じた金額を上限とします。</p> <p>支払時期は、役員会で当該営業期間に係る計算書類等を承認後1ヵ月以内とします。</p>
取得報酬	<p>運用資産を新たに取得した場合(但し、この投資法人が吸収合併存続法人となる吸収合併に基づき行われる承継を除きます。)は、運用資産の取得価額(*3)に1.00%を乗じた金額を上限とします。</p> <p>なお、利害関係者(投信法第201条第1項及び投信法施行令第123条各号に定める「利害関係人等」、資産運用会社の総株主の議決権の100分の10超の議決権を保有している会社等、かかる会社等がその総株主等の議決権の100分の50超の議決権を保有している会社等並びにこれらの者がその資産の運用・管理に関して助言等を行っている会社等をいいます。以下同じ。)から運用資産を取得した場合は、上記割合に2分の1を乗じた金額の合計額を上限とします。</p> <p>*3 取得価額は、売買契約書に記載された金額とし、消費税及び地方消費税並びに取得に付随する費用は含みません。</p> <p>支払時期は、運用資産の取得日の属する月の翌月末までとします。</p>
譲渡報酬	<p>運用資産を譲渡した場合(但し、この投資法人が吸収合併消滅法人となる吸収合併又は新設合併に基づき承継されるものを除きます。)は、運用資産の譲渡価額(*4)に1.00%を乗じた金額、又は各譲渡資産における譲渡益(*5)に2分の1を乗じた金額のいずれか小さい方を上限とします。</p> <p>なお、利害関係者に対して運用資産を譲渡した場合は、運用資産の譲渡価額に0.50%を乗じた金額、又は各譲渡資産における譲渡益に2分の1を乗じた金額のいずれか小さい方を上限とします。</p> <p>また、いずれの場合についても、譲渡損が生じる運用資産の譲渡については、譲渡報酬は生じないものとします。</p> <p>*4 譲渡価額は、売買契約書に記載された金額とし、消費税及び地方消費税並びに譲渡関連費用は含みません。</p> <p>*5 譲渡益は、譲渡価額が運用資産の譲渡時における帳簿価額を超える場合における差額とします。</p> <p>支払時期は、運用資産の譲渡日の属する月の翌月末までとします。</p>
合併報酬	<p>他の投資法人との間でこの投資法人を吸収合併存続法人とする吸収合併を行った場合は、当該合併によってこの投資法人が承継する資産の当該合併の効力発生時における評価額に1.00%を乗じた金額を上限とします。</p> <p>他の投資法人との間でこの投資法人を吸収合併消滅法人とする吸収合併又は新設合併を行った場合は、当該合併の相手方が保有する資産のうち、当該吸収合併の吸収合併存続法人が保有するもの又は当該新設合併の新設合併設立法人が承継するものの、当該合併の効力発生時における評価額に1.00%を乗じた金額を上限とします。</p> <p>なお、利害関係者との間で合併を行った場合は、上記各割合に2分の1を乗じた金額の合計額を上限とします。</p> <p>支払時期は、合併の効力発生日が属する月の月末から3ヵ月以内とします。</p>

## c. 資産保管会社及び一般事務受託者への支払手数料

資産保管会社及び一般事務受託者がそれぞれの業務を遂行することの対価である事務受託手数料は以下の通りとし、それぞれが指定する銀行口座への振込により支払うものとします。

## (イ) 資産保管会社の報酬

## 支払報酬の計算方法

計算期間(6月若しくは12月の各1日から、その直後に到来する5月又は11月の各末日までとします。)において、本投資法人の保有する資産が不動産信託の受益権又は預金であることを前提に、当該計算期間初日の直前の決算日における貸借対照表上の資産総額(投信法第131条第2項に定める承認を受けた、投信法第129条第2項に規定する貸借対照表上の資産の部の合計額をいいます。)に基づき、6ヵ月分の料率を記載した下記基準報酬額表により計算した金額を上限として、当事者間で合意した金額に消費税等相当額(地方消費税を含みます。)を加算した金額を支払うものとします。但し、経済情勢の変動等により資産保管業務報酬の金額が不適当となった場合には、当事者間で協議し合意の上、資産保管業務報酬の金額を変更することができるものとします。

本投資法人の保有する資産に現物不動産が含まれることとなった場合には、資産保管業務報酬は、現物不動産1物件当たり月額20万円を上限として当事者間で合意した金額に に定める金額を加算した金額とします。なお、本投資法人の保有する資産に、現物不動産、不動産信託の受益権又は預金以外の資産が含まれることとなった場合には、その追加的な業務負担を斟酌するため、当事者は、資産保管業務報酬の金額の変更額について、互いに誠意を持って協議することとします。

## &lt; 基準報酬額表 &gt;

資産総額	算定方法(6ヵ月分)
300億円以下の部分について	4,500,000円
300億円超の部分について	資産総額×0.015%

## 支払時期

上記 又は により計算した各計算期間の資産保管業務報酬を、各計算期間の終了日の翌月末日までに資産保管会社の指定する銀行口座へ振込又は口座振替により支払うものとします。但し、支払に要する振込手数料等の費用は、本投資法人の負担とします。

## (ロ) 投資主名簿等管理人の報酬

## 支払報酬の計算方法並びに支払の時期及び方法に関する事項

下記の「委託事務手数料表」により計算した金額を上限とした金額を支払うものとします。但し、募集投資口の発行に関する事務、その他本投資法人が臨時に委託する事務については、その都度当事者間で協議の上その手数料を定めるものとします。

投資主名簿等管理人は上記 i の手数料を毎月末に締め切り、翌月20日までに本投資法人に請求し、本投資法人はその月末までに、投資主名簿等管理人の指定する銀行口座へ振込又は口座振替の方法により支払うものとします。但し、支払日が銀行休業日の場合は、前営業日を支払日とします。

## &lt; 委託事務手数料表 &gt;

項 目	対象事務の内容	計算単位及び計算方法 (消費税別)
基本料	1. 投資主名簿の作成、管理及び備置き 投資主名簿の維持管理 期末、中間及び四半期投資主の確定 2. 期末統計資料の作成 (所有者別、所有数別、地域別分布状況) 投資主一覧表の作成 (全投資主、大投資主)	1. 毎月の基本料は、各月末現在の投資主数につき下記段階に応じ区分計算したものの合計額の6分の1 但し、月額最低基本料を200,000円とします。 (投資主数) (投資主1名当たりの基本料) 投資主数のうち最初の5,000名について 480円 5,000名超 10,000名以下の部分について 420円 10,000名超 30,000名以下の部分について 360円 30,000名超 50,000名以下の部分について 300円 50,000名超 100,000名以下の部分について 260円 100,000名を超える部分について 225円 資料提供はWebによります。書面での提供には別途手数料が必要です。
分配金支払管理料	1. 分配金支払原簿、分配金領収書、指定口座振込票、払込通知書の作成、支払済分配金領収証等による記帳整理、未払分配金確定及び支払調書の作成、印紙税納付の手續 2. 銀行取扱期間経過後の分配金等の支払及び支払原簿の管理	1. 分配金等を受領する投資主数につき、下記段階に応じ区分計算したものの合計額 但し、1回の対象事務の最低管理料を350,000円とします。 (投資主数) (投資主1名当たりの管理料) 投資主数のうち最初の5,000名について 120円 5,000名超 10,000名以下の部分について 110円 10,000名超 30,000名以下の部分について 100円 30,000名超 50,000名以下の部分について 80円 50,000名超 100,000名以下の部分について 60円 100,000名を超える部分について 50円 2. 指定口座振込分については1件につき130円を加算 3. 各支払基準日現在の未払対象投資主に対する支払1件につき 450円
諸届管理料	1. 投資主等からの諸届関係等の照会、受付(投資主情報等変更通知の受付を含みます。) 2. 投資主等からの依頼に基づく調査、証明	1. 照会、受付1件につき 600円 2. 調査、証明1件につき 600円
個人番号等関係手数料	個人番号等の収集等に関する事務	振替機関の通知受付1件につき 600円 但し、同一投資主番号の投資主について2回目以降に通知を受付したものは除きます。
投資主総会関係手数料	1. 議決権行使書面用紙の作成及び返送議決権行使書面の受理、集計 2. 投資主総会当日出席投資主の受付、議決権個数集計の記録等の事務	1. 議決権行使書面用紙の作成1通につき 15円 議決権行使書面用紙の集計1通につき 100円 但し、1回の議決権行使書面用紙集計の最低管理料を50,000円とします。 2. 派遣者1名につき 20,000円 但し、電子機器等の取扱支援者には別途料金が必要です。
郵便物関係手数料	1. 投資主総会の招集通知、同決議通知、決算報告書、分配金領収証(又は計算書、振込案内)等投資主総会、決算関係書類の封入・発送事務 2. 返戻郵便物データの管理	1. 封入物3種まで 期末、基準日現在投資主1名につき 35円 ハガキ 期末、基準日現在投資主1名につき 23円 2. 返戻郵便物を登録する都度、郵便1通につき 200円
投資主等データ受付料	振替機関(振替法第2条第2項に定める振替機関をいいます。以下同じ。)からの総投資主通知の受付、新規記録に伴う受付、通知	データ1件につき 150円

## (八) 機関運営に関する一般事務受託者の報酬

## 支払報酬の計算方法並びに支払の時期及び方法に関する事項

機関運営に関する一般事務受託者の事務に係る報酬は、5月及び11月の末日を最終日とする6ヵ月毎の各計算期間において、本投資法人の当該計算期間初日の直前の決算日における貸借対照表上の資産総額に基づき、下記の「基準報酬額表」により計算した金額を上限として、その資産構成に応じて算出した報酬を支払います。なお、計算期間が6ヵ月に満たない場合又は6ヵ月を超える場合の報酬は、当該期間に含まれる実日数をもとに日割計算した金額とします。

各計算期間の報酬を、各計算期間の終了日の翌月末日までに、機関運営に関する一般事務受託者の指定する銀行口座に振込又は口座振替により支払うものとします。

## &lt; 基準報酬額表 &gt;

総資産額	算定方法（年間）
100億円以下	11,000,000円
100億円超500億円以下	11,000,000円 + (資産総額 - 100億円) × 0.080%
500億円超1,000億円以下	43,000,000円 + (資産総額 - 500億円) × 0.060%
1,000億円超2,000億円以下	73,000,000円 + (資産総額 - 1,000億円) × 0.055%
2,000億円超3,000億円以下	128,000,000円 + (資産総額 - 2,000億円) × 0.040%
3,000億円超5,000億円以下	168,000,000円 + (資産総額 - 3,000億円) × 0.035%
5,000億円超	238,000,000円 + (資産総額 - 5,000億円) × 0.030%

## (二) 会計事務等に関する一般事務受託者の報酬

## 支払報酬の計算方法並びに支払の時期及び方法に関する事項

## (会計帳簿作成及び計算事務)

会計帳簿作成及び計算事務に関する業務（以下「委託業務」といいます。）の実施に対する報酬として、本投資法人は、会計事務等に関する一般事務受託者に対し、各計算期間毎に下記に定める金額を支払います。そのほか、会計帳簿の作成に関する事務に関連する業務の報酬金額については、本投資法人と会計事務等に関する一般事務受託者とで別途定めるものとします。また、委託業務の第三者への引継ぎ業務については、会計事務等に関する一般事務受託者が引継の実施前に（但し、やむを得ない事情がある場合には事後に）業務提供時間及び報酬額の見積を提示し、その業務提供時間及び報酬額を本投資法人及び会計事務等に関する一般事務受託者で合意して定めるものとします。

- ( ) 会計帳簿の作成に関する事務 下記(1)～(3)の合計
- (1) 50万円 × 営業期間の月数
  - (2) 20,000円 × (住宅)物件数 × 保有月数
  - (3) 17,000円 × (オフィス)物件数 × 保有月数
- ( ) 計算に関する事務 220万円 + 2,000円 × 物件数

会計事務等に関する一般事務受託者は、委託業務が完了した後、本投資法人と会計事務等に関する一般事務受託者とで別途合意する時期までに、本投資法人に対して請求書を発行します。本投資法人は、請求書の発行月の翌月末までに会計事務等に関する一般事務受託者の指定する銀行口座に請求額を振り込むものとします。

## (納税事務)

法人税、法人住民税及び法人事業税の確定申告書並びに消費税の確定申告書の作成等に対する報酬として、本投資法人は、会計事務等に関する一般事務受託者に対し、各計算期間毎に150万円を支払います。そのほか、税務調査対応等の業務の報酬金額については、本投資法人と会計事務等に関する一般事務受託者とで別途定めるものとします。また、納税事務業務の第三者への引継ぎ業務については、会計事務等に関する一般事務受託者が引継の実施前に（但し、やむを得ない事情がある場合には事後に）業務提供時間及び報酬額の見積を提示し、その業務提供時間及び報酬額を本投資法人及び会計事務等に関する一般事務受託者で合意して定めるものとします。

会計事務等に関する一般事務受託者は、委託業務が完了した後、本投資法人と会計事務等に関する一般事務受託者とで別途合意する時期までに、本投資法人に対して請求書を発行します。本投資法人は、請求書の発行月の翌月末までに会計事務等に関する一般事務受託者の指定する銀行口座に請求額を振り込むものとします。

## (ホ) 投資法人債に関する一般事務受託者の報酬

## 発行事務及び期中事務の委託に関する手数料

本投資法人は、第1回無担保投資法人債、第2回無担保投資法人債、第3回無担保投資法人債、第4回無担保投資法人債、第5回無担保投資法人債及び第6回無担保投資法人債に関する一般事務受託者である株式会社りそな銀行に対して、本投資法人債の発行事務、その他の期中事務の委託に関する手数料として、以下に掲げる金額を本投資法人債の払込金から控除することにより、本投資法人債の払込期日に支払いました。

第1回無担保投資法人債の発行事務及び期中事務の委託に関する手数料として1,660,000円

第2回無担保投資法人債の発行事務及び期中事務の委託に関する手数料として3,340,000円

第3回無担保投資法人債の発行事務及び期中事務の委託に関する手数料として3,500,000円

第4回無担保投資法人債の発行事務及び期中事務の委託に関する手数料として1,330,000円

第5回無担保投資法人債の発行事務及び期中事務の委託に関する手数料として2,670,000円

第6回無担保投資法人債の発行事務及び期中事務の委託に関する手数料として2,500,000円

## 元利金支払事務の委託に関する手数料

本投資法人は、本投資法人債に関する一般事務受託者である株式会社りそな銀行に対して、本投資法人債の元利金支払事務の委託に関する手数料として、以下に掲げる金額を支払います。

## 元金支払

支払元金100円につき0.075銭

## 利金支払

支払利息の対象となる元金100円につき0.075銭

## (ヘ) 特別口座管理機関（みずほ信託銀行株式会社）の報酬

## 支払報酬の計算方法並びに支払の時期及び方法に関する事項

下記の「口座管理事務手数料表」により計算した金額を支払うものとします。但し、「口座管理事務手数料表」に定めのない事務に係る手数料は、その都度当事者間で協議の上定めるものとします。

特別口座管理機関は上記 i の手数料を毎月末に締め切り、翌月20日までに本投資法人に請求し、本投資法人はその月末までにこれを支払うものとします。但し、支払日が銀行休業日の場合は、前営業日を支払日とします。

## &lt; 口座管理事務手数料表 &gt;

項目	主な事務の内容	手数料体系
基本料	特別口座の加入者の管理	毎月の基本料は、各月末現在の口座数につき下記段階に応じ区分計算したものの合計額 但し、月額最低基本料を35,000円とします。 (投資主数) (口座1件当たりの基本料) 口座数のうち最初の5,000口座について 150円 5,000口座超 10,000口座以下の部分について 140円 10,000口座超 30,000口座以下の部分について 130円 30,000口座超 50,000口座以下の部分について 120円 50,000口座超 100,000口座以下の部分について 110円 100,000口座を超える部分について 100円
口座振替料	口座振替の受付	口座振替1件につき 500円
各種取次ぎ料	各種振替機関への取次ぎ	取次ぎ1件につき 300円
個人番号等関係手数料	個人番号等の収集及び登録に関する事務	個人番号等の登録1件につき 600円

(注) 2021年5月1日から2023年4月30日までの事務取扱分については、上記口座管理事務手数料表、基本料に定める月額最低基本料を20,000円とします。

## d. 会計監査人報酬

会計監査人の報酬額は、1営業期間につき1,500万円を上限として役員会で決定されます。支払時期は投信法その他の法令に基づき必要とされる全ての監査報告書を受領した月の翌月末までとし、会計監査人の指定する口座へ振込みにより支払うものとします（規約第36条）。

## (4) 【その他の手数料等】

本投資法人は、以下の費用を負担するものとします。

- a. 運用資産に関する租税、一般事務受託者、資産保管会社及び資産運用会社との間の各委託契約において本投資法人が負担することと定められた委託業務若しくは事務を処理するために要した諸費用又は一般事務受託者、資産保管会社及び資産運用会社が立て替えた立替金の遅延利息又は損害金の請求があった場合にかかる遅延利息又は損害金
- b. 投資口、新投資口予約権及び投資法人債の発行並びに自己投資口の取得に関する費用(券面の作成、印刷及び交付に係る費用を含みます。)
- c. 投資主の氏名・住所データ作成費用、投資主宛て書類送付に係る郵送料及び使用済書類等返還(廃棄)に要する運搬費
- d. 分配金支払に関する費用(分配金領収書、銀行取扱手数料等を含みます。)
- e. 有価証券届出書、有価証券報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出に係る費用
- f. 目論見書等の作成、印刷及び交付に係る費用
- g. 財務諸表、資産運用報告等の作成、印刷及び交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用を含みます。)
- h. 本投資法人の公告に要する費用及び広告宣伝等に要する費用
- i. 本投資法人の法律顧問及び税務顧問等に対する報酬及び費用
- j. 投資主総会及び役員会開催に係る費用並びに投資主に対して送付する書面の作成、印刷及び交付に係る費用
- k. 執行役員、監督役員に係る実費及び立替金等
- l. 運用資産の取得、管理、売却等に係る費用(媒介手数料、管理委託費用、損害保険料、維持・修繕費用、水道光熱費等を含みます。)
- m. 借入金及び投資法人債に係る利息
- n. 本投資法人の運営に要する費用
- o. 本投資法人の投資口が東京証券取引所に上場し、それを維持するために要する費用
- p. 信託報酬
- q. その他役員会が認める費用

なお、上記手数料等については、以下の照会先までお問い合わせ下さい。

(照会先)

平和不動産アセットマネジメント株式会社

東京都中央区日本橋兜町5番1号

電話番号 03-3669-8771

## (5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者又は日本法人である投資主に対する課税及び投資法人の課税上の一般的取扱いは、以下の通りです。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、個々の投資主の固有の事情によっては、異なる取扱いが行われることがあります。

## a. 個人投資主の税務

## (イ) 配当等の額に係る税務

個人投資主が本投資法人から受け取る金銭の分配のうち、本投資法人の利益及び一時差異等調整引当額の増加額からなる金額（以下本「(5) 課税上の取扱い」において「配当等の額」といいます。）は、株式の配当と同様に配当所得として取り扱われます。従って、配当等の額を受け取る際に原則20%の税率（所得税）により源泉徴収された後、総合課税の対象となります。但し、二重課税の調整措置を目的として設けられている配当控除の適用はありません。

( ) 一時差異等調整引当額は、利益を超える金銭の分配で、投資法人の計算に関する規則第2条第2項第30号に定義される金額をいいます。

## 小口個人投資主の取扱い

本投資法人の配当等の額の支払に関する基準日において、本投資法人の発行済投資口総口数の100分の3未満の口数を有する個人投資主（以下「小口個人投資主」といいます。）が、本投資法人の配当等の額を受け取る際の源泉徴収税率は以下の通りとなります。なお、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、源泉徴収される配当等の額に係る所得税の額に対して、2.1%の税率により復興特別所得税が源泉徴収されます。

本投資法人の配当等の額の支払開始時期	源泉徴収税率 (所得税及び住民税の合計)	所得税	住民税
2014年1月1日から 2037年12月31日まで	20.315%	15.315% ( )	5%
2038年1月1日以降	20%	15%	5%

( ) 2014年1月1日から2037年12月31日までの所得税率には、復興特別所得税（所得税の2.1%相当）を含みます。

また、小口個人投資主については、以下のような取扱いがなされます。

小口個人投資主は、上場株式等の配当等の金額にかかわらず、総合課税に代えて源泉徴収だけで納税手続を終了させる確定申告不要の特例の選択が可能となります。

小口個人投資主が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得については、本(イ)の上記の表の税率による申告分離課税を選択することができます。

小口個人投資主が受け取るべき上場株式等の配当等については、金融商品取引業者等における特定口座の源泉徴収選択口座（源泉徴収を選択した特定口座）内に受け入れることを選択できます。

2014年1月1日から2028年12月31日までの期間、少額投資非課税制度（NISA）に基づき、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座内において管理されている上場株式等のうち、非課税管理勘定に係るもの（2014年1月1日から2023年12月31日までの期間における新規投資額で毎年100万円を上限。但し、2016年分以降は120万円を上限。）及び特定非課税管理勘定に係るもの（2024年1月1日から2028年12月31日までの期間における新規投資額で毎年102万円を上限。）に係る配当等で、非課税口座に非課税管理勘定及び特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に支払を受けるべきものについては、所得税及び住民税が課されません。なお、非課税口座を開設できるのは、その年の1月1日において満20歳以上（2023年1月1日以降は満18歳以上）である方に限ります。

2016年4月1日から2023年12月31日までの期間、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）に基づき、金融商品取引業者等の営業所に開設した未成年者口座内において管理されている上場株式等のうち、非課税管理勘定に係るもの（新規投資額で毎年80万円を上限。）に係る配当等で、未成年者口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に支払を受けるべきものについては、所得税及び住民税が課されません。なお、未成年者口座を開設できるのは、その年の1月1日において満20歳未満（2023年は満18歳未満）である方又はその年中に出生した方に限ります。

( ) 非課税口座及び未成年者口座で買付けた上場株式の配当金等を非課税とするためには、証券会社等で分配金等を受け取る「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。「配当金領収証方式」や「登録配当金受領口座方式」等を選択される場合には、非課税口座及び未成年者口座で買付けた上場株式の配当金等は非課税とならず（復興特別所得税を含めると20.315%）にて課税されることになります。

( ) 2018年1月1日から2042年12月31日までの25年間、非課税累積投資契約に係る非課税措置（通称つみたてNISA）に基づき、証券会社等の金融商品取引業者等に開設した非課税口座において設定した累積投資勘定に管理されている一定の公募等株式投資信託（新規投資額で毎年40万円を上限。）に係る配当等で、その非課税口座に累積投資勘定

を設けた年の1月1日から20年以内に支払を受けるべきものについても、所得税及び住民税が課されないこととされています。しかし、本投資法人の投資口自体はつみたてNISAの対象となる一定の公募等株式投資信託には該当しないこととされています。

( ) 非課税口座に設けられる勘定は、毎年、非課税管理勘定及び特定非課税管理勘定又は累積投資勘定のいずれかに限ります。

#### 発行済投資口総口数の100分の3以上の口数を有する大口個人投資主の取扱い

本投資法人の配当等の支払に関する基準日において、本投資法人の発行済投資口総口数の100分の3以上を有する個人投資主については、総合課税となります。本投資法人より配当等の額を受け取る際の源泉徴収税率は、所得税20%（住民税は課されません。）となります。なお、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、源泉徴収される配当等の額に係る所得税の額に対して2.1%の税率により復興特別所得税が源泉徴収されます。

#### (ロ) 出資等減少分配に係る税務

個人投資主が本投資法人から受け取る利益を超える金銭の分配（分割型分割及び株式分配並びに組織変更による事由を除きます。）のうち、一時差異等調整引当額の増加額以外のもの（以下本「(5) 課税上の取扱い」において「出資等減少分配」といいます。）は、出資総額等の減少額として扱われ、この金額のうち本投資法人の税務上の資本金等の額に相当する金額を超える金額がある場合には、みなし配当として上記(イ)における配当等の額と同様の課税関係が適用されます。また、出資等減少分配額のうち、みなし配当を上回る金額は投資口の譲渡に係る収入金額として取り扱われます。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価を算定し、投資口の譲渡損益の額を計算します。この譲渡損益の取扱いは下記(ハ)の投資口の譲渡の場合と同様になります。

出資等減少分配を受けた後の投資口の取得価額は、この出資等減少分配を受ける直前の投資口の取得価額から、出資等減少分配に係る上記譲渡原価を控除した金額となります。

#### (ハ) 投資口の譲渡に係る税務

個人投資主が本投資法人の投資口を譲渡した際の譲渡益の取扱いについては、株式を譲渡した場合と同様に、株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税20%（所得税15%、住民税5%）の対象となります。なお、2013年1月1日から2037年12月31日までの各年分の株式等に係る譲渡所得等に課される所得税の額に対して、2.1%の税率により復興特別所得税が課されます。

本投資法人の投資口を譲渡した時期	申告分離課税による税率 (所得税及び住民税の合計)	所得税	住民税
2014年1月1日から 2037年12月31日まで	20.315%	15.315% ( )	5%
2038年1月1日以降	20%	15%	5%

( ) 2014年1月1日から2037年12月31日までの所得税率には、復興特別所得税（所得税の2.1%相当）を含みます。

本投資法人の投資口の譲渡に際し譲渡損が生じた場合には、他の上場株式等に係る譲渡所得等との相殺は認められませんが、一般株式等（上場株式等以外の株式等をいいます。）に係る譲渡所得等の金額との通算は認められません。また、株式等の譲渡に係る譲渡所得等の合計額が損失となった場合には、その損失は他の所得と相殺することができません。但し、金融商品取引業者等を通じて上場株式等たる本投資法人の投資口を譲渡した場合には、以下の特例の対象となります。

その年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額があるとき、又はその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除きます。）があるときは、これらの損失の金額を上場株式等に係る配当所得等の金額（上場株式等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額で、申告分離課税を選択したものに限ります。）から控除することができます（以下「損益通算の特例」といいます。）。

金融商品取引業者等を通じて上場株式等たる本投資法人の投資口を譲渡したこと等により生じた譲渡損失のうち、その譲渡日の属する年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額（上記の損益通算の特例の適用を受けている場合には適用後の金額）は、一定の要件の下で、その年の翌年以後3年内の各年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除が認められます。譲渡損失の繰越控除を受ける場合には、譲渡損失が生じた年以降、連続して確定申告書及び譲渡損失の金額の計算に関する明細書等の提出が必要です。

「特定口座内上場株式等の申告不要制度」が設けられており、個人投資主が金融商品取引業者等に特定口座を開設し、上場株式等保管委託契約に基づいてその特定口座に保管されている上場株式等の譲渡所得等について、その年の最初の譲渡のときまでに、金融商品取引業者等に対して「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出した場合には、一定の要件の下に、本投資法人の投資口の譲渡益に

相当する金額に対しては、源泉徴収だけで納税手続を終了させる確定申告不要の選択が認められています。源泉税率は、本(八)の上記の表における、申告分離課税による税率と同様となります。金融商品取引業者等における特定口座の源泉徴収選択口座内に上場株式等の配当等を受け入れることを選択した場合において、その年中にその源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡損失の金額があるときは、その年中に受け入れた源泉徴収選択口座内における上場株式等の配当等の額の総額からその譲渡損失の金額を控除した金額に対して源泉徴収税率を適用して所得税の計算が行われます。

2014年1月1日から2028年12月31日までの期間、少額投資非課税制度(NISA)に基づき、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座内において管理されている上場株式等のうち、非課税管理勘定に係るもの(2014年1月1日から2023年12月31日までの期間における新規投資額で毎年100万円を上限。但し、2016年分以降は120万円を上限。)及び特定非課税管理勘定に係るもの(2024年1月1日から2028年12月31日までの期間における新規投資額で毎年102万円を上限。)について、非課税口座に非課税管理勘定及び特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に、金融商品取引業者等への売委託による方法等により上場株式等を譲渡した場合には、その譲渡所得等については、所得税及び住民税が課されません。なお、非課税口座を開設できるのは、その年の1月1日において満20歳以上(2023年1月1日以降は満18歳以上)である方に限ります。

2016年4月1日から2023年12月31日までの期間、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)に基づき、金融商品取引業者等の営業所に開設した未成年者口座内において管理されている上場株式等のうち、非課税管理勘定に係るもの(新規投資額で毎年80万円を上限。)について、未成年者口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に、金融商品取引業者等への売委託による方法等により上場株式等を譲渡した場合には、その譲渡所得等については、所得税及び住民税が課されません。なお、未成年者口座を開設できるのは、その年の1月1日において満20歳未満(2023年は満18歳未満)である方又はその年中に出生した方に限ります。

- ( ) 2016年1月1日以降、株式等は上場株式等(金融商品取引所に上場されている株式等や国債、地方債、公募公社債等をいいます。)と一般株式等(上場株式等以外の株式等をいいます。)に区分され、株式等を譲渡した場合はそれぞれ別々の申告分離課税制度となりました。
- ( ) 本(八)における非課税口座及び本(八)における未成年者口座で譲渡損失が生じても、本(八)の配当所得の金額からの控除及び本(八)の配当等の額からの控除、並びに本(八)の譲渡損失の繰越控除は適用できません。
- ( ) 2018年1月1日から2042年12月31日までの25年間、非課税累積投資契約に係る非課税措置(通称つみたてNISA)に基づき、非課税口座に累積投資勘定を設けた年の1月1日から20年以内に、その累積投資勘定に管理されている一定の公募等株式投資信託(新規投資額で毎年40万円を上限。)の受益権を譲渡した場合、その譲渡所得等についても、所得税及び住民税が課されないこととされています。しかし、本投資法人の投資口自体はつみたてNISAの対象となる一定の公募等株式投資信託には該当しないこととされています。
- ( ) 非課税口座に設けられる勘定は、毎年、非課税管理勘定及び特定非課税管理勘定又は累積投資勘定のいずれかに限ります。

## b. 法人投資主の税務

## (イ) 配当等の額に係る税務

法人投資主が本投資法人から受け取る配当等の額は、原則として分配の決議のあった日の属する投資主の事業年度において益金計上されます。配当等の額を受け取る際には原則20%の税率（所得税）により源泉徴収されますが、この源泉税は法人投資主の法人税の申告上、税額控除の対象となります。また、受取配当金等の益金不算入の規定の適用はありません。

但し、配当等の額を受け取る際の源泉徴収税率に関しては以下のように軽減されています。なお、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、源泉徴収される配当等の額に係る所得税の額に対して、2.1%の税率により復興特別所得税が源泉徴収されます。源泉徴収された復興特別所得税は、法人税の額から控除されます。

本投資法人の配当等の額の 支払開始時期	所得税	住民税
2014年1月1日から 2037年12月31日まで	15.315% ( )	0%
2038年1月1日以降	15%	0%

( ) 2014年1月1日から2037年12月31日までの所得税率には、復興特別所得税（所得税の2.1%相当）を含みます。

## (ロ) 出資等減少分配に係る税務

法人投資主が本投資法人から受け取る出資等減少分配のうち本投資法人の税務上の資本金等の額に相当する金額を超える金額がある場合には、みなし配当として上記（イ）における配当等の額と同様の課税関係が適用されます。また、出資等減少分配のうち、みなし配当を上回る金額は投資口の譲渡に係る収入金額として取り扱われます。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価を算定し、投資口の譲渡損益の額を計算します。この譲渡損益の取扱いには下記（二）の投資口の譲渡の場合と同様になります。出資等減少分配を受けた後の投資口の取得価額は、この出資等減少分配を受ける直前の投資口の取得価額から、出資等減少分配に係る上記譲渡原価を控除した金額となります。

## (ハ) 投資口の期末評価方法

法人投資主による本投資法人の投資口の期末評価方法については、税務上、投資口が売買目的有価証券である場合には時価法、売買目的外有価証券である場合には原価法が適用されます。

## (ニ) 投資口の譲渡に係る税務

法人投資主が本投資法人の投資口を譲渡した際の取り扱いについては、原則約定日の属する事業年度に益金又は損金として計上されます。

## c. 投資法人の税務

## (イ) 配当等の額の損金算入要件

税法上、導管性要件を満たす投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、配当等の額を投資法人の損金に算入することが認められています。

配当等の額を損金算入するために留意すべき主要な要件は以下の通りです。

次のいずれかに該当するものであること。

その設立時における投資口の発行が公募でかつその発行価額の総額が1億円以上であること

事業年度終了のときにおいて、その発行済投資口が50人以上の者によって所有されていること又は機関投資家のみによって所有されていること

投資法人の規約において投資口の発行価額の総額のうち国内において募集される投資口の発行価額の占める割合が100分の50を超える旨の記載又は記録があること。

事業年度終了のときにおいて、法人税法（昭和40年法律第34号、その後の改正を含みます。）第2条第10号に規定する同族会社のうち租税特別措置法施行令に定めるものに該当していないこと。

事業年度に係る配当等の額の支払額が当該事業年度の租税特別措置法施行令に規定する配当可能利益の額の90%超であること。

他の法人（租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号、その後の改正を含みます。）に規定するものを除きます。）の発行済株式又は出資（匿名組合契約等に基づく出資を含みます。）の総数又は総額の50%以上（割合の判定にあたっては、匿名組合を通じて間接的に保有する株式等を含みます。）を有していないこと。

借入れは、機関投資家からのものであること。

## (ロ) 不動産流通課税の軽減措置

## 登録免許税

不動産を取得した際の所有権の移転登記に対しては、原則として登録免許税が課税価格の2%の税率により課されます。なお、売買により取得した土地については税率が2023年3月31日までは1.5%に軽減されています。なお、投資法人の規約に資産運用の方針として、特定不動産（不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。

す。)の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合である特定不動産の割合を100分の75以上とする旨の定めがあることその他の要件を満たす投資法人が取得する不動産に対しては、2023年3月31日までは登録免許税の税率が1.3%に軽減されています。

#### 不動産取得税

不動産を取得した際には、原則として不動産取得税が課税価格の4%の税率により課されます。なお、この税率は住宅の取得及び土地の取得については2024年3月31日までは3%となります。また、2024年3月31日までに取得する宅地及び宅地比準土地に係る不動産取得税については、その課税標準は当該土地の価格の2分の1に軽減されます。なお、投資法人の規約に資産運用の方針として、特定不動産の割合を100分の75以上とする旨の記載があることその他の要件を満たす投資法人が、2023年3月31日までに規約に従い特定資産のうち一定の不動産を取得した場合には、当該不動産の取得に係る不動産取得税の上記課税標準が5分の2に軽減されます(共同住宅等の場合には、全ての区画が50㎡以上等の一定の要件を満たす必要があります。)

#### 特別土地保有税

2003年度以降、当分の間、不動産の取得(及び保有)に係る特別土地保有税の課税は停止されています。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(2021年11月30日現在)

資産の種類	用途	地域	保有総額(注1) (百万円)	対総資産比率(注2) (%)
不動産 (注3)	オフィス	東京23区	7,577	3.7
		首都圏(注4)	4,483	2.2
		その他(注5)	2,645	1.3
	レジデンス	東京23区	27,109	13.3
		首都圏(注4)	6,382	3.1
		その他(注5)	7,828	3.9
小計			56,026	27.6
信託 不動産 (注3)	オフィス	東京23区	57,527	28.3
		首都圏(注4)	4,830	2.4
		その他(注5)	10,958	5.4
	レジデンス	東京23区	38,865	19.1
		首都圏(注4)	2,906	1.4
		その他(注5)	16,163	8.0
小計			131,252	64.6
不動産等計			187,279	92.2
預金その他の資産			15,927	7.8
資産総額計			203,206	100.0

	貸借対照表計上額 (百万円)	対総資産比率(注2) (%)
負債総額	99,013	48.7
純資産総額	104,192	51.3

(注1)「保有総額」は、期末時点の貸借対照表計上額(不動産及び信託不動産については減価償却後及び減損処理後の帳簿価額)に基づいています。

(注2)「対総資産比率」は、資産総額に対する資産の種類別の保有総額の割合を、小数点第2位を四捨五入して記載しています。

(注3)建物等と併せて保有している借地権等については、建物等と合算して「不動産」及び「信託不動産」の欄に記載しています。なお、「不動産」の金額には、建設仮勘定の金額は含まれていません。

(注4)「首都圏」とは、東京都(東京23区を除きます。)、神奈川県、埼玉県及び千葉県を指します。

(注5)「その他」とは、東京23区及び首都圏を除く投資対象エリアを指します。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

## 【投資不動産物件】

本投資法人が保有する投資不動産物件についての概要等は、後記「その他投資資産の主要なもの」に一括表記しており、同項記載の物件以外に本投資法人による投資不動産物件の組入れはありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

## (イ) 保有資産の概要

本投資法人が直接に保有する投資不動産物件に加え、信託受益権に係る信託不動産を併せて「その他投資資産の主要なもの」に含めて記載しています。

本投資法人は、2021年11月30日現在、以下の78物件の不動産を信託財産とする信託受益権及び36物件の不動産を保有し、本書の日付現在に至るまで運用を行っています。

物件番号	物件名称	投資区分	所在地	投資エリア (注1)	地積 (㎡) (注2)	用途 (注3)	延床面積 (㎡) (注2)	構造・ 階層 (注2)	建築時期 (注2)	資産 形態 (注4)	所有形態(注5)	
											土地	建物
Of-05	水天宮平和ビル	オフィス	東京都中央区	東京23区	316.73	事務所	2,177.81	SRC 9F	1991.8.30	信託 受益権	所有権	所有権
Of-06	H F 門前仲町ビルディング		東京都江東区	東京23区	748.36	事務所	4,558.01	SRC 8F	1990.12.25	信託 受益権	所有権	所有権
Of-07	H F 浜松町ビルディング		東京都港区	東京23区	294.50	事務所	2,184.76	S 10F	1991.12.16	信託 受益権	所有権	所有権
Of-08	H F 溜池ビルディング		東京都港区	東京23区	533.32	事務所	3,089.73	SRC 7F1B	1992.2.28	信託 受益権	所有権	所有権
Of-09	グレイスビル泉岳寺前		東京都港区	東京23区	538.50 (注6)	事務所	2,401.74 (注6)	S・RC・ SRC 10F1B	1994.6.15	信託 受益権	地上権 (敷地権) (注6)	区分 所有権 (注6)
Of-11	H F 日本橋大伝馬町ビルディング		東京都中央区	東京23区	520.69	事務所	3,455.35	S 9F1B	1988.3.10	信託 受益権	所有権	所有権
Of-12	H F 八丁堀ビルディング		東京都中央区	東京23区	543.31	事務所	3,425.91	SRC 8F1B	1991.10.25	不動産	所有権	区分 所有権 (注7)
Of-17	八丁堀MFビル		東京都中央区	東京23区	205.83	事務所	1,432.44	SRC 9F	1988.1.6	不動産	所有権	所有権
Of-18	エムズ原宿		東京都渋谷区	東京23区	264.36	店舗	1,290.12	RC・S 5F1B	1970.1.30	信託 受益権	所有権	所有権
Of-20	船橋Faceビル		千葉県船橋市	千葉県	488.13 (注8)	事務所	4,033.72 (注8)	S・RC・ SRC 14F3B	2003.4.1	不動産	所有権 (敷地権) (注8)	区分 所有権 (注8)
Of-21	アデッソ西麻布		東京都港区	東京23区	125.91	店舗	371.59	RC 3F1B	2003.10.16	不動産	所有権	所有権
Of-23	H F 池袋ビルディング		東京都豊島区	東京23区	188.31	事務所	1,376.66	S・RC 9F1B	1993.12.3	不動産	所有権	所有権
Of-24	H F 湯島ビルディング		東京都文京区	東京23区	400.86	事務所	2,393.53	S 9F	1989.7.26	不動産	所有権	所有権
Of-25	茅場町平和ビル		東京都中央区	東京23区	811.59	事務所	5,038.57 (注9)	SRC 9F1B	1992.4.30	信託 受益権	所有権	所有権
Of-27	神戸旧居留地平和ビル		兵庫県神戸市	兵庫県	1,008.86	事務所	7,743.98	S・SRC 9F2B	1998.2.6	信託 受益権	所有権	所有権
Of-29	栄ミナミ平和ビル		愛知県名古屋市	愛知県	707.05	事務所	3,959.12	S 7F1B	2002.7.31	信託 受益権	所有権	所有権
Of-30	H F 桜通ビルディング		愛知県名古屋	愛知県	1,662.49	事務所	13,160.83	S 13F	2009.2.10	信託 受益権	地上権 (注10)	所有権
Of-31	H F 日本橋浜町ビルディング		東京都中央区	東京23区	599.34	事務所	4,226.25	S・SRC 9F	1987.2.15	信託 受益権	所有権	所有権
Of-32	H F 仙台北町ビルディング		宮城県仙台市	宮城県	1,598.83	事務所	8,988.49	S 12F	2003.9.19	信託 受益権	所有権	所有権
Of-33	H F 上野ビルディング		東京都台東区	東京23区	718.47	事務所	6,212.84	SRC 10F1B	1990.2.7	信託 受益権	所有権	所有権
Of-34	麹町HFビル		東京都千代田区	東京23区	409.15	事務所	3,314.53	SRC 9F1B	1994.3.31	信託 受益権	所有権	所有権
Of-35	H F 九段南ビルディング		東京都千代田区	東京23区	530.00	事務所	3,836.10	SRC 8F1B	1991.3.31	信託 受益権	所有権	所有権
Of-36	H F 神田小川町ビルディング		東京都千代田区	東京23区	432.54	事務所	3,016.16	S 9F	2008.3.28	信託 受益権	所有権	所有権
Of-37	日総第5ビル		神奈川県横浜市	神奈川県	1,029.42	事務所	5,893.08	SRC 10F1B	1987.7.6	信託 受益権	所有権	所有権
Of-38	アクロス新川ビル		東京都中央区	東京23区	561.90 (注11)	事務所 ・共同 住宅	6,148.98 (注11)	S・SRC 14F2B	1994.6.27	信託 受益権	所有権 (分有) (注11)	区分 所有権 (注11)

物件番号	物件名称	投資区分	所在地	投資エリア (注1)	地積 (㎡) (注2)	用途 (注3)	延床面積 (㎡) (注2)	構造・ 階層 (注2)	建築時期 (注2)	資産 形態 (注4)	所有形態(注5)	
											土地	建物
Of-39	千住ミルディス 番館	オフィス	東京都 足立区	東京23区	549.85 (注12)	事務所	2,905.48 (注12)	S・SRC 26F3B	2004.2.1	信託 受益権	所有権 (敷地権) (注12)	区分 所有権 (注12)
Of-40	アーク森ビル		東京都 港区	東京23区	346.57 (注13)	事務所	2,609.28 (注13)	RC・ SRC・S 37F4B	1986.3.31	信託 受益権	所有権 (敷地権) (注13)	区分 所有権 (注13)
Of-41	日本橋堀留町 ファースト		東京都 中央区	東京23区	436.25 (注14)	事務所	2,690.16 (注14)	S・SRC 10F1B	1995.7.27	信託 受益権	所有権 (敷地権) (注14)	区分 所有権 (注14)
Of-42	サザンスカイト ワー八王子		東京都 八王子市	東京都	496.76 (注15)	事務所	5,720.23 (注15)	SRC・ RC・S 41F2B	2010.9.22	信託 受益権	所有権 (敷地権) (注15)	区分 所有権 (注15)
Of-43	浜町平和ビル		東京都 中央区	東京23区	554.80	事務所	4,133.47	SRC 10F2B	1993.9.30	信託 受益権	所有権	所有権
Of-44	錦糸町スクエア ビル		東京都 墨田区	東京23区	424.97	事務所	2,932.42	SRC 8F1B	1986.9.30	信託 受益権	所有権	所有権
Of-45	兜町ユニ・スク エア		東京都 中央区	東京23区	646.36	事務所	4,229.47	SRC 8F1B	1993.3.31	信託 受益権	所有権 (分有) (注16)	区分 所有権 (注16)
Of-46	H F 仙台一番町 ビルディング		宮城県 仙台市	宮城県	808.01	事務所	4,944.22 (注17)	SRC 9F1B	1996.3.25	不動産	所有権	所有権
Of-47	大崎CNビル		東京都 品川区	東京23区	1,256.73 (注18)	事務所	4,779.40 (注18)	S・SRC 8F1B	1992.10.2	信託 受益権	所有権 (分有) (注18)	所有権 (共有) (注18)
Of-48	ファーレイース トビル		東京都 立川市	東京都	301.03 (注19)	事務所	2,075.28 (注19)	S・SRC 12F1B	1994.12.15	不動産	所有権 (敷地権) (注19)	区分 所有権 (注19)
Re-03	H F 市川レジデ ンス	レジデンス	千葉県 市川市	千葉県	218.22	共同 住宅	884.60	RC 9F	2003.3.14	信託 受益権	所有権	所有権
Re-05	H F 目黒レジデ ンス		東京都 目黒区	東京23区	213.45	共同 住宅	948.48	SRC 12F	2003.4.10	信託 受益権	所有権	所有権
Re-09	H F 葛西レジデ ンス		東京都 江戸川区	東京23区	416.87	共同 住宅	1,392.74	RC 9F	2002.11.25	信託 受益権	所有権	所有権
Re-11	H F 若林公園レ ジデンス		東京都 世田谷区	東京23区	2,892.06	共同 住宅	6,689.03	RC 8F1B	2004.2.13	信託 受益権	所有権	所有権
Re-12	H F 碑文谷レジ デンス		東京都 目黒区	東京23区	856.19	共同 住宅	2,412.83	RC 9F1B	2004.2.13	信託 受益権	所有権	所有権
Re-14	H F 南麻布レジ デンス		東京都 港区	東京23区	279.73	共同 住宅	1,673.32	RC 11F	2004.4.30	信託 受益権	所有権	所有権
Re-16	H F 学芸大学レ ジデンス		東京都 目黒区	東京23区	268.70	共同 住宅	1,431.57	RC 10F	2005.3.4	信託 受益権	所有権	所有権
Re-17	H F 東神田レジ デンス		東京都 千代田区	東京23区	262.07	共同 住宅	1,596.11	RC 12F	2005.6.7	信託 受益権	所有権	所有権
Re-18	H F 東日本橋レ ジデンス		東京都 中央区	東京23区	312.76	共同 住宅	2,101.31	RC 11F	2005.6.2	信託 受益権	所有権	所有権
Re-19	H F 練馬レジデ ンス		東京都 練馬区	東京23区	368.67	共同 住宅	1,200.77	RC 9F	2005.5.25	信託 受益権	所有権	所有権
Re-20	H F 白金高輪レ ジデンス		東京都 港区	東京23区	922.21	共同 住宅	5,282.41	SRC 14F	2005.8.17	不動産	所有権	所有権
Re-21	H F 明大前レジ デンス		東京都 世田谷区	東京23区	485.01	共同 住宅	1,374.87	RC 8F	2005.6.28	不動産	所有権	所有権
Re-22	H F 日本橋レジ デンス		東京都 中央区	東京23区	222.40	共同 住宅	1,546.01	RC 13F	2005.5.18	信託 受益権	所有権	所有権
Re-23	H F 上石神井レ ジデンス		東京都 練馬区	東京23区	532.35	共同 住宅	1,676.83	RC 8F	2006.5.23	不動産	所有権	所有権
Re-24	H F 錦糸町レジ デンス		東京都 墨田区	東京23区	256.23	共同 住宅	1,571.87	RC 11F	2005.3.3	不動産	所有権	所有権
Re-25	H F 銀座レジデ ンスE A S T		東京都 中央区	東京23区	822.01	共同 住宅	6,387.67	SRC 13F1B	2005.3.11	不動産	所有権	所有権
Re-26	H F 新横浜レジ デンス		神奈川県 横浜市	神奈川県	805.00	共同 住宅	5,415.20	RC 10F	2006.9.11	不動産	所有権	所有権
Re-29	H F 白山レジデ ンス		東京都 文京区	東京23区	1,390.68	共同 住宅	3,998.98	SRC・RC 11F1B	2000.1.31	不動産	所有権	所有権
Re-30	H F 馬込レジデ ンス	東京都 大田区	東京23区	2,357.97	共同 住宅	3,566.18	RC 3F1B	2001.8.29	不動産	所有権	所有権	

物件番号	物件名称	投資区分	所在地	投資エリア (注1)	地積 (㎡) (注2)	用途 (注3)	延床面積 (㎡) (注2)	構造・ 階層 (注2)	建築時期 (注2)	資産 形態 (注4)	所有形態(注5)	
											土地	建物
Re-31	H F 学芸大学レジデンス	レジデンス	東京都目黒区	東京23区	847.14	共同住宅	1,863.67	RC 5F	2005.1.27	信託 受益権	所有権	所有権
Re-33	H F 亀戸レジデンス		東京都江東区	東京23区	246.34	共同住宅	1,782.74	RC 13F	2008.1.24	不動産	所有権	所有権
Re-34	H F 田無レジデンス		東京都西東京市	東京都	1,639.65	共同住宅	3,414.75 (注20)	RC 6F	1989.3.15	不動産	所有権	所有権
Re-35	H F 芝公園レジデンス		東京都港区	東京23区	311.02	共同住宅	1,362.79	SRC 12F1B	2003.8.8	信託 受益権	所有権	所有権
Re-36	H F 三田レジデンス		東京都港区	東京23区	311.89	共同住宅	1,705.22	SRC 13F	2004.3.4	信託 受益権	所有権	所有権
Re-38	ラ・レジダンス・ド・白金台		東京都港区	東京23区	344.25 (注21)	居宅	1,180.73 (注21)	SRC 15F	2004.2.6	信託 受益権	所有権 (敷地権)	区分 所有権 (注21)
Re-39	H F 銀座レジデンスE A S T		東京都中央区	東京23区	368.35	居宅	2,334.73	RC 12F	1999.2.4	信託 受益権	所有権 (敷地権)	区分 所有権 (注22)
Re-40	H F 八丁堀レジデンス		東京都中央区	東京23区	427.32	居宅	3,351.26	SRC 13F	2002.1.30	信託 受益権	所有権 (敷地権)	区分 所有権 (注23)
Re-41	H F 八丁堀レジデンス		東京都中央区	東京23区	203.98	共同住宅	1,756.88	SRC 15F	2004.1.30	信託 受益権	所有権	所有権
Re-42	H F 銀座レジデンス		東京都中央区	東京23区	175.16	共同住宅	1,375.97	SRC 13F	2004.7.22	信託 受益権	所有権	所有権
Re-43	H F 駒沢公園レジデンスT O W E R		東京都世田谷区	東京23区	2,425.44	居宅	11,468.94	RC 30F1B	2001.1.12	信託 受益権	所有権 (敷地権)	区分 所有権 (注24)
Re-45	H F 中之島レジデンス		大阪府大阪市	大阪府	375.95	居宅	1,486.57	RC 10F	2001.6.1	信託 受益権	所有権 (敷地権)	区分 所有権 (注25)
Re-46	H F 阿波座レジデンス		大阪府大阪市	大阪府	296.88	共同住宅	1,999.88	SRC・RC 10F	2002.3.6	信託 受益権	所有権	所有権
Re-47	H F 丸の内レジデンス		愛知県名古屋	愛知県	545.08	共同住宅	2,284.30	RC 10F	2004.2.16	信託 受益権	所有権	所有権
Re-48	H F 平尾レジデンス		福岡県福岡市	福岡県	1,599.97	共同住宅	6,476.24	SRC 15F	2003.3.6	信託 受益権	所有権	所有権
Re-49	H F 河原町二条レジデンス		京都府京都市	京都府	206.84	共同住宅	1,547.19	RC 11F	2005.2.15	信託 受益権	所有権	所有権
Re-53	H F 四条河原町レジデンス		京都府京都市	京都府	863.39	共同住宅	5,217.41	RC 13F	2007.3.7	信託 受益権	所有権	所有権
Re-54	ラ・レジダンス・ド・千駄木		東京都文京区	東京23区	269.15 (注26)	共同住宅	1,307.91 (注26)	RC・S 12F	2006.2.24	信託 受益権	所有権 (敷地権)	区分 所有権 (注26)
Re-55	H F 千駄木レジデンス		東京都文京区	東京23区	249.06 (注27)	共同住宅	1,667.29 (注27)	RC 10F	2006.2.24	信託 受益権	所有権 (敷地権)	区分 所有権 (注27)
Re-56	H F 駒沢公園レジデンス		東京都世田谷区	東京23区	709.54	共同住宅	1,124.69	RC 3F	2006.7.21	信託 受益権	所有権	所有権
Re-57	H F 武蔵小山レジデンス		東京都品川区	東京23区	455.93	共同住宅	1,495.61	RC 8F	2006.11.9	信託 受益権	所有権	所有権
Re-58	H F 国分寺レジデンス		東京都国分寺市	東京都	257.06	共同住宅	1,295.58	RC 11F	2006.1.23	信託 受益権	所有権	所有権
Re-59	H F 久屋大通レジデンス		愛知県名古屋	愛知県	362.02	共同住宅	3,633.19	RC 13F1B	2006.3.9	信託 受益権	所有権	所有権
Re-60	H F 烏丸鞍馬口レジデンス		京都府京都市	京都府	471.10	共同住宅	1,362.90	RC 6F	2007.3.20	信託 受益権	所有権	所有権
Re-61	H F 西新宿レジデンスW E S T		東京都新宿区	東京23区	575.67	共同住宅	2,979.31	RC 12F	2006.3.31	信託 受益権	所有権	所有権
Re-62	H F 西新宿レジデンスE A S T		東京都新宿区	東京23区	347.29	共同住宅	1,787.97	RC 13F	2006.3.31	信託 受益権	所有権	所有権
Re-63	H F 東新宿レジデンス	東京都新宿区	東京23区	313.96	共同住宅	2,233.42	RC 13F	2007.3.8	信託 受益権	所有権	所有権	
Re-64	H F 東心斎橋レジデンス	大阪府大阪市	大阪府	343.80	共同住宅	1,295.71	RC 9F	2006.9.15	信託 受益権	所有権	所有権	
Re-65	H F 北四番丁レジデンス	宮城県仙台市	宮城県	475.70	共同住宅	2,834.54	RC 11F	2007.1.15	信託 受益権	所有権	所有権	
Re-66	H F 愛宕橋レジデンス	宮城県仙台市	宮城県	717.53	共同住宅	2,381.24	RC 13F	2007.1.15	信託 受益権	所有権	所有権	

物件番号	物件名称	投資区分	所在地	投資エリア (注1)	地積 (㎡) (注2)	用途 (注3)	延床面積 (㎡) (注2)	構造・ 階層 (注2)	建築時期 (注2)	資産 形態 (注4)	所有形態(注5)	
											土地	建物
Re-68	H F 浅草橋レジ デンス	レジデンス	東京都 台東区	・ 東京23区	267.42	共同 住宅	1,341.38	RC 14F	2006.9.28	信託 受益権	所有権	所有権
Re-69	H F 一番町レジ デンス		宮城県 仙台市	・ 宮城県	398.14	共同 住宅	2,404.41	RC 12F	2007.2.21	信託 受益権	所有権	所有権
Re-70	H F 東中野レジ デンス		東京都 中野区	・ 東京23区	538.53	共同 住宅	1,705.22	RC 11F	2007.2.28	信託 受益権	所有権	所有権
Re-72	H F 早稲田レジ デンス		東京都 新宿区	・ 東京23区	820.34	共同 住宅	3,440.06	RC 15F	2007.5.18	信託 受益権	所有権	所有権
Re-73	H F 早稲田レジ デンス		東京都 新宿区	・ 東京23区	319.83	共同 住宅	1,356.68	RC 14F	2007.5.18	信託 受益権	所有権	所有権
Re-74	H F 若松河田レ ジデンス		東京都 新宿区	・ 東京23区	412.42	共同 住宅	1,858.51	RC 12F	2004.2.19	信託 受益権	所有権	所有権
Re-75	H F 仙台レジデ ンスE A S T		宮城県 仙台市	・ 宮城県	1,133.39	共同 住宅	5,662.45	RC 12F	2008.7.23	信託 受益権	所有権	区分 所有権 (注28)
Re-76	H F 西公園レジ デンス		宮城県 仙台市	・ 宮城県	733.98	共同 住宅	2,939.82	RC 14F	2006.2.17	信託 受益権	所有権	所有権
Re-77	H F 晩翠通レジ デンス		宮城県 仙台市	・ 宮城県	401.19	共同 住宅	2,037.38	RC 12F	2006.2.26	信託 受益権	所有権	所有権
Re-78	H F 関内レジデ ンス		神奈川県 横浜市	・ 神奈川県	435.27	共同 住宅	2,963.30 (注29)	SRC 14F1B	2006.11.28	信託 受益権	所有権	所有権
Re-79	H F 名駅北レジ デンス		愛知県 名古屋市	・ 愛知県	939.72	共同 住宅 (注 30)	4,692.26 (注30)	SRC 15F (注30)	(西棟) 2007.9.10 (東棟) 2007.8.23 (注30)	信託 受益権	所有権	所有権
Re-80	H F 東札幌レジ デンス		北海道 札幌市	・ 北海道	2,134.95	共同 住宅	7,169.82 (注31)	RC 15F	2008.3.7	信託 受益権	所有権	所有権
Re-81	H F 博多東レジ デンス		福岡県 福岡市	・ 福岡県	1,282.03	共同 住宅	2,702.02	RC 7F	2008.9.9	不動産	所有権	所有権
Re-82	H F 仙台五橋レ ジデンス		宮城県 仙台市	・ 宮城県	420.14	共同 住宅	2,049.77	RC 12F	2006.11.15	不動産	所有権	所有権
Re-83	H F 田端レジデ ンス		東京都 北区	・ 東京23区	552.06	共同 住宅	2,457.71	RC 15F	2015.12.1	不動産	借地権	所有権
Re-84	H F 両国レジデ ンス		東京都 墨田区	・ 東京23区	411.92 (注32)	共同 住宅	2,705.78	RC 12F	2017.3.1	不動産	借地権 (注32)	所有権
Re-85	H F 八王子レジ デンス		東京都 八王子市	・ 東京都	302.38	共同 住宅	1,833.55	RC 11F1B	2009.2.27	不動産	所有権	所有権
Re-86	H F 三田レジデ ンス		東京都 港区	・ 東京23区	256.66	共同 住宅	1,353.81	RC 11F	2006.6.8	不動産	所有権	所有権
Re-87	H F 門前仲町レ ジデンス		東京都 江東区	・ 東京23区	243.14	共同 住宅	1,276.33	RC 12F	2008.2.6	不動産	所有権	所有権
Re-88	H F 南砂町レジ デンス		東京都 江東区	・ 東京23区	397.42	共同 住宅	1,250.03	RC 8F	2007.8.29	不動産	所有権	所有権
Re-89	H F 仙台長町レ ジデンス		宮城県 仙台市	・ 宮城県	617.18	共同 住宅	2,854.19	SRC・RC 13F	2008.11.10	不動産	所有権	所有権
Re-90	H F 正光寺赤羽 レジデンス		東京都 北区	・ 東京23区	390.72	共同 住宅	1,879.61	RC 11F	2019.2.25	不動産	借地権	所有権
Re-91	H F 仙台本町レ ジデンス		宮城県 仙台市	・ 宮城県	719.06	共同 住宅	1,771.58	RC 10F	2020.4.8	不動産	所有権	所有権
Re-92	H F 大濠レジデ ンス B A Y S I D E		福岡県 福岡市	・ 福岡県	1,476.10	共同 住宅	3,420.89	RC 9F	2007.11.29	不動産	所有権	所有権
Re-93	H F 博多東レジ デンス		福岡県 福岡市	・ 福岡県	1,802.87	共同 住宅	3,653.80 (注33)	RC 10F	2006.2.5	不動産	所有権	所有権
Re-94	H F 福岡レジデ ンスE A S T		福岡県 福岡市	・ 福岡県	2,308.60	共同 住宅	4,283.07 (注34)	RC 10F	2007.1.4	不動産	所有権	所有権
Re-95	H F 正光寺赤羽 レジデンス		東京都 北区	・ 東京23区	508.14	共同 住宅	2,764.49	RC 14F	2020.1.31	不動産	借地権	所有権
Re-96	H F 八広レジデ ンス		東京都 墨田区	・ 東京23区	501.11	共同 住宅	2,151.30	RC 9F	2020.11.27	不動産	借地権	所有権
Re-97	H F 世田谷上町 レジデンス	東京都 世田谷区	・ 東京23区	267.52	共同 住宅	1,070.10	RC 7F	2020.11.30	不動産	借地権	所有権	
Re-98	H F 草加レジデ ンス (注35)	埼玉県 草加市	・ 埼玉県	1,757.08	共同 住宅	3,229.29 (注36)	RC 5F	2010.2.18	不動産	所有権	所有権	

(注1) 「投資エリア」の欄には、以下の基準により投資エリアを記載しています。

第一投資エリアである東京23区への投資については「 」、

第二投資エリアである第一投資エリアを除く東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県の主要市街地への投資については「 」、

地方投資エリアである第一・第二投資エリアを除く大都市圏の主要市街地への投資については「 」と記載しています。

- (注2) 「地積」、「延床面積」、「構造・階層」及び「建築時期」の各欄には、登記簿上の数値等を記載しており、現況とは一致しない場合があります。以下、同じです。なお、Re-36 H F三田レジデンスについては、直近の地積調査を踏まえて、登記簿上の地積が変更されています。また、「構造・階層」の記載に当たっては、以下の略号を使用しています。

S R C：鉄骨鉄筋コンクリート造

R C：鉄筋コンクリート造

S：鉄骨造

B：地下

F：階

たとえば、「7 F 1 B」は、地下1階付地上7階建を表しています。

- (注3) 「用途」の欄には、登記簿上記載されている用途のうち、主要なものを記載しています。
- (注4) 「資産形態」の欄には、本投資法人の運用資産の保有形態を記載しており、不動産登記簿上、本投資法人が受益者として記載されている場合には「信託受益権」、所有者として記載されている場合には「不動産」と記載しています。
- (注5) 土地・建物の「所有形態」の欄には、上記(注4)における  
( ) 信託受益権については、信託受託者が保有する権利の種類、  
( ) 不動産については、本投資法人が保有する権利の種類、  
のうち、主要なものを記載しています。
- (注6) Of-09 グレイスビル泉岳寺前の土地の所有形態は一部が地上権（敷地権）、一部が所有権（敷地権）です。地上権（敷地権）部分及び所有権（敷地権）部分の地積はそれぞれ501.05㎡及び37.45㎡であり、「地積」の欄にはその合計を記載しています。建物の所有形態は区分所有建物であり、信託受託者が1棟の建物のうち83.54%（専有面積割合）を保有しています。「延床面積」の欄には、1棟の建物の延床面積に専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。
- (注7) Of-12 H F八丁堀ビルディングは区分所有建物ですが、本投資法人がその区分所有部分の100%を保有しています。
- (注8) Of-20 船橋 F a c eビルの土地は敷地権登記がなされており、本投資法人が10.45%（敷地権割合）を保有しています。「地積」の欄には1棟の建物の存する土地の面積4,671.17㎡に敷地権割合を乗じて算出した値を記載しています。建物の所有形態は区分所有建物であり、本投資法人が1棟の建物のうち9.14%（専有面積割合）を保有しています。「延床面積」の欄には、1棟の建物の延床面積に専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。
- (注9) Of-25 茅場町平和ビルについては、延床面積に附属建物（ゴミ置場：R C 1 F 11.88㎡）が含まれます。
- (注10) Of-30 H F桜通ビルディングの土地の所有形態は地上権です。2007年11月30日付で地上権設定登記（地上権者：三井住友信託銀行株式会社、目的：建物所有、存続期間：60年、地代：有償）がなされています。
- (注11) Of-38 アクロス新川ビルの土地は各区分所有者等がそれぞれの一部を所有しており（いわゆる分有）、「地積」の欄には信託受託者の所有している土地の面積を記載しています。また、建物の所有形態は区分所有建物であり、信託受託者が1棟の建物のうち34.51%（専有面積割合）を保有しています。「延床面積」の欄には、1棟の建物の延床面積に専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。
- (注12) Of-39 千住ミルディス 番館の土地は敷地権登記がなされており、信託受託者が12.05%（敷地権割合）を保有しています。「地積」の欄には1棟の建物の存する土地の面積4,560.55㎡に敷地権割合を乗じて算出した値を記載しています。また、建物の所有形態は区分所有建物であり、信託受託者が1棟の建物のうち10.98%（専有面積割合）を保有しています。「延床面積」の欄には、1棟の建物の延床面積に専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。
- (注13) Of-40 アーク森ビルの土地は敷地権登記がなされており、信託受託者が約0.88%（敷地権割合（約2.92%）に信託受益権の準共有持分割合（30%）を乗じて算出した割合）を保有しています。「地積」の欄には、1棟の建物の存する土地の面積39,602.42㎡に上記の土地保有割合を乗じて算出した値を記載しています。建物の所有形態は区分所有建物であり、信託受託者が1棟の建物のうち約1.47%（専有面積割合（約4.90%）に信託受益権の準共有持分割合（30%）を乗じて算出した割合）を保有しています。「延床面積」の欄には、1棟の建物の延床面積に上記の建物保有割合を乗じて算出した値を記載しています。
- (注14) Of-41 日本橋堀留町ファーストの土地は敷地権登記がなされており、信託受託者が36.54%（敷地権割合）を保有しています。「地積」の欄には1棟の建物の存する土地の面積1,193.91㎡に敷地権割合を乗じて算出した値を記載しています。また、建物の所有形態は区分所有建物であり、信託受託者が管理規約に基づき1棟の建物のうち36.54%（建物持分割合）を保有しています。「延床面積」の欄には、1棟の建物の延床面積に建物持分割合を乗じて算出した値を記載しています。
- (注15) Of-42 サザンスカイトワー八王子の土地は敷地権登記がなされており、信託受託者が4.8326%（敷地権割合）を保有しています。「地積」の欄には1棟の建物の存する土地の面積10,279.39㎡に敷地権割合を乗じて算出した値を記載しています。また、建物の所有形態は区分所有建物であり、信託受託者が1棟の建物のうち管理規約の全体共用部分に基づく持分割合5.827275%（建物持分割合）を保有しています。「延床面積」の欄には、1棟の建物の延床面積に建物持分割合を乗じて算出した値を記載しています。
- (注16) Of-45 兜町ユニ・スクエアの土地は各区分所有者がそれぞれの一部を所有しており（いわゆる分有）、また、建物は区分所有建物ですが、信託受託者がその区分所有部分の100%を保有しています。
- (注17) Of-46 H F仙台一番町ビルディングについては、延床面積に附属建物（車庫：S 1 F 51.57㎡）が含まれます。
- (注18) Of-47 大崎 C Nビルの土地は各区分所有者がそれぞれの一部を所有しており（いわゆる分有）、「地積」の欄には信託受託者の所有している土地の面積を記載しています。また、建物の所有形態は共有建物であり、信託受託者が78.16%（共有持分割合）を保有しています。「延床面積」の欄には、1棟の建物の延床面積に共有持分割合を乗じて算出した値を記載しています。また、延床面積に附属建物（ゴミ置場：R C 1 F 11.02㎡）が含まれます。
- (注19) Of-48 ファーレイーストビルの土地は敷地権登記がなされており、本投資法人が12.8054%（敷地権割合）を保有しています。「地積」の欄には1棟の建物の存する土地の面積2,350.84㎡に敷地権割合を乗じて算出した値を記載しています。建物の所有形態は区分所有建物であり、本投資法人が1棟の建物のうち12.8054%（専有面積割合）を保有しています。「延床面積」の欄には、1棟の建物の延床面積に専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。
- (注20) Re-34 H F田無レジデンスについては、延床面積に附属建物（ポンプ室：R C 1 F 5.52㎡）及びその他の建物（車庫：R C 1 F 210.49㎡）が含まれます。このほか、登記対象とならない増築部分（駐輪場：27.62㎡及びゴミ置場：6.66㎡）があります。
- (注21) Re-38 ラ・レジダンス・ド・白金台は区分所有建物であり、信託受託者が1棟の建物のうち72.35%（専有面積割合）を保有しています。「地積」の欄には敷地全体の面積を記載しており、「延床面積」の欄には、1棟の建物の延床面積に専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。
- (注22) Re-39 H F銀座レジデンス E A S T は区分所有建物ですが、信託受託者がその区分所有部分の100%を保有しています。

- (注23) Re-40 H F 八丁堀レジデンス は区分所有建物ですが、信託受託者がその区分所有部分の100%を保有しています。
- (注24) Re-43 H F 駒沢公園レジデンス T O W E R は区分所有建物ですが、信託受託者がその区分所有部分の100%を保有しています。
- (注25) Re-45 H F 中之島レジデンスは区分所有建物ですが、信託受託者がその区分所有部分の100%を保有しています。
- (注26) Re-54 ラ・レジダンス・ド・千駄木は区分所有建物であり、信託受託者が1棟の建物のうち73.74% (専有面積割合) を保有しています。「地積」の欄には敷地全体の面積を記載しており、「延床面積」の欄には、1棟の建物の延床面積に専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。
- (注27) Re-55 H F 千駄木レジデンスは区分所有建物であり、信託受託者が1棟の建物のうち95.03% (専有面積割合) を保有しています。「地積」の欄には敷地全体の面積を記載しており、「延床面積」の欄には、1棟の建物の延床面積に専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。
- (注28) Re-75 H F 仙台レジデンス E A S T は区分所有建物ですが、信託受託者がその区分所有部分の100%を保有しています。
- (注29) Re-78 H F 関内レジデンスについては、延床面積に附属建物(駐車場: S 1 F 44.15㎡)が含まれます。
- (注30) Re-79 H F 名駅北レジデンスの信託建物は西棟と東棟の2棟からなり、登記簿上は2棟の建物として取り扱われています。「延床面積」の欄にはその合計を記載しており、内訳は西棟が2,346.93㎡、東棟が2,345.33㎡です。
- (注31) Re-80 H F 東札幌レジデンスについては、延床面積に附属建物(物置: R C 1 F 8.12㎡)が含まれます。
- (注32) Re-84 H F 両国レジデンスの土地の所有形態は一部が借地権、一部が所有権です。借地権部分及び所有権部分の地積はそれぞれ303.30㎡及び108.62㎡であり、「地積」の欄にはその合計を記載しています。
- (注33) Re-93 H F 博多東レジデンス については、延床面積に附属建物(集塵庫: R C 1 F 14.00㎡)が含まれます。
- (注34) Re-94 H F 福岡レジデンス E A S T については、延床面積に附属建物(集塵庫: R C 1 F 13.34㎡)が含まれます。
- (注35) Re-98 H F 草加レジデンスの本書の日付現在の名称は、「ヒューリックレジデンス草加」ですが、2022年5月1日付で「H F 草加レジデンス」に変更する予定であるため、変更後の名称を記載しています。以下同じです。
- (注36) Re-98 H F 草加レジデンスについては、延床面積に附属建物(ゴミ置場: R C 1 F 16.21㎡、ポンプ室: R C 1 F 6.25㎡)が含まれません。

## (ロ) 保有資産に関する信託受益権及び不動産の概要、投資比率並びに担保提供の状況

物件 番号	物件名称	受託者 (注1)	信託期間 満了日	資産形態 (注2)	鑑定評価額 (百万円) (注3)	貸借対照表 計上額 (百万円) (注4)	取得価格 (百万円)	投資比率 (%) (注5)	担保 状況	担保 種類
Of-05	水天宮平和ビル	みずほ信託	2029.11.30	信託受益権	1,721	1,368	1,550	0.80	無担保	-
Of-06	H F 門前仲町ビルディング	みずほ信託	2029.11.30	信託受益権	2,890	2,234	2,500	1.28	無担保	-
Of-07	H F 浜松町ビルディング	みずほ信託	2029.11.30	信託受益権	1,880	1,504	1,530	0.79	無担保	-
Of-08	H F 溜池ビルディング	みずほ信託	2025.7.31	信託受益権	3,120	2,746	2,700	1.39	無担保	-
Of-09	グレイスピル泉岳寺前	みずほ信託	2025.8.31	信託受益権	1,670	1,104	1,220	0.63	無担保	-
Of-11	H F 日本橋大伝馬町ビル ディング	みずほ信託	2026.3.31	信託受益権	2,270	2,172	2,150	1.10	無担保	-
Of-12	H F 八丁堀ビルディング	-	-	不動産	2,740	3,025	3,092	1.59	無担保	-
Of-17	八丁堀M F ビル	-	-	不動産	1,060	1,089	1,110	0.57	無担保	-
Of-18	エムズ原宿	みずほ信託	2029.11.30	信託受益権	5,065	3,395	3,418	1.75	無担保	-
Of-20	船橋F a c eビル	-	-	不動産	3,430	3,455	3,900	2.00	無担保	-
Of-21	アデッソ西麻布	-	-	不動産	519	595	640	0.33	無担保	-
Of-23	H F 池袋ビルディング	-	-	不動産	1,500	1,278	1,314	0.67	無担保	-
Of-24	H F 湯島ビルディング	-	-	不動産	1,700	1,589	1,624	0.83	無担保	-
Of-25	茅場町平和ビル	あおぞら	2030.3.31	信託受益権	6,860	4,721	4,798	2.46	無担保	-
Of-27	神戸旧居留地平和ビル	三井住友信 託	2022.12.16	信託受益権	3,420	2,546	2,310	1.19	無担保	-
Of-29	栄ミナミ平和ビル	三井住友信 託	2022.12.16	信託受益権	2,300	1,476	1,580	0.81	無担保	-
Of-30	H F 桜通ビルディング	三井住友信 託	2023.12.19	信託受益権	6,590	4,412	4,900	2.52	無担保	-
Of-31	H F 日本橋浜町ビルディン グ	三井住友信 託	2023.12.19	信託受益権	2,640	1,956	1,900	0.98	無担保	-
Of-32	H F 仙台本町ビルディング	三菱U F J 信託	2023.12.19	信託受益権	3,660	2,522	2,700	1.39	無担保	-
Of-33	H F 上野ビルディング	三菱U F J 信託	2024.12.31	信託受益権	4,250	3,443	3,400	1.75	無担保	-
Of-34	麹町H F ビル	三菱U F J 信託	2024.12.31	信託受益権	2,160	1,355	1,350	0.69	無担保	-
Of-35	H F 九段南ビルディング	三井住友信 託	2024.12.31	信託受益権	3,320	2,741	2,720	1.40	無担保	-
Of-36	H F 神田小川町ビルディン グ	みずほ信託	2025.10.31	信託受益権	4,250	3,211	3,150	1.62	無担保	-
Of-37	日総第5ビル	三井住友信 託	2025.12.31	信託受益権	3,950	3,195	3,100	1.59	無担保	-
Of-38	アクロス新川ビル	三井住友信 託	2027.1.31	信託受益権	4,380	3,888	3,750	1.93	無担保	-
Of-39	千住ミルディス 番館	三菱U F J 信託	2026.12.31	信託受益権	1,940	1,595	1,650	0.85	無担保	-
Of-40	アーク森ビル	三菱U F J 信託	2026.12.28	信託受益権	3,450	3,131	3,085	1.58	無担保	-
Of-41	日本橋堀留町ファースト	三菱U F J 信託	2028.8.31	信託受益権	2,330	2,157	2,140	1.10	無担保	-
Of-42	サザンスカイトワー八王子	三菱U F J 信託	2028.6.30	信託受益権	1,890	1,635	1,600	0.82	無担保	-
Of-43	浜町平和ビル	みずほ信託	2028.12.31	信託受益権	3,310	3,119	3,100	1.59	無担保	-
Of-44	錦糸町スクエアビル	三井住友信 託	2029.8.31	信託受益権	2,910	2,865	2,840	1.46	無担保	-
Of-45	兜町ユニ・スクエア	三井住友信 託	2030.5.31 2031.3.31 (注6)	信託受益権	3,990	3,623	3,580	1.84	無担保	-
Of-46	H F 仙台一番町ビルディン グ	-	-	不動産	2,670	2,645	2,501	1.28	無担保	-
Of-47	大崎C Nビル	三井住友信 託	2031.6.30	信託受益権	5,430	5,190	5,160	2.65	無担保	-
Of-48	ファーレイーストビル	-	-	不動産	1,210	1,027	1,010	0.52	無担保	-
オフィス 小計					106,475	88,023	89,072	45.73	-	-

物件番号	物件名称	受託者 (注1)	信託期間 満了日	資産形態 (注2)	鑑定評価額 (百万円) (注3)	貸借対照表 計上額 (百万円) (注4)	取得価格 (百万円)	投資比率 (%) (注5)	担保 状況	担保 種類
Re-03	H F 市川レジデンス	みずほ信託	2029.11.30	信託受益権	585	369	430	0.22	無担保	-
Re-05	H F 日黒レジデンス	みずほ信託	2029.11.30	信託受益権	780	608	660	0.34	無担保	-
Re-09	H F 葛西レジデンス	みずほ信託	2029.11.30	信託受益権	961	574	650	0.33	無担保	-
Re-11	H F 若林公園レジデンス	三井住友信託	2029.11.30	信託受益権	4,995	3,098	3,610	1.85	無担保	-
Re-12	H F 碑文谷レジデンス	みずほ信託	2029.11.30	信託受益権	1,931	1,391	1,560	0.80	無担保	-
Re-14	H F 南麻布レジデンス	みずほ信託	2029.11.30	信託受益権	1,584	1,287	1,370	0.70	無担保	-
Re-16	H F 学芸大学レジデンス	みずほ信託	2025.6.30	信託受益権	1,080	880	1,000	0.51	無担保	-
Re-17	H F 東神田レジデンス	みずほ信託	2025.6.30	信託受益権	1,520	839	1,100	0.56	無担保	-
Re-18	H F 東日本橋レジデンス	みずほ信託	2025.6.30	信託受益権	1,780	940	1,210	0.62	無担保	-
Re-19	H F 練馬レジデンス	みずほ信託	2025.6.30	信託受益権	908	575	690	0.35	無担保	-
Re-20	H F 白金高輪レジデンス	-	-	不動産	5,520	3,574	4,030	2.07	無担保	-
Re-21	H F 明大前レジデンス	-	-	不動産	1,080	961	1,070	0.55	無担保	-
Re-22	H F 日本橋レジデンス	みずほ信託	2026.6.30	信託受益権	1,260	1,067	1,130	0.58	無担保	-
Re-23	H F 上石神井レジデンス	-	-	不動産	1,080	827	950	0.49	無担保	-
Re-24	H F 錦糸町レジデンス	-	-	不動産	1,290	1,064	1,100	0.56	無担保	-
Re-25	H F 銀座レジデンスEAST	-	-	不動産	5,670	5,432	5,940	3.05	無担保	-
Re-26	H F 新横浜レジデンス	-	-	不動産	2,930	2,902	3,350	1.72	無担保	-
Re-29	H F 白山レジデンス	-	-	不動産	2,150	2,203	2,350	1.21	無担保	-
Re-30	H F 馬込レジデンス	-	-	不動産	1,490	1,459	1,630	0.84	無担保	-
Re-31	H F 学芸大学レジデンス	あおぞら	2029.9.30	信託受益権	1,390	1,571	1,650	0.85	無担保	-
Re-33	H F 亀戸レジデンス	-	-	不動産	1,270	976	1,050	0.54	無担保	-
Re-34	H F 田無レジデンス	-	-	不動産	792	873	911	0.47	無担保	-
Re-35	H F 芝公園レジデンス	三菱UFJ信託	2025.6.30	信託受益権	928	783	836	0.43	無担保	-
Re-36	H F 三田レジデンス	三菱UFJ信託	2025.6.30	信託受益権	1,330	1,004	1,080	0.55	無担保	-
Re-38	ラ・レジダンス・ド・白金台	三菱UFJ信託	2025.6.30	信託受益権	988	697	730	0.37	無担保	-
Re-39	H F 銀座レジデンスEAST	みずほ信託	2024.4.30	信託受益権	1,910	1,337	1,460	0.75	無担保	-
Re-40	H F 八丁堀レジデンス	みずほ信託	2023.7.4	信託受益権	2,430	1,710	1,890	0.97	無担保	-
Re-41	H F 八丁堀レジデンス	三菱UFJ信託	2025.6.30	信託受益権	1,110	687	793	0.41	無担保	-
Re-42	H F 銀座レジデンス	みずほ信託	2025.6.30	信託受益権	1,350	802	944	0.48	無担保	-
Re-43	H F 駒沢公園レジデンスTOWER	みずほ信託	2041.9.30	信託受益権	7,830	6,309	6,520	3.35	無担保	-
Re-45	H F 中之島レジデンス	みずほ信託	2023.7.4	信託受益権	518	413	453	0.23	無担保	-
Re-46	H F 阿波座レジデンス	みずほ信託	2024.10.31	信託受益権	729	480	577	0.30	無担保	-
Re-47	H F 丸の内レジデンス	みずほ信託	2024.10.31	信託受益権	759	492	624	0.32	無担保	-
Re-48	H F 平尾レジデンス	三菱UFJ信託	2025.6.30	信託受益権	2,290	1,516	1,780	0.91	無担保	-
Re-49	H F 河原町二条レジデンス	みずほ信託	2025.6.30	信託受益権	620	476	534	0.27	無担保	-
Re-53	H F 四条河原町レジデンス	三菱UFJ信託	2027.5.31	信託受益権	2,440	1,611	1,820	0.93	無担保	-
Re-54	ラ・レジダンス・ド・千駄木	三井住友信託	2026.4.30	信託受益権	1,030	755	820	0.42	無担保	-
Re-55	H F 千駄木レジデンス	三井住友信託	2026.4.30	信託受益権	1,090	794	870	0.45	無担保	-
Re-56	H F 駒沢公園レジデンス	三菱UFJ信託	2026.10.31	信託受益権	740	582	615	0.32	無担保	-
Re-57	H F 武蔵小山レジデンス	三菱UFJ信託	2027.5.31	信託受益権	1,190	777	842	0.43	無担保	-
Re-58	H F 国分寺レジデンス	あおぞら	2026.9.30	信託受益権	1,080	801	839	0.43	無担保	-
Re-59	H F 久屋大通レジデンス	三菱UFJ信託	2026.10.31	信託受益権	1,300	974	1,080	0.55	無担保	-

物件番号	物件名称	受託者 (注1)	信託期間 満了日	資産形態 (注2)	鑑定評価額 (百万円) (注3)	貸借対照表 計上額 (百万円) (注4)	取得価格 (百万円)	投資比率 (%) (注5)	担保 状況	担保 種類
Re-60	H F 烏丸鞍馬口レジデンス	三菱UFJ 信託	2027.5.31	信託受益権	716	508	572	0.29	無担保	-
Re-61	H F 西新宿レジデンスWE S T	三井住友信 託	2027.2.28	信託受益権	2,740	1,925	1,990	1.02	無担保	-
Re-62	H F 西新宿レジデンスE A S T	三井住友信 託	2027.2.28	信託受益権	1,600	1,128	1,170	0.60	無担保	-
Re-63	H F 東新宿レジデンス	あおぞら	2027.3.31	信託受益権	1,700	1,243	1,360	0.70	無担保	-
Re-64	H F 東心齋橋レジデンス	あおぞら	2027.3.31	信託受益権	711	516	566	0.29	無担保	-
Re-65	H F 北四番丁レジデンス	あおぞら	2027.3.31	信託受益権	1,170	701	809	0.42	無担保	-
Re-66	H F 愛宕橋レジデンス	あおぞら	2027.3.31	信託受益権	937	570	684	0.35	無担保	-
Re-68	H F 浅草橋レジデンス	あおぞら	2027.3.31	信託受益権	1,030	705	771	0.40	無担保	-
Re-69	H F 一番町レジデンス	あおぞら	2027.3.31	信託受益権	1,170	735	834	0.43	無担保	-
Re-70	H F 東中野レジデンス	三菱UFJ 信託	2027.5.31	信託受益権	1,140	863	942	0.48	無担保	-
Re-72	H F 早稲田レジデンス	あおぞら	2028.1.31	信託受益権	2,800	1,949	2,090	1.07	無担保	-
Re-73	H F 早稲田レジデンス	あおぞら	2028.1.31	信託受益権	1,140	815	872	0.45	無担保	-
Re-74	H F 若松河田レジデンス	みずほ信託	2023.9.30	信託受益権	1,740	1,156	1,158	0.59	無担保	-
Re-75	H F 仙台レジデンスE A S T	三井住友信 託	2024.12.31	信託受益権	2,020	1,508	1,638	0.84	無担保	-
Re-76	H F 西公園レジデンス	三井住友信 託	2025.10.31	信託受益権	1,450	1,286	1,310	0.67	無担保	-
Re-77	H F 晩翠通レジデンス	三井住友信 託	2025.10.31	信託受益権	912	774	790	0.41	無担保	-
Re-78	H F 関内レジデンス	三井住友信 託	2025.12.31	信託受益権	2,280	1,735	1,800	0.92	無担保	-
Re-79	H F 名駅北レジデンス	三井住友信 託	2025.12.31	信託受益権	2,310	2,128	2,160	1.11	無担保	-
Re-80	H F 東札幌レジデンス	三菱UFJ 信託	2025.6.30	信託受益権	1,740	1,469	1,560	0.80	無担保	-
Re-81	H F 博多東レジデンス	-	-	不動産	963	914	880	0.45	無担保	-
Re-82	H F 仙台五橋レジデンス	-	-	不動産	913	900	850	0.44	無担保	-
Re-83	H F 田端レジデンス	-	-	不動産	1,460	1,081	1,100	0.56	無担保	-
Re-84	H F 両国レジデンス	-	-	不動産	1,720	1,390	1,400	0.72	無担保	-
Re-85	H F 八王子レジデンス	-	-	不動産	1,260	1,221	1,120	0.57	無担保	-
Re-86	H F 三田レジデンス	-	-	不動産	1,430	1,232	1,210	0.62	無担保	-
Re-87	H F 門前仲町レジデンス	-	-	不動産	1,180	956	945	0.49	無担保	-
Re-88	H F 南砂町レジデンス	-	-	不動産	1,050	909	900	0.46	無担保	-
Re-89	H F 仙台長町レジデンス	-	-	不動産	1,120	1,085	1,030	0.53	無担保	-
Re-90	H F 正光寺赤羽レジデンス	-	-	不動産	1,340	1,196	1,150	0.59	無担保	-
Re-91	H F 仙台本町レジデンス	-	-	不動産	1,150	1,117	1,070	0.55	無担保	-
Re-92	H F 大濠レジデンスB A Y S I D E	-	-	不動産	1,300	1,204	1,150	0.59	無担保	-
Re-93	H F 博多東レジデンス	-	-	不動産	1,440	1,310	1,198	0.62	無担保	-
Re-94	H F 福岡レジデンスE A S T	-	-	不動産	1,510	1,297	1,180	0.61	無担保	-
Re-95	H F 正光寺赤羽レジデンス	-	-	不動産	1,880	1,803	1,690	0.87	無担保	-
Re-96	H F 八広レジデンス	-	-	不動産	1,390	1,302	1,220	0.63	無担保	-
Re-97	H F 世田谷上町レジデンス	-	-	不動産	821	736	700	0.36	無担保	-
Re-98	H F 草加レジデンス	-	-	不動産	1,410	1,384	1,300	0.67	無担保	-
レジデンス 小計					126,351	99,256	105,718	54.27	-	-
合計					232,826	187,279	194,790	100.00	-	-

(注1) 「受託者」の欄には、みずほ信託銀行株式会社を「みずほ信託」、三井住友信託銀行株式会社を「三井住友信託」、株式会社あおぞら銀行を「あおぞら」、三菱UFJ信託銀行株式会社を「三菱UFJ信託」と記載しています。

(注2) 「資産形態」の欄には、本投資法人の運用資産の保有形態を記載しており、不動産登記簿上、本投資法人が受益者として記載されている場合には「信託受益権」、所有者として記載されている場合には「不動産」と記載しています。

(注3) 「鑑定評価額」については、その価格時点を含め、後記「(ホ)不動産鑑定評価書及び建物状況調査報告書の概要」もご参照下さい。

(注4) 「貸借対照表計上額」の欄には、取得価額(取得に係る諸経費及びその後の資本的支出を含みます。)から減価償却累計額を控除した第40期末(2021年11月30日)時点の価額を記載しています。

(注5) 「投資比率」の欄には、運用資産の取得価格の総額に対する各物件の取得価格の割合を、小数点第3位を四捨五入して記載しています。

(注6) Of-45 兜町ユニ・スクエアは、三井住友信託銀行株式会社を信託受託者とする2つの信託受益権から構成されます。「信託期間満了日」は、当該2つの信託に関する信託期間満了日をそれぞれ記載しています。

## (八) 運用資産の資本的支出

## 資本的支出の予定

運用資産において、本書の日付現在計画が確定している改修工事等に伴う資本的支出の予定額のうち、主要なものは以下の通りです。なお、下記工事予定金額には、会計上の費用に区分経理される部分が含まれている可能性があります。

今後とも、中長期的な視点から運用資産の競争力維持及び向上につながる効率的な修繕計画を物件毎に作成することに努め、修繕及び資本的支出を行います。

不動産等の名称		所在地	目的	実施予定期間	工事予定金額(千円)		
					総額	当期支払額	既支払総額
Of-06	H F 門前仲町ビルディング	東京都江東区	空調設備更新工事	自 2021年12月 至 2022年 5月	30,000	-	-
Of-25	茅場町平和ビル	東京都中央区	昇降機改修工事	自 2021年12月 至 2022年 5月	40,000	-	-
Of-31	H F 日本橋浜町ビルディング	東京都中央区	空調設備更新工事	自 2021年12月 至 2022年 5月	13,000	-	-
			機械式駐車場改修工事	自 2021年12月 至 2022年 5月	15,570	-	-
Of-35	H F 九段南ビルディング	東京都千代田区	外壁全面改修工事	自 2021年12月 至 2022年 5月	28,320	-	-
			空調設備更新工事	自 2021年12月 至 2022年 5月	15,000	-	-
Of-40	アーク森ビル	東京都港区	専有部空調設備更新工事	自 2021年12月 至 2022年 5月	26,046	-	-
			専有部スプリンクラー更新工事	自 2021年12月 至 2022年 5月	10,680	-	-
Of-46	H F 仙台一番町ビルディング	宮城県仙台市	共用部改修工事	自 2021年12月 至 2022年 5月	25,100	-	-
Re-11	H F 若林公園レジデンス	東京都世田谷区	昇降機改修工事	自 2021年12月 至 2022年 5月	19,800	-	-
Re-17	H F 東神田レジデンス	東京都千代田区	外壁全面改修工事	自 2021年12月 至 2022年 5月	34,000	-	-
Re-18	H F 東日本橋レジデンス	東京都中央区	外壁全面改修工事	自 2021年12月 至 2022年 5月	28,500	-	-
Re-20	H F 白金高輪レジデンス	東京都港区	共用廊下長尺シート貼付工事	自 2021年12月 至 2022年 5月	10,000	-	-
Re-26	H F 新横浜レジデンス	神奈川県横浜市	昇降機改修工事	自 2021年12月 至 2022年 5月	16,000	-	-
Re-43	H F 駒沢公園レジデンス TOWER	東京都世田谷区	インターホン交換工事	自 2021年12月 至 2022年 5月	27,500	-	-
Re-68	H F 浅草橋レジデンス	東京都台東区	外壁全面改修工事	自 2021年12月 至 2022年 5月	28,000	-	-

## 期中の資本的支出

運用資産において、当期中に行った資本的支出に該当する主要な工事の概要は、以下の通りです。

当期の資本的支出は490,663千円であり、費用に区分された修繕費247,833千円と合わせ、合計738,497千円の工事を実施しています。当該工事は、既存テナントの満足度の向上及び新規テナント誘致における競争力確保を目的としたリニューアル工事です。

不動産等の名称		所在地	目的	実施期間	工事金額(千円)
Of-06	H F 門前仲町ビルディング	東京都江東区	空調設備更新工事	自 2021年8月 至 2021年10月	18,900
Of-11	H F 日本橋大伝馬町ビルディング	東京都中央区	変圧器更新工事	自 2021年11月 至 2021年11月	8,420
			機械式駐車場改修工事	自 2021年11月 至 2021年11月	25,592
Of-27	神戸旧居留地平和ビル	兵庫県神戸市	機械式駐車場改修工事	自 2021年11月 至 2021年11月	7,200
Of-31	H F 日本橋浜町ビルディング	東京都中央区	空調設備更新工事	自 2021年10月 至 2021年11月	12,900
Of-37	日総第5ビル	神奈川県横浜市	空調設備更新工事	自 2021年8月 至 2021年8月	9,358
			機械式駐車場改修工事	自 2021年11月 至 2021年11月	5,850
Of-41	日本橋堀留町ファースト	東京都中央区	トイレ・共用部改修工事	自 2021年7月 至 2021年8月	5,353
Of-44	錦糸町スクエアビル	東京都墨田区	受変電設備改修工事	自 2021年11月 至 2021年11月	16,744
Of-46	H F 仙台一番町ビルディング	宮城県仙台市	共用部改修工事	自 2021年10月 至 2021年11月	22,300
Re-19	H F 練馬レジデンス	東京都練馬区	外壁全面改修工事	自 2021年2月 至 2021年6月	42,217
Re-31	H F 学芸大学レジデンス	東京都目黒区	外壁全面改修工事	自 2021年6月 至 2021年10月	43,221
Re-58	H F 国分寺レジデンス	東京都国分寺市	外壁全面改修工事	自 2021年6月 至 2021年10月	30,610
Re-69	H F 一番町レジデンス	宮城県仙台市	共用部廊下長尺貼替工事	自 2021年8月 至 2021年11月	5,977
Re-93	H F 博多東レジデンス	福岡県福岡市	共用部廊下長尺貼替工事	自 2021年9月 至 2021年11月	10,277
Re-94	H F 福岡レジデンスEAST	福岡県福岡市	共用部廊下長尺貼替工事	自 2021年9月 至 2021年11月	12,060
	その他			自 2021年6月 至 2021年11月	213,680
合計					490,663

## 長期修繕計画のために積み立てた金銭

本投資法人は、物件毎に策定している長期修繕計画に基づき、期中のキャッシュ・フローの中から、中長期的な将来の大規模修繕等の資金支払に充当することを目的とした修繕積立金を、以下の通り積み立てています。

営業期間	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
	自 2019年6月1日 至 2019年11月30日	自 2019年12月1日 至 2020年5月31日	自 2020年6月1日 至 2020年11月30日	自 2020年12月1日 至 2021年5月31日	自 2021年6月1日 至 2021年11月30日
当期首積立金残高 (千円)	-	-	-	-	-
当期積立額(千円)	-	-	-	-	-
当期積立金取崩額 (千円)	-	-	-	-	-
次期繰越額(千円)	-	-	-	-	-

(注1) 上記の積立金とは別に、区分所有ビル等の管理規約等に基づく修繕積立金として、当期末現在408,934千円を積み立てています。

(注2) 第20期以降各期のキャッシュ・フローの範囲内で各期の修繕支出額を賄える場合、修繕積立金の積み立ては行わないこととしました。

## (二) 賃貸状況の概要

## 賃貸状況の概要(2021年11月30日現在)

物件番号	物件名称	賃貸可能面積 (㎡) (注1)	賃貸面積 (㎡) (注2)	賃貸可能戸数 (戸) (注3)	賃貸戸数 (戸) (注4)	テナント総数 (注5)	稼働率 (%) (注6)	年間賃料収入 (千円) (注7)	敷金・保証金 (千円) (注8)	マスターリース種別 (注10)
Of-05	水天宮平和ビル	1,897.71	1,897.71	-	-	5	100.00	106,117	75,524	パス・スルー
Of-06	H F 門前仲町ビルディング	3,736.61	3,736.61	-	-	5	100.00	176,924	118,717	パス・スルー
Of-07	H F 浜松町ビルディング	1,822.32	1,822.32	-	-	9	100.00	104,749	76,759	パス・スルー
Of-08	H F 溜池ビルディング	2,274.91	2,232.06	-	-	6	98.12	153,364	101,343	-
Of-09	グレイスビル泉岳寺前	2,146.82	2,146.82	-	-	9	100.00	105,778	56,543	パス・スルー
Of-11	H F 日本橋大伝馬町ビルディング	2,626.73	2,626.73	-	-	7	100.00	120,411	61,174	パス・スルー
Of-12	H F 八丁堀ビルディング	2,255.96	2,255.96	-	-	8	100.00	138,279	93,955	パス・スルー
Of-17	八丁堀M F ビル	1,209.69	1,209.69	-	-	9	100.00	62,899	39,982	-
Of-18	エムズ原宿	1,178.57	1,008.99	-	-	4	85.61	134,180	101,672	パス・スルー
Of-20	船橋F a c eビル	2,520.22	2,520.22	-	-	9	100.00	230,663	179,646	パス・スルー
Of-21	アデッソ西麻布	318.82	253.51	-	-	3	79.52	16,883	15,507	-
Of-23	H F 池袋ビルディング	1,213.26	1,213.26	-	-	9	100.00	76,438	56,061	-
Of-24	H F 湯島ビルディング	1,771.66	1,771.66	-	-	9	100.00	92,655	78,135	-
Of-25	茅場町平和ビル	4,156.53	4,156.53	-	-	1	100.00	401,618	748,378	パス・スルー
Of-27	神戸旧居留地平和ビル	4,839.37	4,738.07	-	-	38	97.91	264,526	215,556	パス・スルー
Of-29	栄ミナミ平和ビル	2,889.49	2,889.49	-	-	8	100.00	160,949	152,496	パス・スルー
Of-30	H F 桜通ビルディング	9,934.77	9,934.77	-	-	23	100.00	589,080	496,589	パス・スルー
Of-31	H F 日本橋浜町ビルディング	3,286.58	3,286.58	-	-	8	100.00	155,637	102,686	パス・スルー
Of-32	H F 仙台北町ビルディング	6,577.21	6,577.21	-	-	40	100.00	251,477	147,892	パス・スルー
Of-33	H F 上野ビルディング	4,168.79	4,168.79	-	-	7	100.00	235,748	181,872	パス・スルー
Of-34	麹町H F ビル	2,117.45	1,859.65	-	-	7	87.82	116,247	87,756	パス・スルー
Of-35	H F 九段南ビルディング	2,614.25	2,614.25	-	-	3	100.00	175,944	115,751	パス・スルー
Of-36	H F 神田小川町ビルディング	2,747.14	2,747.14	-	-	8	100.00	204,087	156,686	パス・スルー
Of-37	日総第5ビル	4,607.34	4,607.34	-	-	1	100.00	166,556	82,778	固定賃料
Of-38	アクロス新川ビル	3,828.92	3,784.85	-	-	12	98.85	233,467	153,701	パス・スルー
Of-39	千住ミルディス 番館	2,100.25	2,100.25	-	-	6	100.00	137,962	100,511	パス・スルー
Of-40	アーク森ビル	1,665.26	1,665.26	-	-	1	100.00	非開示	非開示	固定賃料
Of-41	日本橋堀留町ファースト	1,788.58	1,788.58	-	-	3	100.00	113,469	81,771	パス・スルー
Of-42	サザンスカイトワー八王子	2,879.99	2,879.99	-	-	3	100.00	127,464	80,786	パス・スルー
Of-43	浜町平和ビル	2,936.10	2,584.16	-	-	9	88.01	140,009	99,182	パス・スルー
Of-44	錦糸町スクエアビル	2,061.01	2,061.01	-	-	10	100.00	135,942	124,256	-
Of-45	兜町ユニ・スクエア	2,737.77	2,737.77	-	-	8	100.00	193,371	160,756	パス・スルー
Of-46	H F 仙台一番町ビルディング	3,212.49	3,071.60	-	-	12	95.61	133,010	106,314	パス・スルー
Of-47	大崎C Nビル(注13)	3,237.77	2,822.99	-	-	6	87.19	177,220	129,632	-
Of-48	ファーレイーストビル(注13)	1,285.47	1,285.47	-	-	2	100.00	75,710	36,300	パス・スルー
	オフィス 小計	100,645.81	99,057.29	-	-	308	98.42	5,870,442	4,616,684	-

物件 番号	物件名称	賃貸可能 面積 (㎡) (注1)	賃貸面積 (㎡) (注2)	賃貸 可能 戸数 (戸) (注3)	賃貸 戸数 (戸) (注4)	テナ ント 総数 (注5)	稼働率 (%) (注6)	年間賃料 収入 (千円) (注7)	敷金・ 保証金 (千円) (注8)	マスターリース 種別 (注10)
Re-03	H F 市川レジデンス	724.46	724.46	36	36	36	100.00	34,560	5,400	パス・スルー
Re-05	H F 日黒レジデンス	836.36	801.35	21	20	20	95.81	37,896	3,346	パス・スルー
Re-09	H F 葛西レジデンス	1,167.36	1,143.34	48	47	47	97.94	48,108	6,114	パス・スルー
Re-11	H F 若林公園レジデンス	5,490.36	5,267.42	97	93	93	95.94	220,200	26,779	パス・スルー
Re-12	H F 碑文谷レジデンス	1,897.46	1,866.37	53	52	52	98.36	88,128	9,058	パス・スルー
Re-14	H F 南麻布レジデンス	1,325.20	1,280.92	60	58	58	96.66	72,204	7,282	パス・スルー
Re-16	H F 学芸大学レジデンス	1,217.46	1,165.77	27	26	26	95.75	51,048	5,004	パス・スルー
Re-17	H F 東神田レジデンス	1,462.18	1,416.76	64	62	62	96.89	70,692	7,906	パス・スルー
Re-18	H F 東日本橋レジデンス	1,684.40	1,684.40	66	66	66	100.00	85,176	8,412	パス・スルー
Re-19	H F 練馬レジデンス	1,024.52	1,004.86	51	50	50	98.08	48,708	5,072	パス・スルー
Re-20	H F 白金高輪レジデンス	4,457.76	4,428.74	66	65	65	99.35	237,384	26,635	パス・スルー
Re-21	H F 明大前レジデンス	1,187.25	1,162.68	53	52	52	97.93	56,256	5,654	パス・スルー
Re-22	H F 日本橋レジデンス	1,418.23	1,376.28	48	47	47	97.04	65,208	7,444	パス・スルー
Re-23	H F 上石神井レジデンス	1,494.91	1,451.42	64	62	62	97.09	61,692	9,388	パス・スルー
Re-24	H F 錦糸町レジデンス	1,427.58	1,402.32	56	55	55	98.23	64,272	6,825	パス・スルー
Re-25	H F 銀座レジデンス E A S T	5,459.49	5,282.46	105	101	101	96.76	245,436	34,660	パス・スルー
Re-26	H F 新横浜レジデンス	4,224.61	4,089.36	113	109	109	96.80	159,480	19,119	パス・スルー
Re-29	H F 白山レジデンス	2,809.88	2,768.49	51	50	50	98.53	114,396	13,622	パス・スルー
Re-30	H F 馬込レジデンス	2,643.97	2,574.21	30	29	29	97.36	79,824	11,565	パス・スルー
Re-31	H F 学芸大学レジデンス	1,643.53	1,643.53	22	22	22	100.00	72,096	10,117	パス・スルー
Re-33	H F 亀戸レジデンス	1,332.86	1,311.15	61	60	60	98.37	64,584	9,853	パス・スルー
Re-34	H F 田無レジデンス	2,970.00	2,970.00	35	35	35	100.00	61,200	7,368	パス・スルー
Re-35	H F 芝公園レジデンス	1,008.32	967.79	30	29	29	95.98	46,968	3,997	パス・スルー
Re-36	H F 三田レジデンス	1,436.83	1,436.83	47	47	47	100.00	70,260	6,002	パス・スルー
Re-38	ラ・レジダンス・ド・白 金台	1,089.98	1,051.91	28	27	27	96.51	50,928	4,533	パス・スルー
Re-39	H F 銀座レジデンス E A S T	2,072.39	1,991.99	74	71	71	96.12	100,272	8,955	パス・スルー
Re-40	H F 八丁堀レジデンス	2,750.56	2,630.23	84	80	80	95.63	113,628	11,194	パス・スルー
Re-41	H F 八丁堀レジデンス	1,447.33	1,447.33	37	37	37	100.00	59,580	4,623	パス・スルー
Re-42	H F 銀座レジデンス	1,118.84	1,094.75	45	44	44	97.85	64,992	8,692	パス・スルー
Re-43	H F 駒沢公園レジデンス T O W E R	8,141.02	7,740.22	287	271	271	95.08	397,092	43,078	パス・スルー
Re-45	H F 中之島レジデンス	1,242.30	1,242.30	38	38	38	100.00	38,455	2,951	パス・スルー
Re-46	H F 阿波座レジデンス	1,618.38	1,544.52	63	60	60	95.44	45,174	3,759	パス・スルー
Re-47	H F 丸の内レジデンス	1,981.26	1,926.66	72	70	70	97.24	51,732	5,706	パス・スルー
Re-48	H F 平尾レジデンス	6,262.12	5,988.10	200	192	192	95.62	149,384	17,746	パス・スルー
Re-49	H F 河原町二条レジデ ンス	1,155.03	1,132.61	50	49	49	98.06	37,704	3,143	パス・スルー
Re-53	H F 四条河原町レジデ ンス	4,045.94	3,920.40	131	127	127	96.90	140,309	19,129	パス・スルー 固定賃料
Re-54	ラ・レジダンス・ド・千 駄木	1,109.97	1,089.86	50	49	49	98.19	56,652	8,260	パス・スルー

物件番号	物件名称	賃貸可能面積 (㎡) (注1)	賃貸面積 (㎡) (注2)	賃貸可能戸数 (戸) (注3)	賃貸戸数 (戸) (注4)	テナント総数 (注5)	稼働率 (%) (注6)	年間賃料収入 (千円) (注7)	敷金・保証金 (千円) (注8)	マスターリース種別 (注10)
Re-55	H F 千駄木レジデンス	1,340.12	1,340.12	49	49	49	100.00	64,542	9,313	パス・スルー
Re-56	H F 駒沢公園レジデンス	901.88	876.81	36	35	35	97.22	39,600	4,148	パス・スルー
Re-57	H F 武蔵小山レジデンス	1,121.88	1,121.88	52	52	52	100.00	63,792	5,283	パス・スルー
Re-58	H F 国分寺レジデンス	1,222.45	1,177.42	47	45	45	96.32	59,088	13,506	パス・スルー
Re-59	H F 久屋大通レジデンス	2,757.33	2,730.13	98	97	97	99.01	83,706	8,764	パス・スルー
Re-60	H F 烏丸鞍馬口レジデンス	1,297.62	1,297.62	41	41	41	100.00	43,317	11,753	パス・スルー
Re-61	H F 西新宿レジデンスWEST	2,608.43	2,445.23	77	72	72	93.74	130,044	10,784	パス・スルー
Re-62	H F 西新宿レジデンスEAST	1,563.60	1,501.04	48	46	46	96.00	81,072	6,579	パス・スルー
Re-63	H F 東新宿レジデンス	1,788.84	1,739.06	68	66	66	97.22	91,452	7,118	パス・スルー
Re-64	H F 東心齋橋レジデンス	1,185.52	1,185.52	38	38	38	100.00	43,488	4,846	パス・スルー
Re-65	H F 北四番丁レジデンス	2,234.20	2,184.46	90	88	88	97.77	73,314	8,470	パス・スルー
Re-66	H F 愛宕橋レジデンス	1,964.87	1,940.26	79	78	78	98.75	62,898	7,937	パス・スルー
Re-68	H F 浅草橋レジデンス	1,209.78	1,178.76	39	38	38	97.44	53,520	5,236	パス・スルー
Re-69	H F 一番町レジデンス	2,106.38	2,081.42	78	77	77	98.82	77,970	11,616	パス・スルー
Re-70	H F 東中野レジデンス	1,341.66	1,280.54	49	47	47	95.44	60,624	6,307	パス・スルー
Re-72	H F 早稲田レジデンス	2,964.81	2,801.50	121	114	114	94.49	144,534	14,397	パス・スルー
Re-73	H F 早稲田レジデンス	1,223.79	1,114.32	51	47	47	91.05	57,924	5,472	パス・スルー
Re-74	H F 若松河田レジデンス	1,607.43	1,548.73	33	32	32	96.35	74,928	7,898	パス・スルー
Re-75	H F 仙台レジデンスEAST	4,088.40	3,964.40	150	145	145	96.97	128,664	14,015	パス・スルー
Re-76	H F 西公園レジデンス	2,825.54	2,798.11	102	101	101	99.03	83,727	9,261	パス・スルー
Re-77	H F 晩翠通レジデンス	1,914.00	1,914.00	66	66	66	100.00	54,408	6,151	パス・スルー
Re-78	H F 関内レジデンス	2,499.64	2,478.04	117	116	116	99.14	116,574	12,707	パス・スルー
Re-79	H F 名駅北レジデンス	4,076.11	4,005.51	113	111	111	98.27	115,905	11,331	パス・スルー
Re-80	H F 東札幌レジデンス	5,522.62	5,462.42	151	149	149	98.91	107,568	8,414	パス・スルー
Re-81	H F 博多東レジデンス	2,486.82	2,486.82	78	78	78	100.00	57,216	3,660	パス・スルー
Re-82	H F 仙台五橋レジデンス	1,893.21	1,824.47	55	53	53	96.37	50,076	6,179	パス・スルー
Re-83	H F 田端レジデンス	1,917.51	1,837.71	56	53	53	95.84	76,608	9,701	パス・スルー
Re-84	H F 両国レジデンス	2,149.95	2,123.73	66	65	65	98.78	99,528	11,941	パス・スルー
Re-85	H F 八王子レジデンス	1,600.38	1,516.37	51	48	48	94.75	64,764	14,634	パス・スルー
Re-86	H F 三田レジデンス	1,160.60	1,131.21	40	39	39	97.47	61,956	6,398	パス・スルー
Re-87	H F 門前仲町レジデンス	1,145.76	1,145.76	44	44	44	100.00	56,916	6,049	パス・スルー
Re-88	H F 南砂町レジデンス	1,141.16	1,141.16	48	48	48	100.00	52,596	7,399	パス・スルー
Re-89	H F 仙台長町レジデンス	2,305.11	2,267.87	69	68	68	98.38	65,496	8,396	パス・スルー
Re-90	H F 正光寺赤羽レジデンス	1,683.26	1,608.19	49	46	46	95.54	72,504	11,173	パス・スルー
Re-91	H F 仙台北町レジデンス	1,654.38	1,630.44	69	68	68	98.55	63,732	4,903	パス・スルー
Re-92	H F 大濠レジデンスBAYSIDE	2,868.95	2,788.87	67	65	65	97.21	64,194	6,230	パス・スルー
Re-93	H F 博多東レジデンス	3,533.50	3,384.60	110	105	105	95.79	75,886	4,238	パス・スルー

物件番号	物件名称	賃貸可能面積 (㎡) (注1)	賃貸面積 (㎡) (注2)	賃貸可能戸数 (戸) (注3)	賃貸戸数 (戸) (注4)	テナント総数 (注5)	稼働率 (%) (注6)	年間賃料収入 (千円) (注7)	敷金・保証金 (千円) (注8)	マスターリース種別 (注10)
Re-94	H F 福岡レジデンス E A S T	4,187.98	4,067.92	119	116	116	97.13	83,621	2,139	パス・スルー
Re-95	H F 正光寺赤羽レジデンス (注13)	2,438.42	2,386.42	70	68	68	97.87	105,528	11,284	パス・スルー
Re-96	H F 八広レジデンス (注13)	1,919.50	1,919.50	64	64	64	100.00	80,916	8,286	パス・スルー
Re-97	H F 世田谷上町レジデンス (注13)	759.24	734.20	30	29	29	96.70	38,328	3,362	パス・スルー
Re-98	H F 草加レジデンス (注13)	2,508.00	2,207.04	99	88	88	88.00	70,944	5,349	パス・スルー
	レジデンス小計	173,100.73	168,391.37	5,440	5,283	5,283	97.28	6,615,149	741,023	-
	合計	273,746.54	267,448.66	5,440	5,283	5,591	97.70	12,485,591	5,357,707	-

(注1) 「賃貸可能面積」の欄には、2021年11月30日時点における事務所、店舗及び住宅等の用途に賃貸が可能な面積(共用部分は含みません。)を記載しています。なお、賃貸借契約中において面積を「坪」計算しているテナントについては、1坪=3.305785㎡として計算し、小数点第3位を切り捨てて記載しています。なお、Of-40 アーク森ビルについては、信託受益権の準共有持分割合(30%)を信託不動産の区分所有権に係る賃貸可能面積に乗じて得た面積を、小数点第3位を切捨てて記載しています。

(注2) 「賃貸面積」の欄には、賃貸可能面積のうち、

( ) 「パス・スルー」型の場合は、マスターリース会社とエンドテナントとの間の転貸借契約に基づく賃貸面積(後記(注5)に記載するテナントの同意を得ていない場合には、信託受託者又は本投資法人とエンドテナントとの間の賃貸借契約に基づく賃貸面積)の合計、

( ) 「固定賃料」型の場合は、信託受託者又は本投資法人とマスターリース会社との間のマスターリース契約に基づく賃貸面積、

( ) マスターリース契約を締結していない物件の場合は、信託受託者又は本投資法人とエンドテナントとの間の賃貸借契約に基づく賃貸面積の合計、

をそれぞれ記載しています。

なお、賃貸借契約中において面積を「坪」計算しているテナントについては、1坪=3.305785㎡として計算し、小数点第3位を切り捨てて記載しています。なお、Of-40 アーク森ビルについては、信託受益権の準共有持分割合(30%)を信託不動産の区分所有権に係る賃貸面積に乗じて得た面積を、小数点第3位を切捨てて記載しています。

(注3) 「賃貸可能戸数」の欄には、レジデンスタイプの物件につき、事務所、店舗及び住宅等の用途に賃貸が可能な戸数を記載しています。オフィスについては、区画割りの変更等が可能であり、賃貸可能戸数を特定できないため記載していません。

(注4) 「賃貸戸数」の欄には、2021年11月30日現在、レジデンスタイプの物件につき、エンドテナントに対して賃貸している戸数を記載しています。オフィスについては、区画割りの変更等が可能であり、賃貸戸数を特定できないため記載していません。

(注5) 「テナント総数」の欄には、本投資法人、信託受託者及びマスターリース会社を賃貸人としたエンドテナントの総数(住宅物件については、賃貸戸数)を記載しています。但し、固定賃料型のオフィス物件については、「1」と記載しています。

(注6) 「稼働率」の欄には、2021年11月30日時点における各物件の賃貸可能面積に占める賃貸面積の割合を、小数点第3位を四捨五入して記載しています。

(注7) 「年間賃料収入」の欄には、信託受託者又は本投資法人とマスターリース会社又はエンドテナントとの間でそれぞれ締結されている賃貸借契約又は転貸借契約に基づく2021年11月30日時点の月額賃料(共益費を含みますが、駐車場使用料、その他トランクルーム等の使用料及び消費税額は含みません。)を年換算(12倍)し、千円未満を切り捨てて記載しています。

(注8) 「敷金・保証金」の欄には信託受託者又は本投資法人とマスターリース会社又はエンドテナントとの間でそれぞれ締結されている賃貸借契約又は転貸借契約に基づく2021年11月30日時点の敷金・保証金等(返還不要部分がある場合には当該金額を控除後の金額。但し、駐車場に関する敷金・保証金等は含みません。)を、千円未満を切り捨てて記載しています。

(注9) 「オフィス」及び「レジデンス」における稼働率の小計及び合計は、それぞれ「賃貸面積の小計又は合計」÷「賃貸可能面積の小計又は合計」により算出しており、小数点第3位を四捨五入して記載しています。

(注10) 「マスターリース種別」の欄には、信託受託者又は本投資法人とマスターリース会社との間で、

( ) マスターリース会社とエンドテナントとの間の転貸借契約に基づく賃料と同額をマスターリース会社が信託受託者又は本投資法人に支払うことが約束されているものについては「パス・スルー」、

( ) マスターリース会社が信託受託者又は本投資法人に固定金額の賃料を支払うことが約束されているものについては「固定賃料」、と記載しています。

マスターリース種別については、原則として「パス・スルー」型を採用しますが、各物件の個別的要因等を勘案した結果、「パス・スルー」型よりも「固定賃料」型を採用した方が投資効率性が高いと資産運用会社が判断した場合には、「固定賃料」型を採用する場合があります。

「固定賃料」型を採用している物件は以下の通りであり、既に締結されている「固定賃料」型のマスターリース形態を維持することが物件取得に係る取引条件であったり、「パス・スルー」型のマスターリースと比較して同等以上の投資効率性を有するものと資産運用会社が判断した場合に、「固定賃料」型を採用しています。Re-53 H F 四条河原町レジデンスについては、賃貸可能戸数131戸のうち、一部分(30戸)において、「固定賃料」型を採用しているため、当該部分を記載しています。

物件 番号	物件名称	マスターリース会社 (PM会社)	賃貸借契約の 種類	月額賃料 (注11)	契約期間
Of-37	日総第5ビル	サン建物株式会社	普通借家契約	13,796,343円	2018年7月26日～2023年7月31日
Of-40	アーク森ビル	森ビル株式会社	普通借家契約	非開示 (注12)	2018年3月6日～2026年12月28日
Re-53	H F 四条河原町レ ジデンス	Apaman Property株式会社	普通借家契約	2,045,850円	2021年9月1日～2022年8月31日

(注11) 「月額賃料」の欄には、賃貸借契約に記載された2021年11月30日時点の月額賃料を記載しています(駐車場使用料、その他バイク置場等の使用料及び消費税額は含みません。 )。

(注12) マスターリース会社兼プロパティマネジメント会社からの同意を得られていないため、非開示としています。

(注13) Of-47 大崎CNビル、Re-95 H F 正光寺赤羽レジデンス、Re-96 H F 八広レジデンス及びRe-97 H F 世田谷上町レジデンスは、2021年6月4日付で取得し、Re-98 H F 草加レジデンスは、2021年9月29日付で取得し、Of-48 ファーレイーストビルは、2021年10月29日付で取得しています。

## 稼働率の推移

(単位:%)

物件 番号	物件名称	2017. 5.31	2017. 11.30	2018. 5.31	2018. 11.30	2019. 5.31	2019. 11.30	2020. 5.31	2020. 11.30	2021. 5.31	2021. 6.30	2021. 7.31	2021. 8.31	2021. 9.30	2021. 10.31	2021. 11.30
Of-05	水天宮平和ビル	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-06	H F 門前仲町ビルディング	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	86.91	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-07	H F 浜松町ビルディング	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-08	H F 溜池ビルディング	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	85.74	100.00	100.00	100.00	100.00	98.12	98.12	98.12
Of-09	グレイスビル泉岳寺前	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-11	H F 日本橋大伝馬町ビルディング	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-12	H F 八丁堀ビルディング	100.00	100.00	95.36	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-17	八丁堀MFビル	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-18	エムズ原宿	85.61	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	85.61	85.61	85.61	85.61	85.61	52.00	85.61	85.61
Of-20	船橋Faceビル	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-21	アデッソ西麻布	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	75.06	75.06	54.58	54.58	54.58	54.58	54.58	54.58	79.52
Of-23	H F 池袋ビルディング	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-24	H F 湯島ビルディング	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-25	茅場町平和ビル	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-27	神戸旧居留地平和ビル	96.46	86.30	96.44	91.86	95.44	96.44	95.34	97.91	97.91	97.91	97.91	97.91	97.91	97.91	97.91
Of-29	栄ミナミ平和ビル	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-30	H F 桜通ビルディング	100.00	100.00	97.41	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-31	H F 日本橋浜町ビルディング	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-32	H F 仙台本町ビルディング	97.80	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	98.90	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-33	H F 上野ビルディング	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-34	麹町HFビル	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	87.82
Of-35	H F 九段南ビルディング	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	86.54	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-36	H F 神田小川町ビルディング	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-37	日総第5ビル	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-38	アクロス新川ビル	100.00	100.00	100.00	100.00	98.62	100.00	100.00	100.00	100.00	98.85	98.85	98.85	98.85	98.85	98.85
Of-39	千住ミルディス番館	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-40	アーク森ビル	-	-	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-41	日本橋堀留町ファースト	-	-	-	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-42	サザンスカイタワー八王子	-	-	-	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-43	浜町平和ビル	-	-	-	-	100.00	100.00	100.00	100.00	94.82	94.82	100.00	100.00	100.00	100.00	88.01
Of-44	錦糸町スクエアビル	-	-	-	-	-	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-45	兜町ユニ・スクエア	-	-	-	-	-	-	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-46	H F 仙台一番町ビルディング	-	-	-	-	-	-	-	-	95.61	95.61	95.61	95.61	95.61	95.61	95.61
Of-47	大崎CNビル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	87.19	87.19	87.19	87.19	87.19	87.19
Of-48	ファーレイーストビル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.00	100.00
	オフィス 小計	99.50	99.21	99.38	99.56	99.70	99.81	99.67	98.26	99.26	98.82	98.98	98.98	98.54	98.95	98.42

(単位:%)

物件 番号	物件名称	2017. 5.31	2017. 11.30	2018. 5.31	2018. 11.30	2019. 5.31	2019. 11.30	2020. 5.31	2020. 11.30	2021. 5.31	2021. 6.30	2021. 7.31	2021. 8.31	2021. 9.30	2021. 10.31	2021. 11.30
Re-03	H F 市川レジデンス	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Re-05	H F 目黒レジデンス	100.00	100.00	95.07	100.00	95.81	100.00	100.00	100.00	95.07	95.07	100.00	95.07	95.07	95.07	95.81
Re-09	H F 葛西レジデンス	100.00	89.56	100.00	93.67	100.00	97.94	95.73	97.87	95.81	95.81	91.62	97.94	95.81	97.94	97.94
Re-11	H F 若林公園レジデンス	97.11	98.94	100.00	97.88	98.09	95.29	97.88	100.00	96.06	97.88	100.00	98.94	100.00	96.99	95.94
Re-12	H F 碑文谷レジデンス	96.69	96.69	94.50	98.36	97.48	100.00	100.00	95.71	95.08	90.92	92.33	95.61	95.61	97.25	98.36
Re-14	H F 南麻布レジデンス	93.34	95.00	98.32	98.32	96.66	95.00	95.00	98.32	95.00	93.34	95.00	93.34	93.34	95.02	96.66
Re-16	H F 学芸大学レジデンス	96.93	100.00	92.51	95.75	93.11	100.00	88.86	95.75	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	83.87	95.75
Re-17	H F 東神田レジデンス	97.92	96.90	98.44	98.44	96.91	98.44	95.38	97.91	100.00	96.88	93.78	95.33	93.78	93.79	96.89
Re-18	H F 東日本橋レジデンス	100.00	97.61	98.80	98.79	98.69	100.00	100.00	96.23	98.77	97.56	97.56	97.56	100.00	94.96	100.00
Re-19	H F 練馬レジデンス	98.08	97.54	100.00	98.08	100.00	98.08	94.24	100.00	98.08	100.00	96.16	94.24	92.32	94.24	98.08
Re-20	H F 白金高輪レジデンス	95.10	99.35	99.35	100.00	92.17	95.54	94.15	97.18	97.02	98.07	94.96	94.96	96.89	100.00	99.35
Re-21	H F 明大前レジデンス	94.58	100.00	100.00	96.33	100.00	97.90	96.34	98.19	100.00	98.20	94.32	95.83	95.83	95.83	97.93
Re-22	H F 日本橋レジデンス	100.00	100.00	98.28	100.00	100.00	98.04	96.63	98.35	96.56	95.32	90.41	95.09	95.09	94.08	97.04
Re-23	H F 上石神井レジデンス	88.63	97.24	100.00	100.00	97.05	100.00	98.65	100.00	100.00	93.78	92.42	97.22	100.00	100.00	97.09
Re-24	H F 錦糸町レジデンス	96.40	100.00	96.57	98.35	100.00	98.21	98.29	100.00	100.00	100.00	100.00	98.21	100.00	97.98	98.23
Re-25	H F 銀座レジデンスEAST	100.00	99.26	99.26	100.00	97.84	98.97	100.00	97.04	94.86	93.25	96.23	91.84	94.87	94.94	96.76
Re-26	H F 新横浜レジデンス	95.14	96.08	96.81	98.48	96.18	97.24	95.51	97.32	93.69	96.03	95.17	96.73	98.36	96.47	96.80
Re-29	H F 白山レジデンス	100.00	98.08	98.14	100.00	100.00	98.10	98.53	98.08	95.96	94.03	94.35	92.46	90.98	92.84	98.53
Re-30	H F 馬込レジデンス	100.00	94.20	100.00	100.00	97.40	100.00	94.72	100.00	96.98	97.00	100.00	100.00	100.00	100.00	97.36
Re-31	H F 学芸大学レジデンス	100.00	96.24	100.00	100.00	96.24	95.80	95.27	95.61	100.00	100.00	95.61	95.61	95.61	100.00	100.00
Re-33	H F 亀戸レジデンス	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	98.37	100.00	96.74	100.00	100.00	93.47	86.93	86.97	90.22	98.37
Re-34	H F 田無レジデンス	100.00	94.15	97.14	100.00	97.39	97.14	97.14	97.14	94.54	97.15	100.00	94.01	100.00	100.00	100.00
Re-35	H F 芝公園レジデンス	93.88	94.55	94.34	97.07	97.28	100.00	100.00	90.11	93.05	90.32	97.28	93.26	93.26	89.24	95.98
Re-36	H F 三田レジデンス	95.71	97.94	100.00	100.00	93.42	95.80	100.00	97.81	93.94	96.01	93.94	97.92	97.92	100.00	100.00
Re-38	ラ・レジダンス・ド・白金台	100.00	96.44	100.00	100.00	96.44	96.51	85.91	100.00	96.51	92.95	92.95	92.95	92.95	92.95	96.51
Re-39	H F 銀座レジデンスEAST	96.01	94.99	100.00	94.99	96.24	96.02	97.39	98.75	100.00	97.50	98.75	94.88	96.13	93.51	96.12
Re-40	H F 八丁堀レジデンス	98.17	97.70	99.08	97.08	100.00	97.55	91.11	100.00	96.42	95.77	95.77	96.09	94.96	90.36	95.63
Re-41	H F 八丁堀レジデンス	94.05	95.01	96.92	96.18	100.00	96.92	89.30	94.74	96.92	96.92	93.84	96.92	96.92	96.92	100.00
Re-42	H F 銀座レジデンス	100.00	100.00	97.85	95.69	100.00	100.00	98.13	97.85	100.00	100.00	97.87	97.87	97.87	97.87	97.85
Re-43	H F 駒沢公園レジデンスTOWER	95.81	97.54	96.62	98.38	94.94	94.16	95.61	98.46	97.65	97.55	96.32	96.32	95.50	96.41	95.08
Re-45	H F 中之島レジデンス	92.42	94.46	90.38	100.00	100.00	89.77	97.96	96.93	89.34	90.80	90.80	92.84	96.93	97.96	100.00
Re-46	H F 阿波座レジデンス	98.32	98.48	95.30	100.00	96.80	98.32	98.48	96.96	95.27	93.78	92.11	93.64	92.25	90.87	95.44
Re-47	H F 丸の内レジデンス	93.07	97.21	100.00	100.00	94.44	95.85	93.07	97.21	94.44	97.23	97.23	97.24	97.23	97.23	97.24
Re-48	H F 平尾レジデンス	97.17	98.21	97.08	95.48	97.91	97.73	97.24	96.52	95.26	95.15	94.59	93.42	94.40	94.28	95.62

(単位:%)

物件 番号	物件名称	2017. 5.31	2017. 11.30	2018. 5.31	2018. 11.30	2019. 5.31	2019. 11.30	2020. 5.31	2020. 11.30	2021. 5.31	2021. 6.30	2021. 7.31	2021. 8.31	2021. 9.30	2021. 10.31	2021. 11.30
Re-49	H F 河原町二条 レジデンス	95.78	98.01	98.01	100.00	92.38	100.00	100.00	95.94	97.77	95.83	93.84	93.84	95.78	95.98	98.06
Re-53	H F 四条河原町 レジデンス	98.17	97.51	94.47	98.75	100.00	100.00	98.16	100.00	96.67	96.04	95.96	95.41	94.78	96.90	96.90
Re-54	ラ・レジダン ス・ド・千駄木	100.00	100.00	100.00	100.00	96.25	98.19	94.51	98.18	98.19	98.19	98.19	98.19	96.38	98.19	98.19
Re-55	H F 千駄木レジ デンス	100.00	100.00	100.00	100.00	97.16	100.00	100.00	100.00	94.07	94.07	98.19	100.00	100.00	100.00	100.00
Re-56	H F 駒沢公園レ ジデンス	97.22	100.00	100.00	91.67	100.00	100.00	94.45	100.00	97.22	100.00	100.00	100.00	97.22	94.44	97.22
Re-57	H F 武蔵小山レ ジデンス	100.00	96.45	96.40	95.54	96.36	98.20	98.20	100.00	98.24	94.97	95.13	91.56	92.88	92.88	100.00
Re-58	H F 国分寺レジ デンス	96.65	94.76	100.00	98.36	98.30	96.35	98.06	98.02	96.35	96.65	98.30	100.00	100.00	96.08	96.32
Re-59	H F 久屋大通レ ジデンス	95.11	96.01	92.08	96.97	94.10	93.12	96.00	100.00	96.06	94.10	95.06	99.00	97.06	96.10	99.01
Re-60	H F 烏丸鞍馬口 レジデンス	86.37	97.86	97.86	95.84	97.98	100.00	89.88	100.00	95.73	97.86	97.86	97.86	100.00	100.00	100.00
Re-61	H F 西新宿レジ デンスWEST	100.00	97.16	98.75	90.00	95.91	93.75	100.00	98.41	94.99	94.99	97.16	97.50	96.25	94.66	93.74
Re-62	H F 西新宿レジ デンスEAST	96.08	96.00	98.00	91.67	92.76	92.08	96.08	95.18	95.59	98.00	100.00	97.59	95.59	95.59	96.00
Re-63	H F 東新宿レジ デンス	97.22	96.02	98.60	98.60	97.19	100.00	100.00	100.00	94.41	94.43	93.00	94.38	95.78	93.00	97.22
Re-64	H F 東心斎橋レ ジデンス	92.70	92.24	97.26	95.43	94.98	100.00	92.24	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	97.26	100.00
Re-65	H F 北四番丁レ ジデンス	93.36	94.45	92.24	96.68	90.02	91.09	88.87	100.00	96.66	100.00	98.89	98.89	98.89	98.89	97.77
Re-66	H F 愛宕橋レジ デンス	91.26	89.28	95.01	97.50	95.02	96.75	88.78	98.75	96.26	98.76	98.76	97.50	97.50	97.50	98.75
Re-68	H F 浅草橋レジ デンス	89.74	97.44	97.44	100.00	97.44	97.44	94.87	97.44	100.00	100.00	94.87	92.31	92.31	92.31	97.44
Re-69	H F 一番町レジ デンス	96.45	97.63	87.54	96.45	93.46	100.00	91.71	98.82	94.08	94.08	94.08	94.08	92.89	94.08	98.82
Re-70	H F 東中野レジ デンス	100.00	96.54	98.27	95.18	98.33	100.00	91.94	100.00	96.66	96.66	98.33	98.33	96.60	96.60	95.44
Re-72	H F 早稲田レジ デンス	98.58	96.75	98.56	94.84	97.00	95.10	98.95	96.72	96.27	97.16	96.37	93.43	93.52	93.09	94.49
Re-73	H F 早稲田レジ デンス	98.27	96.24	90.12	94.82	94.82	98.27	100.00	100.00	94.18	89.02	93.09	93.09	94.82	91.05	91.05
Re-74	H F 若松河田レ ジデンス	97.85	89.41	100.00	100.00	96.71	97.85	95.69	96.35	97.85	96.71	91.28	91.28	90.91	96.35	96.35
Re-75	H F 仙台レジデ ンスEAST	95.61	94.40	96.68	96.36	98.18	95.15	89.40	97.57	97.57	98.18	94.25	94.86	95.47	95.47	96.97
Re-76	H F 西公園レジ デンス	95.99	92.23	92.11	97.94	95.99	95.15	94.18	98.06	96.97	95.75	95.87	93.93	94.90	98.06	99.03
Re-77	H F 晩翠通レジ デンス	90.91	98.48	95.45	87.88	93.94	95.45	83.33	100.00	98.48	100.00	100.00	98.48	95.45	98.48	100.00
Re-78	H F 関内レジデ ンス	97.42	96.47	97.39	97.41	99.08	97.46	100.00	99.14	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	99.15	99.14
Re-79	H F 名駅北レジ デンス	93.84	94.41	90.37	94.66	95.83	100.00	91.71	100.00	97.53	95.74	97.22	97.22	95.36	97.10	98.27
Re-80	H F 東札幌レジ デンス	97.75	97.57	95.09	94.45	97.20	96.73	95.54	98.51	93.04	100.00	98.91	98.36	99.45	98.91	98.91
Re-81	H F 博多東レジ デンス	96.09	98.72	96.15	97.41	100.00	96.13	100.00	94.89	98.70	100.00	98.72	97.44	96.17	97.44	100.00
Re-82	H F 仙台五橋レ ジデンス	90.91	92.73	98.18	90.91	94.55	96.36	89.08	98.18	85.44	96.36	92.73	92.73	92.72	94.55	96.37
Re-83	H F 田端レジデ ンス	-	100.00	100.00	100.00	97.08	98.61	95.69	98.61	98.61	98.61	97.23	98.61	95.69	94.30	95.84
Re-84	H F 両国レジデ ンス	-	-	97.60	98.82	98.78	97.90	94.61	100.00	98.78	95.46	94.57	95.79	100.00	100.00	98.78
Re-85	H F 八王子レジ デンス	-	-	94.17	90.06	91.29	92.77	95.05	96.89	94.91	97.05	95.58	94.84	97.78	92.76	94.75
Re-86	H F 三田レジデ ンス	-	-	-	-	97.68	95.14	93.14	95.14	92.53	95.35	95.35	95.35	90.29	92.61	97.47
Re-87	H F 門前仲町レ ジデンス	-	-	-	-	93.18	95.45	95.45	100.00	95.45	90.91	88.64	90.91	97.73	97.73	100.00

(単位:%)

物件 番号	物件名称	2017. 5.31	2017. 11.30	2018. 5.31	2018. 11.30	2019. 5.31	2019. 11.30	2020. 5.31	2020. 11.30	2021. 5.31	2021. 6.30	2021. 7.31	2021. 8.31	2021. 9.30	2021. 10.31	2021. 11.30
Re-88	H F 南砂町レジ デンス	-	-	-	-	93.58	100.00	100.00	100.00	95.77	95.77	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Re-89	H F 仙台長町レ ジデンス	-	-	-	-	-	-	96.77	100.00	96.77	96.77	100.00	98.38	96.23	95.16	98.38
Re-90	H F 正光寺赤羽 レジデンス	-	-	-	-	-	-	90.19	100.00	98.51	96.73	91.98	91.98	98.51	100.00	95.54
Re-91	H F 仙台本町レ ジデンス	-	-	-	-	-	-	14.56	56.59	97.09	100.00	97.11	95.66	98.55	98.54	98.55
Re-92	H F 大濠レジデ ンス B A Y S I D E	-	-	-	-	-	-	-	94.44	100.00	98.60	100.00	100.00	98.60	97.21	97.21
Re-93	H F 博多東レジ デンス	-	-	-	-	-	-	-	-	96.13	96.13	96.61	94.86	95.79	96.65	95.79
Re-94	H F 福岡レジデ ンス E A S T	-	-	-	-	-	-	-	-	94.51	94.85	98.19	97.48	98.33	98.09	97.13
Re-95	H F 正光寺赤羽 レジデンス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	96.64	95.58	98.93	96.65	98.93	97.87
Re-96	H F 八広レジデ ンス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	82.93	97.37	98.69	100.00	100.00	100.00
Re-97	H F 世田谷上町 レジデンス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63.27	73.29	100.00	100.00	100.00	96.70
Re-98	H F 草加レジデ ンス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	88.00	89.00	88.00
	レジデンス 小計	96.30	96.80	97.05	97.31	96.81	97.06	94.80	97.76	96.41	96.34	96.30	96.09	96.34	96.26	97.28
	合計	97.56	97.73	97.89	98.13	97.85	98.06	96.55	97.94	97.45	97.25	97.28	97.15	97.14	97.24	97.70

(注1) 本表には、各年5月末、11月末時点及び2021年6月末から2021年11月末までの各月末時点における稼働率を記載しています。

(注2) 「オフィス」及び「レジデンス」における稼働率の小計及び合計は、それぞれ「賃貸面積の小計又は合計」÷「賃貸可能面積の小計又は合計」により算出しており、小数点第3位を四捨五入して記載しています。なお、各小計及び合計については、譲渡済物件の保有期間中の稼働率も算入しています。

## 主要なテナントの概要

2021年11月30日現在、賃貸面積(マスターリース会社とのマスターリース契約に基づく賃貸面積を含みます。)が総賃貸面積の合計の10%以上を占めるテナント(マスターリース会社を含みます。)の概要は、以下の通りです。

テナント名	株式会社長谷工ライブネット	業種	不動産管理業	賃貸面積割合合計	26.62%
年間賃料合計(注1)	2,847,703千円	敷金等合計	338,396千円	賃貸面積合計	72,883.31㎡
Re-03 H F 市川レジデンス	年間賃料(注1)	34,560千円	敷金等(注2)		5,400千円
	賃貸面積	724.46㎡	賃貸面積割合(注3)		0.26%
	契約満了日	2022年9月30日			
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。			
	特記事項	信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。			
Re-09 H F 葛西レジデンス	年間賃料(注1)	48,108千円	敷金等(注2)		6,114千円
	賃貸面積	1,167.36㎡	賃貸面積割合(注3)		0.43%
	契約満了日	2022年9月30日			
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。			
	特記事項	信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。			
Re-11 H F 若林公園レジデンス	年間賃料(注1)	220,200千円	敷金等(注2)		26,779千円
	賃貸面積	5,490.36㎡	賃貸面積割合(注3)		2.01%
	契約満了日	2022年10月31日			
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。			
	特記事項	信託受託者である三井住友信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。			
Re-17 H F 東神田レジデンス	年間賃料(注1)	70,692千円	敷金等(注2)		7,906千円
	賃貸面積	1,462.18㎡	賃貸面積割合(注3)		0.53%
	契約満了日	2021年12月31日(注4)			
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。			
	特記事項	信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。			
Re-21 H F 明大前レジデンス	年間賃料(注1)	56,256千円	敷金等(注2)		5,654千円
	賃貸面積	1,187.25㎡	賃貸面積割合(注3)		0.43%
	契約満了日	2022年3月30日			
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。			
	特記事項	本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。			
Re-22 H F 日本橋レジデンス	年間賃料(注1)	65,208千円	敷金等(注2)		7,444千円
	賃貸面積	1,418.23㎡	賃貸面積割合(注3)		0.52%
	契約満了日	2022年6月30日			
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。			
	特記事項	信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。			
Re-23 H F 上石神井レジデンス	年間賃料(注1)	61,692千円	敷金等(注2)		9,388千円
	賃貸面積	1,494.91㎡	賃貸面積割合(注3)		0.55%
	契約満了日	2021年12月31日(注4)			
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。			
	特記事項	本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。			

Re-24 H F 錦糸町レジデンス	年間賃料(注1)	64,272千円	敷金等(注2)	6,825千円
	賃貸面積	1,427.58㎡	賃貸面積割合(注3)	0.52%
	契約満了日	2022年3月31日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-25 H F 銀座レジデンス E A S T	年間賃料(注1)	245,436千円	敷金等(注2)	34,660千円
	賃貸面積	5,459.49㎡	賃貸面積割合(注3)	1.99%
	契約満了日	2022年10月31日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-26 H F 新横浜レジデンス	年間賃料(注1)	159,480千円	敷金等(注2)	19,119千円
	賃貸面積	4,224.61㎡	賃貸面積割合(注3)	1.54%
	契約満了日	2022年10月31日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-29 H F 白山レジデンス	年間賃料(注1)	114,396千円	敷金等(注2)	13,622千円
	賃貸面積	2,809.88㎡	賃貸面積割合(注3)	1.03%
	契約満了日	2022年10月31日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-30 H F 馬込レジデンス	年間賃料(注1)	79,824千円	敷金等(注2)	11,565千円
	賃貸面積	2,643.97㎡	賃貸面積割合(注3)	0.97%
	契約満了日	2022年10月31日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-31 H F 学芸大学レジデンス	年間賃料(注1)	72,096千円	敷金等(注2)	10,117千円
	賃貸面積	1,643.53㎡	賃貸面積割合(注3)	0.60%
	契約満了日	2022年10月31日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である株式会社あおぞら銀行との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-33 H F 亀戸レジデンス	年間賃料(注1)	64,584千円	敷金等(注2)	9,853千円
	賃貸面積	1,332.86㎡	賃貸面積割合(注3)	0.49%
	契約満了日	2022年2月28日(注4)		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-34 H F 田無レジデンス	年間賃料(注1)	61,200千円	敷金等(注2)	7,368千円
	賃貸面積	2,970.00㎡	賃貸面積割合(注3)	1.08%
	契約満了日	2022年6月30日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		

Re-35 H F 芝公園レジデンス	年間賃料(注1)	46,968千円	敷金等(注2)	3,997千円
	賃貸面積	1,008.32㎡	賃貸面積割合(注3)	0.37%
	契約満了日	2022年7月31日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-36 H F 三田レジデンス	年間賃料(注1)	70,260千円	敷金等(注2)	6,002千円
	賃貸面積	1,436.83㎡	賃貸面積割合(注3)	0.52%
	契約満了日	2022年7月31日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-45 H F 中之島レジデンス	年間賃料(注1)	38,455千円	敷金等(注2)	2,951千円
	賃貸面積	1,242.30㎡	賃貸面積割合(注3)	0.45%
	契約満了日	2023年7月4日		
	契約更改の方法	契約満了日の定めにかかわらず、本投資法人と信託受託者との間の不動産管理処分信託契約が終了するか又は延長された場合には、同様に終了するか又は延長されます。		
	特記事項	信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-72 H F 早稲田レジデンス	年間賃料(注1)	144,534千円	敷金等(注2)	14,397千円
	賃貸面積	2,964.81㎡	賃貸面積割合(注3)	1.08%
	契約満了日	2028年1月31日		
	契約更改の方法	契約満了日の定めにかかわらず、本投資法人と信託受託者との間の不動産管理信託契約が終了するか又は延長された場合には、同様に終了するか又は延長されます。		
	特記事項	信託受託者である株式会社あおぞら銀行との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-73 H F 早稲田レジデンス	年間賃料(注1)	57,924千円	敷金等(注2)	5,472千円
	賃貸面積	1,223.79㎡	賃貸面積割合(注3)	0.45%
	契約満了日	2028年1月31日		
	契約更改の方法	契約満了日の定めにかかわらず、本投資法人と信託受託者との間の不動産管理信託契約が終了するか又は延長された場合には、同様に終了するか又は延長されます。		
	特記事項	信託受託者である株式会社あおぞら銀行との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-76 H F 西公園レジデンス	年間賃料(注1)	83,727千円	敷金等(注2)	9,261千円
	賃貸面積	2,825.54㎡	賃貸面積割合(注3)	1.03%
	契約満了日	2022年9月30日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である三井住友信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-77 H F 晩翠通レジデンス	年間賃料(注1)	54,408千円	敷金等(注2)	6,151千円
	賃貸面積	1,914.00㎡	賃貸面積割合(注3)	0.70%
	契約満了日	2022年9月30日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である三井住友信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		

Re-78 H F 関内レジデンス	年間賃料(注1)	116,574千円	敷金等(注2)	12,707千円
	賃貸面積	2,499.64m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注3)	0.91%
	契約満了日	2021年12月31日(注4)		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である三井住友信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-79 H F 名駅北レジデンス	年間賃料(注1)	115,905千円	敷金等(注2)	11,331千円
	賃貸面積	4,076.11m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注3)	1.49%
	契約満了日	2022年9月30日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である三井住友信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-82 H F 仙台五橋レジデンス	年間賃料(注1)	50,076千円	敷金等(注2)	6,179千円
	賃貸面積	1,893.21m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注3)	0.69%
	契約満了日	2022年2月28日(注4)		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-83 H F 田端レジデンス	年間賃料(注1)	76,608千円	敷金等(注2)	9,701千円
	賃貸面積	1,917.51m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注3)	0.70%
	契約満了日	2022年8月31日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-84 H F 両国レジデンス	年間賃料(注1)	99,528千円	敷金等(注2)	11,941千円
	賃貸面積	2,149.95m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注3)	0.79%
	契約満了日	2021年12月31日(注4)		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-85 H F 八王子レジデンス	年間賃料(注1)	64,764千円	敷金等(注2)	14,634千円
	賃貸面積	1,600.38m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注3)	0.58%
	契約満了日	2021年12月31日(注4)		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-86 H F 三田レジデンス	年間賃料(注1)	61,956千円	敷金等(注2)	6,398千円
	賃貸面積	1,160.60m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注3)	0.42%
	契約満了日	2021年12月31日(注4)		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-87 H F 門前仲町レジデンス	年間賃料(注1)	56,916千円	敷金等(注2)	6,049千円
	賃貸面積	1,145.76m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注3)	0.42%
	契約満了日	2021年12月31日(注4)		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		

Re-88 H F 南砂町レジデンス	年間賃料(注1)	52,596千円	敷金等(注2)	7,399千円
	賃貸面積	1,141.16㎡	賃貸面積割合(注3)	0.42%
	契約満了日	2021年12月31日(注4)		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-89 H F 仙台長町レジデンス	年間賃料(注1)	65,496千円	敷金等(注2)	8,396千円
	賃貸面積	2,305.11㎡	賃貸面積割合(注3)	0.84%
	契約満了日	2022年1月31日(注4)		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-91 H F 仙台北町レジデンス	年間賃料(注1)	63,732千円	敷金等(注2)	4,903千円
	賃貸面積	1,654.38㎡	賃貸面積割合(注3)	0.60%
	契約満了日	2022年4月30日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-97 H F 世田谷上町レジデンス	年間賃料(注1)	38,328千円	敷金等(注2)	3,362千円
	賃貸面積	759.24㎡	賃貸面積割合(注3)	0.28%
	契約満了日	2022年6月30日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-98 H F 草加レジデンス	年間賃料(注1)	70,944千円	敷金等(注2)	5,349千円
	賃貸面積	2,508.00㎡	賃貸面積割合(注3)	0.92%
	契約満了日	2022年9月30日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		

テナント名	平和不動産プロパティマネジメント株式会社(注5)	業種	不動産業	賃貸面積割合合計	23.45%	
年間賃料合計(注1)	3,606,673千円	敷金等合計	2,661,833千円	賃貸面積合計	64,186.85㎡	
Of-05 水天宮平和ビル	年間賃料(注1)	106,117千円	敷金等(注2)		75,524千円	
	賃貸面積	1,897.71㎡	賃貸面積割合(注3)			0.69%
	契約満了日	2022年9月30日				
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。				
	特記事項	信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。				
Of-06 H F 門前仲町ビルディング	年間賃料(注1)	176,924千円	敷金等(注2)		118,717千円	
	賃貸面積	3,736.61㎡	賃貸面積割合(注3)			1.36%
	契約満了日	2022年9月30日				
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。				
	特記事項	信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。				
Of-07 H F 浜松町ビルディング	年間賃料(注1)	104,749千円	敷金等(注2)		76,759千円	
	賃貸面積	1,822.32㎡	賃貸面積割合(注3)			0.67%
	契約満了日	2022年9月30日				
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。				
	特記事項	信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。				
Of-09 グレイスビル泉岳寺前	年間賃料(注1)	105,778千円	敷金等(注2)		56,543千円	
	賃貸面積	2,146.82㎡	賃貸面積割合(注3)			0.78%
	契約満了日	2022年9月30日				
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。				
	特記事項	信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。				
Of-11 H F 日本橋大伝馬町ビルディング	年間賃料(注1)	120,411千円	敷金等(注2)		61,174千円	
	賃貸面積	2,626.73㎡	賃貸面積割合(注3)			0.96%
	契約満了日	2022年9月30日				
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。				
	特記事項	信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。				
Of-18 エムズ原宿	年間賃料(注1)	134,180千円	敷金等(注2)		101,672千円	
	賃貸面積	1,178.57㎡	賃貸面積割合(注3)			0.43%
	契約満了日	2022年9月30日				
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。				
	特記事項	信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。				
Of-27 神戸旧居留地平和ビル	年間賃料(注1)	264,526千円	敷金等(注2)		215,556千円	
	賃貸面積	4,839.37㎡	賃貸面積割合(注3)			1.77%
	契約満了日	2021年12月31日(注4)				
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。				
	特記事項	信託受託者である三井住友信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。				

Of-29 栄ミナミ平和ビル	年間賃料(注1)	160,949千円	敷金等(注2)	152,496千円
	賃貸面積	2,889.49m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注3)	1.06%
	契約満了日	2021年12月31日(注4)		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である三井住友信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Of-30 H F 桜通ビルディング	年間賃料(注1)	589,080千円	敷金等(注2)	496,589千円
	賃貸面積	9,934.77m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注3)	3.63%
	契約満了日	2021年12月31日(注4)		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である三井住友信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Of-31 H F 日本橋浜町ビルディング	年間賃料(注1)	155,637千円	敷金等(注2)	102,686千円
	賃貸面積	3,286.58m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注3)	1.20%
	契約満了日	2021年12月31日(注4)		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である三井住友信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Of-32 H F 仙台本町ビルディング	年間賃料(注1)	251,477千円	敷金等(注2)	147,892千円
	賃貸面積	6,577.21m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注3)	2.40%
	契約満了日	2021年12月31日(注4)		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Of-33 H F 上野ビルディング	年間賃料(注1)	235,748千円	敷金等(注2)	181,872千円
	賃貸面積	4,168.79m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注3)	1.52%
	契約満了日	2021年12月31日(注4)		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Of-34 麹町H F ビル	年間賃料(注1)	116,247千円	敷金等(注2)	87,756千円
	賃貸面積	2,117.45m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注3)	0.77%
	契約満了日	2021年12月31日(注4)		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Of-35 H F 九段南ビルディング	年間賃料(注1)	175,944千円	敷金等(注2)	115,751千円
	賃貸面積	2,614.25m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注3)	0.95%
	契約満了日	2021年12月31日(注4)		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である三井住友信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Of-36 H F 神田小川町ビルディング	年間賃料(注1)	204,087千円	敷金等(注2)	156,686千円
	賃貸面積	2,747.14m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注3)	1.00%
	契約満了日	2022年10月31日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		

Of-38 アクロス新川ビル	年間賃料(注1)	233,467千円	敷金等(注2)	153,701千円
	賃貸面積	3,828.92m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注3)	1.40%
	契約満了日	2022年1月31日(注4)		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である三井住友信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Of-39 千住ミルディス 番館	年間賃料(注1)	137,962千円	敷金等(注2)	100,511千円
	賃貸面積	2,100.25m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注3)	0.77%
	契約満了日	2021年12月31日(注4)		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Of-43 浜町平和ビル	年間賃料(注1)	140,009千円	敷金等(注2)	99,182千円
	賃貸面積	2,936.10m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注3)	1.07%
	契約満了日	2021年12月31日(注4)		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Of-45 兜町ユニ・スクエア	年間賃料(注1)	193,371千円	敷金等(注2)	160,756千円
	賃貸面積	2,737.77m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注3)	1.00%
	契約満了日	2022年3月31日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である三井住友信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		

テナント名	Apaman Property株式会社	業種	不動産管理業	賃貸面積割合合計	20.92%
年間賃料合計(注1)	2,221,395千円	敷金等合計	240,985千円	賃貸面積合計	57,274.94㎡
Re-18 H F 東日本橋レジデンス	年間賃料(注1)	85,176千円	敷金等(注2)		8,412千円
	賃貸面積	1,684.40㎡	賃貸面積割合(注3)		0.62%
	契約満了日	2022年9月30日			
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。			
	特記事項	信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。			
Re-19 H F 練馬レジデンス	年間賃料(注1)	48,708千円	敷金等(注2)		5,072千円
	賃貸面積	1,024.52㎡	賃貸面積割合(注3)		0.37%
	契約満了日	2022年9月30日			
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。			
	特記事項	信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。			
Re-39 H F 銀座レジデンス E A S T	年間賃料(注1)	100,272千円	敷金等(注2)		8,955千円
	賃貸面積	2,072.39㎡	賃貸面積割合(注3)		0.76%
	契約満了日	2022年8月31日			
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。			
	特記事項	信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。			
Re-40 H F 八丁堀レジデンス	年間賃料(注1)	113,628千円	敷金等(注2)		11,194千円
	賃貸面積	2,750.56㎡	賃貸面積割合(注3)		1.00%
	契約満了日	2022年8月31日			
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。			
	特記事項	信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。			
Re-43 H F 駒沢公園レジデンス T O W E R	年間賃料(注1)	397,092千円	敷金等(注2)		43,078千円
	賃貸面積	8,141.02㎡	賃貸面積割合(注3)		2.97%
	契約満了日	2022年8月31日			
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。			
	特記事項	信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。			
Re-46 H F 阿波座レジデンス	年間賃料(注1)	45,174千円	敷金等(注2)		3,759千円
	賃貸面積	1,618.38㎡	賃貸面積割合(注3)		0.59%
	契約満了日	2022年8月31日			
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。			
	特記事項	信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。			
Re-47 H F 丸の内レジデンス	年間賃料(注1)	51,732千円	敷金等(注2)		5,706千円
	賃貸面積	1,981.26㎡	賃貸面積割合(注3)		0.72%
	契約満了日	2022年8月31日			
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。			
	特記事項	信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。			

Re-49 H F 河原町二条レジデンス	年間賃料(注1)	37,704千円	敷金等(注2)	3,143千円
	賃貸面積	1,155.03㎡	賃貸面積割合(注3)	0.42%
	契約満了日	2022年8月31日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-53 H F 四条河原町レジデンス	年間賃料(注1)	140,309千円	敷金等(注2)	19,129千円
	賃貸面積	4,045.94㎡	賃貸面積割合(注3)	1.48%
	契約満了日	2022年8月31日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、賃貸可能住戸131戸のうち、一部分(30戸)については「固定賃料」型のマスターリース契約を、その他の部分については「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-54 ラ・レジダンス・ド・千駄木	年間賃料(注1)	56,652千円	敷金等(注2)	8,260千円
	賃貸面積	1,109.97㎡	賃貸面積割合(注3)	0.41%
	契約満了日	2022年8月31日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である三井住友信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-55 H F 千駄木レジデンス	年間賃料(注1)	64,542千円	敷金等(注2)	9,313千円
	賃貸面積	1,340.12㎡	賃貸面積割合(注3)	0.49%
	契約満了日	2022年8月31日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である三井住友信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-56 H F 駒沢公園レジデンス	年間賃料(注1)	39,600千円	敷金等(注2)	4,148千円
	賃貸面積	901.88㎡	賃貸面積割合(注3)	0.33%
	契約満了日	2022年8月31日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-57 H F 武蔵小山レジデンス	年間賃料(注1)	63,792千円	敷金等(注2)	5,283千円
	賃貸面積	1,121.88㎡	賃貸面積割合(注3)	0.41%
	契約満了日	2022年8月31日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-59 H F 久屋大通レジデンス	年間賃料(注1)	83,706千円	敷金等(注2)	8,764千円
	賃貸面積	2,757.33㎡	賃貸面積割合(注3)	1.01%
	契約満了日	2022年8月31日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		

Re-60 H F 烏丸鞍馬口レジデンス	年間賃料(注1)	43,317千円	敷金等(注2)	11,753千円
	賃貸面積	1,297.62m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注3)	0.47%
	契約満了日	2022年8月31日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-61 H F 西新宿レジデンス WEST	年間賃料(注1)	130,044千円	敷金等(注2)	10,784千円
	賃貸面積	2,608.43m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注3)	0.95%
	契約満了日	2022年8月31日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である三井住友信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-62 H F 西新宿レジデンス EAST	年間賃料(注1)	81,072千円	敷金等(注2)	6,579千円
	賃貸面積	1,563.60m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注3)	0.57%
	契約満了日	2022年8月31日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である三井住友信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-63 H F 東新宿レジデンス	年間賃料(注1)	91,452千円	敷金等(注2)	7,118千円
	賃貸面積	1,788.84m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注3)	0.65%
	契約満了日	2022年8月31日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である株式会社あおぞら銀行との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-64 H F 東心齋橋レジデンス	年間賃料(注1)	43,488千円	敷金等(注2)	4,846千円
	賃貸面積	1,185.52m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注3)	0.43%
	契約満了日	2022年8月31日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である株式会社あおぞら銀行との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-65 H F 北四番丁レジデンス	年間賃料(注1)	73,314千円	敷金等(注2)	8,470千円
	賃貸面積	2,234.20m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注3)	0.82%
	契約満了日	2022年8月31日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である株式会社あおぞら銀行との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-66 H F 愛宕橋レジデンス	年間賃料(注1)	62,898千円	敷金等(注2)	7,937千円
	賃貸面積	1,964.87m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注3)	0.72%
	契約満了日	2022年8月31日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である株式会社あおぞら銀行との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-68 H F 浅草橋レジデンス	年間賃料(注1)	53,520千円	敷金等(注2)	5,236千円
	賃貸面積	1,209.78m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注3)	0.44%
	契約満了日	2022年8月31日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である株式会社あおぞら銀行との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		

Re-69 H F 一番町レジデンス	年間賃料(注1)	77,970千円	敷金等(注2)	11,616千円
	賃貸面積	2,106.38㎡	賃貸面積割合(注3)	0.77%
	契約満了日	2022年8月31日		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である株式会社あおぞら銀行との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-75 H F 仙台レジデンス E A S T	年間賃料(注1)	128,664千円	敷金等(注2)	14,015千円
	賃貸面積	4,088.40㎡	賃貸面積割合(注3)	1.49%
	契約満了日	2021年12月31日(注4)		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である三井住友信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		
Re-80 H F 東札幌レジデンス	年間賃料(注1)	107,568千円	敷金等(注2)	8,414千円
	賃貸面積	5,522.62㎡	賃貸面積割合(注3)	2.02%
	契約満了日	2021年12月31日(注4)		
	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。		
	特記事項	信託受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。		

(注1)「年間賃料」及び「年間賃料合計」は、信託受託者又は本投資法人とマスターリース会社又はエンドテナントとの間で締結されている賃貸借契約又は転賃借契約に基づく2021年11月30日時点の月額賃料(共益費を含みますが、駐車場使用料、その他トランクルーム等の使用料及び消費税額は含みません。)を年換算(12倍)し、千円未満を切り捨てて記載しています。

(注2)「敷金等」の欄には信託受託者又は本投資法人とマスターリース会社又はエンドテナントとの間でそれぞれ締結されている賃貸借契約又は転賃借契約に基づく2021年11月30日時点の敷金・保証金等(返還不要部分がある場合には当該金額を控除後の金額。但し、駐車場に関する敷金・保証金等は含みません。)を、千円未満を切り捨てて記載しています。

(注3)「賃貸面積割合」は、「各物件の賃貸面積」÷「総賃貸可能面積の合計」により算出しており、小数点第3位を四捨五入して記載します。「各物件の賃貸面積」は、マスターリース契約を締結している場合は、信託受託者又は本投資法人とマスターリース会社との間のマスターリース契約に基づく賃貸面積を記載しています。なお、賃貸借契約中において面積を「坪」計算しているテナントについては、1坪=3.305785㎡として計算し、小数点第3位を切り捨てて記載しています。

(注4)本書の日付現在において契約満了日を経過していますが、自動更新されています。

(注5)下表のとおり、2021年10月1日付でマスターリース会社を平和不動産株式会社から平和不動産プロパティマネジメント株式会社に変更しています。以下同じです。

物件番号	物件名称	旧マスターリース会社	新マスターリース会社
0f-05	水天宮平和ビル	平和不動産株式会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
0f-06	H F 門前仲町ビルディング		
0f-07	H F 浜松町ビルディング		
0f-09	グレイスビル泉岳寺前		
0f-11	H F 日本橋大伝馬町ビルディング		
0f-18	エムズ原宿		
0f-27	神戸旧居留地平和ビル		
0f-29	栄ミナミ平和ビル		
0f-30	H F 桜通ビルディング		
0f-31	H F 日本橋浜町ビルディング		
0f-32	H F 仙台北町ビルディング		
0f-33	H F 上野ビルディング		
0f-34	麹町H F ビル		
0f-35	H F 九段南ビルディング		
0f-36	H F 神田小川町ビルディング		
0f-38	アクロス新川ビル		
0f-39	千住ミルディス 番館		
0f-43	浜町平和ビル		
0f-45	兜町ユニ・スクエア		

賃貸面積上位10テナントの概要(2021年11月30日現在)

主要なテナントを含む賃貸面積ベース(マスターリース会社とのマスターリース契約に基づく賃貸面積を含みます。)の上位テナント(マスターリース会社を含みます。)10社は、以下の通りです。

テナント名	業種	物件名称(マスターリース種別)	契約満了日	賃貸面積 (注1)	賃貸面積 割合 (注2)
株式会社 長谷工ライブネット	不動産管理 業	(注3)	(注3)	72,883.31㎡	26.62%
平和不動産プロパ ティマネジメント 株式会社	不動産管理 業	(注3)	(注3)	64,186.85㎡	23.45%
Apaman Property 株式会社	不動産管理 業	(注3)	(注3)	57,274.94㎡	20.92%
株式会社ミヨシア セットマネジメン ト	不動産管理 業	(1)Re-48 H F 平尾レジデンス(パス・スルー) (2)Re-81 H F 博多東レジデンス(パス・スルー) (3)Re-92 H F 大濠レジデンスBAYSIDE(パス・スルー) (4)Re-93 H F 博多東レジデンス(パス・スルー) (5)Re-94 H F 福岡レジデンスEAST(パス・スルー)	(1)2021.12.31 (注4) (2)2022.1.31 (注4) (3)2022.9.30 (4)2022.3.31 (5)2022.3.31	(1)6,262.12㎡ (2)2,486.82㎡ (3)2,868.95㎡ (4)3,533.50㎡ (5)4,187.98㎡ 合計19,339.37㎡	7.06%
東急住宅リース株 式会社	不動産管理 業	(1)Re-12 H F 碑文谷レジデンス(パス・スルー) (2)Re-16 H F 学芸大学レジデンス(パス・スルー) (3)Re-20 H F 白金高輪レジデンス(パス・スルー) (4)Re-38 ラ・レジダンス・ド・白金台(パス・スルー) (5)Re-74 H F 若松河田レジデンス(パス・スルー) (6)Re-90 H F 正光寺赤羽レジデンス(パス・スルー) (7)Re-95 H F 正光寺赤羽レジデンス(パス・スルー) (8)Re-96 H F 八広レジデンス(パス・スルー)	(1)2022.9.30 (2)2022.9.30 (3)2021.12.31 (注4) (4)2025.6.30 (5)2022.9.30 (6)2022.3.31 (7)2022.6.30 (8)2022.6.30	(1)1,897.46㎡ (2)1,217.46㎡ (3)4,457.76㎡ (4)1,089.98㎡ (5)1,607.43㎡ (6)1,683.26㎡ (7)2,438.42㎡ (8)1,919.50㎡ 合計16,311.27㎡	5.96%
東洋不動産プロパ ティマネジメント 株式会社	不動産管理 業	(1)Of-12 H F 八丁堀ビルディング(パス・スルー) (2)Of-20 船橋Faceビル(パス・スルー) (3)Of-42 サザンスカイトワー八王子(パス・スルー) (4)Of-46 H F 仙台一番町ビルディング(パス・スルー) (5)Of-48 ファーレイーストビル(パス・スルー)	(1)2022.5.31 (2)2022.5.31 (3)2022.6.30 (4)2021.12.31 (注4) (5)2022.10.31	(1)2,255.96㎡ (2)2,520.22㎡ (3)2,879.99㎡ (4)3,212.49㎡ (5)1,285.47㎡ 合計12,154.13㎡	4.44%
サン建物株式会社	不動産管理 業	Of-37 日総第5ビル(固定賃料)	2023.7.31	4,607.34㎡	1.68%
平和不動産株式会 社	不動産業	Of-25 茅場町平和ビル(パス・スルー)	2022.3.31	4,156.53㎡	1.52%
日本ハウズینگ 株式会社	不動産管理 業	(1)Re-41 H F 八丁堀レジデンス(パス・スルー) (2)Re-58 H F 国分寺レジデンス(パス・スルー) (3)Re-70 H F 東中野レジデンス(パス・スルー)	(1)2025.6.30 (2)2026.9.30 (3)2027.5.31	(1)1,447.33㎡ (2)1,222.45㎡ (3)1,341.66㎡ 合計4,011.44㎡	1.47%
アール・エー・ア セット・マネジメ ント株式会社	不動産管理 業	(1)Re-05 H F 目黒レジデンス(パス・スルー) (2)Re-14 H F 南麻布レジデンス(パス・スルー) (3)Re-42 H F 銀座レジデンス(パス・スルー)	(1)2021.11.30 (注4) (2)2021.12.15 (注4) (3)2022.9.30	(1)836.36㎡ (2)1,325.20㎡ (3)1,118.84㎡ 合計3,280.40㎡	1.20%
		合計		258,205.58㎡	94.32%

(注1)「賃貸面積」は、マスターリース契約を締結している場合は、信託受託者又は本投資法人とマスターリース会社との間のマスターリース契約に基づく賃貸面積を記載しています。なお、賃貸借契約中において面積を「坪」計算しているテナントについては、1坪=3.305785㎡として計算し、小数点第3位を切り捨てて記載しています。

(注2)「賃貸面積割合」は、「各物件の賃貸面積(注1)をご参照下さい。」÷「総賃貸可能面積の合計」により算出しており、小数点第3位を四捨五入して記載しています。

(注3)前記「主要なテナントの概要」をご参照下さい。

(注4)本書の日付現在において契約満了日を経過していますが、自動更新されています。

## (ホ) 不動産鑑定評価書及び建物状況調査報告書の概要

物件 番号	物件名称	不動産鑑定評価書の概要(注1)							建物状況調査報告書の概要 (注5)				
		鑑定評 価額 (百万円) (注2)	収益価格(百万円)					積算 価格 (百万 円)	評価 機関 (注4)	長期修繕 費用の見 積額(15 年以内) (千円) (注6)	再調達価格 (千円) (注7)	P M L (注8)	
			直接還元法		D C F 法								
価格	利回り (注3)	価格	割引率	利回り (注3)									
Of-05	水天宮平和ビル	1,721	1,721	1,727	4.0%	1,718	4.0%	4.2%	1,291		124,770	520,000	10.0%
Of-06	H F 門前仲町ビル ディング	2,890	2,890	3,010	4.2%	2,890	4.1%	4.4%	3,080		206,730	1,000,000	5.7%
Of-07	H F 浜松町ビルデ ィング	1,880	1,880	1,940	3.7%	1,880	3.6%	3.8%	2,010		126,890	466,000	8.0%
Of-08	H F 溜池ビルデ ィング	3,120	3,120	3,220	3.7%	3,120	3.6%	3.8%	2,920		153,750	732,000	7.3%
Of-09	グレイスビル泉岳寺 前	1,670	1,670	1,770	4.3%	1,670	4.2%	4.6%	1,930		129,090	594,000 (注9)	7.5%
Of-11	H F 日本橋大伝馬町 ビルディング	2,270	2,270	2,340	3.8%	2,270	3.7%	3.9%	2,150		193,980	807,000	16.5%
Of-12	H F 八丁堀ビルデ ィング	2,740	2,740	2,840	3.7%	2,740	3.6%	3.8%	2,430		167,710	861,000	12.5%
Of-17	八丁堀M F ビル	1,060	1,060	1,090	3.8%	1,060	3.7%	3.9%	987		96,460	316,000	14.7%
Of-18	エムズ原宿	5,065	5,065	5,316	3.2%	4,958	3.2%	3.4%	5,003		44,270	249,000	9.8%
Of-20	船橋F a c eビル	3,430	3,430	3,490	4.6%	3,370	4.4%	4.8%	2,340		100,690	897,000 (注10)	5.9%
Of-21	アデッソ西麻布	519	519	554	3.6%	519	3.5%	3.8%	517		9,580	105,000	11.1%
Of-23	H F 池袋ビルデ ィング	1,500	1,500	1,530	4.0%	1,490	3.8%	4.2%	916		84,640	312,000	5.5%
Of-24	H F 湯島ビルデ ィング	1,700	1,700	1,760	4.0%	1,700	3.9%	4.1%	1,630		119,380	528,000	10.9%
Of-25	茅場町平和ビル	6,860	6,860	7,220	4.5%	6,860	4.4%	4.6%	5,870		134,820	1,132,000	11.7%
Of-27	神戸旧居留地平和ビ ル	3,420	3,420	3,380	4.9%	3,430	4.7%	5.1%	3,500		205,960	2,306,000	7.5%
Of-29	栄ミナミ平和ビル	2,300	2,300	2,130	4.8%	2,370	4.6%	5.0%	2,660		138,070	1,083,000	10.8%
Of-30	H F 桜通ビルデ ィング	6,590	6,590	6,630	4.6%	6,570	4.4%	4.8%	8,570		293,740	3,436,000	9.2%
Of-31	H F 日本橋浜町ビル ディング	2,640	2,640	2,670	4.3%	2,620	4.1%	4.5%	2,310		173,240	1,013,000	12.7%
Of-32	H F 仙台本町ビル ディング	3,660	3,660	3,710	5.0%	3,640	4.8%	5.2%	2,570		226,300	2,004,000	2.6%
Of-33	H F 上野ビルデ ィング	4,250	4,250	4,330	4.2%	4,220	4.0%	4.4%	2,190		206,950	1,668,000	2.5%
Of-34	麹町H F ビル	2,160	2,160	2,210	3.6%	2,140	3.4%	3.8%	2,690		188,270	934,000	2.5%
Of-35	H F 九段南ビルデ ィング	3,320	3,320	3,410	3.8%	3,280	3.6%	4.0%	2,680		156,580	931,000	6.7%
Of-36	H F 神田小川町ビル ディング	4,250	4,250	4,380	3.6%	4,200	3.4%	3.8%	4,330		90,830	667,000	4.0%
Of-37	日総第5ビル	3,950	3,950	4,020	3.6%	3,870	3.4%	3.8%	2,840		155,410	1,440,000	14.2%
Of-38	アクロス新川ビル	4,380	4,380	4,500	3.9%	4,330	3.7%	4.1%	7,550		276,460	1,744,000 (注10)	2.3%
Of-39	千住ミルディス 番 館	1,940	1,940	1,980	4.2%	1,920	4.0%	4.4%	1,620		79,360	772,000 (注10)	0.7%
Of-40	アーク森ビル(注11)	3,450	3,450	3,600	3.3%	3,390	3.4%	3.5%	4,350		113,898	634,000 (注10)	1.2%
Of-41	日本橋堀留町ファ ースト	2,330	2,330	2,390	3.8%	2,300	3.9%	4.0%	2,170		68,160	675,000 (注10)	7.3%
Of-42	サザンスカイタワー 八王子	1,890	1,890	1,950	4.4%	1,860	4.2%	4.6%	2,140		44,860	1,342,000 (注10)	2.4%
Of-43	浜町平和ビル	3,310	3,310	3,370	3.7%	3,250	3.5%	3.9%	2,820		160,930	1,041,000	5.5%
Of-44	錦糸町スクエアビル	2,910	2,910	3,010	3.8%	2,870	3.6%	4.0%	1,480		118,840	731,000	10.8%

物件 番号	物件名称	不動産鑑定評価書の概要(注1)							建物状況調査報告書の概要 (注5)				
		鑑定評 価額 (百万円) (注2)	収益価格(百万円)					積算 価格 (百万 円)	評価 機関 (注4)	長期修繕 費用の見 積額(15 年以内) (千円) (注6)	再調達価格 (千円) (注7)	P M L (注8)	
			直接還元法		D C F 法								
価格	利回り (注3)	価格	割引率	利回り (注3)									
Of-45	兜町ユニ・スクエア	3,990	3,990	4,120	3.7%	3,930	3.5%	3.9%	3,950		152,700	1,032,000	5.9%
Of-46	H F 仙台一番町ビル ディング	2,670	2,670	2,750	4.2%	2,630	4.0%	4.4%	2,610		181,270	1,317,000	1.6%
Of-47	大崎C Nビル	5,430	5,430	5,670	3.7%	5,330	3.8%	3.9%	5,550		174,555	1,110,000 (注10)	4.5%
Of-48	ファーレイーストビ ル	1,210	1,210	1,250	4.2%	1,190	4.0%	4.4%	1,110		71,740	575,000 (注10)	3.6%
Re-03	H F 市川レジデンス	585	585	551	4.4%	600	4.2%	4.7%	197		32,800	153,000	6.2%
Re-05	H F 目黒レジデンス	780	780	797	3.5%	773	3.5%	3.7%	407		35,500	171,000	6.2%
Re-09	H F 葛西レジデンス	961	961	961	4.1%	961	3.9%	4.3%	380		27,320	224,000	8.8%
Re-11	H F 若林公園レジデ ンス	4,995	4,995	5,073	3.6%	4,962	3.6%	3.8%	3,365		99,450	1,441,900	6.7%
Re-12	H F 碑文谷レジデ ンス	1,931	1,931	1,963	3.5%	1,917	3.5%	3.7%	1,147		46,180	446,000	6.4%
Re-14	H F 南麻布レジデ ンス	1,584	1,584	1,616	3.4%	1,570	3.4%	3.6%	1,030		59,240	305,000	3.6%
Re-16	H F 学芸大学レジデ ンス	1,080	1,080	1,110	3.8%	1,080	3.7%	3.9%	766		36,890	307,000	9.8%
Re-17	H F 東神田レジデ ンス	1,520	1,520	1,560	3.8%	1,520	3.7%	3.9%	1,070		57,300	362,000	5.7%
Re-18	H F 東日本橋レジデ ンス	1,780	1,780	1,830	3.8%	1,780	3.7%	3.9%	1,350		59,730	489,000	10.0%
Re-19	H F 練馬レジデンス	908	908	932	4.1%	908	4.0%	4.2%	654		45,570	284,000	5.5%
Re-20	H F 白金高輪レジデ ンス	5,520	5,520	5,690	3.6%	5,520	3.5%	3.7%	4,840		121,920	1,388,000	3.9%
Re-21	H F 明大前レジデ ンス	1,080	1,080	1,120	3.8%	1,080	3.7%	3.9%	786		51,250	324,000	6.0%
Re-22	H F 日本橋レジデ ンス	1,260	1,260	1,290	3.8%	1,250	3.6%	4.0%	597		51,940	366,000	3.3%
Re-23	H F 上石神井レジデ ンス	1,080	1,080	1,090	4.3%	1,080	4.1%	4.5%	570		58,350	427,000	6.2%
Re-24	H F 錦糸町レジデ ンス	1,290	1,290	1,330	3.8%	1,290	3.7%	3.9%	983		52,700	367,400	10.1%
Re-25	H F 銀座レジデンス E A S T	5,670	5,670	5,830	3.7%	5,670	3.6%	3.8%	4,790		154,360	1,477,000	5.7%
Re-26	H F 新横浜レジデ ンス	2,930	2,930	2,970	4.3%	2,880	4.1%	4.5%	1,530		123,100	1,157,000	13.2%
Re-29	H F 白山レジデンス	2,150	2,150	2,180	3.9%	2,140	3.7%	4.1%	2,120		102,730	859,000	4.4%
Re-30	H F 馬込レジデンス	1,490	1,490	1,500	4.1%	1,480	3.9%	4.3%	1,470		69,890	774,000	4.6%
Re-31	H F 学芸大学レジデ ンス	1,390	1,390	1,410	3.7%	1,380	3.5%	3.9%	968		51,100	412,000	14.6%
Re-33	H F 亀戸レジデンス	1,270	1,270	1,310	3.9%	1,270	3.8%	4.0%	1,030		45,500	423,000	7.6%
Re-34	H F 田無レジデンス	792	792	808	4.7%	792	4.6%	4.8%	911		101,880	670,000	8.6%
Re-35	H F 芝公園レジデ ンス	928	928	952	3.9%	917	3.7%	4.1%	661		47,390	355,000	7.8%
Re-36	H F 三田レジデンス	1,330	1,330	1,360	3.9%	1,310	3.7%	4.1%	969		53,160	422,000	2.6%
Re-38	ラ・レジダンス・ ド・白金台	988	988	1,010	3.8%	979	3.6%	4.0%	942		65,710	281,000 (注10)	3.3%

物件 番号	物件名称	不動産鑑定評価書の概要(注1)							建物状況調査報告書の概要 (注5)				
		鑑定評 価額 (百万円) (注2)	収益価格(百万円)				積算 価格 (百万 円)	評価 機関 (注4)	長期修繕 費用の見 積額(15 年以内) (千円) (注6)	再調達価格 (千円) (注7)	P M L (注8)		
			直接還元法		D C F 法								
価格	利回り (注3)	価格	割引率	利回り (注3)									
Re-39	H F 銀座レジデンス E A S T	1,910	1,910	1,940	3.9%	1,900	3.7%	4.1%	1,100		93,480	523,000	6.9%
Re-40	H F 八丁堀レジデ ンス	2,430	2,430	2,480	3.8%	2,410	3.6%	4.0%	1,400		99,910	750,000	6.0%
Re-41	H F 八丁堀レジデ ンス	1,110	1,110	1,120	3.8%	1,100	3.6%	4.0%	649		51,260	421,000	3.2%
Re-42	H F 銀座レジデンス	1,350	1,350	1,370	3.7%	1,340	3.5%	3.9%	748		34,630	296,000	3.0%
Re-43	H F 駒沢公園レジデ ンスT O W E R	7,830	7,830	7,940	3.9%	7,780	3.7%	4.1%	4,760		323,470	2,524,000	2.7%
Re-45	H F 中之島レジデ ンス	518	518	524	4.7%	516	4.5%	4.9%	597		58,730	360,000	8.6%
Re-46	H F 阿波座レジデ ンス	729	729	740	4.6%	724	4.4%	4.8%	520		62,940	463,000	6.0%
Re-47	H F 丸の内レジデ ンス	759	759	765	4.7%	756	4.5%	4.9%	428		67,220	478,000	16.5%
Re-48	H F 平尾レジデンス	2,290	2,290	2,320	4.8%	2,280	4.6%	5.0%	1,930		100,170	1,549,000	3.4%
Re-49	H F 河原町二条レジ デンス	620	620	630	4.6%	616	4.4%	4.8%	428		39,340	296,000	6.5%
Re-53	H F 四条河原町レジ デンス	2,440	2,440	2,460	4.4%	2,430	4.2%	4.6%	1,860		98,210	1,099,000	5.5%
Re-54	ラ・レジダンス・ ド・千駄木	1,030	1,030	1,040	4.1%	1,020	3.9%	4.3%	462		60,590	272,000 (注10)	4.4%
Re-55	H F 千駄木レジデ ンス	1,090	1,090	1,100	4.2%	1,090	4.0%	4.4%	579		52,500	342,000 (注10)	9.2%
Re-56	H F 駒沢公園レジデ ンス	740	740	755	4.1%	734	3.9%	4.3%	670		32,480	244,000	4.3%
Re-57	H F 武蔵小山レジデ ンス	1,190	1,190	1,200	4.1%	1,180	3.9%	4.3%	574		46,090	297,000	6.3%
Re-58	H F 国分寺レジデ ンス	1,080	1,080	1,080	4.4%	1,080	4.2%	4.6%	443		39,580	295,000	6.3%
Re-59	H F 久屋大通レジデ ンス	1,300	1,300	1,320	4.5%	1,290	4.3%	4.7%	948		83,200	737,000	9.3%
Re-60	H F 烏丸鞍馬口レジ デンス	716	716	720	4.7%	714	4.5%	4.9%	501		35,700	292,000	9.9%
Re-61	H F 西新宿レジデ ンスW E S T	2,740	2,740	2,780	4.0%	2,720	3.8%	4.2%	1,560		66,740	685,000	4.6%
Re-62	H F 西新宿レジデ ンスE A S T	1,600	1,600	1,620	4.0%	1,590	3.8%	4.2%	952		45,970	417,000	3.5%
Re-63	H F 東新宿レジデ ンス	1,700	1,700	1,730	4.1%	1,690	3.9%	4.3%	1,210		60,220	475,000	2.6%
Re-64	H F 東心齋橋レジデ ンス	711	711	728	4.4%	703	4.2%	4.6%	634		37,440	270,000	10.3%
Re-65	H F 北四番丁レジデ ンス	1,170	1,170	1,180	4.6%	1,160	4.4%	4.8%	614		78,520	590,000	1.0%
Re-66	H F 愛宕橋レジデ ンス	937	937	941	4.8%	932	4.6%	5.0%	477		79,970	577,000	1.0%
Re-68	H F 浅草橋レジデ ンス	1,030	1,030	1,040	4.1%	1,030	3.9%	4.3%	427		42,040	334,000	6.3%
Re-69	H F 一番町レジデ ンス	1,170	1,170	1,160	4.6%	1,170	4.4%	4.8%	1,150		73,970	570,000	1.1%
Re-70	H F 東中野レジデ ンス	1,140	1,140	1,150	4.1%	1,130	3.9%	4.3%	738		44,730	351,000	3.0%
Re-72	H F 早稲田レジデ ンス	2,800	2,800	2,860	3.8%	2,780	3.6%	4.0%	1,660		102,300	783,000	4.0%

物件番号	物件名称	不動産鑑定評価書の概要(注1)							建物状況調査報告書の概要(注5)				
		鑑定評価額 (百万円) (注2)	収益価格(百万円)				積算 価格 (百万 円)	評価 機関 (注4)	長期修繕 費用の見 積額(15 年以内) (千円) (注6)	再調達価格 (千円) (注7)	P M L (注8)		
			直接還元法		D C F 法								
価格	利回り (注3)	価格	割引率	利回り (注3)									
Re-73	H F 早稲田レジデンス	1,140	1,140	1,170	3.8%	1,130	3.6%	4.0%	650		51,780	311,000	3.6%
Re-74	H F 若松河田レジデンス	1,740	1,740	1,770	3.7%	1,720	3.5%	3.9%	1,180		30,990	421,000	5.0%
Re-75	H F 仙台レジデンス E A S T	2,020	2,020	2,040	4.9%	2,010	4.7%	5.1%	1,450		125,430	995,000	1.8%
Re-76	H F 西公園レジデンス	1,450	1,450	1,470	4.5%	1,430	4.3%	4.7%	924		100,210	586,000	2.7%
Re-77	H F 晩翠通レジデンス	912	912	924	4.5%	899	4.3%	4.7%	614		68,330	368,000	1.7%
Re-78	H F 関内レジデンス	2,280	2,280	2,320	4.0%	2,240	3.8%	4.2%	1,060		117,880	772,000	2.5%
Re-79	H F 名駅北レジデンス	2,310	2,310	2,340	4.1%	2,270	3.9%	4.3%	1,740		80,600	835,000	(西棟) 12.8% (東棟) 12.9%
Re-80	H F 東札幌レジデンス	1,740	1,740	1,760	4.7%	1,720	4.5%	4.9%	1,130		89,850	1,040,000	0.1%
Re-81	H F 博多東レジデンス	963	963	980	4.4%	946	4.2%	4.6%	781		52,570	580,000	8.0%
Re-82	H F 仙台五橋レジデンス	913	913	925	4.4%	900	4.2%	4.6%	815		40,540	451,000	2.0%
Re-83	H F 田端レジデンス	1,460	1,460	1,490	4.2%	1,440	4.0%	4.4%	1,170		11,800	489,000	3.5%
Re-84	H F 両国レジデンス	1,720	1,720	1,770	4.3%	1,700	4.1%	4.5%	1,440		6,890	554,000	10.2%
Re-85	H F 八王子レジデンス	1,260	1,260	1,290	4.3%	1,250	4.1%	4.5%	979		45,040	346,000	7.1%
Re-86	H F 三田レジデンス	1,430	1,430	1,440	3.5%	1,420	3.2%	3.6%	1,240		47,880	289,000	5.8%
Re-87	H F 門前仲町レジデンス	1,180	1,180	1,200	3.6%	1,150	3.4%	3.8%	774		39,080	315,000	7.0%
Re-88	H F 南砂町レジデンス	1,050	1,050	1,050	4.0%	1,040	3.7%	4.1%	689		41,670	311,000	6.1%
Re-89	H F 仙台長町レジデンス	1,120	1,120	1,140	4.7%	1,100	4.5%	4.9%	596		58,060	592,000	1.7%
Re-90	H F 正光寺赤羽レジデンス	1,340	1,340	1,370	4.3%	1,320	4.1%	4.5%	1,130		6,450	418,000	6.1%
Re-91	H F 仙台北町レジデンス	1,150	1,150	1,160	4.5%	1,130	4.3%	4.7%	909		2,820	339,000	1.2%
Re-92	H F 大濠レジデンス B A Y S I D E	1,300	1,300	1,330	4.3%	1,290	4.1%	4.5%	1,140		53,240	547,000	4.5%
Re-93	H F 博多東レジデンス	1,440	1,440	1,460	4.2%	1,430	4.0%	4.4%	1,700		92,220	660,000	2.9%
Re-94	H F 福岡レジデンス E A S T	1,510	1,510	1,530	4.3%	1,500	4.1%	4.5%	1,140		105,300	763,000	2.1%
Re-95	H F 正光寺赤羽レジデンス	1,880	1,880	1,920	4.4%	1,860	4.2%	4.6%	1,510		17,740	525,000	6.3%
Re-96	H F 八広レジデンス	1,390	1,390	1,420	4.4%	1,370	4.2%	4.6%	1,200		7,500	415,000	11.8%
Re-97	H F 世田谷上町レジデンス	821	821	846	3.7%	810	3.5%	3.9%	878		3,650	183,000	6.1%
Re-98	H F 草加レジデンス	1,410	1,410	1,440	4.3%	1,380	4.1%	4.5%	834		71,560	634,000	3.1%
										ポートフォリオ P M L (注8)		3.5%	

(注1) 「不動産鑑定評価書の概要」は、株式会社谷澤総合鑑定所による鑑定評価書、株式会社中央不動産鑑定所による不動産鑑定評価書、インリックス株式会社による不動産鑑定評価書、大和不動産鑑定株式会社による不動産鑑定評価書、J L L 森井鑑定株式会社による不動産鑑定評価書、一般財団法人日本不動産研究所による不動産鑑定評価書に基づき記載しています。なお、当該各社と本投資法人との間には、資本関係、人的関係等はありません。

(注2) 「鑑定評価額」は、投信法に基づく不動産鑑定評価上の留意事項、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号、その後の改正を含みます。)及び不動産鑑定評価基準に従って鑑定評価を行った不動産鑑定士の、2021年11月30日時点における評価対象不動産の価格に関する意見であり、本投資法人が、当該意見の妥当性、正確性及び当該鑑定評価額での現在及び将来における取引の可能性を保証す

るものではありません。同一の不動産について再度鑑定評価を行った場合でも、鑑定評価を行う不動産鑑定士、鑑定評価の方法又は時期によって鑑定評価額が異なる可能性があります。

- (注3) 直接還元法における「利回り」の欄には還元利回りを、DCF法における「利回り」の欄には最終還元利回りを、それぞれ記載しています。
- (注4) 「評価機関」の欄において、「」は株式会社谷澤総合鑑定所、「」は株式会社中央不動産鑑定所、「」はインリックス株式会社、「」は大和不動産鑑定株式会社、「」はJLL森井鑑定株式会社、「」は一般財団法人日本不動産研究所を表しています。
- (注5) 「建物状況調査報告書の概要」は、以下の物件の再調達価格について、それぞれ東京海上ディーアール株式会社又は株式会社プロパティ・リスク・ソリューションによる報告書に基づき記載していますが、それ以外は、株式会社東京建築検査機構による報告書に基づき記載しています。
- ・ Re-11 H F 若林公園レジデンス：再調達価格：東京海上ディーアール株式会社
  - ・ Re-24 H F 錦糸町レジデンス：再調達価格：株式会社プロパティ・リスク・ソリューション
- なお、上記3社と本投資法人の間には、資本関係、人的関係等はありません。また、報告内容は上記調査業者の意見であり、本投資法人が、当該意見の妥当性及び正確性を保証するものではありません。
- (注6) 「長期修繕費用の見積額」の欄には、上記(注5)の建物状況調査報告書に基づく長期修繕費用に関する予測値(調査時点から15年以内に発生すると予測される長期修繕費用の合計金額)を記載しています。
- なお、Of-09 グレイスビル泉岳寺前、Of-20 船橋 F a c e ビル、Of-38 アクロス新川ビル、Of-39 千住ミルディス 番館、Of-40 アーク森ビル、Of-41 日本橋堀留町ファースト、Of-42 サザンスカイトワー八王子、Of-48 ファーレイーストビル、Re-38 ラ・レジダンス・ド・白金台、Re-54 ラ・レジダンス・ド・千駄木及びRe-55 H F 千駄木レジデンスの建物の所有形態は区分所有建物であり、信託受託者又は本投資法人はその一部を保有していますが、Of-09 グレイスビル泉岳寺前、Of-20 船橋 F a c e ビル及びOf-38 アクロス新川ビルの長期修繕費については専有面積割合に応じた値、Of-39 千住ミルディス 番館の長期修繕費については共用部分の用途別の持分割合に応じた値、Of-40 アーク森ビルについては建物状況調査報告書記載の取得対象部分(30階及び31階)に係る長期修繕費用に関する予測値に、信託受益権の準共有持分割合を乗じて算出した値、Of-41 日本橋堀留町ファーストの長期修繕費については共用部分及び専有部分の持分割合に応じた値、Of-42 サザンスカイトワー八王子の長期修繕費については共用部分の持分割合に応じた値、Of-48 ファーレイーストビルについては建物状況調査報告書記載の取得対象部分(区画番号B101、101及び1001)に係る長期修繕費用に関する予測値、Re-38 ラ・レジダンス・ド・白金台、Re-54 ラ・レジダンス・ド・千駄木及びRe-55 H F 千駄木レジデンスの長期修繕費については1棟全体の値を記載しています。Of-47 大崎 C N ビルの建物の所有形態は共有建物であり、信託受託者はその共有持分を保有していますが、長期修繕費については信託受託者の保有する共有持分割合を乗じた値を記載しています。
- (注7) 「再調達価格」の欄には、調査時点において、各物件を同設計・同仕様により新規に建設した場合の建設工事費の試算結果(建設市場における標準的な建設単価を基に、設計・施工品質・使用資材の種別及び品質等を勘案して概算した結果(消費税は含まれません。))を記載しています。なお、造り家具は含まれていますが、移動家具・什器・備品等は含まれていません。
- (注8) P M L (予想最大損失(Probable Maximum Loss))は、建物の一般的耐用年数50年間に、10%以上の確率で起こり得る最大規模の地震により生じる損失の再調達価格に対する割合をいいます。なお、各物件に同時に生じる損失を総和してポートフォリオ P M L を算出しています。ポートフォリオ P M L の算出日は2021年11月12日です。
- (注9) Of-09 グレイスビル泉岳寺前の建物の所有形態は区分所有建物ですが、「再調達価格」の欄には建物状況調査報告書記載の本投資法人が保有する部分に係る値を記載しています。
- (注10) Of-20 船橋 F a c e ビル、Of-38 アクロス新川ビル、Of-39 千住ミルディス 番館、Of-40 アーク森ビル、Of-41 日本橋堀留町ファースト、Of-42 サザンスカイトワー八王子、Of-48 ファーレイーストビル、Re-38 ラ・レジダンス・ド・白金台、Re-54 ラ・レジダンス・ド・千駄木及びRe-55 H F 千駄木レジデンスの建物の所有形態は区分所有建物であり、「再調達価格」の欄には建物状況調査報告書記載の1棟の建物の再調達価格に専有面積割合(Of-20 船橋 F a c e ビル：9.14%、Of-38 アクロス新川ビル：34.51%、Of-39 千住ミルディス 番館：10.98%、Of-40 アーク森ビル：1.47%)、管理規約に基づく建物持分割合(Of-41 日本橋堀留町ファースト：36.54%)、管理規約の全体共用部分に基づく持分割合(Of-42 サザンスカイトワー八王子：5.827275%)を乗じ、百万円未満を四捨五入した値を記載しています。Of-47 大崎 C N ビルの建物の所有形態は共有建物であり、「再調達価格」の欄には建物状況調査報告書記載の1棟の建物の再調達価格に共有持分割合(78.16%)を乗じ、百万円未満を四捨五入した値を記載しています。
- (注11) Of-40 アーク森ビルについては、区分所有権に係る収益価格、直接還元法による価格、DCF法による価格及び積算価格に準共有持分割合(30%)を乗じた値を記載しています。

## (へ) 各物件の概要

以下の各表には、本投資法人が2021年11月30日現在保有している資産の各物件に関する建物状況調査報告書等の記載に基づき、当該各物件の概要を記載しています。なお、各表中の記載内容は、以下の基準に基づいて記載しています。

## 「物件概要」に関する記載

土地・建物の「所有形態」は、

( ) 信託受益権については、信託受託者が保有する権利の種類を、

( ) 不動産については、本投資法人が保有する権利の種類を、記載しています。

「用途地域」は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を記載しています。

「建蔽率」は、建築基準法第53条に定める建築物の建築面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる数値を記載しています。

「容積率」は、建築基準法第52条に定める建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる数値を記載しています。

「用途」は、登記簿上記載されている用途のうち、主要なものを記載しています。

「構造・階層」の記載に当たっては、以下の略号を使用しています。

S R C : 鉄骨鉄筋コンクリート造

R C : 鉄筋コンクリート造

S : 鉄骨造

B : 地下

F : 階

たとえば、「7 F 1 B」は、地下1階付地上7階建を表しています。

## 「関係者」に関する記載

「PM会社」は、2021年11月30日現在のPM会社を記載しています。

「マスターリース会社」は、2021年11月30日現在のマスターリース会社を記載しています。

なお、下表の通り2021年10月1日付で、PM会社及びマスターリース会社を変更しました。

物件番号	物件名称	旧PM会社及び 旧マスターリース会社	新PM会社及び 新マスターリース会社
0f-05	水天宮平和ビル	平和不動産株式会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
0f-06	H F 門前仲町ビルディング		
0f-07	H F 浜松町ビルディング		
0f-09	グレイスビル泉岳寺前		
0f-11	H F 日本橋大伝馬町ビルディング		
0f-18	エムズ原宿		
0f-27	神戸旧居留地平和ビル		
0f-29	栄ミナミ平和ビル		
0f-30	H F 桜通ビルディング		
0f-31	H F 日本橋浜町ビルディング		
0f-32	H F 仙台本町ビルディング		
0f-33	H F 上野ビルディング		
0f-34	麹町H F ビル		
0f-35	H F 九段南ビルディング		
0f-36	H F 神田小川町ビルディング		
0f-38	アクロス新川ビル		
0f-39	千住ミルディス 番館		
0f-43	浜町平和ビル		
0f-45	兜町ユニ・スクエア		

物件番号	物件名称	旧PM会社	新PM会社
0f-08	H F 溜池ビルディング	平和不動産株式会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
0f-17	八丁堀M F ビル		
0f-21	アデッソ西麻布		

## 「前所有者」に関する記載

情報の開示に関して承諾を得た物件について、前所有者を記載しています。

## 「特記事項」に関する記載

「特記事項」の欄には、各物件の権利関係・利用等及び評価額・収益性・処分性への影響等を考慮して重要と考えられる事項を記載しています。

なお、本投資法人が保有する物件の一部において、建物の一部にアスベストを含有し又はその可能性のある建材が使用されていますが、建物解体時には適切な処理を要するものの、飛散性がないため通常の使用には問題がない旨の記載がある建物状況調査報告書を取得する等の方法により、通常の使用に問題がないことを確認しています。

「その他」に関する記載

各物件の概要の各項目の記載に当たり、注記が必要な事項について、その説明を記載しています。また、オフィスについては、不動産鑑定評価書及び建物竣工図等の記載内容に基づき、建物設備の概要についても記載しています。なお、当該建物設備の概要における「天井高」については、基準階におけるOAフロア敷設前の階高（竣工時からOAフロアが敷設されている場合はOAフロア敷設後の階高）を、「エレベーター」については非常用及び荷物用を除いた基数を記載しています。

「損益の状況」に関する記載

「損益の状況」における金額は、第40期の運用結果に基づいて記載しています。また、千円未満を切り捨てて記載しています。

記載の収支金額は、原則として発生主義に基づき記載しています。

「貸室賃料・共益費」には、賃料収入及び共益費が含まれます。但し、例外的に駐車場使用料が賃料収入として計上されている場合があります。

「その他賃貸事業収入」には、駐車場使用料、倉庫・看板使用料、自動販売機・アンテナ設置料及び礼金等が含まれます。

「管理委託費」には、PM会社からの請求に基づく管理委託費（賃貸管理費及び建物管理費等が含まれます。）を記載しています。

「公租公課」には、固定資産税、都市計画税等が含まれています。賦課決定された税額のうち各運用期間に対応する額を費用計上していますが、不動産等の取得に伴い精算金として支払った初年度の固定資産税相当額は、費用計上せず不動産等の取得価額に算入しています。

「修繕費」は、定期に発生する金額ではないため、本投資法人が今後、各物件を長期に保有する場合は、大きく変動する可能性があります。

「保険料」は、保険料を、運用期間に対応する金額を計上しています。

「その他賃貸事業費用」には、道路占用料及び通信費等が含まれます。

「NOI」は、賃貸事業収入から賃貸事業費用を控除した金額です。また、減価償却費は、賃貸事業費用には含まれていません。

## 物件番号：Of-05 物件名称：水天宮平和ビル

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,550,000,000円
投資区分	オフィス、都心オフィスビル		取得日	2005年3月10日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目16番8号	PM会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
	地番	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目16番11他5筆	マスターリース会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	316.73㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2017年7月14日
	建蔽率(注1)	80%	再調達価格	520,000,000円(注2)
	容積率	700%	PML	10.0%(注3)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	124,770,000円
	用途	事務所	前所有者	平和不動産株式会社
	構造・階層	SRC 9F		
	延床面積	2,177.81㎡		
	建築時期	1991年8月30日		
特記事項				
1. 信託不動産の南西側隣地地権者との間で、信託建物と隣地境界との間に生活通路として幅60cmの通路を確保する旨の合意が成立しています。				
2. テナント1社(賃貸面積:217.55㎡)から2022年1月31日付で、2022年7月31日付で退去する旨の解約通知を受領しています。				
その他				
(注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				
(注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2004年11月16日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				
(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。				
(注4) 建物設備の概要としては、天井高2,700mm(基準階:5階)、エレベーター11人乗2基、各階個別空調、各階OAフロアとなっています。				

## 物件番号：Of-06 物件名称：HF門前仲町ビルディング

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	2,500,000,000円
投資区分	オフィス、都心オフィスビル		取得日	2005年3月29日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都江東区富岡二丁目1番9号	PM会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
	地番	東京都江東区富岡二丁目1番3他1筆	マスターリース会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	748.36㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2017年7月14日
	建蔽率(注1)	80%	再調達価格	1,000,000,000円(注2)
	容積率	600%	PML	5.7%(注3)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	206,730,000円
	用途	事務所	前所有者	有限会社足立興産
	構造・階層	SRC 8F		
	延床面積	4,558.01㎡		
	建築時期	1990年12月25日		
特記事項				
1. テナント1社(賃貸面積:977.90㎡)から2021年12月28日付で、2022年6月30日付で退去する旨の解約通知を受領しています。				
2. テナント1社(賃貸面積:331.78㎡)から2022年2月21日付で、2022年8月31日付で退去する旨の解約通知を受領しています。				
その他				
(注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				
(注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2005年3月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				
(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。				
(注4) 建物設備の概要としては、天井高2,755mm(基準階:4階)、エレベーター9人乗2基、各階個別空調、各階OAフロアとなっています。				

## 物件番号：Of-07 物件名称：H F 浜松町ビルディング

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,530,000,000円
投資区分	オフィス、都心オフィスビル		取得日	2005年6月1日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都港区芝大門二丁目12番9号	PM会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
	地番	東京都港区芝大門二丁目402番9他1筆	マスターリース会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	294.50㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2017年7月14日
	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	466,000,000円(注2)
	容積率	700%	PML	8.0%(注3)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	126,890,000円
	用途	事務所・駐車場	前所有者	G E リアル・エステート株式会社
	構造・階層	S 10F		
	延床面積	2,184.76㎡		
	建築時期	1991年12月16日		
特記事項				
<p>1. 信託不動産から北側隣地へ門扉が越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。</p> <p>2. 南側隣地から信託不動産へ門扉(2箇所)が越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。</p> <p>3. テナント1社(賃貸面積:203.94㎡)から2022年1月31日付で、2022年7月31日付で退去する旨の解約通知を受領しています。</p>				
その他				
<p>(注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。</p> <p>(注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2005年4月26日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。</p> <p>(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。</p> <p>(注4) 建物設備の概要としては、天井高2,500mm(基準階:5階)、エレベーター9人乗2基、各階個別空調となっています。</p>				

## 物件番号：Of-08 物件名称：H F 溜池ビルディング

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	2,700,000,000円
投資区分	オフィス、都心オフィスビル		取得日	2005年7月15日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都港区赤坂二丁目12番10号	PM会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
	地番	東京都港区赤坂二丁目1218番他3筆	マスターリース会社	-
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	533.32㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2018年2月13日
	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	732,000,000円(注2)
	容積率	600%	PML	7.3%(注3)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	153,750,000円
	用途	事務所・駐車場	前所有者	有限会社ブルークリーク
	構造・階層	S R C 7 F 1 B		
	延床面積	3,089.73㎡		
	建築時期	1992年2月28日		
特記事項				
<p>1. 西側隣地から信託不動産へ石積、コンクリート擁壁及びコンクリート擁壁を覆う岩の一部が越境しています。本件については、越境に関する確認書が締結されています。</p> <p>2. 信託不動産側で所有する鉄製防犯扉が東側隣地境界上に跨って設置されています。本件については、設置に関する確認書が締結されています。</p> <p>3. 信託建物屋上に北側隣地地権者所有のアマチュア無線用アンテナが設置されています。本件については、設置に関する確認書が締結されています。</p> <p>4. テナント1社(賃貸面積:554.38㎡)から2021年12月21日付で、2022年6月21日付で退去する旨の解約通知を受領しています。</p>				
その他				
<p>(注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。</p> <p>(注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2005年7月7日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。</p> <p>(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。</p> <p>(注4) 建物設備の概要としては、天井高2,550mm(基準階:4階)、エレベーター10人乗2基、各階個別空調、O Aフロア(一部)となっています。</p>				

物件番号: Of-09 物件名称: グレイスビル泉岳寺前

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,220,000,000円	
投資区分	オフィス、都心オフィスビル		取得日	2005年8月1日	
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
所在地	住居表示	東京都港区高輪二丁目15番8号	PM会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社	
	地番	東京都港区高輪二丁目29番他6筆	マスターリース会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社	
土地	所有形態	地上権(敷地権)及び所有権(敷地権)(注1)		建物状況調査報告書の概要	
	地積	538.50㎡(注1)		調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	近隣商業地域	調査時点	2018年9月5日
	建蔽率(注2)	80%	80%	再調達価格	594,000,000円(注6)
	容積率(注3)	600%	400%	PML	7.5%(注7)
建物	所有形態	区分所有権(注4)		長期修繕費(15年以内)	129,090,000円(注8)
	用途	店舗・事務所・車庫・社殿・社務所		前所有者	株式会社ケン・コーポレーション
	構造・階層	S・RC・SRC 10F1B			
	延床面積	2,401.74㎡(注5)			
	建築時期	1994年6月15日			
特記事項					
<p>1. 信託建物は区分所有建物であり、管理規約が存在します。</p> <p>2. 信託受託者と地上権者との間で地代等に関する覚書が締結されています。</p>					
その他					
<p>(注1) 信託土地の所有形態は一部が地上権(敷地権)、一部が所有権(敷地権)です。地上権(敷地権)部分及び所有権(敷地権)部分の地積はそれぞれ501.05㎡及び37.45㎡であり、地積の欄にはその合計を記載しています。地上権(敷地権)部分については、1993年2月10日付で地上権設定登記(地上権者: グレイス恒産株式会社、目的: 建物所有、存続期間: 65年、地代: 有償)がなされています。</p> <p>(注2) 信託不動産は、商業地域又は近隣商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。</p> <p>(注3) 両地域の容積率の加重平均は、527.1%となります。</p> <p>(注4) 信託建物は区分所有建物であり、信託受託者が1棟の建物のうち83.54%(専有面積割合)を保有しています。なお、登記簿上の区分所有者の総数は信託受託者を含め2名です。</p> <p>(注5) 延床面積については、1棟の建物の延床面積に上記専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。</p> <p>(注6) 株式会社東京建築検査機構作成の2005年7月27日付建物状況調査報告書記載の信託受託者が保有する部分に係る値を記載しています。</p> <p>(注7) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。</p> <p>(注8) 負担割合を91%として算出した値を記載しています。</p> <p>(注9) 建物設備の概要としては、天井高2,500mm(基準階: 5階)、エレベーター9人乗2基、各階個別空調、OAFフロア(一部)となっています。</p>					

## 物件番号：0f-11 物件名称：H F 日本橋大伝馬町ビルディング

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	2,150,000,000円
投資区分	オフィス、都心オフィスビル		取得日	2006年3月31日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都中央区日本橋大伝馬町2番7号	PM会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
	地番	東京都中央区日本橋大伝馬町1番9	マスターリース会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	520.69㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2018年2月14日
	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	807,000,000円(注2)
	容積率	600%	PML	16.5%(注3)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	193,980,000円
	用途	事務所・駐車場	前所有者	有限会社プレジャー・ハント
	構造・階層	S 9F1B		
	延床面積	3,455.35㎡		
	建築時期	1988年3月10日		
特記事項				
<p>1. 信託不動産から北東側隣地へ柵が越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。</p> <p>2. 信託不動産から東側隣地へたきの一部が越境しています。本件については、越境に関する確認書が締結されています。</p> <p>3. 南東側隣地から信託不動産へ柵が越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。</p> <p>4. テナント1社(賃貸面積:280.22㎡)が2021年11月30日付で退去済みですが、当該退去部分について新テナントとの間で賃借を開始しています(賃貸開始日:2022年2月10日)。</p>				
その他				
<p>(注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。</p> <p>(注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2006年2月28日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。</p> <p>(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。</p> <p>(注4) 建物設備の概要としては、天井高2,580mm(基準階:4階)、エレベーター9人乗2基、各階個別空調、OAフロア(一部)となっています。</p>				

## 物件番号：0f-12 物件名称：H F 八丁堀ビルディング

特定資産の種類	不動産		取得価格	3,092,000,000円(注1)
投資区分	オフィス、都心オフィスビル		取得日	2007年5月31日、2011年8月25日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	-
所在地	住居表示	東京都中央区八丁堀三丁目12番8号	PM会社	東洋不動産プロパティマネジメント株式会社
	地番	東京都中央区八丁堀三丁目103番2他1筆	マスターリース会社	東洋不動産プロパティマネジメント株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	543.31㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2018年9月4日
	建蔽率 (注2)	80%	再調達価格	861,000,000円(注4)
	容積率	600%	PML	12.5%(注5)
建物	所有形態	区分所有権(注3)	長期修繕費(15年以内)	167,710,000円
	用途	事務所・車庫・居宅	前所有者	自由が丘ホールディング特定目的会社、個人2名
	構造・階層	SRC 8F1B		
	延床面積	3,425.91㎡		
	建築時期	1991年10月25日		
特記事項				
テナント1社(賃貸面積:148.73㎡)から2022年1月15日付で、2022年7月16日付で退去する旨の解約通知を受領しています。				
その他				
<p>(注1) 取得価格は、2007年5月31日付取得及び2011年8月25日付追加取得の合計額を記載しています。</p> <p>(注2) 不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。</p> <p>(注3) 本件建物は区分所有建物ですが、本投資法人がその区分所有部分の100%を保有しています。</p> <p>(注4) 株式会社東京建築検査機構作成の2007年5月10日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。</p> <p>(注5) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。</p> <p>(注6) 建物設備の概要としては、天井高2,640mm(基準階:4階)、エレベーター11人乗2基、各階個別空調、OAフロアとなっています。</p>				

物件番号：Of-17 物件名称：八丁堀MFビル

特定資産の種類	不動産		取得価格	1,110,000,000円
投資区分	オフィス、都心オフィスビル		取得日	2007年7月13日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	-
所在地	住居表示	東京都中央区入船一丁目2番9号	PM会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
	地番	東京都中央区入船一丁目5番1他1筆	マスターリース会社	-
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	205.83m <sup>2</sup>	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2018年2月14日
	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	316,000,000円(注2)
	容積率	700%	PML	14.7%(注3)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	96,460,000円
	用途	事務所	前所有者	ネプチューン・ワン特定目的会社
	構造・階層	SRC 9F		
	延床面積	1,432.44m <sup>2</sup>		
	建築時期	1988年1月6日		
特記事項				
本件土地から東側隣地へ門扉の一部が越境しています。また、東側隣地から本件土地へフェンスの一部が越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。				
その他				
(注1) 不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。 (注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2007年6月8日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。 (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。 (注4) 建物設備の概要としては、天井高2,450mm(基準階：4階)、エレベーター13人乗1基、各階個別空調、OAフロア(一部)となっています。				

物件番号：Of-18 物件名称：エムズ原宿

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	3,418,000,000円
投資区分	オフィス、都市型商業ビル		取得日	2004年11月12日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号	PM会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
	地番	東京都渋谷区神宮前六丁目27番8	マスターリース会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	264.36m <sup>2</sup>	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2018年2月13日
	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	249,000,000円(注2)
	容積率	500%	PML	9.8%(注3)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	44,270,000円
	用途	店舗・事務所	前所有者	有限会社シーアールスリー
	構造・階層	RC・S 5F1B		
	延床面積	1,290.12m <sup>2</sup>		
	建築時期	1970年1月30日		
特記事項				
信託建物は、2001年10月、建築物の耐震改修の促進に関する法律による認定に基づき大規模改修工事を実施しています。				
その他				
(注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。 (注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年7月26日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。 (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。 (注4) 建物設備の概要としては、天井高3,835mm(基準階：3階)、エレベーター9人乗1基となっています。				

## 物件番号：0f-20 物件名称：船橋F a c eビル

特定資産の種類	不動産		取得価格	3,900,000,000円
投資区分	オフィス、都心オフィスビル		取得日	2007年5月31日
投資エリア	第二投資エリア(千葉県)		信託受託者	-
所在地	住居表示	千葉県船橋市本町一丁目3番1号	PM会社	東洋不動産プロパティマネジメント株式会社
	地番	千葉県船橋市本町一丁目2801番	マスターリース会社	東洋不動産プロパティマネジメント株式会社
土地	所有形態	所有権(敷地権)(注1)	建物状況調査報告書の概要	
	地積	488.13㎡(注1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2017年7月19日
	建蔽率(注2)	80%	再調達価格	897,000,000円(注6)
	容積率(注3)	800%	PML	5.9%(注7)
建物	所有形態	区分所有権(注4)	長期修繕費(15年以内)	100,690,000円(注8)
	用途	店舗・事務所・駐車場	前所有者	竹橋ホールディング特定目的会社
	構造・階層	S・RC・SRC 14F3B		
	延床面積	4,033.72㎡(注5)		
	建築時期	2003年4月1日		
特記事項				
1. 本件建物は区分所有建物であり、管理規約が存在します。				
2. 京成本線連続立体交差事業により、本件建物2階部分と京成船橋駅を結ぶデッキが設置されています。				
その他				
(注1) 本件土地は敷地権登記がなされており、本投資法人が10.45%(敷地権割合)を保有しています。地積の欄には、1棟の建物の存する土地の面積4,671.17㎡に上記敷地権割合を乗じて算出した値を記載しています。				
(注2) 不動産は、高度利用地区の指定を受けており、また、防火地域内の耐火建築物、かつ、角地であるため、建蔽率が90%に緩和されています。				
(注3) 容積率は800%の指定ですが、高度利用地区の指定により、基準容積率が900%まで緩和されています。				
(注4) 本件建物は区分所有建物であり、本投資法人が1棟の建物のうち9.14%(専有面積割合)を保有しています。なお、登記簿上の区分所有者の総数は本投資法人を含め40名です。				
(注5) 延床面積については、1棟の建物の延床面積に上記専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。				
(注6) 株式会社東京建築検査機構作成の2007年5月10日付建物状況調査報告書記載の1棟の建物の再調達価格に上記専有面積割合を乗じ、百万円未満を四捨五入した値を記載しています。				
(注7) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。				
(注8) 負担割合を9.495%として算出した値を記載しています。				
(注9) 建物設備の概要としては、天井高2,700mm(基準階:10階)、エレベーター17人乗6基、各階個別空調、O Aフロア(1~6階を除く階層)となっています。				

## 物件番号：0f-21 物件名称：アデッソ西麻布

特定資産の種類	不動産		取得価格	640,000,000円
投資区分	オフィス、都市型商業ビル		取得日	2007年6月29日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	-
所在地	住居表示	東京都港区西麻布一丁目7番2号	PM会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
	地番	東京都港区西麻布一丁目1番202他1筆	マスターリース会社	-
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	125.91㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2018年2月14日
	建蔽率(注1)	80%	再調達価格	105,000,000円(注3)
	容積率(注2)	600%	PML	11.1%(注4)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	9,580,000円
	用途	店舗	前所有者	ネプチューン・ワン特定目的会社
	構造・階層	RC 3F1B		
	延床面積	371.59㎡		
	建築時期	2003年10月16日		
特記事項				
本件土地と北側境界線上に跨って設置されているブロック塀は、隣地所有者との間で資産区分に関する取決めの覚書が締結されています。				
その他				
(注1) 不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				
(注2) 容積率は600%の指定ですが、前面道路の幅員により、本件建物建築時に許容された容積率は327%となります(現在は低減係数変更により、許容される容積率は436%となります。)				
(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2007年6月8日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				
(注4) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。				
(注5) 建物設備の概要としては、天井高2,700mm(基準階:1階)、エレベーター6人乗1基となっています。				

## 物件番号: Of-23 物件名称: H F 池袋ビルディング

特定資産の種類	不動産		取得価格	1,314,000,000円
投資区分	オフィス、都心オフィスビル		取得日	2008年3月7日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	-
所在地	住居表示	東京都豊島区南池袋二丁目29番12号	PM会社	東洋不動産プロパティマネジメント株式会社
	地番	東京都豊島区南池袋二丁目94番7他2筆	マスターリース会社	-
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	188.31㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2018年2月13日
	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	312,000,000円(注2)
	容積率	800%	PML	5.5%(注3)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	84,640,000円
	用途	事務所・店舗	前所有者	有限会社ウォーターウェイ
	構造・階層	S・RC 9F1B		
	延床面積	1,376.66㎡		
建築時期	1993年12月3日			
特記事項				
<p>1. 本件土地の一部に地上権設定登記(地上権者:東京地下鉄株式会社、目的:地下鉄敷設、存続期間:地下鉄道構築物存続中、地代:無償)がなされています。</p> <p>2. 本件土地から東側隣地及び南側隣地へコンクリート基礎の一部が越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されていません。</p> <p>3. テナント1社(賃貸面積:140.93㎡)が2022年4月28日付で退去予定です。</p>				
その他				
<p>(注1)不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。</p> <p>(注2)株式会社東京建築検査機構作成の2008年1月17日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。</p> <p>(注3)株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。</p> <p>(注4)建物設備の概要としては、天井高2,500mm(基準階:4階)、エレベーター11人乗1基、各階個別空調、OAフロアとなっています。</p>				

## 物件番号: Of-24 物件名称: H F 湯島ビルディング

特定資産の種類	不動産		取得価格	1,624,000,000円
投資区分	オフィス、都心オフィスビル		取得日	2008年3月7日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	-
所在地	住居表示	東京都文京区湯島三丁目37番4号	PM会社	東洋不動産プロパティマネジメント株式会社
	地番	東京都文京区湯島三丁目6番1他5筆	マスターリース会社	-
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	400.86㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2018年9月4日
	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	528,000,000円(注2)
	容積率	600%	PML	10.9%(注3)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	119,380,000円
	用途	事務所	前所有者	有限会社ウォーターウェイ、個人3名
	構造・階層	S 9F		
	延床面積	2,393.53㎡		
建築時期	1989年7月26日			
特記事項				
<p>1. 北西側隣地との境界上に設置された進入防止扉が、相互に越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。</p> <p>2. 本件土地と北側隣地境界上の基礎及びフェンスは北側隣地地権者との間で資産区分に関する取決めがなされていません。</p>				
その他				
<p>(注1)不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。</p> <p>(注2)株式会社東京建築検査機構作成の2008年1月17日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。</p> <p>(注3)株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。</p> <p>(注4)建物設備の概要としては、天井高2,500mm(基準階:4階)、エレベーター11人乗1基、各階個別空調、OAフロア(一部)となっています。</p>				

## 物件番号: Of-25 物件名称: 茅場町平和ビル

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	4,798,000,000円
投資区分	オフィス、都心オフィスビル		取得日	2010年3月29日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	株式会社あおぞら銀行
所在地	住居表示	東京都中央区日本橋茅場町三丁目1番2号	PM会社	平和不動産株式会社
	地番	東京都中央区日本橋茅場町三丁目14番3	マスターリース会社	平和不動産株式会社
土地	所有形態	所有権 建物状況調査報告書の概要		
	地積	811.59㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2018年9月11日
	建蔽率	80%	再調達価格	1,132,000,000円(注2)
	容積率	600%	PML	11.7%(注3)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	134,820,000円
	用途	事務所 診療所	前所有者	平和不動産株式会社
	構造・階層	SRC 9F1B		
	延床面積	5,038.57㎡(注1)		
	建築時期	1992年4月30日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注1) 延床面積には附属建物(ゴミ置場: RC 1F 11.88㎡)が含まれます。				
(注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2009年12月15日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				
(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。				
(注4) 建物設備の概要としては、天井高2,600mm(基準階: 2階)、エレベーター13人乗2基、各階個別空調となっています。				

## 物件番号: Of-27 物件名称: 神戸旧居留地平和ビル

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	2,310,000,000円
投資区分	オフィス、地方オフィスビル		取得日	2012年12月17日
投資エリア	地方投資エリア(兵庫県)		信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
所在地	住居表示	兵庫県神戸市中央区播磨町49番地(注1)	PM会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
	地番	兵庫県神戸市中央区播磨町49番	マスターリース会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
土地	所有形態	所有権 建物状況調査報告書の概要		
	地積	1,008.86㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2019年1月11日
	建蔽率(注2)	80%	再調達価格	2,306,000,000円(注4)
	容積率(注3)	800%	700%	PML 7.5%(注4)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	205,960,000円
	用途	事務所・店舗・駐車場	前所有者	平和不動産株式会社
	構造・階層	S・SRC 9F2B		
	延床面積	7,743.98㎡		
	建築時期	1998年2月6日		
特記事項				
信託不動産から北側隣地へコンクリート塀の化粧モルタル及び御影石部分並びにフェンスが越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。				
その他				
(注1) 住居表示が実施されていないため、登記簿上の建物所在地を記載しています。				
(注2) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				
(注3) 信託土地の北側道路境界線から30mまでの区域が800%、30mを越える区域が700%であり、両地域の容積率の加重平均は、722.27%となります。				
(注4) 株式会社東京建築検査機構作成の2012年10月15日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				
(注5) 建物設備の概要としては、天井高2,700mm(基準階: 3階)、エレベーター13人乗2基及び20人乗1基、各階個別空調、各階O Aフロアとなっています。				

物件番号：Of-29 物件名称：栄ミナミ平和ビル

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,580,000,000円
投資区分	オフィス、地方オフィスビル		取得日	2012年12月17日
投資エリア	地方投資エリア(愛知県)		信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
所在地	住居表示	愛知県名古屋市中区栄三丁目19番8号	PM会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
	地番	愛知県名古屋市中区栄三丁目1907番他2筆	マスターリース会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	707.05㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2019年1月21日
	建蔽率(注1)	80%	再調達価格	1,083,000,000円(注2)
	容積率	600%	PML	10.8%(注2)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	138,070,000円
	用途	事務所・店舗	前所有者	平和不動産株式会社
	構造・階層	S 7F1B		
	延床面積	3,959.12㎡		
	建築時期	2002年7月31日		
特記事項				
信託不動産から南側隣地へ進入防止用扉が越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。				
その他				
(注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。 (注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2012年10月15日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。 (注3) 建物設備の概要としては、天井高2,700mm(基準階：4階)、エレベーター11人乗2基、各階個別空調、各階OAフロアとなっています。				

物件番号：Of-30 物件名称：H F 桜通ビルディング

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	4,900,000,000円
投資区分	オフィス、地方オフィスビル		取得日	2013年12月20日
投資エリア	地方投資エリア(愛知県)		信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
所在地	住居表示	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号	PM会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
	地番	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目2310番2他4筆	マスターリース会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
土地	所有形態	地上権(注1)	建物状況調査報告書の概要	
	地積	1,662.49㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2019年1月21日
	建蔽率(注2)	80%	再調達価格	3,436,000,000円(注3)
	容積率	800%	PML	9.2%(注3)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	293,740,000円
	用途	事務所・店舗・車庫	前所有者	平和不動産株式会社
	構造・階層	S 13F		
	延床面積	13,160.83㎡		
	建築時期	2009年2月10日		
特記事項				
信託不動産に係る地上権設定契約(関連する覚書を含みます。)において、地上権者が当該地上権及び信託建物を譲渡しようとする場合並びに当該地上権及び信託建物を信託財産とする信託受益権の受益権者が信託受益権を譲渡しようとする場合、地上権設定者が優先交渉権を有すること等が規定されています。また、当該地上権の対象となっている土地の所有権を地上権設定者が譲渡しようとする場合、地上権者が優先交渉権を有すること等が規定されています。				
その他				
(注1) 信託土地の所有形態は地上権です。2007年11月30日付で地上権設定登記(地上権者：三井住友信託銀行株式会社、目的：建物所有、存続期間：60年、地代：有償)がなされています。 (注2) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。 (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2013年10月31日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。 (注4) 建物設備の概要としては、天井高2,800mm(基準階：3階)、エレベーター15人乗4基、各階個別空調、OAフロアとなっています。				

## 物件番号：Of-31 物件名称：HF日本橋浜町ビルディング

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,900,000,000円
投資区分	オフィス、都心オフィスビル		取得日	2013年12月20日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号	PM会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
	地番	東京都中央区日本橋浜町一丁目22番1他5筆	マスターリース会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	599.34㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2019年6月18日
	建蔽率	80%	再調達価格	1,013,000,000円(注1)
	容積率	700%	PML	12.7%(注1)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	173,240,000円
	用途	事務所・駐車場	前所有者	平和不動産株式会社
	構造・階層	S・SRC 9F		
	延床面積	4,226.25㎡		
	建築時期	1987年2月15日		
特記事項				
<p>1. 信託土地の一部に地上権設定登記(地上権者：東京都、目的：地下高速電車事業施設所有のため、存続期間：地下高速電車事業施設存続中、地代：無償)がなされています。当該地上権設定契約において、建物その他工作物を築造する場合の一定の制限が定められ、予め東京都と協議することとされています。</p> <p>2. 信託不動産から北側隣地へ鉄扉の一部及び縁石の一部が越境しています。また、同北側隣地から信託不動産へコンクリートたたきの一部等が越境しています。本件については、越境に関する覚書を締結しています。</p> <p>3. 北東側隣地から信託不動産へコンクリート基礎の一部が越境しています。本件については、越境に関する覚書を締結しています。</p> <p>4. 信託不動産から東側隣地へ門扉が越境しています。本件については、確認書を締結しています。</p>				
その他				
<p>(注1) 株式会社東京建築検査機構作成の2013年10月31日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。</p> <p>(注2) 建物設備の概要としては、天井高2,550mm(基準階：3階)、エレベーター13人乗2基、各階個別空調、OAフロアとなっています。</p>				

## 物件番号：Of-32 物件名称：HF仙台本町ビルディング

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	2,700,000,000円
投資区分	オフィス、地方オフィスビル		取得日	2013年12月20日
投資エリア	地方投資エリア(宮城県)		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	宮城県仙台市青葉区本町一丁目11番1号	PM会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
	地番	宮城県仙台市青葉区本町一丁目11番1他2筆	マスターリース会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	1,598.83㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2019年6月14日
	建蔽率(注1)	80%	再調達価格	2,004,000,000円(注2)
	容積率(注1)	500%	PML	2.6%(注2)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	226,300,000円
	用途	事務所・店舗・駐車場	前所有者	平和不動産株式会社
	構造・階層	S 12F		
	延床面積	8,988.49㎡		
	建築時期	2003年9月19日		
特記事項				
テナント1社(賃貸面積：72.49㎡)が2021年12月31日付で退去済みです。				
その他				
<p>(注1) 建蔽率は80%、容積率は500%の指定ですが、総合設計制度により、建蔽率については60%、容積率については581%となっています。</p> <p>(注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2013年10月31日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。</p> <p>(注3) 建物設備の概要としては、天井高2,700mm(基準階：3階)、エレベーター17人乗2基、各階個別空調、OAフロアとなっています。</p>				

物件番号：Of-33 物件名称：H F 上野ビルディング

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	3,400,000,000円
投資区分	オフィス、都心オフィスビル		取得日	2014年12月4日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都台東区上野五丁目6番10号	PM会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
	地番	東京都台東区上野五丁目15番10	マスターリース会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	718.47㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2020年1月23日
	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	1,668,000,000円(注2)
	容積率	800%	PML	2.5%(注2)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	206,950,000円
	用途	事務所・駐車場	前所有者	合同会社Herb
	構造・階層	SRC 10F1B		
	延床面積	6,212.84㎡		
	建築時期	1990年2月7日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。 (注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2014年10月14日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。 (注3) 建物設備の概要としては、天井高2,500mm(基準階：4階)、エレベーター13人乗2基、各階個別空調、OAフロア(一部)となっています。				

物件番号：Of-34 物件名称：麹町H Fビル

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,350,000,000円
投資区分	オフィス、都心オフィスビル		取得日	2014年12月4日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都千代田区麹町三丁目2番4号	PM会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
	地番	東京都千代田区麹町三丁目2番4他2筆	マスターリース会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	409.15㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2020年1月17日
	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	934,000,000円(注2)
	容積率	800%	PML	2.5%(注2)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	188,270,000円
	用途	事務所・駐車場	前所有者	合同会社Herb
	構造・階層	SRC 9F1B		
	延床面積	3,314.53㎡		
	建築時期	1994年3月31日		
特記事項				
1. 西側隣地から信託不動産へアルミ門扉の一部が越境しています。また、信託不動産から西側隣地へ門扉基礎の一部が越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。 2. 信託不動産と東側隣地との境界線上に侵入防止扉が設置されています。本件については、設置に関する覚書が締結されています。 3. テナント1社(賃貸面積：257.80㎡)が2022年3月31日付で退去予定です。				
その他				
(注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。 (注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2014年10月14日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。 (注3) 建物設備の概要としては、天井高2,530mm(基準階：3階)、エレベーター9人乗2基、各階個別空調、OAフロアとなっています。				

## 物件番号：Of-35 物件名称：H F 九段南ビルディング

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	2,720,000,000円
投資区分	オフィス、都心オフィスビル		取得日	2014年12月4日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都千代田区九段南三丁目9番14号	PM会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
	地番	東京都千代田区九段南三丁目7番2	マスターリース会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	530.00㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2020年1月17日
	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	931,000,000円(注2)
	容積率	700%	PML	6.7%(注2)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	156,580,000円
	用途	事務所・車庫	前所有者	平和不動産株式会社
	構造・階層	SRC 8F1B		
	延床面積	3,836.10㎡		
	建築時期	1991年3月31日		
特記事項				
1. 信託不動産と東側隣地との境界線上に侵入防止扉が設置されています。本件については、設置に関する覚書が締結されています。				
2. テナント1社(賃貸面積:694.16㎡)から、2022年1月31日付で、2022年7月31日付で退去する旨の解約通知を受領しています。				
その他				
(注1)信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				
(注2)株式会社東京建築検査機構作成の2014年10月14日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				
(注3)建物設備の概要としては、天井高2,540mm(基準階:4階)、エレベーター11人乗2基、各階個別空調、OAフロアとなっています。				

## 物件番号：Of-36 物件名称：H F 神田小川町ビルディング

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	3,150,000,000円
投資区分	オフィス、都心オフィスビル		取得日	2015年10月29日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都千代田区神田小川町三丁目3番地5(注1)	PM会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
	地番	東京都千代田区神田小川町三丁目3番5他3筆	マスターリース会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	432.54㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2020年7月2日
	建蔽率 (注2)	80%	再調達価格	667,000,000円(注3)
	容積率	700%	PML	4.0%(注3)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	90,830,000円
	用途	事務所・店舗	前所有者	非開示(注4)
	構造・階層	S 9F		
	延床面積	3,016.16㎡		
	建築時期	2008年3月28日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注1)住居表示が実施されていないため、登記簿上の建物所在地を記載しています。				
(注2)信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				
(注3)株式会社東京建築検査機構作成の2015年6月30日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				
(注4)前所有者の同意が得られないため非開示とします。				
(注5)建物設備の概要としては、天井高2,650mm(基準階:3階)、エレベーター11人乗2基、各階個別空調、OAフロアとなっています。				

物件番号：0f-37 物件名称：日総第5ビル

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	3,100,000,000円
投資区分	オフィス、都心オフィスビル		取得日	2015年12月21日
投資エリア	第二投資エリア(神奈川県)		信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
所在地	住居表示	神奈川県横浜市西区北幸二丁目10番39号	P M会社	-
	地番	神奈川県横浜市西区北幸二丁目10番10	マスターリース会社	サン建物株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	1,029.42㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2020年7月3日
	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	1,440,000,000円(注3)
	容積率 (注2)	500%	P M L	14.2%(注3)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	155,410,000円
	用途	事務所	前所有者	個人
	構造・階層	S R C 10 F 1 B		
	延床面積	5,893.08㎡		
	建築時期	1987年7月6日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。 (注2) 容積率は500%の指定ですが、総合設計制度により、容積率は571.67%となっています。 (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2015年11月12日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。 (注4) 建物設備の概要としては、天井高2,440mm(基準階：3階)、エレベーター11人乗2基、各階個別空調、OAフロアとなっています。				

物件番号：Of-38 物件名称：アクロス新川ビル

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	3,750,000,000円(注1)
投資区分	オフィス(注2)、都心オフィスビル		取得日	2017年1月20日、2021年3月19日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都中央区新川一丁目8番8号、一丁目8番15号	PM会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
	地番	東京都中央区新川一丁目6番6他1筆	マスターリース会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
土地	所有形態	所有権(分有)(注3)	建物状況調査報告書の概要	
	地積	561.90㎡(注3)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2021年4月14日
	建蔽率	80%	再調達価格	1,744,000,000円(注7)(注8)
	容積率(注4)	700%	PML	2.3%(注7)
建物	所有形態	区分所有権(注5)	長期修繕費(15年以内)	276,460,000円(注9)
	用途	事務所・共同住宅・店舗	前所有者	平和不動産株式会社
	構造・階層	S・SRC 14F2B		
	延床面積	6,148.98㎡(注6)		
	建築時期	1994年6月27日		
特記事項				
<p>1. 東京都中央区において1997年7月より地区計画が施行されていますが、信託不動産は、当該地区計画施行前に確認申請等がなされているため、当該地区計画の規制対象外となっています。よって、信託不動産は現行の地区計画の高さ制限を満たしておらず、いわゆる既存不適格建物となっています。</p> <p>2. 信託建物は区分所有建物であり、管理規約が存在します。</p> <p>3. テナント1社(賃貸面積：52.78㎡)から2021年12月19日付で、2022年2月28日付で退去する旨の解約通知を受領しています。</p> <p>4. テナント1社(賃貸面積：83.41㎡)から2022年2月17日付で、2022年3月31日付で退去する旨の解約通知を受領しています。</p>				
その他				
<p>(注1) 取得価格は、2017年1月20日付取得及び2021年3月19日付追加取得の合計額を記載しています。</p> <p>(注2) 信託不動産はオフィスと共同住宅で構成されていますが、主用途がオフィスであるため、オフィスとして区分しています。</p> <p>(注3) 信託建物の敷地は各区分所有者等がそれぞれその一部を所有しており(いわゆる分有)、地積の欄には信託受託者の所有している土地の面積を記載しています。なお、区分所有者間において相互に他の区分所有者の所有する土地を使用できる旨を合意しています。</p> <p>(注4) 容積率は700%の指定ですが、総合設計制度により、容積率については800.30%となっています。</p> <p>(注5) 信託建物は区分所有建物であり、信託受託者が1棟の建物のうち34.51%(専有面積割合)を保有しています。なお、登記簿上の区分所有者の総数は信託受託者を含め7名です。</p> <p>(注6) 延床面積については、1棟の建物の延床面積に上記専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。</p> <p>(注7) 株式会社東京建築検査機構作成の2021年3月3日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。</p> <p>(注8) 建物状況調査報告書記載の1棟の建物の再調達価格に上記専有面積割合を乗じ、百万円未満を四捨五入した値を記載しています。</p> <p>(注9) 負担割合を34.51%として算出した値を記載しています。</p> <p>(注10) 建物設備の概要としては、天井高2,700mm(基準階：4階)、エレベーター20人乗4基及び17人乗1基、中央制御空調(一部個別空調)、OAフロア(事務所部分のみ)となっています。</p>				

物件番号: Of-39 物件名称: 千住ミルディス 番館

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,650,000,000円
投資区分	オフィス、都心オフィスビル		取得日	2016年12月15日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都足立区千住三丁目98番	PM会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
	地番	東京都足立区千住三丁目98番他2筆	マスターリース会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
土地	所有形態	所有権(敷地権)(注1)	建物状況調査報告書の概要	
	地積	549.85㎡(注1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	近隣商業地域	調査時点	2021年7月5日
	建蔽率(注2)	80%	再調達価格	772,000,000円(注5)(注6)
	容積率(注2)	400%	PML	0.7%(注5)
建物	所有形態	区分所有権(注3)	長期修繕費(15年以内)	79,360,000円(注7)
	用途	事務所	前所有者	非開示(注8)
	構造・階層	S・SRC 26F3B		
	延床面積	2,905.48㎡(注4)		
	建築時期	2004年2月1日		
特記事項				
<p>1. 信託建物は、JR常磐線ほか北千住駅及び隣接する千住ミルディス 番館とペDESTリアンデッキで連結されています。</p> <p>2. 信託建物は区分所有建物であり、管理規約が存在します。また、千住ミルディス 番館と2棟で構成する千住ミルディス団地管理組合の管理規約が存在します。</p> <p>3. 信託土地の一部に区分地上権設定登記(地上権者:東京地下鉄株式会社、目的:鉄道敷設、存続期間:鉄道施設存続期間中、地代:無償)がなされています。</p>				
その他				
<p>(注1) 本件土地は敷地権登記がなされており、信託受託者が12.05%(敷地権割合)を保有しています。地積の欄には、1棟の建物の存する土地の面積4,560.55㎡に上記敷地権割合を乗じて算出した値を記載しています。</p> <p>(注2) 建蔽率は80%、容積率は400%の指定ですが、高度利用地区の指定により、建蔽率については70%、容積率については500%となっています。</p> <p>(注3) 信託建物は区分所有建物であり、信託受託者が1棟の建物のうち10.98%(専有面積割合)を保有しています。なお、登記簿上の区分所有者の総数は信託受託者を含め139名です。</p> <p>(注4) 延床面積については、1棟の建物の延床面積に上記専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。</p> <p>(注5) 株式会社東京建築検査機構作成の2016年11月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。</p> <p>(注6) 建物状況調査報告書記載の1棟の建物の再調達価格に上記専有面積割合を乗じ、百万円未満を四捨五入した値を記載しています。</p> <p>(注7) 共用部分の用途別の持分割合に応じた値を記載しています。</p> <p>(注8) 前所有者の同意が得られないため非開示とします。</p> <p>(注9) 建物設備の概要としては、天井高2,600mm(基準階:4階)、エレベーター9人乗2基、11人乗2基及び17人乗1基、中央制御空調(一部個別空調)、OAフロア(一部)となっています。</p>				

物件番号: Of-40 物件名称: アーク森ビル

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権 (準共有持分割合30%)		取得価格	3,085,000,000円	
投資区分	オフィス、都心オフィスビル		取得日	2018年3月28日	
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地	住居表示	東京都港区赤坂一丁目12番32号	PM会社	森ビル株式会社	
	地番	東京都港区赤坂一丁目1番地1筆	マスターリース会社	森ビル株式会社	
土地	所有形態	所有権(敷地権)(注1)		建物状況調査報告書の概要	
	地積	346.57㎡(注1)		調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	第二種住居地域	調査時点	2017年12月18日
	建蔽率	80%	60%	再調達価格	634,000,000円(注5)
	容積率 (注2)	700%	400%	PML	1.2%
建物	所有形態	区分所有権(注3)		長期修繕費(15年以内)	113,898,000円(注6)
	用途	事務所		前所有者	非開示(注7)
	構造・階層	RC・SRC・S 37F4B			
	延床面積	2,609.28㎡(注4)			
	建築時期	1986年3月31日			
特記事項					
<p>1. 1棟の建物の一部区画につき、天井部分等においてアスベストを含有している湿式吹付ロックウールが使用されています。信託建物である30階及び31階部分の一部についてはアスベスト対応工事が行われていません。アスベストの封じ込めはできており、未対応区画のテナントが退去した際にアスベスト対応工事を実施したいとの前所有者の意向を確認しています。なお、現状、アスベストの飛散は確認されおらず、また、定期調査により飛散する恐れがないことを確認しています。</p> <p>2. 信託土地北側接面道路、東側接面道路及び南側接面道路(区道1111号線)との境界について、境界確認書面の締結がなされていません。なお、当該敷地の所有者との間において、現在のところ紛争等は発生していません。</p> <p>3. 信託建物は区分所有建物であり、管理規約が存在します。また、信託建物を含む複数の建物により構成されるアークヒルズ管理組合の管理規約が存在します。</p>					
その他					
<p>(注1) 本件土地は敷地権登記がなされており、信託受託者が約0.88%(敷地権割合(約2.92%)に信託受益権の準共有持分割合(30%)を乗じて算出した割合)を保有しています。地積の欄には、1棟の建物の存する土地の面積39,602.42㎡に上記の土地保有割合を乗じた数値に、準共有持分割合を乗じて算出した値を記載しています。</p> <p>(注2) 容積率は700%又は400%の指定ですが、市街地住宅総合設計制度及び一団地建築物設計制度により、容積率については727.60%となっています。</p> <p>(注3) 建物の所有形態は区分所有建物であり、信託受託者が1棟の建物のうち約1.47%(専有面積割合(約4.90%)に信託受益権の準共有持分割合(30%)を乗じて算出した割合)を保有しています。</p> <p>(注4) 延床面積については、1棟の建物の延床面積に上記の建物保有割合を乗じて算出した値を記載しています。</p> <p>(注5) 建物状況調査報告書記載の1棟の建物の再調達価格に上記の建物保有割合を乗じ、百万円未満を四捨五入した値を記載しています。</p> <p>(注6) 建物状況調査報告書記載の取得対象部分(30階及び31階)に係る長期修繕費用に関する予測値に、信託受益権の準共有持分割合(30%)を乗じて算出した値を記載しています。</p> <p>(注7) 前所有者の同意が得られないため非開示とします。</p> <p>(注8) 建物設備の概要としては、天井高2,590mm(基準階:30階)、エレベーター20人乗32基、29人乗2基、13人乗4基、11人乗1基、6人乗1基、荷物用1基、中央制御空調(一部個別空調)、OAフロア(一部)となっています。</p>					

物件番号: Of-41 物件名称: 日本橋堀留町ファースト

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	2,140,000,000円
投資区分	オフィス、都心オフィスビル		取得日	2018年8月31日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都中央区日本橋堀留町一丁目2番10号	PM会社	伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社
	地番	東京都中央区日本橋堀留町一丁目1番5	マスターリース会社	伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社
土地	所有形態	所有権(敷地権)(注1)	建物状況調査報告書の概要	
	地積	436.25㎡(注1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2018年4月23日
	建蔽率(注2)	80%	再調達価格	675,000,000円(注6)
	容積率(注3)	600%	PML	7.3%
建物	所有形態	区分所有権(注4)	長期修繕費(15年以内)	68,160,000円(注7)
	用途	事務所・駐車場	前所有者	平和不動産株式会社
	構造・階層	S・SRC 10F1B		
	延床面積	2,690.16㎡(注5)		
	建築時期	1995年7月27日		
特記事項				
<p>1. 東京都中央区において1997年7月より地区計画が施行されていますが、信託不動産は、当該地区計画施行前に確認申請等がなされているため、当該地区計画の規制対象外となっています。よって、信託不動産は現行の地区計画の高さ制限を満たしておらず、いわゆる既存不適格建物となっています。</p> <p>2. 信託建物は区分所有建物であり、管理規約が存在します。</p> <p>3. 信託不動産から西側隣地へコンクリート塀が越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。</p>				
その他				
<p>(注1) 本件土地は敷地権登記がなされており、信託受託者が36.54%(敷地権割合)を保有しています。地積の欄には、1棟の建物の存する土地の面積1,193.91㎡に上記敷地権割合を乗じて算出した値を記載しています。</p> <p>(注2) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。</p> <p>(注3) 容積率は600%の指定ですが、前面道路の幅員により許容される容積率は588.90%となっています。</p> <p>(注4) 信託建物は区分所有建物であり、信託受託者が管理規約に基づき1棟の建物のうち36.54%(建物持分割合)を保有しています。なお、登記簿上の区分所有者の総数は信託受託者を含め2名です。</p> <p>(注5) 延床面積については、1棟の建物の延床面積に上記建物持分割合を乗じて算出した値を記載しています。</p> <p>(注6) 建物状況調査報告書記載の1棟の建物の再調達価格に上記建物持分割合を乗じ、百万円未満を四捨五入した値を記載しています。</p> <p>(注7) 共有部分及び専有部分の持分割合に応じた値を記載しています。</p> <p>(注8) 建物設備の概要としては、天井高2,600mm(基準階:6階)、エレベーター15人乗2基及び17人乗1基、各階個別空調、OAフロアとなっています。</p>				

## 物件番号: Of-42 物件名称: サザンスカイタワー八王子

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,600,000,000円
投資区分	オフィス、都心オフィスビル		取得日	2018年6月25日
投資エリア	第二投資エリア(東京都)		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都八王子市子安町四丁目7番1号	PM会社	東洋不動産プロパティマネジメント株式会社
	地番	東京都八王子市子安町四丁目77番1	マスターリース会社	東洋不動産プロパティマネジメント株式会社
土地	所有形態	所有権(敷地権)(注1)	建物状況調査報告書の概要	
	地積	496.76㎡(注1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2018年4月19日
	建蔽率	80%	再調達価格	1,342,000,000円(注5)
	容積率(注2)	600%	PML	2.4%
建物	所有形態	区分所有権(注3)	長期修繕費(15年以内)	44,860,000円(注6)
	用途	事務所	前所有者	株式会社榎屋ビジネスサービス
	構造・階層	SRC・RC・S 41F2B		
	延床面積	5,720.23㎡(注4)		
	建築時期	2010年9月22日		
特記事項				
1. 信託建物は、JR中央本線ほか八王子駅及びセレオ八王子南館等とベデストリアンデッキで連結されています。				
2. 信託建物は区分所有建物であり、管理規約が存在します。				
その他				
(注1) 本件土地は敷地権登記がなされており、信託受託者が4.8326%(敷地権割合)を保有しています。地積の欄には、1棟の建物の存する土地の面積10,279.39㎡に上記敷地権割合を乗じて算出した値を記載しています。				
(注2) 容積率は600%の指定ですが、高度利用地区の指定により、基準容積率が750%まで緩和されています。				
(注3) 信託建物は区分所有建物であり、信託受託者が1棟の建物のうち管理規約の全体共用部分に基づく持分割合5.827275%(建物持分割合)を保有しています。なお、登記簿上の区分所有者の総数は信託受託者を含め401名です。				
(注4) 延床面積については、1棟の建物の延床面積に上記建物持分割合を乗じて算出した値を記載しています。				
(注5) 建物状況調査報告書記載の1棟の建物の再調達価格に上記建物保有割合を乗じ、百万円未満を四捨五入した値を記載しています。				
(注6) 共用部分の持分割合に応じた値を記載しています。				
(注7) 建物設備の概要としては、天井高2,800mm(基準階:6階)、エレベーター13人乗6基、23人乗4基、17人乗3基、24人乗2基、20人乗2基、25人乗1基、26人乗1基、15人乗1基、貨物用1基、各階個別空調、OAフロアとなっています。				

## 物件番号: Of-43 物件名称: 浜町平和ビル

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	3,100,000,000円
投資区分	オフィス、都心オフィスビル		取得日	2018年12月14日
投資エリア	第一投資エリア(東京都23区)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都中央区日本橋浜町二丁目17番8号	PM会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
	地番	東京都中央区日本橋浜町二丁目29番7他8筆	マスターリース会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	554.80㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2018年10月19日
	建蔽率(注)	80%	再調達価格	1,041,000,000円
	容積率	700%	PML	5.5%
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	160,930,000円
	用途	事務所・店舗・駐車場	前所有者	平和不動産株式会社
	構造・階層	SRC 10F2B		
	延床面積	4,133.47㎡		
	建築時期	1993年9月30日		
特記事項				
北東側隣地から信託不動産へ建物の一部が、また東側隣地から換気フード、室外機及びその配管がそれぞれ越境しています。本件については、越境に関する確約書及び覚書が締結されています。				
その他				
(注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				
(注2) 建物設備の概要としては、天井高2,500mm(基準階:3階)、エレベーター11人乗2基、9人乗1基、各階個別空調、OAフロアとなっています。				

物件番号：Of-44 物件名称：錦糸町スクエアビル

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	2,840,000,000円
投資区分	オフィス、都心オフィスビル		取得日	2019年9月20日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都墨田区江東橋三丁目10番8号	PM会社	大星ビル管理株式会社
	地番	東京都墨田区江東橋三丁目3番地19他5筆	マスターリース会社	-
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	424.97㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2019年7月1日
	建蔽率(注1)	80%	再調達価格	731,000,000円
	容積率	700%	PML	10.8%
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	118,840,000円
	用途	店舗・事務所・駐車場	前所有者	非開示(注2)
	構造・階層	SRC 8F1B		
	延床面積	2,932.42㎡		
	建築時期	1986年9月30日		
特記事項				
<p>1. 信託不動産から東南側隣地へ街渠が越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。</p> <p>2. 信託不動産から西側隣地へコンクリートタタキの一部が越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。</p> <p>3. テナント1社(賃貸面積：147.02㎡)が2021年12月31日付で退去済みですが、当該退去部分について新テナントとの間で賃貸を開始しています(賃貸開始日：2022年1月1日)。</p> <p>4. テナント1社(賃貸面積：55.10㎡)が2021年12月31日付で退去済みです。</p>				
その他				
<p>(注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。</p> <p>(注2) 前所有者の同意が得られないため非開示とします。</p> <p>(注3) 建物設備の概要としては、天井高2,450mm(基準階：5階)、エレベーター15人乗1基、各階個別空調、OAフロア(一部)となっています。</p>				

物件番号：Of-45 物件名称：兜町ユニ・スクエア

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	3,580,000,000円(注1)
投資区分	オフィス、都心オフィスビル		取得日	2020年5月28日、2021年3月23日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都中央区日本橋兜町21番7号	PM会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
	地番	東京都中央区日本橋兜町226番1他5筆	マスターリース会社	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
土地	所有形態	所有権(分有)(注2)	建物状況調査報告書の概要	
	地積	646.36㎡(注2)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2021年2月12日
	建蔽率(注3)	80%	再調達価格	1,032,000,000円
	容積率	600%	PML	5.9%
建物	所有形態	区分所有権(注4)	長期修繕費(15年以内)	152,700,000円
	用途	事務所	前所有者	非開示(注5)
	構造・階層	SRC 8F1B		
	延床面積	4,229.47㎡		
	建築時期	1993年3月31日		
特記事項				
<p>1. 南東側隣地から信託不動産へ建物付属物が越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。</p> <p>2. 東京都中央区において、1993年7月より地区計画が施行されていますが、信託不動産は当該地区計画施行前に確認申請がなされているため、当該地区計画の対象外となっています。よって、信託不動産は現行の道路境界線からの壁面後退距離が確保されておらず、いわゆる既存不適格建物となっています。</p>				
その他				
<p>(注1) 取得価格は、2020年5月28日付取得及び2021年3月23日付追加取得の合計額を記載しています。</p> <p>(注2) 信託建物の敷地は各区分所有者等がそれぞれその一部を所有しており(いわゆる分有)、地積の欄には信託受託者の所有している土地の面積を記載しています。なお、区分所有者間において相互に他の区分所有者の所有する土地を使用できる旨を合意していますが、信託受託者がその区分所有部分の100%を保有しています。</p> <p>(注3) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。</p> <p>(注4) 本件建物は区分所有建物ですが、信託受託者がその区分所有部分の100%を保有しています。</p> <p>(注5) 前所有者の同意が得られないため非開示とします。</p> <p>(注6) 建物設備の概要としては、天井高2,600mm(基準階：6階)、エレベーター13人乗り2基、各階個別空調、OAフロアとなっています。</p>				

## 物件番号: Of-46 物件名称: H F 仙台一番町ビルディング

特定資産の種類	不動産		取得価格	2,501,000,000円
投資区分	オフィス		取得日	2020年12月17日
投資エリア	地方投資エリア(宮城県)		信託受託者	-
所在地	住居表示	宮城県仙台市青葉区一番町一丁目8番1号	PM会社	東洋不動産プロパティマネジメント株式会社
	地番	宮城県仙台市青葉区一番町一丁目8番1	マスターリース会社	東洋不動産プロパティマネジメント株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	808.01㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2020年9月11日
	建蔽率	80%(注1)	再調達価格	1,317,000,000円
	容積率	600%	PML	1.6%
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	181,270,000円
	用途	事務所・車庫	前所有者	非開示(注3)
	構造・階層	SRC 9F1B		
	延床面積	4,944.22㎡(注2)		
	建築時期	1996年3月25日		
特記事項				
<p>1. 本件土地から南西側隣地へ下水樹が越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されていません。</p> <p>2. 西側隣地から本件土地へ所有者不明の堀の一部が越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されていません。</p> <p>3. 南側隣地から本件土地へ侵入防止用扉及び堀の一部が越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されていません。</p> <p>4. テナント1社(賃貸面積:267.83㎡)が2021年12月17日付で退去済みですが、当該退去部分の一部(賃貸面積:75.57㎡)について新テナントとの間で賃貸を開始しています(賃貸開始日:2022年2月1日)。</p>				
その他				
<p>(注1) 不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。</p> <p>(注2) 延床面積に附属建物(車庫:S 1F 51.57㎡)が含まれます。</p> <p>(注3) 前所有者の同意が得られないため非開示とします。</p> <p>(注4) 建物設備の概要としては、天井高2,600mm(基準階:3階)、エレベーター11人乗り2基及び荷物用1基、各階個別空調、OAフロアとなっています。</p>				

## 物件番号: Of-47 物件名称: 大崎CNビル

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	5,160,000,000円	
投資区分	オフィス		取得日	2021年6月4日	
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	
所在地	住居表示	東京都品川区大崎五丁目10番10号	PM会社	大星ビル管理株式会社	
	地番	東京都品川区大崎五丁目60番1、60番4	マスターリース会社	-	
土地	所有形態	所有権(分有)(注1)		建物状況調査報告書の概要	
	地積	1,256.73㎡(注1)(注2)		調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	準工業地域	調査時点	2021年3月30日
	建蔽率(注3)	80%	60%	再調達価格	1,110,000,000円(注8)
	容積率(注4)	500%	300%	PML	4.5%
建物	所有形態	所有権(共有)(注5)		長期修繕費(15年以内)	174,555,000円(注9)
	用途	事務所・駐車場		前所有者	平和不動産株式会社
	構造・階層	S・SRC 8F1B			
	延床面積	4,779.40㎡(注6)(注7)			
	建築時期	1992年10月2日			
特記事項					
該当事項はありません。					
その他					
<p>(注1) 信託建物の敷地は信託建物の共有者がそれぞれその一部を所有しており(いわゆる分有)、地積の欄には信託受託者の所有している土地の面積を記載しています。なお、共有者間において相互に他の共有者の所有する土地を使用できる旨を合意しています。</p> <p>(注2) 信託土地の北西側一部(約35.17㎡)はセットバック部分であり、建築物の敷地面積には算入できません。</p> <p>(注3) 信託不動産のうち、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物の敷地は、建蔽率が100%に緩和されています。また、信託不動産のうち、準工業地域、準防火地域内の準耐火建築物以上の建築物、かつ、品川区建築基準法施行細則第45条の規定に適合する敷地は、建蔽率が80%に緩和されています。</p> <p>(注4) 信託不動産の容積率は、南側道路境界から30mまでの区域が500%、30mを超える区域が300%となります。</p> <p>(注5) 信託建物は共有建物であり、信託受託者は、持分1万分の7,816を保有しています。なお、登記簿上の共有者の総数は信託受託者を含め2名です。</p> <p>(注6) 延床面積については、1棟の建物の延床面積に上記建物保有割合を乗じて算出した値を記載しています。</p> <p>(注7) 延床面積に附属建物(ゴミ置場:RC 1F 11.02㎡)が含まれます。</p> <p>(注8) 建物状況調査報告書記載の1棟の建物の再調達価格に上記建物持分割合を乗じ、百万円未満を四捨五入した値を記載しています。</p> <p>(注9) 共有持分割合を乗じた値を記載しています。</p> <p>(注10) 建物設備の概要としては、天井高2,500mm(基準階:3階)、エレベーター11人乗り2基、各階個別空調、OAフロアとなっています。</p>					

物件番号: Of-48 物件名称: ファーレイーストビル

特定資産の種類	不動産		取得価格	1,010,000,000円
投資区分	オフィス、都心オフィスビル		取得日	2021年10月29日
投資エリア	第二投資エリア(東京都)		信託受託者	-
所在地	住居表示	東京都立川市曙町二丁目34番7	PM会社	東洋不動産プロパティマネジメント株式会社
	地番	東京都立川市曙町二丁目295番他1筆	マスターリース会社	東洋不動産プロパティマネジメント株式会社
土地	所有形態	所有権(敷地権)(注1)	建物状況調査報告書の概要	
	地積	301.03㎡(注1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2021年7月7日
	建蔽率	70%	再調達価格	575,000,000円(注4)
	容積率	700%	PML	3.6%
建物	所有形態	区分所有権(注2)	長期修繕費(15年以内)	71,740,000円(注5)
	用途	事務所・店舗・倉庫	前所有者	非開示(注6)
	構造・階層	S・SRC 12F1B		
	延床面積	2,075.28㎡(注3)		
	建築時期	1994年12月15日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
<p>(注1) 本件土地は敷地権登記がなされており、本投資法人が12.8054%(敷地権割合)を保有しています。地積の欄には、1棟の建物の存する土地の面積2,350.84㎡に上記敷地面積割合を乗じて算出した値を記載しています。</p> <p>(注2) 本件建物は区分所有建物であり、本投資法人が1棟の建物のうち12.8054%(専有面積割合)を保有しています。なお、登記簿上の区分所有者の総数は本投資法人を含め18人です。</p> <p>(注3) 延床面積については、1棟の建物の延床面積に上記専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。</p> <p>(注4) 株式会社東京建築検査機構作成の2021年7月7日付建物状況調査報告書記載の1棟の建物の再調達価格に上記専有面積割合を乗じ、百万円未満を四捨五入した値を記載しています。</p> <p>(注5) 建物状況調査報告書記載の取得対象部分(区画番号B101、101及び1001)に係る長期修繕費用に関する予測値を記載しています。</p> <p>(注6) 前所有者の同意が得られないため非開示とします。</p> <p>(注7) 建物設備の概要としては、天井高2,600mm(基準階:7階)、エレベーター15人乗4基、9人乗1基、17人乗貨物用兼非常用1基、各階個別空調、OAフロアとなっています。</p>				

物件番号: Re-03 物件名称: H F 市川レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	430,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2004年11月12日
投資エリア	第二投資エリア(千葉県)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	千葉県市川市相之川四丁目8番13号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット
	地番	千葉県市川市相之川四丁目8番7	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット
土地	所有形態	所有権		建物状況調査報告書の概要
	地積	218.22㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2018年7月18日
	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	153,000,000円(注3)
	容積率 (注2)	400%	PML	6.2%(注4)
建物	所有形態	所有権		長期修繕費(15年以内)
	用途	共同住宅・事務所		前所有者
	構造・階層	RC 9F		有限会社コンコード
	延床面積	884.60㎡		
	建築時期	2003年3月14日		
特記事項				
南行徳駅周辺地区地区計画の制限により、信託建物の一部を事務所用途に供するものとされており、当該事務所部分について、市川市長宛に用途の変更をしない旨の書面を提出しています。				
その他				
(注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				
(注2) 容積率は400%の指定ですが、前面道路の幅員により許容される容積率は360%となります。				
(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2004年10月15日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				
(注4) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。				

物件番号: Re-05 物件名称: H F 目黒レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	660,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2004年11月12日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都目黒区下目黒二丁目15番10号	PM会社	アール・イー・アセット・マネジメント株式会社
	地番	東京都目黒区下目黒二丁目265番5他1筆	マスターリース会社	アール・イー・アセット・マネジメント株式会社
土地	所有形態	所有権		建物状況調査報告書の概要
	地積	213.45㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	準工業地域	調査時点
	建蔽率 (注1)	80%	60%	再調達価格
	容積率 (注2)	500%	300%	PML
建物	所有形態	所有権		長期修繕費(15年以内)
	用途	事務所・共同住宅		前所有者
	構造・階層	SRC 12F		有限会社コンコード
	延床面積	948.48㎡		
	建築時期	2003年4月10日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注1) 信託不動産のうち商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物の敷地は、建蔽率が100%に緩和されており、建蔽率の加重平均は92.74%となります。				
(注2) 両地域の容積率の加重平均は、427.4%となります。				
(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2004年10月15日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				
(注4) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。				

## 物件番号: Re-09 物件名称: H F 葛西レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	650,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2004年11月12日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都江戸川区東葛西七丁目10番6号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット
	地番	東京都江戸川区東葛西七丁目10番3他1筆	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	416.87㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	第一種住居地域	調査時点	2018年1月18日
	建蔽率 (注1)	60%	再調達価格	224,000,000円(注2)
	容積率	300%	PML	8.8%(注3)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	27,320,000円
	用途	共同住宅	前所有者	有限会社シーアールスリー
	構造・階層	RC 9F		
	延床面積	1,392.74㎡		
	建築時期	2002年11月25日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注1) 信託不動産の建蔽率は、角地加算により70%に緩和されています。				
(注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2004年10月15日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				
(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。				

## 物件番号: Re-11 物件名称: H F 若林公園レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	3,610,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2004年11月12日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都世田谷区若林四丁目33番14号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット
	地番	東京都世田谷区若林四丁目291番6他1筆	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	2,892.06㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	第一種中高層住居専用地域	調査時点	2018年11月29日
	建蔽率	60%	再調達価格	1,441,900,000円(注1)
	容積率	200%	PML	6.7%(注2)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	99,450,000円
	用途	共同住宅・駐車場	前所有者	有限会社ライブラ
	構造・階層	RC 8F1B		
	延床面積	6,689.03㎡		
	建築時期	2004年2月13日		
特記事項				
1. 信託不動産から西側隣地へフェンスの一部が越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。				
2. 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例に基づき、信託土地の東側126.5㎡を若林公園に通じる通路として一般に提供しています。当該部分は建築物の敷地面積に算入することができます。				
その他				
(注1) 東京海上ディーアール株式会社作成の2009年9月付エンジニアリング・レポートに基づく数値を記載しています。				
(注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。				

## 物件番号: Re-12 物件名称: H F 碑文谷レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,560,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2004年11月12日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都目黒区碑文谷五丁目5番15号	PM会社	東急住宅リース株式会社
	地番	東京都目黒区碑文谷五丁目67番1	マスターリース会社	東急住宅リース株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	856.19㎡(注1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	準工業地域	調査時点	2018年1月19日
	建蔽率(注2)	60%	再調達価格	446,000,000円(注3)
	容積率	200%	PML	6.4%(注4)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	46,180,000円
	用途	共同住宅	前所有者	有限会社シーアールスリー
	構造・階層	RC 9F1B		
	延床面積	2,412.83㎡		
	建築時期	2004年2月13日		
特記事項				
1. 下記(注5)の通り、信託不動産は現行の建築基準法に定められた基準を満たしていない、いわゆる既存不適格建物です。				
2. 信託不動産から東側隣地へ境界塀の基礎の一部が越境しています。本件については、越境に関する覚書を締結しています。				
その他				
(注1) 信託土地の南側一部(約1.69㎡)はセットバック部分であり、建築物の敷地面積には算入できません。				
(注2) 信託不動産の建蔽率は、角地加算により70%に緩和されています。				
(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2004年10月15日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				
(注4) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。				
(注5) 目黒区において2008年11月より都市計画が変更され、信託不動産は、第二種高度地区から17m第二種高度地区(絶対高さ17m)に位置することとなりましたが、信託不動産は当該都市計画変更前に確認申請等がなされているため、当該都市計画の規制対象外となっています。よって、信託不動産は現行の17m第二種高度地区の建築物の高さ制限を満たしておらず、いわゆる既存不適格建物となっています。				

## 物件番号: Re-14 物件名称: H F 南麻布レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,370,600,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2005年3月10日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都港区南麻布二丁目13番20号	PM会社	アール・イー・アセット・マネジメント株式会社
	地番	東京都港区南麻布二丁目10番45	マスターリース会社	アール・イー・アセット・マネジメント株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	279.73㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2018年11月20日
	建蔽率(注1)	80%	再調達価格	305,000,000円(注2)
	容積率	500%	PML	3.6%(注3)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	59,240,000円
	用途	共同住宅	前所有者	平和不動産株式会社
	構造・階層	RC 11F		
	延床面積	1,673.32㎡		
	建築時期	2004年4月30日		
特記事項				
1. 信託土地南西側の官民境界の一部が未確定となっています。				
2. 北側隣地から信託不動産へ建物の基礎の一部が越境しています。本件については、越境に関する念書が締結されています。				
その他				
(注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				
(注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2004年10月22日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				
(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。				

## 物件番号: Re-16 物件名称: H F 学芸大学レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,000,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2005年6月14日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都目黒区下目黒六丁目18番27号	PM会社	東急住宅リース株式会社
	地番	東京都目黒区下目黒六丁目1050番4他3筆	マスターリース会社	東急住宅リース株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	268.70㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2018年1月19日
	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	307,000,000円(注2)
	容積率	400%	PML	9.8%(注3)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	36,890,000円
	用途	共同住宅	前所有者	株式会社アドバンテージ
	構造・階層	RC 10F		
	延床面積	1,431.57㎡		
	建築時期	2005年3月4日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				
(注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2005年5月30日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				
(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。				

## 物件番号: Re-17 物件名称: H F 東神田レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,100,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2005年6月30日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都千代田区東神田三丁目1番9号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット
	地番	東京都千代田区東神田三丁目17番	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	262.07㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2018年1月18日
	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	362,000,000円(注3)
	容積率 (注2)	500%	PML	5.7%(注4)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	57,300,000円
	用途	共同住宅・駐車場	前所有者	株式会社トーション
	構造・階層	RC 12F		
	延床面積	1,596.11㎡		
	建築時期	2005年6月7日		
特記事項				
1. 信託土地東側の民境界の一部が未確定となっています。				
2. 下記(注5)の通り、信託不動産は現行の建築基準法に定められた基準を満たしていない、いわゆる既存不適格建物です。				
その他				
(注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				
(注2) 容積率は500%の指定ですが、信託建物の建築時の神田佐久間町地区C地区地区計画により、基準容積率が580%まで緩和されています。				
(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2005年6月21日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				
(注4) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。				
(注5) 千代田区において2004年6月より都市計画(神田佐久間町地区計画(C地区))が変更されていますが、信託不動産は当該都市計画変更前に確認申請等がなされているため、当該都市計画の規制対象外となっています。よって、信託不動産は現行の都市計画に定められた住戸用途床面積に関する基準を満たしておらず、いわゆる既存不適格建物となっています。				

物件番号: Re-18 物件名称: H F 東日本橋レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,210,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2005年6月30日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都中央区東日本橋三丁目6番8号	PM会社	Apaman Property株式会社
	地番	東京都中央区東日本橋三丁目10番4	マスターリース会社	Apaman Property株式会社
土地	所有形態	所有権 建物状況調査報告書の概要		
	地積	312.76㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2018年11月27日
	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	489,000,000円(注3)
	容積率 (注2)	600%	PML	10.0%(注4)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	59,730,000円
	用途	共同住宅	前所有者	株式会社トーシン
	構造・階層	RC 11F		
	延床面積	2,101.31㎡		
	建築時期	2005年6月2日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				
(注2) 容積率は600%の指定ですが、前面道路の幅員により、許容される容積率は制限されます。但し、建築基準法第52条第9項の規定により許容される容積率は600%となっています。				
(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2005年6月21日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				
(注4) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。				

物件番号: Re-19 物件名称: H F 練馬レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	690,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2005年6月30日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都練馬区練馬三丁目1番12号	PM会社	Apaman Property株式会社
	地番	東京都練馬区練馬三丁目6836番3	マスターリース会社	Apaman Property株式会社
土地	所有形態	所有権 建物状況調査報告書の概要		
	地積	368.67㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2018年11月15日
	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	284,000,000円(注3)
	容積率 (注2)	500%	PML	5.5%(注4)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	45,570,000円
	用途	共同住宅・駐車場	前所有者	株式会社トーシン
	構造・階層	RC 9F		
	延床面積	1,200.77㎡		
	建築時期	2005年5月25日		
特記事項				
練馬区歩行者空間拡大事業に係る練馬区歩行者空間拡大事業補助金交付要綱に基づき、信託土地の西側道路沿いの一部(幅1m×延長22.4m)が歩行者用空間として整備されており、信託建物が存する限りにおいて当該空間を維持する必要があります。なお、当該部分は建築物の敷地面積に算入することができます。				
その他				
(注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				
(注2) 容積率は500%の指定ですが、前面道路の幅員により許容される容積率は300%となっています。				
(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2005年6月21日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				
(注4) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。				

物件番号: Re-20 物件名称: H F 白金高輪レジデンス

特定資産の種類	不動産		取得価格	4,030,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2005年9月13日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	-
所在地	住居表示	東京都港区高輪一丁目2番6号	PM会社	東急住宅リース株式会社
	地番	東京都港区高輪一丁目139番4他3筆	マスターリース会社	東急住宅リース株式会社
土地	所有形態	所有権 建物状況調査報告書の概要		
	地積	922.21㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2019年7月2日
	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	1,388,000,000円(注2)
	容積率	500%	PML	3.9%(注3)
建物	所有形態	所有権 長期修繕費(15年以内) 121,920,000円		
	用途	共同住宅・車庫	前所有者	株式会社青山メインランド
	構造・階層	SRC 14F		
	延床面積	5,282.41㎡		
	建築時期	2005年8月17日		
特記事項				
下記(注4)の通り、不動産は現行の建築基準法に定められた基準を満たしていない、いわゆる既存不適格建物です。				
その他				
(注1) 不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				
(注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2005年9月12日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				
(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。				
(注4) 港区において2015年3月より都市計画が変更され、不動産は、40m高度地区(絶対高さ40m)に位置することとなりましたが、不動産は当該都市計画前に確認申請等がなされているため、当該都市計画の規制対象外となっています。よって、不動産は現行の40m高度地区の建築物の高さ制限を満たしておらず、いわゆる既存不適格建物となっています。				

物件番号: Re-21 物件名称: H F 明大前レジデンス

特定資産の種類	不動産		取得価格	1,070,000,000円	
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2006年3月31日	
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	-	
所在地	住居表示	東京都世田谷区羽根木一丁目27番7号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット	
	地番	東京都世田谷区羽根木一丁目1674番117	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット	
土地	所有形態	所有権 建物状況調査報告書の概要			
	地積	485.01㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構	
	用途地域	近隣商業地域	第一種低層住居専用地域	調査時点	2018年7月19日
	建蔽率 (注1)	80%	60%	再調達価格	324,000,000円(注3)
	容積率 (注2)	300%	150%	PML	6.0%(注4)
建物	所有形態	所有権 長期修繕費(15年以内) 51,250,000円			
	用途	共同住宅	前所有者	平和不動産株式会社	
	構造・階層	RC 8F			
	延床面積	1,374.87㎡			
	建築時期	2005年6月28日			
特記事項					
該当事項はありません。					
その他					
(注1) 不動産の建蔽率は、角地加算により、近隣商業地域については90%、第一種低層住居専用地域については70%に緩和されており、建蔽率の加重平均は86.08%となります。					
(注2) 両地域の容積率の加重平均は、270.61%となります。					
(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2006年3月14日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。					
(注4) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。					

## 物件番号: Re-22 物件名称: H F 日本橋レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,130,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2006年6月23日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都中央区日本橋小網町9番5号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット
	地番	東京都中央区日本橋小網町9番10	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット
土地	所有形態	所有権 建物状況調査報告書の概要		
	地積	222.40㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2018年7月18日
	建蔽率(注1)	80%	再調達価格	366,000,000円(注3)
	容積率(注2)	600%	PML	3.3%(注4)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	51,940,000円
	用途	共同住宅	前所有者	有限会社エイチワン
	構造・階層	RC 13F		
	延床面積	1,546.01㎡		
	建築時期	2005年5月18日		
特記事項				
<p>1. 信託建物の建築以前に信託土地上に存在していた建物(以下本項目において「既存建物」といいます。)の地下1階の床及び壁部分に存在した物質からシアン及び鉛が検出されましたが、当該物質が付着した箇所につき撤去及びはつり取り並びに信託土地外への搬出等がなされています。株式会社東京建築検査機構作成の2006年6月2日付建物状況調査報告書によれば、上記処理後に行われた既存建物地下1階床及び地下2階湧水の検査によれば、シアン及び鉛が検出されていないこと、中央開発株式会社作成の2004年11月付土壌調査報告書において、土壌溶出量、含有量調査を実施したが、シアン及び鉛についての土壌汚染はないと報告されていることから、信託土地に土壌汚染が存在する可能性は極めて低いと判断されています。</p> <p>2. 下記(注2)の通り、信託建物の竣工後に容積率の緩和幅が縮小されたため、同建物の容積率は基準容積率を上回っており、同建物はいわゆる既存不適格建物となっています。</p>				
その他				
<p>(注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。</p> <p>(注2) 信託不動産は、建築当時、建築時の人形町・浜町河岸地区地区計画に位置しており、基準容積率が692.79%まで緩和されていました。2006年4月に当該容積率緩和規定が改正されたため、現在の基準容積率は600%です。</p> <p>(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2006年6月2日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。</p> <p>(注4) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。</p>				

## 物件番号: Re-23 物件名称: H F 上石神井レジデンス

特定資産の種類	不動産		取得価格	950,000,000円	
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2006年6月30日	
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	-	
所在地	住居表示	東京都練馬区上石神井三丁目34番12号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット	
	地番	東京都練馬区上石神井三丁目531番9	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット	
土地	所有形態	所有権 建物状況調査報告書の概要			
	地積	532.35㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構	
	用途地域	近隣商業地域	第一種住居地域	調査時点	2018年7月19日
	建蔽率(注1)	80%	60%	再調達価格	427,000,000円(注2)
	容積率	300%	300%	PML	6.2%(注3)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	58,350,000円	
	用途	共同住宅・店舗	前所有者	シーズクリエイティブ株式会社	
	構造・階層	RC 8F			
	延床面積	1,676.83㎡			
	建築時期	2006年5月23日			
特記事項					
<p>1. 本件土地は練馬大泉石神井付近土地区画整理事業区域に該当し、原則として堅固な建物を建築することができませんが、練馬区により当該事業の施行に支障がないと判断されたため、本件建物は条件付で建築が許可されました。</p> <p>2. 本件土地の一部に区分地上権設定登記(地上権者:国土交通省、目的:トンネル設置、存続期間:契約の日からトンネル存続期間中、地代:無償)がなされています。当該区分地上権設定契約において、建物及び工作物を新築又は設置する場合の一定の制限が定められています。</p>					
その他					
<p>(注1) 不動産のうち近隣商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物の敷地は、建蔽率が100%に緩和されており、建蔽率の加重平均は79.77%となります。</p> <p>(注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2006年6月13日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。</p> <p>(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。</p>					

## 物件番号: Re-24 物件名称: H F 錦糸町レジデンス

特定資産の種類	不動産		取得価格	1,100,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2007年3月29日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	-
所在地	住居表示	東京都墨田区江東橋二丁目10番2号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット
	地番	東京都墨田区江東橋二丁目9番11、9番19	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	256.23㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2018年7月19日
	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	367,400,000円(注2)
	容積率	600%	PML	10.1%(注3)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	52,700,000円
	用途	共同住宅・駐輪場	前所有者	アルタイル・インベストメント有限公司
	構造・階層	R C 11F		
	延床面積	1,571.87㎡		
	建築時期	2005年3月3日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注1) 不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				
(注2) 株式会社プロパティ・リスク・ソリューション作成の2007年3月9日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				
(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。				

## 物件番号: Re-25 物件名称: H F 銀座レジデンスEAST

特定資産の種類	不動産		取得価格	5,940,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2007年5月31日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	-
所在地	住居表示	東京都中央区築地七丁目7番8号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット
	地番	東京都中央区築地七丁目6番2他13筆	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	822.01㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2018年11月27日
	建蔽率	80%	再調達価格	1,477,000,000円(注2)
	容積率 (注1)	500%	PML	5.7%(注3)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	154,360,000円
	用途	共同住宅	前所有者	恵比寿ホールディング特定目的会社
	構造・階層	S R C 13F 1 B		
	延床面積	6,387.67㎡		
	建築時期	2005年3月11日		
特記事項				
1. 南西側隣地の建物の一部及び水道管が本件土地に越境しています。また、同南西側隣地所有の水道・ガスメーター検針、配管の修理及び清掃のために、境界より後退してフェンス等を設置しています。本件については、越境及び土地の利用に関する覚書が締結されています。				
2. 下記(注1)の通り、本件建物の竣工後に容積率の緩和が廃止されたため、同建物の容積率は基準容積率を上回っており、同建物はいわゆる既存不適格建物となっています。				
その他				
(注1) 不動産は、建築当時、中央区街並み誘導型地区計画(築地地区地区計画)に指定され、基準容積率が700%に緩和されていました。現在は、当該緩和規定の適用外となり、容積率限度は500%です。				
(注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2007年5月10日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				
(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。				

物件番号: Re-26 物件名称: H F 新横浜レジデンス

特定資産の種類	不動産		取得価格	3,350,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2007年5月31日
投資エリア	第二投資エリア(神奈川県)		信託受託者	-
所在地	住居表示	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目7番6号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット
	地番	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目7番6他2筆	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	805.00m <sup>2</sup>	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2017年7月20日
	建蔽率(注1)	80%	再調達価格	1,157,000,000円(注2)
	容積率	800%	PML	13.2%(注3)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	123,100,000円
	用途	共同住宅	前所有者	汐留ホールディング特定目的会社
	構造・階層	RC 10F		
	延床面積	5,415.20m <sup>2</sup>		
	建築時期	2006年9月11日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注1) 不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				
(注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2007年5月10日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				
(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。				

物件番号: Re-29 物件名称: H F 白山レジデンス

特定資産の種類	不動産		取得価格	2,350,000,000円	
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2007年5月31日	
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	-	
所在地	住居表示	東京都文京区向丘一丁目7番12号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット	
	地番	東京都文京区向丘一丁目52番1他4筆	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット	
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要		
	地積	1,390.68m <sup>2</sup>	調査機関	株式会社東京建築検査機構	
	用途地域	近隣商業地域	第一種住居地域	調査時点	2019年7月9日
	建蔽率(注1)	80%	60%	再調達価格	859,000,000円(注3)
	容積率(注2)	400%	300%	PML	4.4%(注4)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	102,730,000円	
	用途	共同住宅・車庫	前所有者	原宿ホールディング特定目的会社	
	構造・階層	SRC・RC 11F1B			
	延床面積	3,998.98m <sup>2</sup>			
	建築時期	2000年1月31日			
特記事項					
下記(注5)の通り、不動産は現行の建築基準法に定められた基準を満たしていない、いわゆる既存不適格建物です。					
その他					
(注1) 不動産のうち近隣商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物の敷地は、建蔽率が100%に緩和されており、建蔽率の加重平均は78.91%となります。					
(注2) 本物件の容積率の加重平均は、329.71%となります。					
(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2007年5月10日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。					
(注4) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。					
(注5) 文京区において2014年3月より都市計画が変更され、不動産は、西側道路端から20mまで31m高度地区(絶対高さ31m)に位置することとなりましたが、不動産は当該都市計画前に確認申請等がなされているため、当該都市計画の規制対象外となっています。よって、不動産は現行の31m高度地区の建築物の高さ制限を満たしておらず、いわゆる既存不適格建物となっています。					

## 物件番号: Re-30 物件名称: H F 馬込レジデンス

特定資産の種類	不動産		取得価格	1,630,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2007年5月31日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	-
所在地	住居表示	東京都大田区東馬込一丁目38番8号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット
	地番	東京都大田区東馬込一丁目23番3他4筆	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット
土地	所有形態	所有権 建物状況調査報告書の概要		
	地積	2,357.97㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	第一種低層住居専用地域	調査時点	2018年7月18日
	建蔽率	50%	再調達価格	774,000,000円(注1)
	容積率	100%	PML	4.6%(注2)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	69,890,000円
	用途	共同住宅・車庫	前所有者	原宿ホールディング特定目的会社
	構造・階層	RC 3F1B		
	延床面積	3,566.18㎡		
	建築時期	2001年8月29日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注1) 株式会社東京建築検査機構作成の2007年5月10日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				
(注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。				

## 物件番号: Re-31 物件名称: H F 学芸大学レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,650,000,000円	
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2007年6月29日	
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	株式会社あおぞら銀行	
所在地	住居表示	東京都目黒区中町一丁目40番7号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット	
	地番	東京都目黒区中町一丁目985番15	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット	
土地	所有形態	所有権 建物状況調査報告書の概要			
	地積	847.14㎡(注1)		調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	近隣商業地域	第一種住居地域	調査時点	2019年7月11日
	建蔽率(注2)	80%	60%	再調達価格	412,000,000円(注4)
	容積率(注3)	300%	200%	PML	14.6%(注5)
建物	所有形態	所有権		長期修繕費(15年以内)	51,100,000円
	用途	共同住宅		前所有者	有限会社三鷹プロパティーズ
	構造・階層	RC 5F			
	延床面積	1,863.67㎡			
	建築時期	2005年1月27日			
特記事項					
南側隣地から信託土地へ門柱の一部及び建物の一部が越境しています。本件については、越境に関する確認書が締結されています。					
その他					
(注1) 信託土地の西側一部(42.05㎡)はセットバック部分であり、建築物の敷地面積には算入できません。					
(注2) 建蔽率の加重平均は70.19%となります。					
(注3) 両地域の容積率の加重平均は、250.95%となります。					
(注4) 株式会社東京建築検査機構作成の2007年5月10日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。					
(注5) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。					

物件番号：Re-33 物件名称：H F 亀戸レジデンス

特定資産の種類	不動産		取得価格	1,050,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2008年2月29日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	-
所在地	住居表示	東京都江東区亀戸二丁目36番13号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット
	地番	東京都江東区亀戸二丁目36番3他1筆	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット
土地	所有形態	所有権 建物状況調査報告書の概要		
	地積	246.34㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2018年1月18日
	建蔽率(注1)	80%	再調達価格	423,000,000円(注2)
	容積率	600%	PML	7.6%(注3)
建物	所有形態	所有権 長期修繕費(15年以内) 45,500,000円		
	用途	共同住宅・店舗	前所有者	有限会社セイン及び株式会社ホームネット
	構造・階層	RC 13F		
	延床面積	1,782.74㎡		
	建築時期	2008年1月24日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注1) 不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。 (注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2008年2月18日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。 (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。				

物件番号：Re-34 物件名称：H F 田無レジデンス

特定資産の種類	不動産		取得価格	911,000,000円	
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2008年6月12日	
投資エリア	第二投資エリア(東京都)		信託受託者	-	
所在地	住居表示	東京都西東京市田無町六丁目5番23号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット	
	地番	東京都西東京市田無町六丁目1676番1他1筆	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット	
土地	所有形態	所有権 建物状況調査報告書の概要			
	地積	1,639.65㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構	
	用途地域	近隣商業地域	第一種住居地域	調査時点	2019年7月17日
	建蔽率(注1)	80%	60%	再調達価格	670,000,000円(注3)
	容積率	200%	200%	PML	8.6%(注4)
建物	所有形態	所有権 長期修繕費(15年以内) 101,880,000円			
	用途	共同住宅・車庫(注2)	前所有者	有限会社ウォーターウェイ	
	構造・階層	RC 6F(注2)			
	延床面積	3,414.75㎡(注2)			
	建築時期	1989年3月15日			
特記事項					
1. 本件土地から南側通路ヘフェンスの一部が越境しています。本件については、越境に関する覚書等は締結されていません。 2. 西側隣地から本件土地へ土間タイルの一部が越境しています。本件については、越境に関する覚書等は締結されていません。					
その他					
(注1) 建蔽率の加重平均は71.28%となります。 (注2) 登記簿上、以下の2棟の建物(共同住宅及び車庫)が存在します。 共同住宅(主たる建物)共同住宅：RC 6F 3,198.74㎡、(附属建物)ポンプ室：RC 1F 5.52㎡ 車庫 RC 1F 210.49㎡ 延床面積は、及びの合計を記載しています。なお、及びの他、登記対象とならない増築部分(駐輪場：27.62㎡及びゴミ置場：6.66㎡)があります。 (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2008年1月17日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。 (注4) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。					

## 物件番号: Re-35 物件名称: H F 芝公園レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	836,000,000円	
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2010年10月1日	
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地	住居表示	東京都港区芝三丁目14番15号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット	
	地番	東京都港区芝三丁目27番1	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット	
土地	所有形態	所有権		建物状況調査報告書の概要	
	地積	311.02㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構	
	用途地域	商業地域	近隣商業地域	調査時点	2021年2月4日
	建蔽率	80%	80%	再調達価格	355,000,000円(注2)
	容積率(注1)	600%・500%	400%	PML	7.8%(注2)
建物	所有形態	所有権		長期修繕費(15年以内)	47,390,000円
	用途	共同住宅・機械室・物置		前所有者	有限会社シングルレジデンス・エー
	構造・階層	SRC 12F1B			
	延床面積	1,362.79㎡			
	建築時期	2003年8月8日			
特記事項					
該当事項はありません。					
その他					
(注1) 信託不動産の容積率は、西側道路境界から30mまでが600%、北側道路境界から20mまでが500%、それ以外の部分が400%となっています。					
(注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。					

## 物件番号: Re-36 物件名称: H F 三田レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,080,000,000円	
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2010年10月1日	
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地	住居表示	東京都港区三田三丁目3番6号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット	
	地番	東京都港区三田三丁目20番1	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット	
土地	所有形態	所有権		建物状況調査報告書の概要	
	地積	311.89㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構	
	用途地域	商業地域		調査時点	2021年2月4日
	建蔽率	80%		再調達価格	422,000,000円(注)
	容積率	500%		PML	2.6%(注)
建物	所有形態	所有権		長期修繕費(15年以内)	53,160,000円
	用途	共同住宅		前所有者	有限会社シングルレジデンス・エー
	構造・階層	SRC 13F			
	延床面積	1,705.22㎡			
	建築時期	2004年3月4日			
特記事項					
東側公道について、都市計画道路(補助14号線。計画幅員15m、現在の接道面から4m強後退。)が計画決定されており、当該事業が施行され、対象土地の一部が当該道路用地として供された場合には、信託建物は、既存不適格となります。					
その他					
(注) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。					

物件番号: Re-38 物件名称: ラ・レジダンス・ド・白金台

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	730,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2010年10月1日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都港区白金台五丁目18番8号	PM会社	東急住宅リース株式会社
	地番	東京都港区白金台五丁目22番3	マスターリース会社	東急住宅リース株式会社
土地	所有形態	所有権(敷地権)	建物状況調査報告書の概要	
	地積	344.25㎡(注1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2017年7月28日
	建蔽率	80%	再調達価格	281,000,000円(注4)
	容積率	500%	PML	3.3%(注5)
建物	所有形態	区分所有権(注2)	長期修繕費(15年以内)	65,710,000円(注6)
	用途	居宅	前所有者	有限会社シングルレジデンス・エー
	構造・階層	SRC 15F		
	延床面積	1,180.73㎡(注3)		
	建築時期	2004年2月6日		
特記事項				
信託建物は区分所有建物であり、管理規約が存在します。				
その他				
(注1)敷地全体の面積を記載しています。				
(注2)信託建物は区分所有建物であり、信託受託者が1棟の建物のうち72.35%(専有面積割合)を保有しています。なお、登記簿上の区分所有者の総数は信託受託者を含め4名です。				
(注3)延床面積については、1棟の建物の延床面積に上記専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。				
(注4)建物状況調査報告書記載の1棟の建物の再調達価格に上記専有面積割合を乗じ、百万円未満を四捨五入した値を記載しています。株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				
(注5)株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				
(注6)1棟の建物全体の長期修繕費を記載しています。				

物件番号: Re-39 物件名称: H F 銀座レジデンスEAST

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,460,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2010年10月1日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都中央区新富一丁目6番10号	PM会社	Apaman Property株式会社
	地番	東京都中央区新富一丁目6番2	マスターリース会社	Apaman Property株式会社
土地	所有形態	所有権(敷地権)	建物状況調査報告書の概要	
	地積	368.35㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2020年7月28日
	建蔽率	80%	再調達価格	523,000,000円(注3)
	容積率(注1)	600%	PML	6.9%(注3)
建物	所有形態	区分所有権(注2)	長期修繕費(15年以内)	93,480,000円
	用途	居宅	前所有者	有限会社シングルレジデンス・エー
	構造・階層	RC 12F		
	延床面積	2,334.73㎡		
	建築時期	1999年2月4日		
特記事項				
信託不動産から北側隣地へ侵入防止用フェンスの一部が越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。				
その他				
(注1)信託不動産は、建築当時、中央区街並み誘導型地区計画(京橋地区)に指定され、基準容積率が840%に緩和されていました。現在は、当該緩和規定の適用外となり、容積率限度は600%ですが、信託不動産はこれも満たしています。				
(注2)信託建物は区分所有建物ですが、信託受託者がその区分所有部分の100%を保有しています。				
(注3)株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				

物件番号: Re-40 物件名称: H F 八丁堀レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,890,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2010年10月1日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都中央区新川二丁目7番11号	PM会社	Apaman Property株式会社
	地番	東京都中央区新川二丁目214番1他1筆	マスターリース会社	Apaman Property株式会社
土地	所有形態	所有権(敷地権)	建物状況調査報告書の概要	
	地積	427.32㎡(注1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2020年7月28日
	建蔽率	80%	再調達価格	750,000,000円(注4)
	容積率(注2)	500%	PML	6.0%(注4)
建物	所有形態	区分所有権(注3)	長期修繕費(15年以内)	99,910,000円
	用途	居宅	前所有者	有限会社リーステム・パートナーズ
	構造・階層	SRC 13F		
	延床面積	3,351.26㎡		
	建築時期	2002年1月30日		
特記事項				
<p>1. 東側隣地のダクト等、北東側隣地の室外機等及び南側隣地のプラスチックパネル(塀)等が信託不動産に越境しています。本件については、それぞれ越境に関する合意書が締結されています。</p> <p>2. 下記(注2)の通り、信託建物の竣工後に容積率の緩和が廃止されたため、同建物の容積率は基準容積率を上回っており、同建物はいわゆる既存不適格建物となっています。</p>				
その他				
<p>(注1)敷地面積には、私道部分の面積(約12㎡)が含まれています。</p> <p>(注2)信託不動産は、建築当時、中央区街並み誘導型地区計画(新川・茅場町街区)に指定され、基準容積率が700%に緩和されていました。現在は、当該緩和規定の適用外となり、容積率限度は500%です。</p> <p>(注3)信託建物は区分所有建物ですが、信託受託者がその区分所有持分の100%を保有しています。</p> <p>(注4)株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。</p>				

物件番号: Re-41 物件名称: H F 八丁堀レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	793,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2010年10月1日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都中央区新川二丁目17番8号	PM会社	日本ハウズイング株式会社
	地番	東京都中央区新川二丁目102番84他7筆	マスターリース会社	日本ハウズイング株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	203.98㎡(注1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2020年8月19日
	建蔽率	80%	再調達価格	421,000,000円(注3)
	容積率(注2)	700%	PML	3.2%(注3)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	51,260,000円
	用途	共同住宅	前所有者	有限会社シングルレジデンス・エー
	構造・階層	SRC 15F		
	延床面積	1,756.88㎡		
	建築時期	2004年1月30日		
特記事項				
<p>下記(注2)の通り、信託建物の竣工後に容積率の緩和が廃止されたため、同建物の容積率は基準容積率を上回っており、同建物はいわゆる既存不適格建物となっています。</p>				
その他				
<p>(注1)敷地面積には、私道部分の面積(約16.71㎡)が含まれています。</p> <p>(注2)信託不動産は、建築当時、中央区街並み誘導型地区計画(新川・茅場町街区)に指定され、基準容積率が886.6%に緩和されました。現在は、当該緩和規定の適用外となり、容積率限度は700%です。</p> <p>(注3)株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。</p>				

## 物件番号: Re-42 物件名称: H F 銀座レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	944,000,000円	
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2010年10月1日	
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
所在地	住居表示	東京都中央区銀座一丁目20番6号	PM会社	アール・エー・アセット・マネジメント株式会社	
	地番	東京都中央区銀座一丁目207番13他1筆	マスターリース会社	アール・エー・アセット・マネジメント株式会社	
土地	所有形態	所有権		建物状況調査報告書の概要	
	地積	175.16㎡(注1)		調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域		調査時点	2021年2月16日
	建蔽率	80%		再調達価格	296,000,000円(注3)
	容積率(注2)	800%		PML	3.0%(注3)
建物	所有形態	所有権		長期修繕費(15年以内)	34,630,000円
	用途	共同住宅・店舗		前所有者	株式会社クリード
	構造・階層	SRC 13F			
	延床面積	1,375.97㎡			
	建築時期	2004年7月22日			
特記事項					
1. 信託不動産の北西側私道部分にマンホール部分を有する私設下水道管が設置されています。但し、信託建物は、当該施設下水道管を使用していません。また、当該施設下水道管の埋設に関する経緯、所有者、管理者等については不明です。					
2. 下記(注2)の通り、信託建物の竣工後に容積率の緩和が廃止されたため、同建物の容積率は基準容積率を上回っており、同建物はいわゆる既存不適格建物となっています。					
その他					
(注1)敷地面積には、私道部分の面積(約21.46㎡)が含まれています。					
(注2)信託不動産は、建築当時、中央区街並み誘導型地区計画(中央区銀座地区B地区)に指定され、基準容積率が825%に緩和されました。現在は、当該緩和規定の適用外となり、容積率限度は660%です。					
(注3)株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。					

## 物件番号: Re-43 物件名称: H F 駒沢公園レジデンス TOWER

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	6,520,000,000円	
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2010年10月1日	
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
所在地	住居表示	東京都世田谷区駒沢二丁目7番1号	PM会社	Apaman Property株式会社	
	地番	東京都世田谷区駒沢二丁目976番1他13筆	マスターリース会社	Apaman Property株式会社	
土地	所有形態	所有権(敷地権)		建物状況調査報告書の概要	
	地積	2,425.44㎡(注1)		調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	第一種中高層住居専用地域	調査時点	2020年7月28日
	建蔽率(注2)	80%	60%	再調達価格	2,524,000,000円(注5)
	容積率(注3)	500%	200%	PML	2.7%(注5)
建物	所有形態	区分所有権(注4)		長期修繕費(15年以内)	323,470,000円
	用途	居宅・店舗		前所有者	有限会社シングルレジデンス・エー
	構造・階層	RC 30F 1B			
	延床面積	11,468.94㎡			
	建築時期	2001年1月12日			
特記事項					
信託不動産の北西側私道部分に隣地の所有者が利用する上水道管を敷設するための承諾がなされています。					
その他					
(注1)敷地面積には、私道部分の面積(約98.32㎡)が含まれています。					
(注2)信託不動産の建蔽率は、建築基準法等の法令に基づく緩和を受けており、両地域の建蔽率の加重平均は、90.42%となります。					
(注3)両地域の容積率の加重平均は、356.42%となります。					
(注4)信託建物は区分所有建物ですが、信託受託者がその区分所有部分の100%を保有しています。					
(注5)株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。					

## 物件番号: Re-45 物件名称: H F 中之島レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	453,000,000円
投資区分	レジデンス、地方レジデンス		取得日	2010年10月1日
投資エリア	地方投資エリア(大阪府)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	大阪府大阪市北区中之島三丁目5番19号	P M会社	株式会社長谷工ライブネット
	地番	大阪府大阪市北区中之島三丁目38番1他1筆	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット
土地	所有形態	建物状況調査報告書の概要		
	地積	375.95㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2021年7月13日
	建蔽率	80%	再調達価格	360,000,000円(注3)
	容積率(注1)	600%	P M L	8.6%(注3)
建物	所有形態	区分所有権(注2)	長期修繕費(15年以内)	58,730,000円
	用途	居宅	前所有者	有限会社リーステム・パートナーズ
	構造・階層	R C 10F		
	延床面積	1,486.57㎡		
	建築時期	2001年6月1日		
特記事項				
<p>1. 信託不動産東部に現存する通路について、近隣の通路利用者との間で通路確保に関する覚書を締結しており、将来にわたり当該通路を確保することとなっています。</p> <p>2. 上記近隣の通路利用者が使用する排水管、ガス管及びこれらに付随する排水升が信託不動産内を通過しています。本件については、覚書が締結されています。</p>				
その他				
(注1) 信託不動産の容積率は、前面道路幅員による規制により360%に制限されています。				
(注2) 信託建物は区分所有建物ですが、信託受託者がその区分所有部分の100%を保有しています。				
(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				

## 物件番号: Re-46 物件名称: H F 阿波座レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	577,000,000円
投資区分	レジデンス、地方レジデンス		取得日	2010年10月1日
投資エリア	地方投資エリア(大阪府)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	大阪府大阪市西区立売堀四丁目6番12号	P M会社	Apaman Property株式会社
	地番	大阪府大阪市西区立売堀四丁目29番1	マスターリース会社	Apaman Property株式会社
土地	所有形態	建物状況調査報告書の概要		
	地積	296.88㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2021年7月13日
	建蔽率	80%	再調達価格	463,000,000円(注)
	容積率	600%	P M L	6.0%(注)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	62,940,000円
	用途	共同住宅	前所有者	株式会社ダーウィン
	構造・階層	S R C ・ R C 10F		
	延床面積	1,999.88㎡		
	建築時期	2002年3月6日		
特記事項				
<p>1. 信託不動産から東側隣地へ侵入防止フェンスの一部が越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。</p> <p>2. 信託不動産から南西道路側に側溝の一部及び北側障壁の一部が越境しています。本件については、越境に関する覚書等は締結されていません。</p>				
その他				
(注) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				

## 物件番号: Re-47 物件名称: H F 丸の内レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	624,000,000円
投資区分	レジデンス、地方レジデンス		取得日	2010年10月1日
投資エリア	地方投資エリア(愛知県)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	愛知県名古屋市区幅下二丁目11番21号	PM会社	Apaman Property株式会社
	地番	愛知県名古屋市区幅下二丁目1112番他1筆	マスターリース会社	Apaman Property株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	545.08㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2020年8月5日
	建蔽率	80%	再調達価格	478,000,000円(注)
	容積率	400%	PML	16.5%(注)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	67,220,000円
	用途	共同住宅	前所有者	有限会社シングルレジデンス・インベストメント
	構造・階層	R C 10F		
	延床面積	2,284.30㎡		
	建築時期	2004年2月16日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注)株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				

## 物件番号: Re-48 物件名称: H F 平尾レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,780,000,000円
投資区分	レジデンス、地方レジデンス		取得日	2010年10月1日
投資エリア	地方投資エリア(福岡県)		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	福岡県福岡市南区那の川二丁目4番32号	PM会社	株式会社ミヨシアセットマネジメント
	地番	福岡県福岡市南区那の川二丁目4号23番他4筆	マスターリース会社	株式会社ミヨシアセットマネジメント
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	1,599.97㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2017年1月26日
	建蔽率	80%	再調達価格	1,549,000,000円(注)
	容積率	400%	PML	3.4%(注)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	100,170,000円
	用途	共同住宅・店舗	前所有者	有限会社エヌ・シー・アール・アイ・ワン
	構造・階層	S R C 15F		
	延床面積	6,476.24㎡		
	建築時期	2003年3月6日		
特記事項				
1. 南東側隣地からU字溝の一部が信託不動産に越境しています。本件については、越境に関する覚書等は締結されていません。				
2. 北側道路について、都市計画道路(3.2.11別府香椎線。計画幅員25m、現在の接道面から2.5m後退。)が計画決定されており、当該事業が施行され、対象土地の一部が当該道路用地として供された場合には、信託建物は、既存不適格となります。				
その他				
(注)株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				

物件番号: Re-49 物件名称: H F 河原町二条レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	534,000,000円
投資区分	レジデンス、地方レジデンス		取得日	2010年10月1日
投資エリア	地方投資エリア(京都府)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	京都府京都市中京区寺町通二条下る榎木町84番地(注1)	PM会社	Apaman Property株式会社
	地番	京都府京都市中京区寺町通二条下る榎木町84番	マスターリース会社	Apaman Property株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	206.84㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2021年1月27日
	建蔽率(注2)	80%	再調達価格	296,000,000円(注3)
	容積率	600%	PML	6.5%(注3)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	39,340,000円
	用途	共同住宅・事務所	前所有者	株式会社ダーウィン
	構造・階層	R C 11F		
	延床面積	1,547.19㎡		
	建築時期	2005年2月15日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注1)住居表示が実施されていないため、登記簿上の建物所在地を記載しています。				
(注2)信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				
(注3)株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				

物件番号: Re-53 物件名称: H F 四条河原町レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,820,000,000円
投資区分	レジデンス、地方レジデンス		取得日	2010年10月1日
投資エリア	地方投資エリア(京都府)		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	京都府京都市下京区寺町通綾小路下る中之町560番地(注1)	PM会社	Apaman Property株式会社
	地番	京都府京都市下京区寺町通綾小路下る中之町563番他3筆	マスターリース会社	Apaman Property株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	863.39㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2021年1月27日
	建蔽率(注2)	80%	再調達価格	1,099,000,000円(注4)
	容積率(注2)	700%・400%	PML	5.5%(注4)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	98,210,000円
	用途	共同住宅・店舗	前所有者	株式会社ダイマルヤ
	構造・階層	R C 13F		
	延床面積	5,217.41㎡		
	建築時期	2007年3月7日		
特記事項				
下記(注3)の通り、信託不動産は現行の建築基準法に定められた基準を満たしていない、いわゆる既存不適格建物です。				
その他				
(注1)住居表示が実施されていないため、登記簿上の建物所在地を記載しています。				
(注2)容積率は、東側道路境界線から30mまでの部分が700%(但し、前面道路幅員により495%に制限されています。)、それ以外の部分が400%となっており、両地域の容積率の加重平均は484.12%となります。また、信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				
(注3)京都市において、京都市市街地景観条例が2007年9月より改正されていますが、信託不動産は当該条例改正の施行前に確認申請等がなされているため、当該条例の規制対象外となっています。よって、信託不動産は現行の建築基準法に定められた基準を満たしており、いわゆる既存不適格建物となっています。				
(注4)株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				

物件番号: Re-54 物件名称: ラ・レジダンス・ド・千駄木

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	820,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2010年10月1日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都文京区千駄木二丁目23番3号	PM会社	Apaman Property株式会社
	地番	東京都文京区千駄木二丁目256番24他1筆	マスターリース会社	Apaman Property株式会社
土地	所有形態	所有権(敷地権)		
	地積	269.15㎡(注1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2017年7月28日
	建蔽率(注2)	80%	再調達価格	272,000,000円(注5)
	容積率	600%	PML	4.4%(注6)
建物	所有形態	区分所有権(注3)	長期修繕費(15年以内)	60,590,000円(注7)
	用途	共同住宅	前所有者	株式会社フィンチ
	構造・階層	RC・S 12F		
	延床面積	1,307.91㎡(注4)		
	建築時期	2006年2月24日		
特記事項				
1. 信託建物は区分所有建物であり、管理規約が存在します。				
2. 東側公道について、都市計画道路(補助94号、計画幅員20m、現在の接道面から約2m後退。)が計画決定されており、当該事業が施行され、対象土地の一部が当該道路用地として供された場合には、信託建物は、既存不適格となります。				
その他				
(注1) 敷地全体の面積を記載しています。				
(注2) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				
(注3) 信託建物は区分所有建物であり、信託受託者が1棟の建物のうち73.74%(専有面積割合)を保有しています。なお、登記簿上の区分所有者の総数は信託受託者を含め5名です。				
(注4) 延床面積については、1棟の建物の延床面積に上記専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。				
(注5) 建物状況調査報告書記載の1棟の建物の再調達価格に上記専有面積割合を乗じ、百万円未満を四捨五入した値を記載しています。株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				
(注6) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				
(注7) 1棟の建物全体の長期修繕費を記載しています。				

物件番号: Re-55 物件名称: H F 千駄木レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	870,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2010年10月1日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都文京区千駄木二丁目6番6号	PM会社	Apaman Property株式会社
	地番	東京都文京区千駄木二丁目113番9	マスターリース会社	Apaman Property株式会社
土地	所有形態	所有権(敷地権)		
	地積	249.06㎡(注1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2017年7月28日
	建蔽率(注2)	80%	再調達価格	342,000,000円(注5)
	容積率	600%	PML	9.2%(注6)
建物	所有形態	区分所有権(注3)	長期修繕費(15年以内)	52,500,000円(注7)
	用途	共同住宅	前所有者	株式会社フィンチ
	構造・階層	RC 10F		
	延床面積	1,667.29㎡(注4)		
	建築時期	2006年2月24日		
特記事項				
信託建物は区分所有建物であり、管理規約が存在します。				
その他				
(注1) 敷地全体の面積を記載しています。				
(注2) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				
(注3) 信託建物は区分所有建物であり、信託受託者が1棟の建物のうち95.03%(専有面積割合)を保有しています。なお、登記簿上の区分所有者の総数は信託受託者を含め2名です。				
(注4) 延床面積については、1棟の建物の延床面積に上記専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。				
(注5) 建物状況調査報告書記載の1棟の建物の再調達価格に上記専有面積割合を乗じ、百万円未満を四捨五入した値を記載しています。株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				
(注6) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				
(注7) 1棟の建物全体の長期修繕費を記載しています。				

## 物件番号：Re-56 物件名称：H F 駒沢公園レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	615,000,000円	
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2010年10月1日	
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地	住居表示	東京都世田谷区駒沢四丁目11番2号	PM会社	Apaman Property株式会社	
	地番	東京都世田谷区駒沢四丁目157番10	マスターリース会社	Apaman Property株式会社	
土地	所有形態	所有権 建物状況調査報告書の概要			
	地積	709.54㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構	
	用途地域	近隣商業地域	第一種低層住居専用地域	調査時点	2021年7月8日
	建蔽率(注1)	80%	50%	再調達価格	244,000,000円(注2)
	容積率(注1)	300%	100%	PML	4.3%(注2)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	32,480,000円	
	用途	共同住宅	前所有者	藤和不動産株式会社	
	構造・階層	RC 3F			
	延床面積	1,124.69㎡			
	建築時期	2006年7月21日			
特記事項					
北側隣地の保安器の一部及び東側隣地のブロック積の一部等が信託不動産に越境しています。本件については、それぞれの所有者との間で越境に関する確認書を締結しています。					
その他					
(注1) 近隣商業地域の容積率は、前面道路幅員による規制により240%に制限されており、両地域の容積率の加重平均は133.84%、建蔽率の加重平均は67.25%となります。					
(注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。					

## 物件番号：Re-57 物件名称：H F 武蔵小山レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	842,000,000円	
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2010年10月1日	
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地	住居表示	東京都品川区小山四丁目8番6号	PM会社	Apaman Property株式会社	
	地番	東京都品川区小山四丁目21番5	マスターリース会社	Apaman Property株式会社	
土地	所有形態	所有権 建物状況調査報告書の概要			
	地積	455.93㎡(注1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構	
	用途地域	近隣商業地域		調査時点	2021年2月2日
	建蔽率(注2)	80%	再調達価格	297,000,000円(注3)	
	容積率	300%	PML	6.3%(注3)	
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	46,090,000円	
	用途	共同住宅	前所有者	東南インテックス株式会社	
	構造・階層	RC 8F			
	延床面積	1,495.61㎡			
	建築時期	2006年11月9日			
特記事項					
該当事項はありません。					
その他					
(注1) 敷地面積には、私道部分の面積(約48.28㎡)が含まれています。					
(注2) 信託不動産の建蔽率は、角地加算により90%に緩和されています。					
(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。					

## 物件番号: Re-58 物件名称: H F 国分寺レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	839,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2010年10月1日
投資エリア	第二投資エリア(東京都)		信託受託者	株式会社あおぞら銀行
所在地	住居表示	東京都国分寺市南町三丁目18番7号	PM会社	日本ハウズイング株式会社
	地番	東京都国分寺市南町三丁目2700番100他3筆	マスターリース会社	日本ハウズイング株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	257.06㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2016年2月12日
	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	295,000,000円(注2)
	容積率	500%	PML	6.3%(注2)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	39,580,000円
	用途	共同住宅 事務所	前所有者	株式会社藤和ハウス
	構造・階層	RC 11F		
	延床面積	1,295.58㎡		
	建築時期	2006年1月23日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				
(注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				

## 物件番号: Re-59 物件名称: H F 久屋大通レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,080,000,000円
投資区分	レジデンス、地方レジデンス		取得日	2010年10月1日
投資エリア	地方投資エリア(愛知県)		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	愛知県名古屋市東区泉一丁目12番1号	PM会社	Apaman Property株式会社
	地番	愛知県名古屋市東区泉一丁目1201番	マスターリース会社	Apaman Property株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	362.02㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2020年8月5日
	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	737,000,000円(注2)
	容積率	800%	PML	9.3%(注2)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	83,200,000円
	用途	共同住宅・店舗・自転車置場	前所有者	株式会社インボイスRM
	構造・階層	RC 13F 1B		
	延床面積	3,633.19㎡		
	建築時期	2006年3月9日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				
(注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				

物件番号: Re-60 物件名称: H F 烏丸鞍馬口レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	572,000,000円
投資区分	レジデンス、地方レジデンス		取得日	2010年10月1日
投資エリア	地方投資エリア(京都府)		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	京都府京都市上京区上御霊前通烏丸東入上御霊前町411番地1(注1)	PM会社	Apaman Property株式会社
	地番	京都府京都市上京区上御霊前通烏丸東入上御霊前町411番1	マスターリース会社	Apaman Property株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	471.10㎡(注2)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	近隣商業地域	調査時点	2021年1月27日
	建蔽率(注3)	80%	再調達価格	292,000,000円(注4)
	容積率	300%	PML	9.9%(注4)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	35,700,000円
	用途	共同住宅・店舗	前所有者	大丸屋住宅株式会社
	構造・階層	R C 6 F		
	延床面積	1,362.90㎡		
	建築時期	2007年3月20日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注1) 住居表示が実施されていないため、登記簿上の建物所在地を記載しています。 (注2) 敷地面積には、私道部分の面積(約19.50㎡)が含まれています。 (注3) 信託不動産の建蔽率は、角地加算により90%に緩和されています。 (注4) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				

物件番号: Re-61 物件名称: H F 西新宿レジデンスWEST

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,990,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2010年10月1日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都新宿区西新宿八丁目8番20号	PM会社	Apaman Property株式会社
	地番	東京都新宿区西新宿八丁目157番11他2筆	マスターリース会社	Apaman Property株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	575.67㎡(注1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2021年7月19日
	建蔽率(注2)	80%	再調達価格	685,000,000円(注3)
	容積率	500%	PML	4.6%(注3)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	66,740,000円
	用途	共同住宅	前所有者	合同会社西新宿エイト
	構造・階層	R C 12 F		
	延床面積	2,979.31㎡		
	建築時期	2006年3月31日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注1) 敷地面積には、私道部分の面積(約31.64㎡)が含まれています。 (注2) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。 (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				

物件番号: Re-62 物件名称: H F 西新宿レジデンス E A S T

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,170,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2010年10月1日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都新宿区西新宿八丁目7番11号	PM会社	Apaman Property株式会社
	地番	東京都新宿区西新宿八丁目157番3他2筆	マスターリース会社	Apaman Property株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	347.29㎡(注1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2021年7月19日
	建蔽率 (注2)	80%	再調達価格	417,000,000円(注3)
	容積率	500%	PML	3.5%(注3)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	45,970,000円
	用途	共同住宅	前所有者	合同会社西新宿エイト
	構造・階層	R C 13F		
	延床面積	1,787.97㎡		
	建築時期	2006年3月31日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注1)敷地面積には、私道部分の面積(約15.78㎡)が含まれています。				
(注2)信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				
(注3)株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				

物件番号: Re-63 物件名称: H F 東新宿レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,360,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2010年10月1日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	株式会社あおぞら銀行
所在地	住居表示	東京都新宿区大久保二丁目2番8号	PM会社	Apaman Property株式会社
	地番	東京都新宿区大久保二丁目9番3	マスターリース会社	Apaman Property株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	313.96㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2021年7月19日
	建蔽率	80%	再調達価格	475,000,000円(注)
	容積率	600%	PML	2.6%(注)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	60,220,000円
	用途	共同住宅	前所有者	株式会社インボイスRM
	構造・階層	R C 13F		
	延床面積	2,233.42㎡		
	建築時期	2007年3月8日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注)株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				

物件番号: Re-64 物件名称: H F 東心斎橋レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	566,000,000円
投資区分	レジデンス、地方レジデンス		取得日	2010年10月1日
投資エリア	地方投資エリア(大阪府)		信託受託者	株式会社あおぞら銀行
所在地	住居表示	大阪府大阪市中央区東心斎橋一丁目4番20号	PM会社	Apaman Property株式会社
	地番	大阪府大阪市中央区東心斎橋一丁目4番1	マスターリース会社	Apaman Property株式会社
土地	所有形態	所有権 建物状況調査報告書の概要		
	地積	343.80㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2021年7月13日
	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	270,000,000円(注2)
	容積率 (注1)	800%	PML	10.3%(注2)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	37,440,000円
	用途	共同住宅・店舗・駐輪場	前所有者	株式会社インボイスRM
	構造・階層	RC 9F		
	延床面積	1,295.71㎡		
	建築時期	2006年9月15日		
特記事項				
東側隣地及び南側隣地のブロック塀の基礎が信託不動産に越境しています。本件については、それぞれ越境に関する覚書が締結されていません。				
その他				
(注1) 信託不動産の容積率は、前面道路幅員による規制により360%に制限されています。また、信託不動産は、商業地域、かつ防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				
(注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				

物件番号: Re-65 物件名称: H F 北四番丁レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	809,000,000円
投資区分	レジデンス、地方レジデンス		取得日	2010年10月1日
投資エリア	地方投資エリア(宮城県)		信託受託者	株式会社あおぞら銀行
所在地	住居表示	宮城県仙台市青葉区木町通二丁目6番62号	PM会社	Apaman Property株式会社
	地番	宮城県仙台市青葉区木町通二丁目166番3	マスターリース会社	Apaman Property株式会社
土地	所有形態	所有権 建物状況調査報告書の概要		
	地積	475.70㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2020年1月27日
	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	590,000,000円(注2)
	容積率	500%	PML	1.0%(注2)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	78,520,000円
	用途	共同住宅	前所有者	株式会社インボイスRM
	構造・階層	RC 11F		
	延床面積	2,834.54㎡		
	建築時期	2007年1月15日		
特記事項				
1. 東側隣地及び南側隣地のブロック塀の基礎の一部が信託不動産に越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されていません。				
2. 東側道路について、都市計画道路(主要地方道仙台泉線。計画幅員27m、現在の接道面から約2.8m後退。)が計画決定されており、当該事業が施行され、対象土地の一部が当該道路用地として供された場合には、信託建物は、既存不適格となります。				
その他				
(注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				
(注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				

物件番号：Re-66 物件名称：H F 愛宕橋レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	684,000,000円
投資区分	レジデンス、地方レジデンス		取得日	2010年10月1日
投資エリア	地方投資エリア(宮城県)		信託受託者	株式会社あおぞら銀行
所在地	住居表示	宮城県仙台市若林区土樋260番地1(注1)	PM会社	Apaman Property株式会社
	地番	宮城県仙台市若林区土樋260番1	マスターリース会社	Apaman Property株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	717.53m <sup>2</sup>	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	近隣商業地域	調査時点	2020年1月27日
	建蔽率	80%	再調達価格	577,000,000円(注2)
	容積率	300%	PML	1.0%(注2)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	79,970,000円
建物	用途	共同住宅	前所有者	株式会社インボイスRM
	構造・階層	RC 13F		
	延床面積	2,381.24m <sup>2</sup>		
	建築時期	2007年1月15日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注1)住居表示が実施されていないため、登記簿上の建物所在地を記載しています。				
(注2)株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				

## 物件番号: Re-68 物件名称: H F 浅草橋レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	771,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2010年10月1日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	株式会社あおぞら銀行
所在地	住居表示	東京都台東区柳橋二丁目19番7号	PM会社	Apaman Property株式会社
	地番	東京都台東区柳橋二丁目6番41他1筆	マスターリース会社	Apaman Property株式会社
土地	所有形態	所有権 建物状況調査報告書の概要		
	地積	267.42㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2017年2月1日
	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	334,000,000円(注3)
	容積率 (注1)	500%	PML	6.3%(注3)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	42,040,000円
	用途	共同住宅	前所有者	株式会社インボイスRM
	構造・階層	RC 14F		
	延床面積	1,341.38㎡		
	建築時期	2006年9月28日		
特記事項				
1. 東側隣地のコンクリートブロック塀の基礎等の一部が信託不動産に越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。				
2. 下記(注2)の通り、信託不動産は現行の建築基準法に定められた基準を満たしていない、いわゆる既存不適格建物です。				
その他				
(注1) 信託不動産の容積率は、前面道路幅員による規制により480%に制限されています。また、信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				
(注2) 台東区において、集合住宅の建築及び管理に関する条例が2005年7月より施行されていますが、信託不動産は当該条例施行前に確認申請等がなされているため、当該条例の規制対象外となっています。よって、信託不動産は現行の建築基準法に定められた基準を満たしておらず、いわゆる既存不適格建物となっています。				
(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				

## 物件番号: Re-69 物件名称: H F 一番町レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	834,000,000円
投資区分	レジデンス、地方レジデンス		取得日	2010年10月1日
投資エリア	地方投資エリア(宮城県)		信託受託者	株式会社あおぞら銀行
所在地	住居表示	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番7号	PM会社	Apaman Property株式会社
	地番	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番4	マスターリース会社	Apaman Property株式会社
土地	所有形態	所有権 建物状況調査報告書の概要		
	地積	398.14㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2020年1月27日
	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	570,000,000円(注2)
	容積率	600%	PML	1.1%(注2)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	73,970,000円
	用途	共同住宅・店舗	前所有者	株式会社インボイスRM
	構造・階層	RC 12F		
	延床面積	2,404.41㎡		
	建築時期	2007年2月21日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注1) 信託建物は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				
(注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				

## 物件番号: Re-70 物件名称: H F 東中野レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	942,000,000円	
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2010年10月1日	
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地	住居表示	東京都中野区東中野二丁目19番4号	PM会社	日本ハウズイング株式会社	
	地番	東京都中野区東中野二丁目8番8	マスターリース会社	日本ハウズイング株式会社	
土地	所有形態	所有権		建物状況調査報告書の概要	
	地積	538.53㎡(注1)		調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	近隣商業地域	第一種低層住居専用地域	調査時点	2018年11月20日
	建蔽率(注2)	80%	60%	再調達価格	351,000,000円(注3)
	容積率(注2)	400%	150%	PML	3.0%(注3)
建物	所有形態	所有権		長期修繕費(15年以内)	44,730,000円
	用途	共同住宅		前所有者	株式会社ウィルレイズ・コーポレーション
	構造・階層	RC 11F			
	延床面積	1,705.22㎡			
	建築時期	2007年2月28日			
特記事項					
南東側隣地の擁壁の一部が信託不動産に、信託不動産の擁壁の一部が南西側隣地に越境しています。本件については、それぞれ越境に関する確認書が締結されています。					
その他					
(注1)敷地面積には、私道部分の面積(約2.07㎡)が含まれています。					
(注2)容積率は東側都道「山手通り」の拡幅計画線から30m以内は400%、それ以外の部分が150%となっており、両地域の加重平均は251.61%、建蔽率の加重平均は76.24%となります。					
(注3)株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。					

## 物件番号: Re-72 物件名称: H F 早稲田レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	2,090,000,000円	
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2010年10月1日	
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	株式会社あおぞら銀行	
所在地	住居表示	東京都新宿区弁天町23番地9(注1)	PM会社	株式会社長谷工ライブネット	
	地番	東京都新宿区弁天町23番9	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット	
土地	所有形態	所有権		建物状況調査報告書の概要	
	地積	820.34㎡		調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	近隣商業地域	第一種中高層住居専用地域	調査時点	2017年7月20日
	建蔽率(注2)	80%	60%	再調達価格	783,000,000円(注4)
	容積率(注2)	400%	300%	PML	4.0%(注4)
建物	所有形態	所有権		長期修繕費(15年以内)	102,300,000円
	用途	共同住宅		前所有者	株式会社クレアスアセット
	構造・階層	RC 15F			
	延床面積	3,440.06㎡			
	建築時期	2007年5月18日			
特記事項					
下記(注3)の通り、信託不動産は現行の建築基準法に定められた基準を満たしていない、いわゆる既存不適格建物です。					
その他					
(注1)住居表示が実施されていないため、登記簿上の建物所在地を記載しています。					
(注2)信託不動産の容積率は、東側「外苑東通り」(環状3号線)の計画線から30m以内は400%、それ以降の部分が300%となっており、両地域の加重平均は387.15%、建蔽率の加重平均は97.43%となります。また、信託不動産のうち近隣商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物の敷地は、建蔽率が100%に緩和されています。					
(注3)新宿区において2006年3月より建築物の絶対高さ制限を定めるための高度地区変更が施行されていますが、信託不動産は当該条例施行前に確認申請等がなされているため、当該条例の規制対象外となっています。よって、信託不動産は現行の建築基準法に定められた基準を満たしておらず、いわゆる既存不適格建物となっています。					
(注4)株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。					

## 物件番号: Re-73 物件名称: H F 早稲田レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	872,000,000円	
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2010年10月1日	
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	株式会社あおぞら銀行	
所在地	住居表示	東京都新宿区弁天町23番地10(注1)	PM会社	株式会社長谷工ライブネット	
	地番	東京都新宿区弁天町23番10	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット	
土地	所有形態	所有権			
	地積	319.83㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構	
	用途地域	商業地域	近隣商業地域	調査時点	2017年7月20日
	建蔽率(注2)	80%	80%	再調達価格	311,000,000円(注4)
	容積率(注2)	500%	400%	PML	3.6%(注4)
建物	所有形態	所有権		長期修繕費(15年以内)	51,780,000円
	用途	共同住宅		前所有者	株式会社クレアセット
	構造・階層	RC 14F			
	延床面積	1,356.68㎡			
	建築時期	2007年5月18日			
特記事項					
下記(注3)の通り、信託不動産は現行の建築基準法に定められた基準を満たしていない、いわゆる既存不適格建物です。					
その他					
(注1) 住居表示が実施されていないため、登記簿上の建物所在地を記載しています。					
(注2) 信託不動産の容積率は、「外苑東通り」(環状3号線)の計画線と早稲田通りの角きり線より30mまで500%、それ以降の部分が400%となっており、両地域の加重平均は415.52%となります。また、信託不動産のうち商業地域及び近隣商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物の敷地は、建蔽率が100%に緩和されています。					
(注3) 新宿区において2006年3月より建築物の絶対高さ制限を定めるための高度地区変更が施行されていますが、信託不動産は当該条例施行前に確認申請等がなされているため、当該条例の規制対象外となっています。よって、信託不動産は現行の建築基準法に定められた基準を満たしておらず、いわゆる既存不適格建物となっています。					
(注4) 株式会社東京建築検査機構作成の2010年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。					

## 物件番号: Re-74 物件名称: H F 若松河田レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,158,000,000円	
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2013年9月13日	
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
所在地	住居表示	東京都新宿区余丁町9番4号	PM会社	東急住宅リース株式会社	
	地番	東京都新宿区余丁町109番2	マスターリース会社	東急住宅リース株式会社	
土地	所有形態	所有権			
	地積	412.42㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構	
	用途地域	近隣商業地域	第一種住居地域	調査時点	2018年1月19日
	建蔽率(注1)	80%	60%	再調達価格	421,000,000円(注3)
	容積率(注1)	400%	300%	PML	5.0%(注3)
建物	所有形態	所有権		長期修繕費(15年以内)	30,990,000円
	用途	共同住宅		前所有者	合同会社マイレジワン
	構造・階層	RC 12F			
	延床面積	1,858.51㎡			
	建築時期	2004年2月19日			
特記事項					
1. 南西側私道に設置されている門柱の一部及び北東側隣地のコンクリートたたきの一部が信託不動産に越境しています。また、信託不動産のコンクリート敷の一部が南東側道路に越境しています。本件については、いずれも越境に関する覚書等は締結されていません。					
2. 下記(注2)の通り、信託不動産は現行の建築基準法に定められた基準を満たしていない、いわゆる既存不適格建物です。					
その他					
(注1) 信託不動産の建蔽率及び容積率は、それぞれ北西側都市計画道路計画線から30mまでの区域が80%及び400%、30mを超える区域が60%及び300%であり、両区域のそれぞれの加重平均は、95.25%及び384.17%となります。					
(注2) 新宿区において2006年3月より建築物の絶対高さ制限を定めるための高度地区変更が施行されていますが、信託不動産は当該条例施行前に確認申請等がなされているため、当該条例の規制対象外となっています。よって、信託不動産は現行の建築基準法に定められた基準を満たしておらず、いわゆる既存不適格建物となっています。					
(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2013年9月2日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。					

物件番号: Re-75 物件名称: H F 仙台レジデンス E A S T

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,638,625,255円
投資区分	レジデンス、地方レジデンス		取得日	2014年12月4日
投資エリア	地方投資エリア(宮城県)		信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
所在地	住居表示	宮城県仙台市宮城野区元寺小路306番地11(注1)	PM会社	Apaman Property株式会社
	地番	宮城県仙台市宮城野区元寺小路306番11他1筆	マスターリース会社	Apaman Property株式会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	1,133.39㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2020年1月28日
	建蔽率	80%	再調達価格	995,000,000円(注3)
	容積率	400%	PML	1.8%(注3)
建物	所有形態	区分所有権(注2)	長期修繕費(15年以内)	125,430,000円
	用途	共同住宅・集塵庫・駐輪場	前所有者	平和不動産株式会社
	構造・階層	RC 12F		
	延床面積	5,662.45㎡		
	建築時期	2008年7月23日		
特記事項				
本件土地は、2015年9月に土地区画整理事業法による換地処分が行われており、2016年4月20日付で換地に伴う清算が完了しています。				
その他				
(注1) 住居表示が実施されていないため、登記簿上の建物所在地を記載しています。				
(注2) 本件建物は区分所有建物ですが、信託受託者がその区分所有部分の100%を保有しています。				
(注3) 株式会社東京建築検査機構作成の2014年10月14日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				

物件番号: Re-76 物件名称: H F 西公園レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,310,000,000円
投資区分	レジデンス、地方レジデンス		取得日	2015年10月29日
投資エリア	地方投資エリア(宮城県)		信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
所在地	住居表示	宮城県仙台市青葉区立町7番18号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット
	地番	宮城県仙台市青葉区立町7番12	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	733.98㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2020年1月28日
	建蔽率	80%	再調達価格	586,000,000円(注1)
	容積率	400%	PML	2.7%(注1)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	100,210,000円
	用途	共同住宅	前所有者	非開示(注2)
	構造・階層	RC 14F		
	延床面積	2,939.82㎡		
	建築時期	2006年2月17日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注1) 株式会社東京建築検査機構作成の2015年6月30日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				
(注2) 前所有者の同意が得られないため非開示とします。				

## 物件番号：Re-77 物件名称：H F 晩翠通レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	790,000,000円
投資区分	レジデンス、地方レジデンス		取得日	2015年10月29日
投資エリア	地方投資エリア(宮城県)		信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
所在地	住居表示	宮城県仙台市青葉区国分町一丁目3番16号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット
	地番	宮城県仙台市青葉区国分町一丁目3番14	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット
土地	所有形態	所有権 建物状況調査報告書の概要		
	地積	401.19m <sup>2</sup>	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2020年1月28日
	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	368,000,000円(注2)
	容積率	500%	PML	1.7%(注2)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	68,330,000円
	用途	共同住宅	前所有者	非開示(注3)
	構造・階層	RC 12F		
	延床面積	2,037.38m <sup>2</sup>		
	建築時期	2006年2月26日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。 (注2) 株式会社東京建築検査機構作成の2015年6月30日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。 (注3) 前所有者の同意が得られないため非開示とします。				

## 物件番号：Re-78 物件名称：H F 関内レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,800,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2015年12月18日
投資エリア	第二投資エリア(神奈川県)		信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
所在地	住居表示	神奈川県横浜市中区吉田町74番地(注1)	PM会社	株式会社長谷工ライブネット
	地番	神奈川県横浜市中区吉田町74番	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット
土地	所有形態	所有権 建物状況調査報告書の概要		
	地積	435.27m <sup>2</sup>	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2020年7月30日
	建蔽率 (注2)	80%	再調達価格	772,000,000円(注4)
	容積率	800%	PML	2.5%(注4)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	117,880,000円
	用途	共同住宅	前所有者	平和不動産株式会社
	構造・階層	SRC 14F 1B		
	延床面積	2,963.30m <sup>2</sup> (注3)		
	建築時期	2006年11月28日		
特記事項				
下記(注5)の通り、信託不動産は現行の建築基準法に定められた基準を満たしていない、いわゆる既存不適格建物です。				
その他				
(注1) 住居表示が実施されていないため、不動産登記簿上の建物所在地を記載しています。 (注2) 商業地域かつ防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。 (注3) 延床面積に附属建物(駐車場：S 1F 44.15m <sup>2</sup> )が含まれます。 (注4) 株式会社東京建築検査機構作成の2015年11月12日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。 (注5) 本物件所在地については、最低限高度地区に指定されており、建築物の絶対高さ制限を定めるための高度地区の適用が除外されていますが、2006年4月より最低限高度地区の指定が解除されたため、信託不動産は現在の高度地区の制限を超過しています。よって、信託不動産は、現行の建築基準法に定められた基準を満たしておらず、いわゆる既存不適格建物になっています。				

## 物件番号: Re-79 物件名称: H F 名駅北レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	2,160,000,000円
投資区分	レジデンス、地方レジデンス		取得日	2015年12月18日
投資エリア	地方投資エリア(愛知県)		信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
所在地	住居表示	(西棟)愛知県名古屋市区西區菊井二丁目19番22号 (東棟)愛知県名古屋市区西區菊井二丁目19番27号 (注1)	PM会社	株式会社長谷工ライブネット
	地番	愛知県名古屋市区西區菊井二丁目1918番	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	939.72㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2020年8月4日
	建蔽率 (注1) (注2)	80%	再調達価格	835,000,000円(注1)(注4)
	容積率 (注1)	500%	PML	(西棟)12.8% (東棟)12.9% (注1)(注4)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	80,600,000円(注1)
	用途	(西棟)共同住宅・店舗 (東棟)共同住宅・車庫 (注1)	前所有者	平和不動産株式会社
	構造・階層	SRC 15F(注1)		
	延床面積	4,692.26㎡(注1)(注3)		
	建築時期	(西棟)2007年9月10日 (東棟)2007年8月23日 (注1)		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注1) 信託建物は西棟と東棟の2棟からなり、登記簿上は2棟の建物として取り扱われています。				
(注2) 信託不動産のうち西棟の建蔽率は、角地加算により90%に緩和されています。				
(注3) 延床面積の内訳は、西棟が2,346.93㎡、東棟が2,345.33㎡です。				
(注4) 株式会社東京建築検査機構作成の2015年11月12日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。				

## 物件番号: Re-80 物件名称: H F 東札幌レジデンス

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,560,000,000円	
投資区分	レジデンス、地方レジデンス		取得日	2015年12月18日	
投資エリア	地方投資エリア(北海道)		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地	住居表示	北海道札幌市白石区東札幌五条三丁目2番35号	PM会社	Apaman Property株式会社	
	地番	北海道札幌市白石区東札幌五条三丁目14番3	マスターリース会社	Apaman Property株式会社	
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要		
	地積	2,134.95㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構	
	用途地域	準住居地域	準工業地域	調査時点	2021年2月10日
	建蔽率 (注1)	60%	60%	再調達価格	1,040,000,000円(注4)
	容積率 (注2)	300%	200%	PML	0.1%(注4)
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	89,850,000円	
	用途	共同住宅	前所有者	平和不動産株式会社	
	構造・階層	RC 15F			
	延床面積	7,169.82㎡(注3)			
	建築時期	2008年3月7日			
特記事項					
該当事項はありません。					
その他					
(注1) 信託不動産の建蔽率は、角地加算により70%に緩和されています。					
(注2) 信託不動産の容積率は、南東側道路中心線から50mまでは300%、それ以降の部分が200%となっており、両地域の加重平均は、268.61%となります。					
(注3) 延床面積に附属建物(物置: RC 1 F 8.12㎡)が含まれます。					
(注4) 株式会社東京建築検査機構作成の2015年11月12日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。					

物件番号: Re-81 物件名称: H F 博多東レジデンス

特定資産の種類	不動産		取得価格	880,000,000円
投資区分	レジデンス、地方レジデンス		取得日	2017年1月23日
投資エリア	地方投資エリア(福岡県)		信託受託者	-
所在地	住居表示	福岡県福岡市博多区東比恵三丁目27番7号	P M会社	株式会社ミヨシアセットマネジメント
	地番	福岡県福岡市博多区東比恵三丁目179番	マスターリース会社	株式会社ミヨシアセットマネジメント
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	1,282.03㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	準工業地域	調査時点	2016年11月29日
	建蔽率	60%	再調達価格	580,000,000円
	容積率	200%	P M L	8.0%
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	52,570,000円
	用途	共同住宅	前所有者	個人
	構造・階層	R C 7 F		
	延床面積	2,702.02㎡		
	建築時期	2008年9月9日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
該当事項はありません。				

物件番号: Re-82 物件名称: H F 仙台五橋レジデンス

特定資産の種類	不動産		取得価格	850,000,000円
投資区分	レジデンス、地方レジデンス		取得日	2017年2月23日
投資エリア	地方投資エリア(宮城県)		信託受託者	-
所在地	住居表示	宮城県仙台市青葉区五橋二丁目4番19号	P M会社	株式会社長谷工ライブネット
	地番	宮城県仙台市青葉区五橋二丁目518番	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	420.14㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2016年12月20日
	建蔽率	80%	再調達価格	451,000,000円
	容積率	500%	P M L	2.0%
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	40,540,000円
	用途	共同住宅	前所有者	非開示(注)
	構造・階層	R C 12 F		
	延床面積	2,049.77㎡		
	建築時期	2006年11月15日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注) 前所有者の同意が得られないため非開示とします。				

物件番号: Re-83 物件名称: H F 田端レジデンス

特定資産の種類	不動産		取得価格	1,100,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2017年8月25日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	-
所在地	住居表示	東京都北区田端新町二丁目24番1号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット
	地番	東京都北区田端新町二丁目60番	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット
土地	所有形態	借地権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	552.06㎡(注1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2017年6月23日
	建蔽率(注2)	80%	再調達価格	489,000,000円
	容積率	500%	PML	3.5%
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	11,800,000円
	用途	共同住宅	前所有者	平和不動産株式会社
	構造・階層	R C 15F		
	延床面積	2,457.71㎡		
	建築時期	2015年12月1日		
特記事項				
<p>1. 本件土地の土地所有者兼賃貸人(注3)と取得先である平和不動産株式会社との間で土地賃貸借契約が締結されています。本投資法人は、当該土地賃貸借契約を平和不動産株式会社から承継することにより本件土地の賃借権を取得しています。なお、当該土地賃貸借契約の概要は以下の通りです。</p> <p>借地権の目的: 賃貸住宅等の建物を所有するため。</p> <p>借地期間: 2014年1月31日~2044年1月30日(30年間)。但し、更新料を支払うことにより同一条件で更新することができる。</p> <p>2. 南西側公道について、都市計画道路(環状5-2号線。計画幅員33m、現在の接道面から約5.9m後退。)が計画決定されており、当該事業が施行され、本件土地の一部が当該道路用地として供された場合には、本不動産は、既存不適格となります。</p>				
その他				
(注1) 不動産登記簿上の地積を記載しています。なお、土地賃貸借契約書に記載されている借地面積は411.88㎡ですが、実測面積は413.52㎡です。				
(注2) 不動産の建蔽率は、角地加算により90%に緩和されています。				
(注3) 土地所有者兼賃貸人の同意が得られないため非開示とします。				

物件番号: Re-84 物件名称: H F 両国レジデンス

特定資産の種類	不動産		取得価格	1,400,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2017年12月15日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	-
所在地	住居表示	東京都墨田区緑一丁目9番3号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット
	地番	東京都墨田区緑一丁目16番5他2筆	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット
土地	所有形態	借地権及び所有権(注1)	建物状況調査報告書の概要	
	地積	411.92㎡(注1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2017年10月6日
	建蔽率(注2)	80%	再調達価格	554,000,000円
	容積率(注3)	600%	400%	PML
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	6,890,000円
	用途	共同住宅	前所有者	平和不動産株式会社
	構造・階層	R C 12F		
	延床面積	2,705.78㎡		
	建築時期	2017年3月1日		
特記事項				
<p>本件土地の一部は、所有者兼賃貸人である日本殖産興業株式会社と前所有者である平和不動産株式会社との間で土地賃貸借契約が締結されており、本投資法人は、当該土地賃貸借契約を新たに締結する形で不動産を取得しています。なお、当該土地賃貸借契約の概要は以下の通りです。</p> <p>借地権の目的: 賃貸住宅等の建物を所有するため。</p> <p>借地期間: 2017年12月15日~2045年7月2日(28年間)。但し、賃貸借期間満了時に建物が存在し、賃借人としての義務が完全に履行される場合、契約期間は更に30年間更新される。</p>				
その他				
(注1) 本件土地の所有形態は一部が借地権、一部が所有権です。借地権部分及び所有権部分の不動産登記簿上の地積はそれぞれ303.30㎡及び108.62㎡であり、地積の欄にはその合計を記載しています。なお、土地賃貸借契約書に記載されている借地面積は304.4627㎡です。				
(注2) 不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				
(注3) 西側都道から20メートル以内は600%、それ以降の部分が400%であり、両地域の容積率の加重平均は、548.70%となります。				

## 物件番号：Re-85 物件名称：H F 八王子レジデンス

特定資産の種類	不動産		取得価格	1,120,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2017年12月15日
投資エリア	第二投資エリア(東京都)		信託受託者	-
所在地	住居表示	東京都八王子市中町8番7号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット
	地番	東京都八王子市中町15番9他3筆	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	302.38㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2017年10月13日
	建蔽率	80%	再調達価格	346,000,000円
	容積率	600%	P M L	7.1%
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	45,040,000円
	用途	共同住宅・店舗	前所有者	非開示(注)
	構造・階層	R C 11 F 1 B		
	延床面積	1,833.55㎡		
	建築時期	2009年2月27日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注)前所有者の同意が得られないため非開示とします。				

## 物件番号：Re-86 物件名称：H F 三田レジデンス

特定資産の種類	不動産		取得価格	1,210,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2018年12月14日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	-
所在地	住居表示	東京都港区芝五丁目2番2号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット
	地番	東京都港区芝五丁目2番104	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	256.66㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2018年10月19日
	建蔽率 (注)	80%	再調達価格	289,000,000円
	容積率	500%	P M L	5.8%
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	47,880,000円
	用途	共同住宅	前所有者	平和不動産株式会社
	構造・階層	R C 11 F		
	延床面積	1,353.81㎡		
	建築時期	2006年6月8日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注)不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				

## 物件番号: Re-87 物件名称: H F 門前仲町レジデンス

特定資産の種類	不動産		取得価格	945,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2018年12月14日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	-
所在地	住居表示	東京都江東区牡丹一丁目16番4号	P M会社	株式会社長谷工ライブネット
	地番	東京都江東区牡丹一丁目1番4	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット
土地	所有形態	所有権 建物状況調査報告書の概要		
	地積	243.14㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2018年10月16日
	建蔽率 (注)	80%	再調達価格	315,000,000円
	容積率	500%	P M L	7.0%
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	39,080,000円
	用途	共同住宅	前所有者	平和不動産株式会社
	構造・階層	R C 12 F		
	延床面積	1,276.33㎡		
	建築時期	2008年2月6日		
特記事項				
北東側隣地から本件土地へ建物の基礎の一部、雨樋、レンジフード(3箇所)が越境しています。本件については、越境に関する確認書が締結されています。				
その他				
(注)不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。				

## 物件番号: Re-88 物件名称: H F 南砂町レジデンス

特定資産の種類	不動産		取得価格	900,000,000円	
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2018年12月14日	
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	-	
所在地	住居表示	東京都江東区南砂七丁目4番9号	P M会社	株式会社長谷工ライブネット	
	地番	東京都江東区南砂七丁目1980番27	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット	
土地	所有形態	所有権 建物状況調査報告書の概要			
	地積	397.42㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構	
	用途地域	近隣商業地域	準工業地域	調査時点	2018年10月16日
	建蔽率 (注)	80%	60%	再調達価格	311,000,000円
	容積率	300%	300%	P M L	6.1%
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	41,670,000円	
	用途	共同住宅	前所有者	平和不動産株式会社	
	構造・階層	R C 8 F			
	延床面積	1,250.03㎡			
	建築時期	2007年8月29日			
特記事項					
該当事項はありません。					
その他					
(注)両地域の建蔽率の加重平均は、74.74%となります。					

## 物件番号: Re-89 物件名称: H F 仙台長町レジデンス

特定資産の種類	不動産		取得価格	1,030,000,000円	
投資区分	レジデンス、地方レジデンス		取得日	2020年1月17日	
投資エリア	地方投資エリア(宮城県)		信託受託者	-	
所在地	住居表示	宮城県仙台市太白区長町三丁目4番20号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット	
	地番	宮城県仙台市太白区長町三丁目82番1他1筆	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット	
土地	所有形態	所有権 建物状況調査報告書の概要			
	地積	617.18㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構	
	用途地域	商業地域	調査時点	2019年4月9日	
	建蔽率	80%	再調達価格	592,000,000円	
	容積率	400%	PML	1.7%	
建物	所有形態	所有権		長期修繕費(15年以内)	58,060,000円
	用途	共同住宅		前所有者	非開示(注)
	構造・階層	SRC・RC 13F			
	延床面積	2,854.19㎡			
	建築時期	2008年11月10日			
特記事項					
<p>1. 本件土地の一部に地上権設定登記(地上権者:仙台市、目的:高速鉄道事業に要する施設の所有、存続期間:設定の日から高速鉄道事業施設存続中、地代:無償)がなされています。</p> <p>2. 敷地南側の隣地境界上に設置されているブロック塀は、隣地との共有物であることについて覚書が取り交わされています。</p>					
その他					
(注)前所有者の同意が得られないため非開示とします。					

## 物件番号: Re-90 物件名称: H F 正光寺赤羽レジデンス

特定資産の種類	不動産		取得価格	1,150,000,000円	
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2020年3月19日	
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	-	
所在地	住居表示	東京都北区岩淵町37番4号		PM会社	東急住宅リース株式会社
	地番	東京都北区岩淵町774番		マスターリース会社	東急住宅リース株式会社
土地	所有形態	借地権 建物状況調査報告書の概要			
	地積	390.72㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構	
	用途地域	商業地域	第一種中高層住宅専用地域	調査時点	2020年1月21日
	建蔽率(注1)	80%	60%	再調達価格	418,000,000円
	容積率(注2)	500%	200%	PML	6.1%
建物	所有形態	所有権		長期修繕費(15年以内)	6,450,000円
	用途	共同住宅・保育所		前所有者	平和不動産株式会社
	構造・階層	RC 11F			
	延床面積	1,879.61㎡			
	建築時期	2019年2月25日			
特記事項					
<p>本件土地は、所有者兼賃貸人である宗教法人正光寺との間で土地賃貸借契約が締結されています。なお、当該土地賃貸借契約の概要は以下の通りです。</p> <p>借地権の目的:賃貸住宅等の建物を所有するため。</p> <p>借地期間:2020年3月19日~2047年10月31日(約27年間)。但し、賃貸借期間満了時に建物が存在し、賃借人としての義務が完全に履行される場合、契約期間はさらに30年間更新される。</p> <p>優先交渉権:当該賃借権の対象となっている土地の所有権を所有者兼賃貸人が譲渡しようとする場合、賃借人が優先交渉権を有する。</p>					
その他					
(注1)建蔽率の加重平均は66.64%となります。					
(注2)両地域の容積率の加重平均は、459.75%となります。					

物件番号：Re-91 物件名称：H F 仙台本町レジデンス

特定資産の種類	不動産		取得価格	1,070,000,000円
投資区分	レジデンス、地方レジデンス		取得日	2020年4月24日
投資エリア	地方投資エリア(宮城県)		信託受託者	-
所在地	住居表示	宮城県仙台市青葉区本町二丁目9番26号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット
	地番	宮城県仙台市青葉区本町二丁目9番12	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	719.06㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2020年4月16日
	建蔽率	80%	再調達価格	339,000,000円
	容積率	500%	PML	1.2%
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	2,820,000円
	用途	共同住宅	前所有者	非開示(注)
	構造・階層	R C 10F		
	延床面積	1,771.58㎡		
	建築時期	2020年4月8日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注) 前所有者の同意が得られないため非開示とします。				

物件番号：Re-92 物件名称：H F 大濠レジデンス BAYSIDE

特定資産の種類	不動産		取得価格	1,150,000,000円
投資区分	レジデンス、地方レジデンス		取得日	2020年9月30日
投資エリア	地方投資エリア(福岡県福岡市)		信託受託者	-
所在地	住居表示	福岡県福岡市中央区長浜三丁目17番10号	PM会社	株式会社ミヨシアセットマネジメント
	地番	福岡県福岡市中央区長浜三丁目51番1	マスターリース会社	株式会社ミヨシアセットマネジメント
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	1,476.10㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	準工業地域	調査時点	2020年8月12日
	建蔽率	60%	再調達価格	547,000,000円
	容積率	200%	PML	4.5%
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	53,240,000円
	用途	店舗・共同住宅	前所有者	非開示(注)
	構造・階層	R C 9F		
	延床面積	3,420.89㎡		
	建築時期	2007年11月29日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注) 前所有者の同意が得られないため非開示とします。				

物件番号：Re-93 物件名称：H F 博多東レジデンス

特定資産の種類	不動産		取得価格	1,198,500,000円
投資区分	レジデンス、地方レジデンス		取得日	2021年3月24日
投資エリア	地方投資エリア(福岡県)		信託受託者	-
所在地	住居表示	福岡県福岡市博多区豊一丁目9番27号	PM会社	株式会社ミヨシアセットマネジメント
	地番	福岡県福岡市博多区豊一丁目214番1	マスターリース会社	株式会社ミヨシアセットマネジメント
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	1,802.87㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	準工業地域	調査時点	2021年1月21日
	建蔽率	60%	再調達価格	660,000,000円
	容積率	200%	PML	2.9%
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	92,220,000円
	用途	共同住宅・事務所	前所有者	非開示(注2)
	構造・階層	R C 10F		
	延床面積	3,653.80㎡(注1)		
	建築時期	2006年2月5日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注1) 延床面積に附属建物(集塵庫：R C 1 F 14.00㎡)が含まれます。				
(注2) 前所有者の同意が得られないため非開示とします。				

物件番号：Re-94 物件名称：H F 福岡レジデンスE A S T

特定資産の種類	不動産		取得価格	1,180,000,000円
投資区分	レジデンス、地方レジデンス		取得日	2021年3月24日
投資エリア	地方投資エリア(福岡県)		信託受託者	-
所在地	住居表示	福岡県福岡市東区二又瀬新町14番22号	PM会社	株式会社ミヨシアセットマネジメント
	地番	福岡県福岡市東区二又瀬新町939番1他1筆	マスターリース会社	株式会社ミヨシアセットマネジメント
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	2,308.60㎡	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	準工業地域	調査時点	2021年1月21日
	建蔽率	60%	再調達価格	763,000,000円
	容積率	200%	PML	2.1%
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	105,300,000円
	用途	共同住宅	前所有者	非開示(注2)
	構造・階層	R C 10F		
	延床面積	4,283.07㎡(注1)		
	建築時期	2007年1月4日		
特記事項				
該当事項はありません。				
その他				
(注1) 延床面積に附属建物(集塵庫：R C 1 F 13.34㎡)が含まれます。				
(注2) 前所有者の同意が得られないため非開示とします。				

## 物件番号：Re-95 物件名称：H F 正光寺赤羽レジデンス

特定資産の種類	不動産		取得価格	1,690,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2021年6月4日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	-
所在地	住居表示	東京都北区岩淵町24番16号	P M会社	東急住宅リース株式会社
	地番	東京都北区岩淵町676番2他2筆	マスターリース会社	東急住宅リース株式会社
土地	所有形態	借地権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	508.14㎡(注)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	2021年3月26日
	建蔽率	80%	再調達価格	525,000,000円
	容積率	500%	P M L	6.3%
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	17,740,000円
	用途	共同住宅	前所有者	平和不動産株式会社
	構造・階層	R C 14 F		
	延床面積	2,764.49㎡		
	建築時期	2020年1月31日		
特記事項				
<p>本件土地は、所有者兼賃貸人である宗教法人正光寺との間で土地賃貸借契約が締結されています。なお、当該土地賃貸借契約の概要は以下の通りです。</p> <p>借地権の目的：賃貸住宅等の建物を所有するため。</p> <p>借地期間：2021年6月4日～2048年4月1日(約27年間)。但し、更新料を支払うことにより、賃貸借期間を30年として、同一条件で更新することができる。</p> <p>優先交渉権：当該賃借権の対象となっている土地の所有権を所有者兼賃貸人が譲渡しようとする場合、賃借人が優先交渉権を有する。</p>				
その他				
(注)敷地面積には、私道部分の面積(約4.03㎡)が含まれています。				

## 物件番号：Re-96 物件名称：H F 八広レジデンス

特定資産の種類	不動産		取得価格	1,220,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス		取得日	2021年6月4日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)		信託受託者	-
所在地	住居表示	東京都墨田区八広四丁目50番1号	P M会社	東急住宅リース株式会社
	地番	東京都墨田区八広四丁目25番	マスターリース会社	東急住宅リース株式会社
土地	所有形態	借地権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	501.11㎡(注1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	準工業地域	調査時点	2021年3月26日
	建蔽率(注2)	80%	再調達価格	415,000,000円
	容積率	400%	P M L	11.8%
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	7,500,000円
	用途	共同住宅	前所有者	平和不動産株式会社
	構造・階層	R C 9 F		
	延床面積	2,151.30㎡		
	建築時期	2020年11月27日		
特記事項				
<p>本件土地は、所有者兼賃貸人(注3)と前所有者である平和不動産株式会社との間で土地賃貸借契約が締結されており、本投資法人は、当該土地賃貸借契約を平和不動産株式会社から承継することにより本件土地の賃借権を取得しています。なお、当該土地賃貸借契約の概要は以下の通りです。</p> <p>借地権の目的：賃貸用共同住宅を所有するため。</p> <p>借地期間：2018年11月1日～2048年10月31日(30年間)。但し、更新料を支払うことにより更新することができる。</p>				
その他				
<p>(注1)本件土地の南側一部(約22.04㎡)はセットバック部分であり、建築物の敷地面積には算入できません。</p> <p>(注2)不動産の建蔽率は、角地加算により90%に緩和されています。</p> <p>(注3)土地所有者兼賃貸人の同意が得られていないため非開示とします。</p>				

物件番号：Re-97 物件名称：H F 世田谷上町レジデンス

特定資産の種類	不動産	取得価格	700,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス	取得日	2021年6月4日
投資エリア	第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	-
所在地	住居表示	東京都世田谷区世田谷一丁目45番9号	PM会社
	地番	東京都世田谷区世田谷一丁目505番2他2筆	マスターリース会社
土地	所有形態	借地権	建物状況調査報告書の概要
	地積	267.52㎡	調査機関
	用途地域	近隣商業地域	調査時点
	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格
	容積率	300%	PML
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)
	用途	共同住宅	前所有者
	構造・階層	RC 7F	
	延床面積	1,070.10㎡	
	建築時期	2020年11月30日	
特記事項			
<p>本件土地は、所有者兼賃貸人(注2)と前所有者である平和不動産株式会社との間で土地賃貸借契約が締結されており、本投資法人は、当該土地賃貸借契約を平和不動産株式会社から承継することにより本件土地の賃借権を取得しています。なお、当該土地賃貸借契約の概要は以下の通りです。</p> <p>借地権の目的：賃貸用共同住宅を所有するため。</p> <p>借地期間：2019年10月29日～2049年10月28日(30年間)。但し、更新料を支払うことにより更新することができる。</p>			
その他			
<p>(注1) 不動産は、近隣商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。</p> <p>(注2) 土地所有者兼賃貸人の同意が得られていないため非開示とします。</p>			

物件番号：Re-98 物件名称：H F 草加レジデンス

特定資産の種類	不動産	取得価格	1,300,000,000円
投資区分	レジデンス、都心レジデンス	取得日	2021年9月29日
投資エリア	第二投資エリア(埼玉県)	信託受託者	-
所在地	住居表示	埼玉県草加市草加四丁目2番21号	PM会社
	地番	埼玉県草加市草加四丁目180番3	マスターリース会社
土地	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要
	地積	1,757.08㎡	調査機関
	用途地域	第一種中高層住居専用地域	調査時点
	建蔽率	60%	再調達価格
	容積率	200%	PML
建物	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)
	用途	共同住宅	前所有者
	構造・階層	RC 5F	
	延床面積 (注1)	3,229.29㎡	
	建築時期	2010年2月18日	
特記事項			
該当事項はありません。			
その他			
<p>(注1) 延床面積に附属建物(ゴミ置場：RC 1F 16.21㎡、ポンプ室：RC 1F 6.25㎡)が含まれます。</p> <p>(注2) 前所有者の同意が得られないため非開示とします。</p>			

## 損益の状況（単位：千円）

物件番号	Of-05	Of-06	Of-07	Of-08	Of-09
物件名称	水天宮平和ビル	H F 門前仲町ビル ディング	H F 浜松町ビル ディング	H F 溜池ビル ディング	グレイスビル 泉岳寺前
運用期間 自：	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日
至：	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日
運用日数	183日	183日	183日	183日	183日
賃貸事業収入	58,829	94,178	56,705	83,705	59,894
貸室賃料・共益費	53,015	86,078	52,215	76,815	53,181
その他賃貸事業収入	5,813	8,099	4,489	6,889	6,713
賃貸事業費用	16,754	26,805	16,356	19,723	19,755
管理委託費	6,551	11,718	4,559	5,988	5,017
公租公課	5,100	6,549	6,658	7,463	2,197
水道光熱費	4,089	5,245	2,994	3,654	3,322
修繕費	242	2,197	1,353	1,307	1,371
保険料	61	113	56	84	68
信託報酬	400	400	400	850	535
その他賃貸事業費用	310	581	334	376	7,242
NOI	42,074	67,372	40,348	63,981	40,139
減価償却費	8,091	17,754	8,237	8,647	6,955
賃貸事業損益	33,982	49,618	32,110	55,334	33,183

## 損益の状況（単位：千円）

物件番号	Of-11	Of-12	Of-17	Of-18	Of-20
物件名称	H F 日本橋大伝馬 町ビルディング	H F 八丁堀ビル ディング	八丁堀MFビル	エムズ原宿	船橋Faceビル
運用期間 自：	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日
至：	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日
運用日数	183日	183日	183日	183日	183日
賃貸事業収入	67,427	75,524	32,643	67,889	120,138
貸室賃料・共益費	60,205	69,139	30,670	60,701	115,331
その他賃貸事業収入	7,221	6,385	1,972	7,187	4,806
賃貸事業費用	20,334	18,940	10,285	23,316	33,912
管理委託費	6,716	5,385	3,796	9,783	17,391
公租公課	4,819	8,289	2,716	7,813	7,848
水道光熱費	3,795	4,173	1,973	2,993	8,435
修繕費	2,347	606	1,303	2,210	-
保険料	89	95	36	45	106
信託報酬	650	-	-	400	-
その他賃貸事業費用	1,916	390	459	70	130
NOI	47,092	56,584	22,357	44,573	86,225
減価償却費	15,548	8,975	5,131	9,273	10,298
賃貸事業損益	31,544	47,608	17,226	35,300	75,927

## 損益の状況(単位:千円)

物件番号		Of-21	Of-23	Of-24	Of-25	Of-27
物件名称		アデッソ西麻布	H F 池袋ビルディング	H F 湯島ビルディング	茅場町平和ビル	神戸旧居留地平和ビル
運用期間	自: 至:	2021年6月1日 2021年11月30日	2021年6月1日 2021年11月30日	2021年6月1日 2021年11月30日	2021年6月1日 2021年11月30日	2021年6月1日 2021年11月30日
運用日数		183日	183日	183日	183日	183日
賃貸事業収入		7,593	42,506	50,574	208,588	146,670
貸室賃料・共益費		6,960	38,082	46,170	200,809	130,402
その他賃貸事業収入		632	4,424	4,404	7,779	16,267
賃貸事業費用		3,238	10,947	11,573	26,966	52,104
管理委託費		1,442	2,850	4,213	9,324	20,976
公租公課		809	2,213	3,752	9,194	12,358
水道光熱費		689	2,060	2,393	7,627	10,635
修繕費		274	3,268	841	45	6,901
保険料		13	37	59	147	237
信託報酬		-	-	-	337	324
その他賃貸事業費用		10	516	313	290	669
NOI		4,354	31,559	39,001	181,621	94,566
減価償却費		1,586	5,314	7,653	9,655	27,040
賃貸事業損益		2,767	26,245	31,348	171,965	67,525

## 損益の状況(単位:千円)

物件番号		Of-29	Of-30	Of-31	Of-32	Of-33
物件名称		栄ミナミ平和ビル	H F 桜通ビルディング	H F 日本橋浜町ビルディング	H F 仙台北町ビルディング	H F 上野ビルディング
運用期間	自: 至:	2021年6月1日 2021年11月30日	2021年6月1日 2021年11月30日	2021年6月1日 2021年11月30日	2021年6月1日 2021年11月30日	2021年6月1日 2021年11月30日
運用日数		183日	183日	183日	183日	183日
賃貸事業収入		89,874	326,795	92,921	145,297	141,318
貸室賃料・共益費		79,074	292,840	77,664	125,444	117,874
その他賃貸事業収入		10,800	33,955	15,256	19,853	23,444
賃貸事業費用		29,243	145,552	24,189	42,211	41,958
管理委託費		13,240	37,349	9,179	18,206	14,663
公租公課		7,485	14,780	6,922	10,126	10,690
水道光熱費		6,505	15,635	5,834	10,077	8,601
修繕費		1,265	937	910	2,590	5,654
保険料		117	378	112	215	181
信託報酬		324	339	339	439	329
その他賃貸事業費用		305	76,130	891	556	1,837
NOI		60,630	181,242	68,731	103,085	99,359
減価償却費		10,950	35,825	10,912	23,354	18,206
賃貸事業損益		49,680	145,417	57,819	79,731	81,153

## 損益の状況(単位:千円)

物件番号	Of-34	Of-35	Of-36	Of-37	Of-38
物件名称	麹町H Fビル	H F九段南ビルディング	H F神田小川町ビルディング	日総第5ビル	アクロス新川ビル
運用期間	自: 2021年6月1日 至: 2021年11月30日	2021年6月1日 2021年11月30日	2021年6月1日 2021年11月30日	2021年6月1日 2021年11月30日	2021年6月1日 2021年11月30日
運用日数	183日	183日	183日	183日	183日
賃貸事業収入	71,706	99,147	110,262	87,218	129,835
貸室賃料・共益費	66,074	87,572	102,043	82,778	114,792
その他賃貸事業収入	5,631	11,575	8,218	4,440	15,042
賃貸事業費用	22,840	26,786	29,449	12,120	37,359
管理委託費	6,466	7,999	7,736	240	21,734
公租公課	10,908	10,723	10,731	8,987	8,467
水道光熱費	3,542	5,397	6,696	-	5,507
修繕費	1,056	1,292	2,407	2,153	724
保険料	100	106	85	150	170
信託報酬	329	339	414	329	391
その他賃貸事業費用	436	929	1,378	259	362
NOI	48,865	72,360	80,812	75,097	92,476
減価償却費	5,190	10,896	8,017	15,275	7,936
賃貸事業損益	43,674	61,464	72,794	59,822	84,539

## 損益の状況(単位:千円)

物件番号	Of-39	Of-40	Of-41	Of-42	Of-43
物件名称	千住ミルディス番館	アーク森ビル(注)	日本橋堀留町ファースト	サザンスカイツワー八王子	浜町平和ビル
運用期間	自: 2021年6月1日 至: 2021年11月30日	2021年6月1日 2021年11月30日	2021年6月1日 2021年11月30日	2021年6月1日 2021年11月30日	2021年6月1日 2021年11月30日
運用日数	183日	183日	183日	183日	183日
賃貸事業収入	65,301	非開示	62,697	69,569	89,984
貸室賃料・共益費	64,278		56,734	63,261	78,624
その他賃貸事業収入	1,022		5,963	6,308	11,360
賃貸事業費用	20,669	非開示	15,564	22,757	22,733
管理委託費	13,836		5,507	8,811	7,848
公租公課	3,577		4,214	6,094	7,354
水道光熱費	-		3,707	5,847	4,055
修繕費	49		1,355	157	2,579
保険料	84		75	138	109
信託報酬	339		340	339	414
その他賃貸事業費用	2,782		363	1,368	372
NOI	44,631	57,460	47,133	46,811	67,251
減価償却費	6,018	1,772	6,431	7,291	9,577
賃貸事業損益	38,612	55,688	40,702	39,520	57,673

(注) マスターリース会社兼プロパティマネジメント会社からの同意を得られていないため、賃貸事業収入及び賃貸事業費用は非開示としています。

## 損益の状況(単位:千円)

物件番号	Of-44	Of-45	Of-46	Of-47	Of-48
物件名称	錦糸町 スクエアビル	兜町 ユニ・スクエア	H F 仙台一番町 ビルディング	大崎C Nビル (注1)	ファーレ イーストビル (注2)
運用期間 自:	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月4日	2021年10月29日
至:	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日
運用日数	183日	183日	183日	180日	33日
賃貸事業収入	76,929	108,495	80,901	95,059	7,087
貸室賃料・共益費	67,971	97,577	66,505	87,133	6,919
その他賃貸事業収入	8,958	10,918	14,396	7,926	167
賃貸事業費用	21,754	25,931	25,002	14,090	1,152
管理委託費	5,653	12,808	9,501	6,970	1,061
公租公課	4,495	6,367	7,300	-	-
水道光熱費	7,187	4,431	5,391	3,604	49
修繕費	3,323	822	2,101	2,362	-
保険料	74	100	110	97	38
信託報酬	390	429	-	429	-
その他賃貸事業費用	629	971	597	626	2
NOI	55,174	82,564	55,899	80,969	5,934
減価償却費	6,238	4,834	8,720	8,221	1,114
賃貸事業損益	48,936	77,730	47,178	72,748	4,820

(注1) Of-47 大崎C Nビルは、2021年6月4日付で取得しました。運用期間は2021年6月4日から2021年11月30日まで(180日)となります。

(注2) Of-48 ファーレイーストビルは、2021年10月29日付で取得しました。運用期間は2021年10月29日から2021年11月30日まで(33日)となります。

## 損益の状況(単位:千円)

物件番号	Re-03	Re-05	Re-09	Re-11	Re-12
物件名称	H F 市川 レジデンス	H F 目黒 レジデンス	H F 葛西 レジデンス	H F 若林公園 レジデンス	H F 碑文谷 レジデンス
運用期間 自:	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日
至:	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日
運用日数	183日	183日	183日	183日	183日
賃貸事業収入	17,298	19,390	26,620	121,733	44,124
貸室賃料・共益費	17,280	19,077	23,596	112,084	41,528
その他賃貸事業収入	18	313	3,023	9,649	2,596
賃貸事業費用	2,386	5,160	5,898	20,247	8,768
管理委託費	1,081	2,341	2,592	9,316	4,217
公租公課	712	992	1,223	6,451	2,554
水道光熱費	128	227	186	1,017	362
修繕費	23	1,066	1,114	2,320	963
保険料	19	21	27	156	51
信託報酬	401	401	401	414	401
その他賃貸事業費用	20	109	352	569	216
NOI	14,912	14,229	20,722	101,486	35,356
減価償却費	2,225	2,576	3,456	18,791	5,839
賃貸事業損益	12,687	11,653	17,265	82,695	29,516

## 損益の状況(単位:千円)

物件番号	Re-14	Re-16	Re-17	Re-18	Re-19
物件名称	H F 南麻布 レジデンス	H F 学芸大学 レジデンス	H F 東神田 レジデンス	H F 東日本橋 レジデンス	H F 練馬 レジデンス
運用期間 自:	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日
至:	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日
運用日数	183日	183日	183日	183日	183日
賃貸事業収入	36,489	27,098	36,424	42,500	24,240
貸室賃料・共益費	35,192	25,639	34,629	41,341	23,679
その他賃貸事業収入	1,297	1,459	1,794	1,159	561
賃貸事業費用	7,927	5,782	8,974	7,648	13,661
管理委託費	3,377	2,582	4,147	3,050	2,474
公租公課	1,933	1,362	1,493	2,007	1,193
水道光熱費	302	235	229	325	224
修繕費	1,636	1,012	2,524	1,596	9,213
保険料	36	34	41	54	31
信託報酬	402	426	426	426	376
その他賃貸事業費用	237	129	112	188	146
NOI	28,562	21,315	27,449	34,851	10,578
減価償却費	4,267	3,364	7,501	8,197	5,268
賃貸事業損益	24,295	17,951	19,948	26,653	5,310

## 損益の状況(単位:千円)

物件番号	Re-20	Re-21	Re-22	Re-23	Re-24
物件名称	H F 白金高輪 レジデンス	H F 明大前 レジデンス	H F 日本橋 レジデンス	H F 上石神井 レジデンス	H F 錦糸町 レジデンス
運用期間 自:	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日
至:	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日
運用日数	183日	183日	183日	183日	183日
賃貸事業収入	123,524	28,665	33,071	31,762	33,290
貸室賃料・共益費	115,140	27,565	31,050	30,523	32,363
その他賃貸事業収入	8,384	1,100	2,021	1,239	927
賃貸事業費用	16,923	5,334	8,682	8,153	5,831
管理委託費	7,394	2,571	3,683	3,336	2,832
公租公課	5,685	1,492	1,566	1,766	1,426
水道光熱費	861	175	416	318	332
修繕費	2,094	658	2,105	2,552	1,025
保険料	148	36	41	45	41
信託報酬	-	-	454	-	-
その他賃貸事業費用	738	401	416	134	174
NOI	106,600	23,330	24,389	23,609	27,458
減価償却費	16,992	3,942	4,317	6,024	4,566
賃貸事業損益	89,608	19,387	20,071	17,584	22,891

## 損益の状況(単位:千円)

物件番号	Re-25	Re-26	Re-29	Re-30	Re-31
物件名称	H F 銀座 レジデンス E A S T	H F 新横浜 レジデンス	H F 白山 レジデンス	H F 馬込 レジデンス	H F 学芸大学 レジデンス
運用期間 自:	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日
至:	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日
運用日数	183日	183日	183日	183日	183日
賃貸事業収入	129,411	84,093	56,338	46,172	35,902
貸室賃料・共益費	118,264	78,682	53,471	40,566	35,033
その他賃貸事業収入	11,146	5,411	2,866	5,606	869
賃貸事業費用	29,561	17,865	13,860	9,286	18,594
管理委託費	12,608	9,018	5,812	4,005	3,003
公租公課	6,439	4,624	3,897	3,194	1,929
水道光熱費	993	357	502	423	242
修繕費	8,948	3,108	3,309	1,419	12,820
保険料	162	123	91	80	45
信託報酬	-	-	-	-	414
その他賃貸事業費用	408	634	247	163	138
NOI	99,850	66,227	42,478	36,886	17,307
減価償却費	25,213	20,761	11,644	9,494	5,953
賃貸事業損益	74,637	45,466	30,833	27,391	11,354

## 損益の状況(単位:千円)

物件番号	Re-33	Re-34	Re-35	Re-36	Re-38
物件名称	H F 亀戸 レジデンス	H F 田無 レジデンス	H F 芝公園 レジデンス	H F 三田 レジデンス	ラ・レジダンス ・ド・白金台
運用期間 自:	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日
至:	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日
運用日数	183日	183日	183日	183日	183日
賃貸事業収入	32,150	30,930	23,715	34,583	25,668
貸室賃料・共益費	30,369	29,414	22,379	33,776	24,579
その他賃貸事業収入	1,781	1,515	1,336	807	1,089
賃貸事業費用	9,567	9,691	6,967	7,995	5,914
管理委託費	4,708	4,273	2,817	3,393	3,286
公租公課	1,790	2,423	1,630	2,313	1,568
水道光熱費	372	364	479	408	35
修繕費	1,751	2,502	1,352	1,253	589
保険料	45	69	38	46	30
信託報酬	-	-	397	397	404
その他賃貸事業費用	899	58	252	183	-
NOI	22,583	21,238	16,748	26,588	19,754
減価償却費	6,285	9,870	5,517	6,670	3,391
賃貸事業損益	16,297	11,367	11,231	19,917	16,362

## 損益の状況(単位:千円)

物件番号	Re-39	Re-40	Re-41	Re-42	Re-43
物件名称	H F 銀座レジデンスE A S T	H F 八丁堀レジデンス	H F 八丁堀レジデンス	H F 銀座レジデンス	H F 駒沢公園レジデンスT O W E R
運用期間 自:	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日
至:	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日
運用日数	183日	183日	183日	183日	183日
賃貸事業収入	52,434	59,532	30,041	33,325	209,874
貸室賃料・共益費	50,298	56,355	28,544	32,554	199,127
その他賃貸事業収入	2,136	3,177	1,496	771	10,746
賃貸事業費用	12,742	15,408	6,375	6,672	45,127
管理委託費	5,546	6,113	2,969	2,620	20,529
公租公課	2,056	2,975	1,818	1,623	11,286
水道光熱費	390	630	328	357	3,351
修繕費	3,978	4,772	670	1,461	7,653
保険料	59	81	45	34	275
信託報酬	457	450	372	447	562
その他賃貸事業費用	254	382	172	127	1,467
NOI	39,692	44,123	23,665	26,652	164,746
減価償却費	8,557	14,859	7,105	9,425	40,109
賃貸事業損益	31,134	29,264	16,560	17,227	124,637

## 損益の状況(単位:千円)

物件番号	Re-45	Re-46	Re-47	Re-48	Re-49
物件名称	H F 中之島レジデンス	H F 阿波座レジデンス	H F 丸の内レジデンス	H F 平尾レジデンス	H F 河原町二条レジデンス
運用期間 自:	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日
至:	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日
運用日数	183日	183日	183日	183日	183日
賃貸事業収入	18,437	22,339	26,917	79,265	19,021
貸室賃料・共益費	17,728	22,010	25,581	73,267	18,196
その他賃貸事業収入	709	328	1,336	5,997	824
賃貸事業費用	7,076	9,647	7,422	23,285	4,600
管理委託費	2,985	2,839	2,970	6,470	1,698
公租公課	1,338	1,699	1,654	5,427	1,172
水道光熱費	269	225	240	3,057	788
修繕費	1,615	4,241	1,393	7,006	387
保険料	37	48	50	159	32
信託報酬	450	451	452	527	450
その他賃貸事業費用	379	141	661	637	70
NOI	11,361	12,691	19,494	55,980	14,420
減価償却費	5,522	6,873	6,609	18,933	3,248
賃貸事業損益	5,838	5,818	12,884	37,046	11,172

## 損益の状況（単位：千円）

物件番号	Re-53	Re-54	Re-55	Re-56	Re-57
物件名称	H F 四条河原町 レジデンス	ラ・レジダンス・ ド・千駄木	H F 千駄木 レジデンス	H F 駒沢公園 レジデンス	H F 武蔵小山 レジデンス
運用期間	自：2021年6月1日 至：2021年11月30日	2021年6月1日 2021年11月30日	2021年6月1日 2021年11月30日	2021年6月1日 2021年11月30日	2021年6月1日 2021年11月30日
運用日数	183日	183日	183日	183日	183日
賃貸事業収入	72,861	28,291	31,812	20,508	31,206
貸室賃料・共益費	67,214	28,113	31,569	19,904	29,738
その他賃貸事業収入	5,647	178	243	603	1,467
賃貸事業費用	16,860	5,582	6,487	5,061	8,289
管理委託費	6,734	3,023	3,971	2,282	3,866
公租公課	4,484	1,309	1,589	1,342	1,524
水道光熱費	2,008	3	4	207	212
修繕費	1,456	650	319	639	1,952
保険料	118	27	35	27	34
信託報酬	391	423	423	396	390
その他賃貸事業費用	1,667	144	144	165	308
NOI	56,001	22,709	25,324	15,447	22,916
減価償却費	9,311	3,041	3,670	3,531	3,243
賃貸事業損益	46,689	19,668	21,654	11,915	19,673

## 損益の状況（単位：千円）

物件番号	Re-58	Re-59	Re-60	Re-61	Re-62
物件名称	H F 国分寺 レジデンス	H F 久屋大通 レジデンス	H F 烏丸鞍馬口 レジデンス	H F 西新宿 レジデンス WEST	H F 西新宿 レジデンス EAST
運用期間	自：2021年6月1日 至：2021年11月30日	2021年6月1日 2021年11月30日	2021年6月1日 2021年11月30日	2021年6月1日 2021年11月30日	2021年6月1日 2021年11月30日
運用日数	183日	183日	183日	183日	183日
賃貸事業収入	30,916	42,001	22,224	69,988	42,916
貸室賃料・共益費	29,783	40,538	21,244	65,845	40,461
その他賃貸事業収入	1,133	1,462	979	4,142	2,455
賃貸事業費用	14,825	12,361	4,657	15,468	9,596
管理委託費	2,473	4,292	1,954	7,119	4,156
公租公課	1,536	2,745	1,116	3,166	1,991
水道光熱費	219	376	520	525	715
修繕費	10,009	3,582	131	3,679	1,939
保険料	34	77	32	77	47
信託報酬	414	399	391	414	414
その他賃貸事業費用	139	885	511	486	330
NOI	16,090	29,640	17,566	54,519	33,320
減価償却費	4,215	6,761	2,798	7,444	4,753
賃貸事業損益	11,874	22,879	14,768	47,075	28,566

## 損益の状況(単位:千円)

物件番号	Re-63	Re-64	Re-65	Re-66	Re-67
物件名称	H F 東新宿 レジデンス	H F 東心斎橋 レジデンス	H F 北四番丁 レジデンス	H F 愛宕橋 レジデンス	H F 九大病院前 レジデンス (注)
運用期間	自: 2021年6月1日 至: 2021年11月30日	自: 2021年6月1日 至: 2021年11月30日	自: 2021年6月1日 至: 2021年11月30日	自: 2021年6月1日 至: 2021年11月30日	自: 2021年6月1日 至: 2021年11月29日
運用日数	183日	183日	183日	183日	182日
賃貸事業収入	45,887	21,841	38,904	32,829	17,728
貸室賃料・共益費	43,796	21,620	37,208	31,047	17,556
その他賃貸事業収入	2,091	221	1,695	1,782	171
賃貸事業費用	12,657	4,613	8,820	8,708	6,623
管理委託費	6,786	1,824	3,473	2,471	1,830
公租公課	2,420	1,238	2,054	2,257	1,794
水道光熱費	466	120	646	599	290
修繕費	2,348	926	1,654	2,668	1,735
保険料	54	30	62	59	52
信託報酬	401	401	401	401	390
その他賃貸事業費用	179	71	527	250	528
NOI	33,230	17,227	30,084	24,120	11,105
減価償却費	6,702	2,555	6,871	6,364	3,887
賃貸事業損益	26,527	14,672	23,213	17,755	7,217

(注) Re-67 H F 九大病院前レジデンスは、2021年11月29日付で譲渡しました。運用期間は2021年6月1日から2021年11月29日まで(182日)となります。

## 損益の状況(単位:千円)

物件番号	Re-68	Re-69	Re-70	Re-72	Re-73
物件名称	H F 浅草橋 レジデンス	H F 一番町 レジデンス	H F 東中野 レジデンス	H F 早稲田 レジデンス	H F 早稲田 レジデンス
運用期間	自: 2021年6月1日 至: 2021年11月30日				
運用日数	183日	183日	183日	183日	183日
賃貸事業収入	27,481	38,815	31,950	75,737	29,271
貸室賃料・共益費	25,967	37,062	30,747	71,608	28,473
その他賃貸事業収入	1,514	1,753	1,203	4,128	797
賃貸事業費用	6,362	11,048	6,637	21,189	10,420
管理委託費	2,607	3,848	3,231	12,711	5,776
公租公課	1,323	2,170	1,664	3,357	1,366
水道光熱費	286	466	229	666	373
修繕費	1,566	3,861	903	3,219	2,085
保険料	36	60	39	88	35
信託報酬	401	401	392	413	415
その他賃貸事業費用	140	238	176	733	367
NOI	21,119	27,767	25,313	54,547	18,851
減価償却費	3,143	5,712	3,988	8,041	3,217
賃貸事業損益	17,976	22,054	21,324	46,506	15,633

## 損益の状況(単位:千円)

物件番号	Re-74	Re-75	Re-76	Re-77	Re-78
物件名称	H F 若松河田 レジデンス	H F 仙台 レジデンス E A S T	H F 西公園 レジデンス	H F 晩翠通 レジデンス	H F 関内 レジデンス
運用期間 自:	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日
至:	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日
運用日数	183日	183日	183日	183日	183日
賃貸事業収入	40,536	67,573	43,768	28,209	64,163
貸室賃料・共益費	36,714	63,944	40,483	26,625	58,533
その他賃貸事業収入	3,822	3,629	3,285	1,583	5,629
賃貸事業費用	8,798	17,454	9,684	5,972	10,103
管理委託費	3,976	5,285	3,755	2,303	4,235
公租公課	1,894	3,995	2,562	1,767	3,179
水道光熱費	281	855	437	258	769
修繕費	1,814	6,267	2,309	1,067	779
保険料	47	108	63	41	82
信託報酬	440	331	416	416	391
その他賃貸事業費用	343	611	139	117	666
NOI	31,738	50,118	34,083	22,236	54,060
減価償却費	5,022	15,431	12,607	7,466	13,160
賃貸事業損益	26,715	34,686	21,475	14,769	40,899

## 損益の状況(単位:千円)

物件番号	Re-79	Re-80	Re-81	Re-82	Re-83
物件名称	H F 名駅北 レジデンス	H F 東札幌 レジデンス	H F 博多東 レジデンス	H F 仙台五橋 レジデンス	H F 田端 レジデンス
運用期間 自:	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日
至:	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日
運用日数	183日	183日	183日	183日	183日
賃貸事業収入	62,518	57,873	29,830	26,331	41,654
貸室賃料・共益費	56,334	52,757	27,866	24,110	38,797
その他賃貸事業収入	6,183	5,116	1,964	2,220	2,857
賃貸事業費用	15,425	13,363	6,489	7,299	8,570
管理委託費	6,330	5,227	2,035	3,842	2,749
公租公課	3,643	5,275	2,412	1,800	2,448
水道光熱費	1,185	570	221	448	487
修繕費	2,901	1,457	1,444	625	828
保険料	142	114	60	47	54
信託報酬	320	340	-	-	-
その他賃貸事業費用	902	378	316	534	2,002
NOI	47,092	44,510	23,340	19,031	33,083
減価償却費	13,857	12,646	5,594	6,114	7,731
賃貸事業損益	33,234	31,863	17,746	12,917	25,352

## 損益の状況(単位:千円)

物件番号	Re-84	Re-85	Re-86	Re-87	Re-88
物件名称	H F 両国 レジデンス	H F 八王子 レジデンス	H F 三田 レジデンス	H F 門前仲町 レジデンス	H F 南砂町 レジデンス
運用期間 自:	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日
至:	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日
運用日数	183日	183日	183日	183日	183日
賃貸事業収入	51,099	33,226	30,551	26,882	30,125
貸室賃料・共益費	48,927	32,019	29,453	26,192	25,975
その他賃貸事業収入	2,172	1,206	1,098	689	4,150
賃貸事業費用	11,027	6,866	6,962	6,337	6,295
管理委託費	4,263	2,987	3,662	3,276	3,605
公租公課	2,384	1,771	1,626	1,313	1,252
水道光熱費	398	1,237	212	207	418
修繕費	1,826	671	1,291	1,093	503
保険料	61	39	32	33	32
信託報酬	-	-	-	-	-
その他賃貸事業費用	2,094	158	137	413	482
NOI	40,072	26,360	23,589	20,545	23,830
減価償却費	8,975	5,271	3,171	4,111	4,212
賃貸事業損益	31,096	21,089	20,418	16,433	19,618

## 損益の状況(単位:千円)

物件番号	Re-89	Re-90	Re-91	Re-92	Re-93
物件名称	H F 仙台長町 レジデンス	H F 正光寺赤羽 レジデンス	H F 仙台本町 レジデンス	H F 大濠 レジデンス B A Y S I D E	H F 博多東 レジデンス
運用期間 自:	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日	2021年6月1日
至:	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日
運用日数	183日	183日	183日	183日	183日
賃貸事業収入	33,891	36,748	33,151	34,990	40,773
貸室賃料・共益費	31,721	36,166	31,614	32,418	37,648
その他賃貸事業収入	2,169	582	1,536	2,571	3,124
賃貸事業費用	7,481	8,309	5,772	9,852	8,784
管理委託費	3,205	3,286	2,243	1,914	3,477
公租公課	2,260	2,174	2,611	2,547	-
水道光熱費	492	280	257	638	397
修繕費	1,271	476	267	4,605	4,051
保険料	56	40	32	52	60
信託報酬	-	-	-	-	-
その他賃貸事業費用	194	2,049	360	94	797
NOI	26,409	28,439	27,379	25,137	31,989
減価償却費	8,190	6,672	6,501	5,769	5,134
賃貸事業損益	18,219	21,767	20,877	19,367	26,854

## 損益の状況(単位:千円)

物件番号	Re-94	Re-95	Re-96	Re-97	Re-98
物件名称	H F 福岡 レジデンス E A S T	H F 正光寺赤羽 レジデンス (注1)	H F 八広 レジデンス (注2)	H F 世田谷上町 レジデンス (注3)	H F 草加 レジデンス (注4)
運用期間 自:	2021年6月1日	2021年6月4日	2021年6月4日	2021年6月4日	2021年9月29日
至:	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日
運用日数	183日	180日	180日	180日	63日
賃貸事業収入	45,830	52,889	37,497	14,654	13,043
貸室賃料・共益費	41,644	51,386	37,307	14,565	12,325
その他賃貸事業収入	4,185	1,502	190	89	717
賃貸事業費用	14,125	7,103	6,745	5,366	1,448
管理委託費	3,715	3,694	4,742	4,075	1,140
公租公課	-	-	-	-	-
水道光熱費	318	399	331	188	135
修繕費	9,210	294	-	61	130
保険料	69	46	37	17	28
信託報酬	-	-	-	-	-
その他賃貸事業費用	810	2,669	1,634	1,024	14
NOI	31,704	45,785	30,752	9,288	11,594
減価償却費	9,149	10,100	7,376	2,677	3,544
賃貸事業損益	22,554	35,685	23,375	6,611	8,050

(注1) Re-95 H F 正光寺赤羽レジデンス は、2021年6月4日付で取得しました。運用期間は2021年6月4日から2021年11月30日まで(180日)となります。

(注2) Re-96 H F 八広レジデンスは、2021年6月4日付で取得しました。運用期間は2021年6月4日から2021年11月30日まで(180日)となります。

(注3) Re-97 H F 世田谷上町レジデンスは、2021年6月4日付で取得しました。運用期間は2021年6月4日から2021年11月30日まで(180日)となります。

(注4) Re-98 H F 草加レジデンスは、2021年9月29日付で取得しました。運用期間は2021年9月29日から2021年11月30日まで(63日)となります。

## 損益の状況(単位:千円)

物件番号	-
物件名称	合計
運用期間 自:	2021年6月1日
至:	2021年11月30日
運用日数	183日
賃貸事業収入	6,632,139
貸室賃料・共益費	6,132,363
その他賃貸事業収入	499,776
賃貸事業費用	1,727,362
管理委託費	676,617
公租公課	413,747
水道光熱費	205,687
修繕費	247,833
保険料	8,627
信託報酬	32,252
その他賃貸事業費用	142,597
NOI	4,904,776
減価償却費	970,080
賃貸事業損益	3,934,696

## (3)【運用実績】

## 【純資産等の推移】

本書の日付の直近の6計算期間における各計算期間末の本投資法人における純資産等の推移は、以下の通りです。なお、本書の日付の前月末現在及び同日前1年以内における各月末の本投資法人の総資産額、純資産総額及び1口当たりの純資産額については、期中では正確に把握できないため、各月末における推移は記載していません。

年月日	総資産額(千円)	純資産総額(千円)	1口当たりの純資産額(円)
第35期計算期間末(2019年5月31日)	185,504,950 (183,043,946)	95,462,214 (93,001,210)	94,065 (91,640)
第36期計算期間末(2019年11月30日)	185,927,964 (183,390,847)	95,647,923 (93,110,805)	94,248 (91,748)
第37期計算期間末(2020年5月31日)	188,326,967 (185,739,107)	95,974,657 (93,386,797)	94,570 (92,020)
第38期計算期間末(2020年11月30日)	188,916,598 (186,236,777)	94,910,211 (92,230,390)	94,916 (92,236)
第39期計算期間末(2021年5月31日)	190,986,824 (188,187,011)	95,183,434 (92,383,622)	95,189 (92,389)
第40期計算期間末(2021年11月30日)	203,206,627 (200,155,558)	104,192,703 (101,141,635)	98,692 (95,802)

(注)各計算期間末に分配を行った後の分配落の額を括弧内に記載しています。

また、本投資法人の投資口は、東京証券取引所に2005年3月8日以降上場されており、同所における計算期間別の市場相場並びに第40期中及び第40期計算期間末後の月別の市場相場は、以下の通りです。

計算期間別最高・最低投資口価格及び売買高	回次決算年月	第35期 2019年 5月	第36期 2019年 11月	第37期 2020年 5月	第38期 2020年 11月	第39期 2021年 5月	第40期 2021年 11月
	最高(円)	129,100	146,500	150,000	121,000	168,400	179,800
	最低(円)	116,100	121,300	66,100	96,700	115,900	150,700
	売買高(口)	307,069	283,062	398,563	414,972	347,183	425,482

第40期中の月別最高・最低投資口価格及び売買高	月別	2021年 6月	2021年 7月	2021年 8月	2021年 9月	2021年 10月	2021年 11月
	最高(円)	175,200	179,800	173,200	167,900	162,200	161,600
	最低(円)	159,100	172,900	164,100	160,500	155,300	150,700
	売買高(口)	179,180	55,102	50,877	57,203	43,130	39,990

第40期計算期間末後の月別最高・最低投資口価格及び売買高	月別	2021年 12月	2022年 1月
	最高(円)	157,600	156,900
	最低(円)	151,100	133,000
	売買高(口)	52,872	51,242

(注)最高・最低投資口価格は、東京証券取引所不動産投資信託証券市場の終値によります。

## 【分配の推移】

本書の日付の直近の6計算期間における本投資法人の分配の推移は、以下の通りです。

計算期間	分配総額(千円)	1口当たりの分配金額(円)
第35期(2018年12月1日~2019年5月31日)	2,461,003	2,425
第36期(2019年6月1日~2019年11月30日)	2,537,117	2,500
第37期(2019年12月1日~2020年5月31日)	2,587,859	2,550
第38期(2020年6月1日~2020年11月30日)	2,679,820	2,680
第39期(2020年12月1日~2021年5月31日)	2,799,812	2,800
第40期(2021年6月1日~2021年11月30日)	3,051,068	2,890

## 【自己資本利益率(収益率)の推移】

本書の日付の直近の6計算期間における本投資法人の自己資本利益率の推移は、以下の通りです。

計算期間	自己資本利益率(%)	年換算(%)
第35期(2018年12月1日~2019年5月31日)	2.7	5.4
第36期(2019年6月1日~2019年11月30日)	2.6	5.2
第37期(2019年12月1日~2020年5月31日)	2.9	5.8
第38期(2020年6月1日~2020年11月30日)	3.4	6.8
第39期(2020年12月1日~2021年5月31日)	3.1	6.2
第40期(2021年6月1日~2021年11月30日)	3.0	5.9

(注) 自己資本利益率は、以下の算式により計算し、小数点第2位を四捨五入しています。

自己資本利益率 = 当期純利益 ÷ { (期首純資産額 + 期末純資産額) ÷ 2 } × 100

(年換算) 自己資本利益率 = 当期純利益 ÷ { (期首純資産額 + 期末純資産額) ÷ 2 } ÷ 運用日数 × 365 × 100

## 第二部【投資法人の詳細情報】

### 第1【投資法人の追加情報】

#### 1【投資法人の沿革】

年月日	事項
2002年1月28日	設立企画人（カナル投信株式会社（現平和不動産アセットマネジメント株式会社））による投信法第69条第1項に基づく本投資法人の設立に係る届出
2002年1月31日	投信法第166条に基づく本投資法人の設立の登記、本投資法人の成立
2002年2月7日	投信法第188条に基づく本投資法人の登録の申請 規約の変更
2002年3月7日	内閣総理大臣による投信法第187条に基づく本投資法人の登録の実施（登録番号 関東財務局長第16号）
2002年5月31日	規約の変更
2004年1月15日	規約の変更
2004年6月1日	規約の変更
2004年9月13日	規約の変更
2004年10月19日	投資口の併合（5口を1口に併合）
2004年11月1日	規約の変更
2004年11月9日	規約の変更
2005年1月6日	規約の変更
2005年3月8日	株式会社東京証券取引所不動産投資信託証券市場への投資口の上場
2005年8月30日	規約の変更
2007年8月21日	規約の変更
2009年8月28日	規約の変更
2010年9月17日	規約の変更
2010年10月1日	投資口の分割（1口を4口に分割） ジャパン・シングルレジデンス投資法人を吸収合併 クレッシェンド投資法人から平和不動産リート投資法人（現商号）に商号変更
2011年8月26日	規約の変更
2013年8月30日	規約の変更
2015年8月28日	規約の変更
2017年8月30日	規約の変更
2019年8月30日	規約の変更
2021年8月27日	規約の変更

## 2【役員の状況】

本書の日付現在における役員の状況は、以下の通りです。

役職名	氏名	主要略歴		所有投資口数（口）
執行役員	本村 彩	2002年10月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 長島・大野・常松法律事務所入所	-
		2008年5月	Columbia Law School卒業	
		2008年9月	Cleary Gottlieb Steen & Hamilton LLP出向	
		2009年2月	米国ニューヨーク州弁護士登録	
		2009年7月	金融庁総務企画局（現企画市場局）市場課出向	
		2013年10月	稲葉総合法律事務所パートナー（現任）	
		2013年12月	一般社団法人環境不動産普及促進機構運営審査委員会・投資審査委員会委員（現任）	
		2014年3月	イオン・リートマネジメント株式会社コンプライアンス委員会外部委員（現任）	
		2019年6月	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社社外取締役（現任）	
		2019年8月	本投資法人執行役員（現任）	
監督役員	片山 典之	1990年4月	弁護士登録 長島大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）入所	-
		1996年8月	米国ニューヨーク州弁護士登録	
		1996年10月	東京シティ法律事務所（現シティユーワ法律事務所）入所	
		2000年1月	同事務所パートナー	
		2000年9月	三井不動産株式会社証券化推進部非常勤リーガルカウンセラー	
		2003年2月	シティユーワ法律事務所パートナー（現任）	
		2004年10月	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社監査役（非常勤）（現任）	
		2006年4月	明治大学ビジネススクールグローバル・ビジネス研究科兼任講師（現任）	
		2013年6月	SIA不動産投資法人（現Oneリート投資法人）監督役員	
		2014年6月	日産化学工業株式会社（現日産化学株式会社）監査役（非常勤）（現任）	
		2017年8月	本投資法人監督役員（現任）	
		2018年4月	日本電解株式会社監査等委員である社外取締役（現任）	
		2019年3月	株式会社リブセンス社外監査役（現任）	
		2021年6月	アイダエンジニアリング株式会社社外監査役（現任）	
監督役員	鈴木 敏夫	1985年9月	監査法人朝日新和会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社	-
		1988年8月	公認会計士登録	
		2000年5月	朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）社員	
		2005年5月	あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）代表社員（現パートナー）	
		2019年7月	公認会計士鈴木敏夫事務所開設、代表（現任）	
		2019年8月	本投資法人監督役員（現任）	
		2020年12月	三井住友DSアセットマネジメント株式会社 UDSクリーンエナジー2014投資事業有限責任組合投資委員会委員（現任）	
		2021年6月	朝日信用金庫監事（非常勤）（現任）	

### 3【その他】

#### (1) 役員の変更

執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議によって選任されます（投信法第96条、規約第17条）。

執行役員及び監督役員の任期は、就任日から2年です。但し、投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長し又は短縮することを妨げません。また、補欠として又は増員のため選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とします（投信法第99条、第101条、会社法第336条第3項、規約第18条第1項）。補欠の役員（執行役員及び監督役員をいいます。以下本項において同じ。）の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会（当該投資主総会において被補欠者である役員が選任されなかった場合には、被補欠者である役員が選任された直前の投資主総会）において選任された被補欠者である役員の任期が満了する時までとします。但し、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げません（規約第18条第2項）。

執行役員及び監督役員の解任には、投資主総会において、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもってこれを行う必要があります（投信法第104条、第106条）。執行役員又は監督役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず当該役員を解任する旨の議案が投資主総会において否決されたときは、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を有する投資主（6ヵ月前より引き続き当該投資口を有するものに限ります。）は、当該投資主総会の日から30日以内に、訴えをもって当該役員を解任を請求することができます（投信法第104条第3項、会社法第854条第1項第2号、投信法施行令第81条）。もっとも、一定の事由がある場合には、役員会は執行役員を解任することができます（投信法第114条第2項）。執行役員及び監督役員が変更されたときは、その日から2週間以内に、その旨を監督官庁に対して届け出る必要があります（投信法第191条第1項、第188条第1項第2号）。

#### (2) 規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

##### a. 規約の変更

規約の変更手続については、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 c. 規約の変更に関する手続」をご参照下さい。

本投資法人は、2021年8月27日開催の投資主総会において、規約を変更しました。

##### b. 事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

##### c. 出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

#### (3) 訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付前6ヵ月以内において、訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重大な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## 第2【手続等】

### 1【申込(販売)手続等】

該当事項はありません。

### 2【買戻し手続等】

本投資法人は、クローズド・エンド型であり、投資主の請求による投資口の払戻しを行いません(規約第6条第1項)。

本投資法人の投資口は、東京証券取引所に上場されており、同証券取引所を通じて売買することが可能です。また、同証券取引所外で本投資法人の投資口を譲渡することも可能です。なお、本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができるものとされています(規約第6条第2項)。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

###### a. 投資口1口当たりの純資産額

本投資法人が発行する投資口1口当たりの純資産額は、後記「(4)計算期間」に記載の決算期毎に、以下の算式にて算出します。

$$1口当たり純資産額 = (総資産の資産評価額 - 負債総額) \div 発行済投資口の総口数$$

###### b. 資産の評価額

本投資法人は、資産の評価を、投信法その他の法令（投資法人計算規則を含みます。）に従って行うほか、原則として以下に定める方法及び基準により行うものとします（規約第29条第1項）。

###### (イ) 不動産、不動産の賃借権及び地上権

取得価額から減価償却累計額を控除した価額

###### (ロ) 信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分

信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は上記（イ）に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とするものとします。

###### (ハ) 不動産対応証券

当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における最終価格、認可金融商品取引業協会等が公表する最終価格、これらに準じて随時、売買・換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいいます。）を用いるものとします。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価するものとします。但し、優先出資証券については、上記のような市場価格及び合理的に算定された価格がない場合には、取得原価で評価することができるものとします。

###### (ニ) 有価証券

当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における最終価格、認可金融商品取引業協会等が公表する最終価格、これらに準じて随時、売買・換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいいます。）を用いるものとします。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価するものとします。

###### (ホ) 金銭債権

取得価額から、貸倒引当金を控除した金額。但し、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債権金額の差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額とします。

###### (ヘ) デリバティブ取引に係る権利

金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該金融商品取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））を用います。同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格を用います。金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られれば、その価額とします。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって評価します。但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用できるものとします。また、金融商品に関する会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとします。

###### (ト) その他の資産

上記に定めのない資産については、一般社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価します。

###### c. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、上記b.と異なる方法で評価する場合には、以下のように評価するものとします（規約第29条第2項）。

###### (イ) 不動産、不動産の賃借権及び地上権

原則として不動産鑑定士による鑑定評価に基づく評価額

## (ロ) 信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分

信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は上記(イ)に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とするものとします。

## d. 資産評価の基準日

資産評価の基準日は、原則として決算日(毎年5月31日と11月30日)とします。但し、上記b.(八)、(二)及び(へ)に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とします(規約第29条第3項)。

## e. 投資者による照会

貸借対照表を含む計算書類等は決算期毎に作成され(投信法第129条第2項)、役員会により承認された場合に、承認された旨が遅滞なく投資主に対して書面又は電磁的方法にて通知され、承認済みの計算書類等が会計監査報告とともに投資主に提供される(投信法第131条第3項から第5項)ほか、金商法に基づいて決算日後3ヵ月以内に提出される有価証券報告書に記載されます。

また、投資口1口当たりの純資産額は一般社団法人投資信託協会の規則に従って、公表されます。

## (2) 【保管】

本投資法人の投資口は、振替投資口(振替法第226条第1項)であるため、該当事項はありません。

## (3) 【存続期間】

本投資法人には存続期間の定めはありません。

## (4) 【計算期間】

本投資法人の営業期間は、毎年6月1日から11月30日まで及び12月1日から翌年5月31日までとします(規約第33条)。

## (5) 【その他】

## a. 増減資に関する制限

## (イ) 発行可能投資口総口数

本投資法人の発行可能投資口総口数は、800万口とします(規約第5条第1項)。

## (ロ) 国内における募集

本投資法人の投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとします(規約第5条第2項)。

## (ハ) 最低純資産額

本投資法人の最低純資産額は、5,000万円とします(規約第8条)。

## b. 解散又は償還条件

本投資法人における解散事由は以下の通りです(投信法第143条)。

## (イ) 投資主総会の決議

## (ロ) 合併(合併により本投資法人が消滅する場合に限ります。)

## (ハ) 破産手続開始の決定

## (ニ) 解散を命ずる裁判

## (ホ) 投信法第187条の登録の取消し

なお、規約には、解散事由に関する定めはありません。

## c. 規約の変更に関する手続

規約を変更するには、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席した投資主総会において、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって可決される必要があります(投信法第140条、第93条の2第2項第3号)。但し、書面による議決権行使が認められていること、及び投資主総会に出席せず、かつ議決権を行使しないときに議案に賛成するものとみなすことにつき、後記「3 投資主・投資法人債権者の権利 (1) 投資主の権利 a. 投資主総会における議決権」をご参照下さい。

投資主総会において規約の変更が決議された場合には、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に従ってその旨が開示されるほか、かかる規約の変更が、運用に関する基本方針、運用体制、投資制限又は分配方針に関する重要な変更該当する場合には、金商法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。また、変更後の規約は、金商法に基づいて本投資法人が提出する有価証券報告書の添付書類として開示されます。

## d. 関係法人との契約の更改等に関する手続

本投資法人と各関係法人との間で締結されている契約における、当該契約の期間、更新、解約、変更等に関する規定は、以下の通りです。

なお、関係法人との契約が変更された場合には、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に従って開示される場合があるほか、かかる契約の変更が、主要な関係法人の異動又は運用に関する基本方針、投資制限若しくは配分方針に関する重要な変更該当する場合には、金商法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

## (イ) 資産運用会社：平和不動産アセットマネジメント株式会社

## 資産運用委託契約

期間	資産運用委託契約の有効期間は、2010年10月1日から3年間とします。期間満了の6ヵ月前までに双方いずれからも相手方に対する書面による申出がなされなかったときは、更に3年間延長し、以後も同様とします。
解約	一方から他方当事者に対して6ヵ月前までに書面をもって解約の通知をし、本投資法人は投資主総会の承認を得た上で、資産運用会社は本投資法人の同意を得た上で、契約を解約することができます。本投資法人は、資産運用会社が職務上の義務に反し、若しくは職務を怠ったとき、又は、資産の運用に係る業務を引き続き委託することに堪えない重大な事由があるときは、役員会の決議により契約を解約することができます。本投資法人は、資産運用会社が金商法に定める金融商品取引業者（金商法に定める投資運用業を行う者であり、かつ宅地建物取引業法第3条第1項の免許及び第50条の2第1項の認可を受けている者に限りま
変更等	当事者間の合意及び法令に従って変更できます。

## (ロ) 資産保管会社：みずほ信託銀行株式会社

## 資産保管業務委託契約

期間	資産保管業務委託契約の有効期間は、2016年5月末日までとします。但し、期間満了の3ヵ月前までに当事者のいずれか一方から契約を解除する旨の書面による通知がなされなかったときは、期間満了の日の翌日より2年間延長するものとし、以後も同様とします。
解約	資産保管業務委託契約は、以下に掲げる事由が生じたときにその効力を失います。 当事者が書面により契約解除に合意した場合（この場合、合意して指定した日に終了します。）。 当事者のいずれか一方が契約に違反し、契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められる場合において、相手方が書面にて違反を通告してから30日間以内に違反した当事者が同違反を是正しないときにおいて、相手方が解除した場合（但し、当事者の合意のもと、是正期間を伸長することができます。）。 当事者のいずれか一方に解散原因の発生又は破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立その他これらに類似する倒産手続開始の申立があったとき、又は、支払停止、手形交換所における取引停止処分、差押、強制執行若しくは滞納処分を受けたときにおいて、相手方が解除した場合。
変更等	当事者間で協議の上、関係法令を遵守するとともに規約との整合性に配慮して、書面による当事者間の合意により契約内容を変更できます。

## (ハ) 投資主名簿等管理人：みずほ信託銀行株式会社

## 投資主名簿等に関する一般事務委託契約

期間	投資主名簿等に関する一般事務委託契約の有効期間は、契約締結日（2008年12月26日）から1年間とします。当事者のいずれからも書面による契約解除の通知がなされなかったときは、期間満了の日の翌日より1年間延長するものとし、その後も同様とします。なお、契約解除の通知があったときは、当該通知が相手方に到達した日から3ヵ月経過後最初に開催される投資主総会終結のときに終了します。
解約	投資主名簿等に関する一般事務委託契約は、次に掲げる事由が生じたときに終了します。 当事者間の書面による解除の合意がある場合。この場合、契約は両当事者の合意によって指定した日に終了します。 当事者のいずれか一方が契約に違反し、契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められるときに、相手方が書面にてその違反を催告してから30日間以内に違反した当事者が同違反を是正しない場合。この場合、契約は30日間の経過後に解除することができるものとします。 当事者のいずれか一方が、手形交換所の取引停止処分、支払の停止又は破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始若しくは更生手続開始の申立等により信用状態が著しく不安定になり、契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められる場合。この場合、契約は直ちに解除することができるものとします。
変更等	特段の規定はありません。

## (二) 機関運営に関する一般事務受託者：三菱UFJ信託銀行株式会社

## 機関運営に関する一般事務委託契約

期間	<p>機関運営に関する一般事務委託契約の有効期間は、契約締結日(2004年11月9日)の翌日から2020年11月30日までとします。期間満了日の3ヵ月前までに当事者のいずれか一方から書面による申出がなされなかったときは、更に2年間延長するものとし、その後も同様とします。</p>
解約	<p>機関運営に関する一般事務委託契約は、次に掲げる事由が生じたときにその効力を失います。</p> <p>当事者間のいずれか一方が、相手方に対し契約の終了を申し出た場合にあつて、当該相手方が書面をもってこれを承諾したときは、契約は終了します。</p> <p>当事者のいずれか一方が契約に定める義務又は債務を履行しないときは、その相手方に相当の期限を定めてその履行を催告した上、当該期間内に履行がないときは、契約を解除することができます。</p> <p>当事者のいずれか一方が、以下の各号に掲げる事項に該当したときは、催告その他の手続を要せず即時契約を解除することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解散決議、破産、特別清算、会社整理手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始その他これらに準ずる申立があつたとき</li> <li>・ 支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは滞納処分を受けたとき</li> </ul>
変更等	<p>当事者は、互いに協議の上、投信法その他の関係法令上許容される限り、かつ、これらを遵守して、契約の各条項の定めを変更することができます。協議に当たり、本投資法人が役員会による承認手続を経る旨の書面による通知を一般事務受託者に行ったときは、当該変更の効力発生時は、当該承認手続の完了時とします。</p>

## (ホ) 会計事務等に関する一般事務受託者：EY税理士法人

## 業務委託基本契約

期間	業務委託基本契約（以下、本（ホ）において「基本契約」といいます。）締結日（2020年8月28日から5年間又は個別契約書に定める契約期間の満了日のいずれか遅い方までとし、委託業務の実施期間は、委託業務ごとに締結される個別契約書に記載のとおりとします。
解約	本投資法人及び会計事務等に関する一般事務受託者は、相手方に30日以上前に書面により通知することにより、いつでも基本契約を解除することができます。更に、会計事務等に関する一般事務受託者が法令等又は会計事務等に関する一般事務受託者の職業的専門家としての職業倫理等に照らして委託業務を継続することができないと合理的に判断した場合には、会計事務等に関する一般事務受託者は本投資法人に対して書面により通知し、直ちに基本契約の全部又は一部（基本契約に基づき締結される個別契約を含みます。以下、本「基本契約」において同じです。）を解除することができます。
変更等	基本契約の変更は、書面（電子的記録を含みます。）による合意によらねばなりません。

## 個別業務委託契約（会計帳簿作成事務及び計算事務）

期間	業務委託契約（会計帳簿作成事務及び計算事務）（以下、本「個別業務委託契約（会計帳簿作成事務及び計算事務）」において「個別契約」といいます。）締結日（2020年8月28日）から委託業務を会計事務等に関する一般事務受託者が完了した時点までとします。但し、本投資法人の営業期間終了の日までに、本投資法人及び会計事務等に関する一般事務受託者のいずれかから相手方に対して、個別契約を更新しない旨の通知がない限り同一条件にて更新され、業務委託基本契約の契約期間が満了する時点まで、以降も同様とします。
解約	個別契約の有効期間中であっても、本投資法人は、個別契約を解約することができるものとします。この場合、本投資法人は、会計事務等に関する一般事務受託者に対し、3か月前までに書面にて解約の申し入れをするものとします。
変更等	該当事項はありません。

## 個別業務委託契約（税務申告等）

期間	業務委託契約（税務申告等）（以下、本「個別業務委託契約（税務申告等）」において「個別契約」といいます。）締結日（2020年8月28日）から委託業務を会計事務等に関する一般事務受託者が完了した時点までとします。但し、本投資法人の計算期間終了の日までに、本投資法人及び会計事務等に関する一般事務受託者のいずれかから相手方に対して、個別契約を更新しない旨の通知がない限り同一条件にて更新され、業務委託基本契約の契約期間が満了する時点まで、以降も同様とします。
解約	個別契約の有効期間中であっても、本投資法人は、個別契約を解約することができるものとします。この場合、本投資法人は、会計事務等に関する一般事務受託者に対し、3か月前までに書面にて解約の申し入れをするものとします。
変更等	該当事項はありません。

## (ヘ) 投資法人債に関する一般事務受託者：株式会社りそな銀行

## 投資法人債に関する一般事務委託契約

（第1回無担保投資法人債、第2回無担保投資法人債、第3回無担保投資法人債、第4回無担保投資法人債、第5回無担保投資法人債、第6回無担保投資法人債）

期間	特段の規定はありませんが、投資法人債が償還されると契約終了となります。
解約	特段の規定はありません。
変更等	契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、そのつど相互にこれに関する協定を締結します。

## (ト) 特別口座管理機関：みずほ信託銀行株式会社

## 特別口座管理に関する一般事務委託契約

期間	特段の規定はありません。
解約	<p>特別口座管理に関する一般事務委託契約は、次に掲げる事由が生じたときに終了します。</p> <p>特別口座の加入者が存在しなくなった場合。この場合、一般事務受託者は、速やかに全ての特別口座の廃止手続を行い、その手続が完了したときに終了します。但し、当事者間の合意により継続することができるものとします。</p> <p>振替法に定めるところにより、本投資法人の発行する全ての振替投資口が振替機関によって取り扱われなくなった場合。この場合、一般事務受託者は、速やかに全ての特別口座の廃止手続を行い、その手続が完了したときに終了します。</p> <p>当事者のいずれか一方が契約に違反し、かつ引き続き契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められるときに、相手方が文書にて解約の通知をした場合。この場合、当該通知において指定された日に終了します。指定がない場合は、当該通知の到達日から30日の経過した日に終了します。</p> <p>当事者間で事務委託契約が締結されており、当該契約について契約の終了事由又は一般事務受託者が解約権を行使し得る事由が生じたときに、一般事務受託者が契約の解約を本投資法人に文書で通知した場合。この場合、後段の規定を準用します。但し、当該契約の終了事由が、本投資法人の手形交換所の取引停止処分、支払の停止又は破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始若しくは更生手続開始の申立等により信用状態が著しく不安定になり、契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められる場合、契約は直ちに解約することができます。</p> <p>当事者間で事務委託契約が締結されていない場合で、当事者のいずれか一方が後段の事由に該当した場合。この場合、契約は直ちに解約することができます。</p> <p>経済情勢の変動、口座管理事務の内容の変化等が生じたにもかかわらず、当事者間で口座管理事務手数料の変更の協議が整わなかったときに、一般事務受託者が文書にて契約の解約を本投資法人に通知した場合。この場合、後段の規定を準用します。</p>
変更等	契約について、法令の変更又は監督官庁及び振替機関の指示、その他契約の変更が必要な事由が生じた場合は、当事者間で協議の上速やかに変更します。

## (チ) 会計監査人：有限責任 あずさ監査法人

本投資法人は、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人とします。

会計監査人は、投資主総会の決議によって選任します(規約第34条)。会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算日後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとします。会計監査人は、上記の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該投資主総会において再任されたものとみなします(規約第35条)。

## (リ) 特定関係法人、資産運用会社の親会社/業務提携会社：平和不動産株式会社

## 業務提携に関する協定書

期間	業務提携に関する協定書の有効期間は、2010年10月1日から2年間とします。期間満了の6ヵ月前までに、当事者のいずれか一方がその相手方に対して、書面による更新拒絶の意思表示をしないときは、更に2年間自動更新されるものとします。
解約	<p>業務提携に関する協定書は、当事者のいずれか一方につき、以下の各号に該当する事由が生じた場合、相手方に対して何らの通知催告を要しないで、直ちに解除できるものとします。</p> <p>破産申立て又は民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき</p> <p>差押命令、仮差押命令若しくは仮処分命令を受けたとき</p> <p>支払停止、手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p>本協定書に違反したとき</p> <p>著しく信用を失墜する事実があったとき</p> <p>本投資法人と資産運用会社間の運用資産委託契約が終了若しくは解除された場合</p>
変更等	両当事者によって記名捺印された書面によってのみ、変更又は修正されるものとします。

(又) 特定関係法人、資産運用会社の親会社の子会社/一部の保有資産のマスターリース会社及びプロパティ・マネジメント会社：平和不動産プロパティマネジメント株式会社

建物賃貸借契約兼管理業務委託契約

平和不動産プロパティマネジメント株式会社とのマスターリース兼不動産管理業務に係る契約は、信託受託者ごと又は物件ごとの各契約に定める条件に従います。主な賃貸借契約の期間等については、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (2) 投資資産 その他投資資産の主要なもの (二) 賃貸状況の概要 主要なテナントの概要」及び同「(ハ) 各物件の概要」をご参照下さい。

e. 公告

本投資法人の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とします(規約第4条)。

## 2【利害関係人との取引制限】

### (1) 法令に基づく制限

#### a. 利害関係人との取引制限

資産運用会社は、法令の定めるところにより、以下の通りその親法人等又は子法人等が関与する行為につき禁止行為が定められています（金商法第44条の3第1項、投信法第223条の3第3項、投信法施行令第130条第2項）。ここで、「親法人等」とは、金融商品取引業者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいい（金商法第31条の4第3項）、「子法人等」とは、金融商品取引業者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます（金商法第31条の4第4項）。

(イ) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引、店頭デリバティブ取引又は対象資産の売買その他の取引を行うこと（金商法第44条の3第1項第1号、投信法第223条の3第3項、投信法施行令第130条第2項）。

(ロ) 当該金融商品取引業者との間で金商法第2条第8項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること（金商法第44条の3第1項第2号、投信法第223条の3第3項）。

(ハ) 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資助言業務に関して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金商法第44条の3第1項第3号、投信法第223条の3第3項）。

(ニ) (イ) から (ハ) に掲げるもののほか、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金商業等府令に定める以下の行為その他の行為（金商法第44条の3第1項第4号、金商業等府令第153条、投信法第223条の3第3項、投信法施行規則第267条）。

( ) 通常の取引の条件と著しく異なる条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と資産の売買その他の取引を行うこと

( ) 当該金融商品取引業者との間で金融商品取引契約（金商法第34条に定義される「金融商品取引契約」）をいいます。以下同じ。) を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当該顧客との間で当該金融商品取引契約を締結すること

#### b. 利益相反のおそれがある場合の書面の交付

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役若しくは執行役、資産の運用を行う他の投資法人、利害関係人等その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産（投信法に定める指定資産及び投信法施行規則で定めるものを除きます。以下本項において同じ。）の売買その他の投信法施行令で定める取引が行われたときは、投信法施行規則で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。）その他投信法施行令で定める者に対して交付しなければなりません（投信法第203条第2項）。但し、資産運用会社は、かかる書面の交付に代えて投信法施行令で定めるところにより、当該資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。）その他投信法施行令で定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施行規則で定めるものにより提供することができます（投信法第203条第4項、第5条第2項）。

#### c. 利害関係人等との取引の制限

資産運用会社が登録投資法人の委託を受けて当該登録投資法人の資産の運用を行う場合において、当該登録投資法人と当該資産運用会社の利害関係人等との有価証券の取得又は譲渡、有価証券の貸借、不動産の取得又は譲渡及び不動産の貸借（当該登録投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものとして投信法施行規則で定めるものを除きます。）が行われることとなるときは、当該資産運用会社は、予め当該登録投資法人の同意を得なければならず、また、執行役員がかかる同意を与えるためには、役員会の承認を受けなければなりません（投信法第201条の2）。

## d. 資産の運用の制限

登録投資法人は、その執行役員又は監督役員、その資産運用会社、その執行役員又は監督役員の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限り、）、その資産運用会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人との間で次に掲げる行為（投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として投信法施行令で定める行為を除きます。）を行ってはなりません（投信法第195条、第193条、投信法施行令第116条から第118条）。

( ) 有価証券の取得又は譲渡

( ) 有価証券の貸借

( ) 不動産の取得又は譲渡

( ) 不動産の貸借

( ) 宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引

( ) 商品の生産、製造、加工、採鉱、採取、製練、精製その他これらに類する行為を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引

(但し、資産運用会社に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること等は認められています（投信法施行令第117条）。）

( ) 再生可能エネルギー発電設備の製造、設置その他これらに類するものとして内閣府令で定める行為を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引

## (2) 本投資法人の自主ルール

## a. 利害関係者

資産運用会社は、金融商品取引業者等検査マニュアルに基づいて「利益相反行為防止規程」を定め、金商法及び投信法上定義されている利害関係人等に加え、資産運用会社の総株主の議決権の100分の10超の議決権を保有している会社等、かかる会社等がその総株主等の議決権の100分の50超の議決権を保有している会社等並びにこれらの者がその資産の運用・管理に関して助言等を行っている会社等を併せて「利害関係者」と定め、利害関係者との間の利益相反取引を規制しています。

## b. 利害関係者との取引制限

資産運用会社は、「利益相反行為防止規程」において、利害関係者との取引については、以下の条件をいずれも満たさなければならぬものとし、条件を満たすものとして利害関係者との取引が行われた場合には、速やかに本投資法人にその旨を書面で通知し、かつ「情報開示基本方針」に基づいて開示するものとしています。

(イ) 物件取得に当たっては、独立した鑑定人の鑑定評価額以下の価格であること

(ロ) 物件売却に当たっては、独立した鑑定人の鑑定評価額以上の価格であること

但し、価格算定根拠を十分検証し、合理的な理由があると判断した場合は、鑑定評価額未満の売却価格を設定できる

(ハ) 物件取得及び売却に係る取引条件（瑕疵担保責任、仲介手数料等）が、一般的な取引と同様であること

(ニ) 「利益相反行為防止規程」に定める利益相反行為に該当していないこと

(ホ) 投資委員会において全会一致で承認されること

(ヘ) コンプライアンス委員会において全会一致で承認されること

(ト) 取締役会において全会一致で承認されること

利害関係者との取引のうち以下の取引については、取締役会で決議を行うに当たり、本投資法人の役員会の事前同意を得なければなりません。

・不動産等の取得又は売却において、当該取得価額又は売却価額が、本投資法人の直近の営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の10%以上であると見込まれる場合

なお、同一の利害関係者との間で同時期に複数取引を行う場合は、取得価額又は売却価額を合算した上で該当性を判断するものとします。

・不動産等の貸借において、当該貸借予定日が属する本投資法人の営業期間の開始日から3年以内に開始する各特定営業期間（連続する2営業期間）において、当該貸借による本投資法人の営業収益の増加額が、本投資法人の直近2営業期間の営業収益の合計額の10%以上であると見込まれる場合

但し、本投資法人に関する運用資産の運用管理又は取得・売却に係る一処理案件当たり500万円未満の費用の支出、及び修繕に係る一発注案件当たり500万円未満の支出については、審議・決議対象から除外した上で、決算期毎に纏めて速やかに投資委員会、コンプライアンス委員会、取締役会及び本投資法人の役員会へ報告するものとします。

また、資産運用会社は、資産運用会社の利害関係者である平和不動産との間で業務提携に関する協定書を締結しています。資産運用会社は、当該協定書に基づいて、平和不動産から、平和不動産が保有・開発する物件及び仲介物件に係る情報提供その他一定の業務の提供を受けています。資産運用会社及び平和不動産は、

両者間の取引が利害関係者取引に該当することを認識し、平和不動産の保有・開発物件を本投資法人に売却する場合には、予め独立した不動産鑑定士から不動産鑑定評価書を取得し、当該鑑定評価額以下で売却する等の条項を設けることにより、利益相反取引を排除する措置を講じています。

c. 利害関係者との取引状況等

(イ) 当期

投資対象不動産等の取得

本投資法人は、以下の不動産信託受益権を、資産運用会社の利害関係者である平和不動産から取得しました。平和不動産は、金商法及び投信法上定義されている利害関係人等に該当します。

(単位：千円)

取得年月日	売主	物件番号	信託受益権の名称	取得価格
2021年6月4日	平和不動産	Of-47	大崎C Nビル	5,160,000

本投資法人は、以下の不動産を、資産運用会社の利害関係者である平和不動産から取得しました。平和不動産は、金商法及び投信法上定義されている利害関係人等に該当します。

(単位：千円)

取得年月日	売主	物件番号	不動産の名称	取得価格
2021年6月4日	平和不動産	Re-95	H F 正光寺赤羽レジデンス (注)	1,690,000
2021年6月4日	平和不動産	Re-96	H F 八広レジデンス(注)	1,220,000
2021年6月4日	平和不動産	Re-97	H F 世田谷上町レジデンス (注)	700,000

(注) 取得資産は、建物及び借地権です。借地権は普通借地権です。

投資対象不動産等の譲渡

該当事項はありません。

## P M業務の新規委託その他の新規取引

本投資法人は、以下の保有資産について、資産運用会社の利害関係者である平和不動産プロパティマネジメント株式会社にP M業務を委託しました。平和不動産プロパティマネジメント株式会社は、金商法及び投信法上定義されている利害関係人等に該当します。

委託年月日	物件番号	保有資産の名称
2021年10月1日	0f-05	水天宮平和ビル
	0f-06	H F 門前仲町ビルディング
	0f-07	H F 浜松町ビルディング
	0f-08	H F 溜池ビルディング
	0f-09	グレイスビル泉岳寺前
	0f-11	H F 日本橋大伝馬町ビルディング
	0f-17	八丁堀M F ビル
	0f-18	エムズ原宿
	0f-21	アデッソ西麻布
	0f-27	神戸旧居留地平和ビル
	0f-29	栄ミナミ平和ビル
	0f-30	H F 桜通ビルディング
	0f-31	H F 日本橋浜町ビルディング
	0f-32	H F 仙台本町ビルディング
	0f-33	H F 上野ビルディング
	0f-34	麹町H F ビル
	0f-35	H F 九段南ビルディング
	0f-36	H F 神田小川町ビルディング
	0f-38	アクロス新川ビル
	0f-39	千住ミルディス 番館
0f-43	浜町平和ビル	
0f-45	兜町ユニ・スクエア	

当期中に発生した利害関係者への支払手数料等の項目は、以下の通りです。

(単位：千円)

区分	支払手数料の総額 (A)	利害関係者との取引の内訳		(B) / (A)
		支払先	支払金額(B)	
管理委託費	676,617	平和不動産(注1)(注3)	143,920 (注4)	21.3%
		平和不動産プロパティマネジメント株式会社(注2)(注3)	83,352	12.3%
売買仲介手数料	39,230	平和不動産	19,230	49.0%
損害保険料	8,627	平和不動産プロパティマネジメント株式会社(注2)	8,413	97.5%

(注1) 平和不動産は、金商法及び投信法上定義されている利害関係人等に該当します。

(注2) 平和不動産プロパティマネジメント株式会社は、金商法及び投信法上定義されている利害関係人等に該当します。

(注3) 平和不動産グループの組織改編に伴い、2021年10月1日付で、管理委託対象のオフィス23物件中22物件のプロパティ・マネジメントの業務を平和不動産から平和不動産プロパティマネジメント株式会社へ移管しています。

(注4) 上記金額のうち、平和不動産から建物管理委託料として支払われた金額は以下の通りです。

平和不動産プロパティマネジメント株式会社 77,079千円

平和不動産プロパティマネジメント株式会社以外の第三者 34,489千円

(注5) 上記記載の取引以外に、当期中に利害関係人等へ支払った修繕工事等の支払額は以下の通りです。

平和不動産プロパティマネジメント株式会社 31,403千円

(ロ) 当期決算日後の2021年12月1日から本書の日付現在まで

投資対象不動産等の取得

該当事項はありません。

投資対象不動産等の譲渡

該当事項はありません。

PM業務の新規委託その他の新規取引

該当事項はありません。

本書の日付現在までに委託した1物件のPM業務等に係る平和不動産への管理委託費の支払が発生しています。

また、本書の日付現在までに委託した23物件のPM業務等に係る平和不動産プロパティマネジメント株式会社への管理委託費、損害保険料及び修繕工事費等の支払が発生しています。

(ハ) 投資対象不動産等の取得の検討過程

投資対象不動産等を取得する場合、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 b. 投資法人の運用体制」記載の各組織及び機関により、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 c. 投資運用の意思決定機構」記載の従って、検討・承認を受けることとなります。利害関係者に該当する可能性がある者から投資対象不動産等を取得する場合は、各組織及び機関により以下の内容が特に重点的に検討されることとなります。

投資委員会

- ・運用ガイドラインに基づく投資対象不動産等の取得基準との適合性
- ・利害関係者との取引に関する資産運用会社社内規則の遵守状況

コンプライアンス委員会

- ・当該譲渡人の利害関係者該当性
- ・運用ガイドラインに基づく投資対象不動産等の取得基準との適合性
- ・投資対象不動産等の売買価格の適正性(売買価格が本投資法人から独立した第三者により作成された不動産鑑定評価書に基づく鑑定評価額以下であるか。)
- ・具体的に締結される契約の諸条件の適法性及び妥当性の確認

取締役会

- ・運用ガイドラインに基づく投資対象不動産等の取得基準との適合性
- ・利害関係者との取引に関する資産運用会社社内規則の遵守状況

投資法人の役員会

- ・利害関係者からの投資対象不動産等取得の承認(一定の規模以上の取引における事前同意を含みます。)

## (二) PM業務の委託の検討過程

PM業務を委託する場合、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 b. 投資法人の運用体制」記載の各組織及び機関により、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 c. 投資運用の意思決定機構」記載の手続に従って、検討・承認を受けることになります。利害関係者に該当する可能性がある者に対してPM業務を委託する場合は、各組織及び機関により以下の内容が特に重点的に検討されることになります。

## 投資委員会

- ・運用ガイドラインに基づくPM会社への委託基準との適合性
- ・利害関係者との取引に関する資産運用会社社内規則の遵守状況

## コンプライアンス委員会

- ・PM会社の利害関係者該当性
- ・PM会社を不当に優先していないこと及び本投資法人に不利な報酬内容になっていないこと
- ・具体的に締結される契約の諸条件の適法性及び妥当性の確認
- ・運用ガイドラインに基づくPM会社への委託基準との適合性
- ・利害関係者との取引に関する資産運用会社社内規則の遵守状況

## 取締役会

- ・運用ガイドラインに基づくPM会社への委託基準との適合性
- ・利害関係者との取引に関する資産運用会社社内規則の遵守状況

## 投資法人の役員会

- ・利害関係者へのPM業務委託の承認

### 3【投資主・投資法人債権者の権利】

#### (1) 投資主の権利

##### a. 投資主総会における議決権

(イ) 本投資法人の投資主は、保有する投資口数に応じ、投資主総会における議決権を有しています(投信法第77条第2項第3号、第94条第1項、会社法第308条第1項本文)。投資主総会において決議される事項は、以下の通りです。

執行役員、監督役員及び会計監査人の選任(但し、設立の際選任されたものとみなされる者の選任を除きます。)と解任(投信法第96条、第104条、第106条)

資産運用会社との資産運用委託契約の締結及び解約の承認又は同意(投信法第198条第2項、第205条第2項、第206条第1項)

投資口の併合(投信法第81条の2第2項、会社法第180条第2項(第3号及び第4号を除きます。))

投資法人の解散(投信法第143条第3号)

規約の変更(投信法第140条)

合併契約の承認(投信法第149条の2第1項、第149条の7第1項、第149条の12第1項)

その他投信法又は規約で定める事項(投信法第89条)

(ロ) 投資主の有する議決権の権利行使の手続は、以下の通りです。

投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって行います(投信法第93条の2第1項、規約第12条第1項)。

投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人として、議決権を行使することができます。この場合においては、投資主又は代理人は、投資主総会毎に代理権を証明する書面を本投資法人に提出することを要します(投信法第94条第1項、会社法第310条第1項、第2項、規約第12条第2項)。

投資主総会に出席しない投資主は、議決権を行使するための書面(以下「議決権行使書面」といいます。)によって議決権を行使することができます(投信法第90条の2第2項、第92条第1項、規約第13条第1項)。

本投資法人は、役員会の決議をもって、投資主総会に出席しない投資主が電磁的方法により議決権を行使できる旨を定めることができます。電磁的方法による議決権の行使は、法令に定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令に定める時まで議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行うものとします(投信法第92条の2第1項、規約第13条第2項)。

書面によって行使した議決権の数及び電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します(投信法第92条第2項、第92条の2第3項、規約第13条第3項)。

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなします(投信法第93条第1項、規約第14条第1項)。

上記に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します(投信法第93条第3項、規約第14条第2項)。

上記及びの規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて、本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6ヵ月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人(招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方)に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しないものとします(規約第14条第3項)。

(a) 執行役員又は監督役員の選任又は解任

(b) 本投資法人による資産の運用に係る委託契約の締結又は解約

(c) 解散

(d) 投資口の併合

(e) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除

上記及びの規定は、規約第14条を変更する規約変更議案については適用しないものとします(規約第14条第4項)。

本投資法人は、直前の決算日から3ヵ月以内に投資主総会が開催される場合には、当該決算日において投資主名簿に記載され又は記録されている投資主を、その招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主とします(投信法第77条の3第2項、規約第15条第1項)。

- xi 上記にかかわらず、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議により、法令に従い予め公告して、一定の日において投資主名簿に記載され又は記録されている投資主又は登録投資口質権者を、その権利を行使することができる投資主又は登録投資口質権者とするものとします(投信法第77条の3第2項から第4項、会社法第124条第2項、第3項、規約第15条第2項)。

b. その他の共益権

- (イ) 代表訴訟提起権(投信法第204条第3項、第116条、第119条第3項、会社法第847条第1項、第3項、投信法施行規則第249条)

6ヵ月前から引き続き投資口を有する投資主は、本投資法人に対し、書面又は電磁的方法をもって、資産運用会社、一般事務受託者、執行役員、監督役員又は会計監査人の責任を追及する訴えの提起を請求することができます。本投資法人が請求の日から60日以内に訴えを提起しないときは、本投資法人のために訴えを提起することができます。

- (ロ) 投資主総会決議取消訴権等(投信法第94条第2項、会社法第830条、第831条)

投資主(当該決議の取消しにより投資主となる者を含みます。)は、投資主総会の招集の手続又は決議の方法が法令若しくは規約に違反し、又は著しく不公正なとき、決議の内容が規約に違反しているとき、又は決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がなされたときには、決議の日から3ヵ月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができます。また、投資主総会の決議が存在しない場合又は決議の内容が法令に違反する場合には、それぞれ投資主総会の決議が存在しないこと又は無効であることの確認を訴えをもって請求することができます。

- (ハ) 執行役員等の違法行為差止請求権(投信法第109条第5項、第153条の3第2項、会社法第360条第1項)

6ヵ月前から引き続き投資口を有する投資主は、執行役員が本投資法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは規約に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本投資法人に回復することができない損害が発生するおそれがあるときは、当該執行役員に対し、当該行為をやめることを請求することができます。本投資法人が清算手続に入った場合には清算執行人に対しても同様です。

- (ニ) 新投資口発行差止請求権(投信法第84条第1項、会社法第210条)

投資主は、投資口の発行が法令又は規約に違反する場合、投資口の発行が著しく不公正な方法により行われる場合において、投資主が不利益を受けるおそれがあるときは、本投資法人に対し、募集に係る投資口の発行をやめることを請求することができます。

- (ホ) 新投資口及び新投資口予約権発行無効訴権(投信法第84条第2項、第88条の23第1項、会社法第828条第1項第2号、第4号、第2項第2号、第4号)

投資主は、新投資口及び新投資口予約権の発行について重大な法令・規約違反があった場合には、新投資口及び新投資口予約権の発行の効力が生じた日から6ヵ月以内に、本投資法人に対して新投資口及び新投資口予約権発行無効の訴えを提起することができます。

- (ヘ) 合併無効訴権(投信法第150条、会社法第828条第1項第7号、第8号、第2項第7号、第8号)

投資主は、合併手続に重大な瑕疵があった場合等には、合併の効力が生じた日から6ヵ月以内に、合併無効の訴えを提起することができます。

- (ト) 投資主提案権(投信法第94条第1項、会社法第303条第2項、第305条第1項本文及び第4項)

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6ヵ月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会の日の8週間前までに、一定の事項を投資主総会の目的とするべきことを請求することができます。また、投資主総会の目的である事項につき当該投資主が提出しようとする議案(但し、議案数は10を上限とします。)の要領を投資主総会の招集通知に記載し、又は記録することを請求することができます。

- (チ) 投資主総会招集権(投信法第90条第3項、会社法第297条第1項、第4項)

発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6ヵ月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会の目的である事項及び招集の理由を示して、投資主総会の招集を請求することができます。請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合又は請求があった日から8週間以内の日を投資主総会の日とする投資主総会の招集の通知が発せられない場合には、監督官庁の許可を得て、投資主総会を招集することができます。

- (リ) 検査役選任請求権(投信法第94条第1項、会社法第306条第1項、投信法第110条)

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6ヵ月前から引き続き有する投資主は、投資主総会に係る招集の方法及び決議の方法を調査させるため、当該投資主総会に先立ち、監督官庁に対し、検査役の選任の申立てをすることができます。また、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、本投資法人の業務及び財産の状況を調査させるため、監督官庁に対し、検査役の選任の申立てをすることができます。

(ヌ) 執行役員・監督役員の解任請求権(投信法第104条第1項、第3項、会社法第854条第1項第2号)

発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6ヵ月前から引き続き有する投資主は、執行役員、監督役員又は会計監査人の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該役員を解任する旨の議案が投資主総会において否決されたときは、当該投資主総会の日から30日以内に、訴えをもって当該役員の解任を請求することができます。

(ル) 解散請求権(投信法第143条の3)

発行済投資口の10分の1以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人が業務の執行において著しく困難な状況に至り、本投資法人に回復することができない損害が生じ、又は生じるおそれがあるときや、本投資法人の財産の管理又は処分が著しく失当で、本投資法人の存立を危うくするときにおいて、やむを得ない事由があるときは、訴えをもって本投資法人の解散を請求することができます。

(ヲ) 投資口併合差止請求権(投信法第81条の2第2項、会社法第182条の3)

投資主は、本投資法人の投資口の併合が法令又は規約に違反する場合において、投資主が不利益を受けるおそれがあるときは、本投資法人に対し、当該併合をやめることを請求できます。

(ワ) 合併差止請求権(投信法第150条、会社法第784条の2、第796条の2、第805条の2)

投資主は、本投資法人の合併が法令又は規約に違反する場合において、投資主が不利益を受けるおそれがあるときは、一定の場合を除き、本投資法人に対し、当該合併をやめることを請求できます。

c. 分配金請求権(投信法第77条第2項第1号、第137条第1項)

本投資法人の投資主は、規約及び法令に則り、役員会の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、各投資主の有する投資口の口数に応じて金銭の分配を受ける権利を有しています。

なお、本振替投資口については、本投資法人が誤って本投資法人に対抗できないものとされた振替投資口について行った金銭の分配についても、本投資法人は当該分配に係る金額の返還を求められません。この場合、本投資法人は、当該分配に係る金額の限度において、投資主の振替機関等に対する損害賠償請求権を取得します(振替法第228条、第149条)。

d. 残余財産分配請求権(投信法第77条第2項第2号、第158条)

本投資法人が解散し、清算される場合、投資主は、各投資主の有する投資口の口数に応じて残余財産の分配を受ける権利を有しています。

e. 払戻請求権(規約第6条第1項、第2項)

投資主は、投資口の払戻請求権は有していません。

なお、本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができるものとされています。

f. 投資口の処分権(投信法第78条第1項から第3項)

投資主は、投資口を自由に譲渡することができます。

本振替投資口については、投資主は、振替機関等に対して振替の申請を行い、譲渡人の口座から譲受人の口座に本振替投資口の振替(譲受人の口座における保有欄の口数を増加させることをいいます。以下同じ。)が行われることにより、本振替投資口の譲渡を行うことができます(振替法第228条、第140条)。但し、本振替投資口の譲渡は、本振替投資口を取得した者の氏名又は名称及び住所を投資主名簿に記載し、又は記録しなければ、本投資法人に対抗することができません(投信法第79条第1項)。なお、投資主名簿の記載又は記録は、総投資主通知(振替機関が、本投資法人に対して行う、投資主の氏名又は名称、保有投資口数、基準日等の通知をいいます。)により行われます(振替法第228条、第152条第1項)。また、投資主が、特別口座に記載又は記録されている本振替投資口の譲渡を行う場合は、まず自らが開設した一般口座への振替を行った上で、譲受人の口座に振り替える必要があります。

g. 投資証券交付請求権及び不所持請求権(投信法第85条第1項、第3項、会社法第217条、振替法第227条第2項)

投資主は、本投資法人が投資口を発行した日以後、遅滞なく投資証券の交付を受けることができます。また、投資主は、投資証券の不所持を申し出ることもできます。

本振替投資口については、本投資法人は、投資証券を発行することができません(振替法第227条第1項)。  
但し、投資主は、振替機関が振替法第3条第1項の指定を取り消された場合若しくは当該指定が効力を失った場合であって当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は投資口が振替機関によって取り扱われなくなったときは、本投資法人に対し、投資証券の発行を請求することができます。

h. 帳簿等閲覧請求権(投信法第128条の3第1項)

投資主は、本投資法人の営業時間内は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写を請求することができます。但し、この請求は、理由を明らかにしてしなければなりません。

## i. 少数投資主権の行使手続(振替法第228条、第154条)

振替投資口に係る少数投資主権等の行使に際しては、投資主名簿の記載又は記録ではなく、振替口座簿の記載又は記録により判定されることとなります。従って、少数投資主権を行使しようとする投資主は、振替機関が個別投資主通知(振替機関が、本投資法人に対して行う、投資主の氏名又は名称、保有投資口数等の通知をいいます。以下同じ。)を行うよう、投資主の口座を開設している口座管理機関に対して申し出ることができます。投資主は、かかる個別投資主通知が本投資法人に対して行われた後4週間が経過する日までに限り、少数投資主権を行使することができます。

## j. 合併時における反対投資主の投資口買取請求権(投信法第149条の3第1項、第149条の8第1項、第149条の13第1項)

本投資法人が合併する場合において、合併契約承認のための投資主総会に先立って当該合併に反対する旨を本投資法人に通知し、かつ、当該投資主総会において当該合併に反対した投資主は、本投資法人に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買い取ることを請求することができます。

## (2) 投資法人債権者の権利

## a. 元金支払請求権

投資法人債権者は、投資法人債の要項に従い、元金の支払いを受けることができます。投資法人債の消滅時効は、元金については10年、利息については5年です(投信法第139条の7、会社法第701条)。

## b. 投資法人債の譲渡

発行済投資法人債は、その全部について振替法第115条で準用する第66条第2号の定めに従い振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた投資法人債であり、発行済投資法人債の譲渡は、振替機関及び一般債振替制度に参加する銀行・金融商品取引業者等の口座管理機関が管理する振替口座簿の記録により行われます。

## c. 投資法人債権者集会における議決権

(イ) 投資法人債権者集会は、投信法に規定する事項及び投資法人債権者の利害に関する事項について、決議を行うことができます(投信法第139条の10第2項、会社法第716条)。投資法人債権者集会において、投資法人債権者は、その有する当該種類の投資法人債の金額の合計額(償還済みの額を除きます。)に応じて議決権を行使することができます(投信法第139条の10第2項、会社法第723条)。

投資法人債権者集会における決議は、裁判所の認可によって効力を生じます(投信法第139条の10第2項、会社法第734条第1項)。

(ロ) 投資法人債権者の有する議決権の決議要件は、以下の通りです(投信法第139条の10第2項、会社法第724条)。

投資法人債権者集会の決議は、原則として、出席した投資法人債権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意をもって行われます(普通決議)。

投資法人債権者集会の決議は、一定の重要な事項については、投資法人債権者の議決権の総額の5分の1以上を有する投資法人債権者が出席し、かつ、出席した投資法人債権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意をもって行われます(特別決議)。

(ハ) 投資法人債権者による投資法人債権者集会招集請求権

投資法人債権者集会は、必要がある場合にはいつでも招集することができ、原則として本投資法人又は投資法人債管理者が招集しますが(投信法第139条の10第2項、会社法第717条第1項、第2項)、ある種類の投資法人債の総額(償還済みの額を除きます。)の10分の1以上を保有する投資法人債権者は、投資法人債権者集会の目的である事項及び招集の理由を、本投資法人、投資法人債管理者又は投資法人債管理補助者に対して示して、投資法人債権者集会の招集を請求することができます(投信法第139条の10第2項、会社法第718条第1項)。

かかる請求の後、遅滞なく投資法人債権者集会の招集手続がなされない場合には、かかる請求を行った投資法人債権者は、裁判所の許可を得て投資法人債権者集会を招集することができます(投信法第139条の10第2項、会社法第718条第3項)。

(ニ) 投資法人債権者は、本投資法人の営業時間内は、いつでも、投資法人債権者集会の議事録の閲覧又は謄写を請求することができます(投信法第139条の10第2項、会社法第731条第3項)。

## d. 投資法人債管理者

投資法人は、投資法人債を募集する場合には、投資法人債管理者を定め、投資法人債権者のために投資法人債の管理を行うことを委託しなければなりません。但し、各投資法人債の金額が1億円以上である場合等

は、この限りではありません(投信法第139条の8)。発行済投資法人債について投資法人債管理者は定められていません。

e. 投資法人債管理補助者

投資法人は、投信法第139条の8に規定する場合(各投資法人債の金額が1億円以上である場合等)には、投資法人債管理補助者を定め、投資法人債権者のために投資法人債の管理の補助を行うことを委託することができます。但し、当該投資法人債が担保付社債である場合は、この限りではありません(投信法第139条の9の2第1項)。発行済投資法人債について投資法人債管理補助者は定められていません。

f. 担保提供制限

本投資法人は、投資法人債の払込期日以降、投資法人債の未償還残高が存する限り、本投資法人が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保投資法人債(但し、本投資法人債と同時に発行する投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)を含み、下記に定める担付切換条項が特約されている無担保投資法人債を除きます。)のために担保付社債信託法(明治38年法律第52号、その後の改正を含みます。)に基づき、担保権を設定する場合には、投資法人債のために同順位の担保権を設定しなければなりません。なお、上記但書における担付切換条項とは、純資産額維持条項等本投資法人の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は本投資法人が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいいます。

## 第4【関係法人の状況】

### 1【資産運用会社の概況】

#### (1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

##### a. 名称

平和不動産アセットマネジメント株式会社

##### b. 資本金の額

本書の日付現在 295,575,000円

##### c. 事業の内容

(イ) 投資運用業

(ロ) 特定投資運用行為に係る業務

(ハ) 第二種金融商品取引業(注)

(ニ) 投資助言・代理業(注)

(ホ) 投資法人の設立企画人の業務

(ヘ) 投資法人の一般事務受託者の業務

(ト) 宅地建物取引業

(チ) 不動産に関する投資顧問業務及び取引一任代理等の業務

(リ) その他前各号に附帯関連する一切の業務

(注) 金商法に基づく登録を取得しておらず、第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業を行うには、金融商品取引業の変更登録が必要となります。

##### d. 会社の沿革

年月日	事項
2000年3月24日	株式会社クレッシェンド設立
2001年3月23日	宅地建物取引業者としての宅地建物取引業法第3条に基づく免許取得(東京都知事(1)第79529号)
2001年5月24日	株式会社クレッシェンドからカナル投信株式会社に商号変更
2001年7月3日	宅地建物取引業法第50条の2に基づく取引一任代理等の認可取得(国土交通大臣認可第8号)
2001年7月24日	不動産投資顧問業登録規程第6条第3項に基づく総合不動産投資顧問業の登録取得(国土交通大臣総合-000011号)(注1)
2001年9月14日	旧投信法第6条に基づく投資法人資産運用業の認可取得(内閣総理大臣第12号)
2001年9月14日	旧投信法第34条の10第2項に基づく特定資産に係る投資に関する投資助言業務についての兼業届出(注2)
2002年4月19日	社団法人投資信託協会(現一般社団法人投資信託協会)に入会
2006年3月23日	宅地建物取引業者としての宅地建物取引業法第3条に基づく免許更新(東京都知事(2)第79529号)
2007年9月30日	証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)附則第159条に基づく金融商品取引業のみなし登録取得(関東財務局長(金商)第316号)
2009年10月19日	平和不動産株式会社の完全子会社となる
2010年7月1日	カナル投信株式会社から平和不動産アセットマネジメント株式会社(現商号)に商号変更
2010年10月1日	ジャパン・シングルレジデンス・アセットマネジメント株式会社を吸収合併
2011年3月23日	宅地建物取引業者としての宅地建物取引業法第3条に基づく免許更新(東京都知事(3)第79529号)
2016年3月23日	宅地建物取引業者としての宅地建物取引業法第3条に基づく免許更新(東京都知事(4)第79529号)
2021年3月23日	宅地建物取引業者としての宅地建物取引業法第3条に基づく免許更新(東京都知事(5)第79529号)

(注1) 総合不動産投資顧問業については、登録未更新に伴い2006年7月25日以降未登録となっています。

(注2) 特定資産に係る投資に関する投資助言業務については、金商法上の投資助言・代理業の登録を取得していないため行っていません。

## e. 株式の総数（本書の日付現在）

## (イ) 発行可能株式総数

16,440株

## (ロ) 発行済株式の総数

4,968株

## f. 経理の概況

資産運用会社の経理の概況は、以下の通りです。

## (イ) 最近の事業年度における主な資産と負債の概況

	第21期 (2020年3月31日現在)	第22期 (2021年3月31日現在)
総資産(千円)	1,847,446	2,310,034
総負債(千円)	203,692	384,322
純資産(千円)	1,643,753	1,925,712

## (ロ) 最近の事業年度における損益の概況

	第21期 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	第22期 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)
営業収益(千円)	1,212,513	1,360,577
経常利益(千円)	641,638	797,516
当期純利益(千円)	446,159	551,194

## g. その他

## (イ) 役員の変更

資産運用会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任します（会社法第329条、第341条、資産運用会社の定款（以下本項において「定款」といいます。）第17条第1項、第2項）。取締役の選任については、累積投票によりません（会社法第342条第1項、定款第17条第3項）。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまで、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです（会社法第332条、第336条、定款第18条第1項）。但し、増員により、又は任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべきときまでとし、補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべきときまでとします（会社法第332条第1項、第336条第1項、第3項、定款第18条第2項、第3項）。資産運用会社において取締役及び監査役の変更があった場合には、監督官庁へ2週間以内に届け出ます（金商法第31条第1項、第29条の2第1項第3号）。また、資産運用会社の取締役又は執行役は、他の会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは執行役に就任した場合（他の会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役が金融商品取引業者の取締役又は執行役を兼ねることとなった場合を含みます。）又は他の会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合には、金商業等府令第31条の定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければなりません（金商法第31条の4第1項）。

## (ロ) 定款の変更

資産運用会社の定款を変更するためには、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う決議が必要です（会社法第309条第2項第11号、第466条）。本書の日付現在において、資産運用会社の定款の変更は予定されていません。

## (ハ) 訴訟事件その他資産運用会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在において、資産運用会社に関して、訴訟事件その他重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## (2) 【運用体制】

資産運用会社の運用体制については、前記「第一部ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構」をご参照下さい。

## (3) 【大株主の状況】

(本書の日付現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の比率 (%)
平和不動産株式会社	東京都中央区日本橋兜町1番10号	4,968	100.00
合計		4,968	100.00

## (4)【役員の状況】

本書の日付現在における役員の状況は、以下の通りです。

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数 (株)
代表取締役 社長	平野 正則	1991年4月 2010年6月 2011年6月 2012年6月  2015年6月 2018年6月 2020年6月	平和不動産株式会社入社 同社賃貸事業本部ビル開発グループリーダー 同社賃貸事業本部ビルリーシンググループリーダー 同社総務企画本部企画財務グループ部長 平和不動産アセットマネジメント株式会社取締役投資運用本部長兼不動産投資部長 同社取締役業務企画本部長兼業務管理部長 同社常務取締役業務企画本部長 同社代表取締役社長(現任)、一般社団法人投資信託協会監事	-
取締役 業務企画本 部長	小林 大輔	1993年4月 2006年4月 2006年8月 2010年4月 2010年6月 2011年6月 2013年6月 2014年6月 2020年6月	平和不動産株式会社入社 同社ビルディング事業部課長 同社総務部課長兼IR室課長 同社総務部次長兼IR室次長 同社賃貸事業本部ビル営業グループ次長 同社賃貸事業本部ビル事業グループ次長 同社賃貸事業本部名古屋支店長 同社名古屋支店長 平和不動産アセットマネジメント株式会社取締役業務企画本部長(現任)	-
取締役 投資運用本 部長	渡部 靖隆	1989年4月 2006年1月 2008年7月 2010年6月 2011年6月 2012年6月 2018年6月  2019年9月 2020年7月	平和不動産株式会社入社 同社事業開発部次長兼資産開発室長 同社資産開発部次長 同社開発事業本部不動産開発グループ次長 同社開発事業本部不動産開発グループリーダー 同社賃貸事業本部大阪支店次長 平和不動産アセットマネジメント株式会社取締役投資運用本部長 同社取締役投資運用本部長兼レジデンス運用部長 同社取締役投資運用本部長(現任)	-

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数 (株)
取締役 (非常勤)	中尾 友治	1987年4月 2006年7月 2009年6月 2009年10月 2011年8月  2013年6月 2014年6月  2014年11月 2016年10月  2018年6月  2019年6月 2019年12月 2020年1月  2020年6月	東京証券取引所入所 日本駐車場開発株式会社入社 管理本部長 株式会社ホリプロ社外監査役 日本駐車場開発株式会社取締役総務本部長 平和不動産株式会社入社 総務企画本部企画財務グループ部長 同社総務企画本部企画財務グループリーダー 同社執行役員企画総務部長 平和ヘルスケア株式会社取締役(非常勤) 平和不動産アセットマネジメント株式会社取締役(非常勤) 平和不動産株式会社執行役員企画総務部(企画)管掌 一般社団法人国際資産運用センター推進機構理事(非常勤)(現任) 平和不動産株式会社執行役員企画総務部(企画)・開発推進部(企画)管掌 一般社団法人東京国際金融機構理事(非常勤)(現任) 株式会社みんせつ取締役(非常勤)(現任) 平和不動産アセットマネジメント株式会社取締役(非常勤)(現任) 平和不動産株式会社取締役執行役員ビルディング事業部管掌(現任) 平和不動産プロパティマネジメント株式会社取締役(非常勤)(現任)	-
取締役 (非常勤)	瀬尾 宣浩	1992年4月 2005年4月 2006年8月 2009年4月 2009年10月  2012年6月 2013年6月 2014年6月 2014年11月 2016年11月 2020年6月	平和不動産株式会社入社 同社事業開発部資産運用室課長 同社ビルディング事業部課長 同社ビルディング事業部次長 同社総務部次長 カナル投信株式会社(現:平和不動産アセットマネジメント株式会社)取締役 平和不動産株式会社総務企画本部総務グループ次長 同社総務企画本部総務グループリーダー次長 同社企画総務部次長 同社企画総務部長 同社企画総務部長兼法務室長 同社執行役員企画総務部長兼法務室長(現任) 平和不動産アセットマネジメント株式会社取締役(非常勤)(現任)	-

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数 (株)
監査役 (非常勤)	下村 昌作	1987年4月 2010年6月 2012年6月 2014年4月 2014年6月 2016年4月 2016年6月 2021年6月	東京証券取引所入所 公益財団法人財務会計基準機構出向 企業会計基準委員会専門研究員兼企画部部长 東京証券取引所自主規制法人(現:日本取引所自主規制法人) 考査部長 日本取引所自主規制法人考査部長 同社上場審査部長 同社総合管理室企画統括役 同社常任監事 平和不動産株式会社監査役(現任) 平和不動産プロパティマネジメント株式会社監査役(非常勤)(現任) 平和不動産アセットマネジメント株式会社監査役(非常勤)(現任)	-

## (5) 【事業の内容及び営業の概況】

## a. 事業の内容

資産運用会社は、投信法上の資産運用会社として投資運用業を行っています。

## b. 営業の概況

本書の日付現在、資産運用会社が資産の運用を行う投資法人又は運用の指図を行う投資法人は、本投資法人のみです。

## c. 資産運用会社としての業務

(イ) 規約並びに規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、運用資産の管理及び運用を行うこと

(ロ) 本投資法人のために投資口の追加発行、資金の借入れ等を含む資金調達を行うこと

(ハ) 運用資産を資産運用会社の資産を含む他の資産と合同せず、単独で管理及び運用すること

(ニ) 運用資産の運用状況について、法令の定めるところに従い本投資法人に対して定期的に報告すること

(ホ) 運用資産の年度運用計画を1年毎に年初に、及び期中運用計画(仮期中運用計画を含みます。)をその都度、本投資法人に対して提出すること

(ヘ) 上記(ホ)に定めるもののほか、本投資法人から運用資産の運用状況に関し報告を求められたときには、正当な理由がない限りその指示に従い報告を行うこと

## d. 資本関係

本書の日付現在、資産運用会社は、本投資法人の投資口を3,334口保有しています。

## 2【その他の関係法人の概況】

### A 資産保管会社(投信法第208条第1項関係)

#### (1) 名称、資本金の額及び事業の内容

##### a. 名称

みずほ信託銀行株式会社

##### b. 資本金の額

2021年9月30日現在 247,369百万円

##### c. 事業の内容

銀行法(昭和56年法律第59号、その後の改正を含みます。)(以下「銀行法」といいます。)に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号、その後の改正を含みます。)(以下「兼営法」といいます。)に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 関係業務の概要

##### 資産保管会社としての業務

- a. 本投資法人が保有する資産に関して、それぞれの資産に係る権利行使をする際に必要とする当該資産に係る権利を証する書類その他の書類の保管
- b. 本投資法人名義の預金口座の入出金記録及び資金振替
- c. 本投資法人名義の預金口座に係る印章の保管
- d. 保管品に係る投信法に基づく法定帳簿の作成、保存
- e. その他 a. から d. に付随する業務

#### (3) 資本関係

該当事項はありません。

### B 投資主名簿等管理人(投信法第117条第2号、第3号、第6号、投信法施行規則第169条第2項第1号、第3号関係)

#### (1) 名称、資本金の額及び事業の内容

##### a. 名称

みずほ信託銀行株式会社

##### b. 資本金の額

2021年9月30日現在 247,369百万円

##### c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 関係業務の概要

##### 一般事務受託者としての業務

- a. 投資主名簿の作成、管理及び備置きに関する事務
- b. 募集投資口の発行に関する事務
- c. 投資主総会の招集通知、決議通知及びこれらに付随する投資主総会参考書類等の送付、議決権行使書面の作成、並びに投資主総会受付事務補助に関する事務
- d. 投信法第137条に定める分配金の計算及びその支払のための手続に関する事務
- e. 分配金支払事務取扱銀行等における支払期間経過後の未払分配金の確定及びその支払に関する事務
- f. 投資口に関する照会への応答、各種証明書発行に関する事務
- g. 受託事務を処理するために使用した本投資法人に帰属する書類及び未達郵便物の整理・保管に関する事務
- h. 法令又は本契約により本投資法人が必要とする投資口統計資料の作成に関する事務
- i. 投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務
- j. 総投資主通知等の受理に関する事務
- k. 一般事務受託会社が管理する本投資法人の発行総口数及び振替機関より通知を受けた本投資法人の振替投資口等の総数の照合
- l. 本投資法人の情報提供請求権(振替法第277条に定める請求をいいます。)の行使に係る取次ぎに関する事務
- m. 振替機関からの個別投資主通知(振替法第228条第1項で準用する同法第154条第3項に定める通知をいいます。)の本投資法人への取次ぎに関する事務
- n. a. から m. に掲げる委託事務に係る印紙税等の代理納付
- o. 投資主等から個人番号(番号法第7条第1項又は第2項により個人を識別するために指定される番号)及び法人番号(番号法第58条に定義される番号)(以下、個人番号と法人番号とを総称して「個人番号等」といいます。)を収集する事務
- p. 投資主等から収集した個人番号等の保管に関する事務
- q. 投資主等の個人番号等を振替機関に請求し通知を受ける事務

- r. 行政機関等に対して個人番号等を記載した支払調書の提供を行う事務
- s. 保管している投資主等の個人番号等を廃棄又は削除する事務
- t. a. から s. に掲げる委託事務に付随する事務
- u. a. から s. に掲げる事務のほか、当事者間で協議の上定める事務

(3) 資本関係

該当事項はありません。

C 機関運営に関する一般事務受託者(投信法第117条第4号関係)

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

- a. 名称  
三菱UFJ信託銀行株式会社
- b. 資本金の額  
2021年9月30日現在 324,279百万円
- c. 事業の内容  
銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 関係業務の概要

一般事務受託者としての業務

- a. 本投資法人の投資主総会の運営に関する事務
- b. 本投資法人の役員会の運営に関する事務

(3) 資本関係

該当事項はありません。

D 会計事務等に関する一般事務受託者(投信法第117条第5号、第6号、投信法施行規則第169条第2項第6号、第7号関係)

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

- a. 名称  
EY税理士法人
- b. 資本金の額  
該当事項はありません。
- c. 事業の内容  
税理士法(昭和26年法律第237号、その後の改正を含みます。)に基づき税務に関する業務を営むとともに、会計事務等に関する業務を営んでいます。

(2) 関係業務の概要

一般事務受託者としての業務

- a. 投信法第211条第1項に規定される「帳簿書類」の作成(但し、該当する勘定がない場合を除きます。)に関する事項
- b. 決算整理作業、「貸借対照表」、「損益計算書」、「投資主資本等変動計算書」、「注記表」、「金銭の分配に係る計算書」及びその「附属明細書」の作成(四半期決算における作成業務を含みます。)に関する事項
- c. 「償却資産申告書」、「事業所税申告書」、「勘定科目内訳書」、「法人税申告書」、「消費税申告書」及び「法人住民税事業税申告書」作成業務に関する事項
- d. 委託業務に係る事項につき、その他法令上必要と認められる書類、資料等の作成補助等

(3) 資本関係

該当事項はありません。

E 投資法人債に関する一般事務受託者(投信法第117条第2号、第3号、第6号、投信法施行規則第169条第2項第4号、第5号関係)

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

- a. 名称  
株式会社りそな銀行
- b. 資本金の額  
2021年9月30日現在 279,928百万円
- c. 事業の内容  
銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(2) 関係業務の概要

一般事務受託者としての業務

- a. 投資法人債の払込金の交付
- b. 投資法人債原簿の作成その他投資法人債原簿に関する事務
- c. 投資法人債券台帳の作成
- d. 銘柄情報の振替機関への通知
- e. 振替機関に対する投資法人債要項の提出
- f. 新規記録情報その他業務規程等に定める情報の振替機関への通知
- g. 投資法人債の払込金の受領
- h. 投資法人債の払込に伴う資金決済が完了した旨の振替機関への通知
- i. 振替機関が新規記録を行った旨その他業務規程等に定める事項の振替機関からの取得及びその内容の確認
- j. 振替機関に対する業務規程等に定める新規記録手数料の納入事務
- k. その他業務規程等に定める発行代理人の事務
- l. 投資法人債原簿の管理
- m. 租税特別措置法等に基づく納税事務
- n. 買入償却に係わる事務
- o. 投資法人債券台帳の管理
- p. 投資法人債の発行後、投資法人債の銘柄情報のうち業務規程等で定める事項について決定等がなされた場合の当該事項の振替機関への通知
- q. 投資法人債の銘柄情報に変更がある場合の振替機関への通知
- r. 振替機関との間の元利金請求データの確認及び振替機関に対する元利金請求内容承認可否通知の送信
- s. 元金の償還及び利息支払における元利金の分配事務
- t. 本投資法人が別に定める元利金支払に関する手数料の直接口座管理機関(業務規程等に定義される直接口座管理機関をいいます。)への分配事務
- u. 買入消却を行った旨の通知の振替機関からの取得及びその内容の確認
- v. その他業務規程等において定める支払代理人の事務
- w. その他当事者間で協議の上必要と認められる事務

(3) 資本関係

該当事項はありません。

F 特別口座管理機関(投信法第117条第2号関係)

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

- a. 名称  
みずほ信託銀行株式会社
- b. 資本金の額  
2021年9月30日現在 247,369百万円
- c. 事業の内容  
銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 関係業務の概要

一般事務受託者としての業務

- a. 振替口座簿並びにこれに附属する帳簿の作成・管理及び備置きに関する事務
- b. 総投資主報告に関する事務
- c. 新規記載又は記録手続及び抹消手続又は全部抹消手続に関する事務
- d. 振替機関からの本投資法人に対する個別投資主通知及び本投資法人の振替機関に対する情報提供請求に関する事務

- e. 振替口座簿への記載又は記録、質権に係る記載又は記録、及び信託の受託者並びに信託財産に係る記載又は記録に関する事務
- f. 特別口座の開設及び廃止に関する事務
- g. 加入者情報及び届出印鑑の登録又はそれらの変更の登録及び加入者情報の振替機関への届出に関する事務
- h. 特別口座の加入者本人及び登録投資口質権者のために開設された他の口座並びに本投資法人の口座への振替手続に関する事務
- i. 振替法第133条第2項に定める取得者等による特別口座開設等請求に関する事務
- j. 加入者からの個別投資主通知の申出に関する事務
- k. 加入者又は利害関係を有する者からの情報提供請求に関する事務
- l. a. から k. に掲げるもののほか、加入者等(投資主、登録投資口質権者及びこれらの法定代理人又は以上の者の常任代理人をいいます。以下同じ。)による請求に関する事務
- m. a. から l. に掲げるもののほか、加入者等からの加入者等に係る情報及び届出印鑑に関する届出の受理に関する事務
- n. 加入者等からの照会に対する応答に関する事務
- o. 投資口の併合又は分割に関する事務
- p. 加入者等から個人番号等を収集し登録する事務
- q. 加入者等から収集した個人番号等の保管に関する事務
- r. 振替機関に対して加入者等に係る個人番号等の提供を行う事務
- s. 保管している加入者等の個人番号等を廃棄又は削除する事務
- t. その他、番号法に基づき上記 p. から s. に掲げる委託事務に附随する事務
- u. a. から t. に掲げる事務のほか、振替制度の運営に関する事務及び当事者間で協議の上定める事務

(3) 資本関係

該当事項はありません。

G 特定関係法人(資産運用会社の親会社)

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

- a. 名称  
平和不動産株式会社
- b. 資本金の額  
2021年9月30日現在 21,492百万円
- c. 事業の内容  
賃貸、不動産開発、住宅分譲 他

(2) 関係業務の概要

関係業務の概要については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (3) 投資法人の仕組み b. 本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容」をご参照下さい。

(3) 資本関係

2021年11月30日現在、本投資法人の投資口143,845口(発行済投資口の総口数の13.62%)を保有しています。

H 特定関係法人(資産運用会社の親会社の子会社)

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

- a. 名称  
平和不動産プロパティマネジメント株式会社
- b. 資本金の額  
2021年9月30日現在 134百万円
- c. 事業の内容  
プロパティマネジメント業務、建物総合管理業務、建物設備等の保全管理・改修工事 他

(2) 関係業務の概要

関係業務の概要については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (3) 投資法人の仕組み b. 本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容」をご参照下さい。

## (3) 資本関係

該当事項はありません。

## 第5【投資法人の経理状況】

### 財務諸表の作成方法について

本投資法人の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正を含みます。)及び同規則第2条の規定により、投資法人計算規則に基づいて作成しています。

なお、第40期計算期間(2021年6月1日から2021年11月30日まで)は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(令和3年9月24日内閣府令第61号)附則第2条第1項ただし書きにより、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しています。

### 監査証明について

本投資法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期計算期間(2021年6月1日から2021年11月30日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けています。

### 連結財務諸表について

本投資法人には子会社がないため、連結財務諸表は作成していません。

## 1【財務諸表】

## (1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	第39期 (2021年5月31日)	第40期 (2021年11月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	9,860,611	11,223,174
信託現金及び信託預金	3,598,834	3,679,559
営業未収入金	45,813	49,214
前払費用	123,590	133,505
未収消費税等	23,524	-
その他	8,869	2,291
貸倒引当金	65	-
流動資産合計	13,661,177	15,087,745
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	17,358,394	19,561,237
減価償却累計額	4,876,000	5,127,067
建物(純額)	12,482,393	14,434,170
構築物	82,953	93,449
減価償却累計額	45,546	48,145
構築物(純額)	37,407	45,303
機械及び装置	304,860	309,926
減価償却累計額	223,986	232,000
機械及び装置(純額)	80,874	77,926
工具、器具及び備品	279,806	304,341
減価償却累計額	163,576	175,785
工具、器具及び備品(純額)	116,230	128,555
土地	35,263,625	37,030,448
信託建物	47,287,495	47,674,408
減価償却累計額	12,600,139	13,149,047
信託建物(純額)	34,687,355	34,525,360
信託構築物	258,604	256,542
減価償却累計額	100,926	105,443
信託構築物(純額)	157,677	151,098
信託機械及び装置	612,447	654,281
減価償却累計額	305,245	316,852
信託機械及び装置(純額)	307,202	337,428
信託工具、器具及び備品	1,154,449	1,195,765
減価償却累計額	769,288	809,000
信託工具、器具及び備品(純額)	385,161	386,764
信託土地	87,877,511	92,536,504
有形固定資産合計	171,395,438	179,653,561
<b>無形固定資産</b>		
借地権	1,910,049	4,310,194
信託借地権	3,315,665	3,315,665
ソフトウェア	5,818	5,054
その他	227	227
無形固定資産合計	5,231,760	7,631,141

（単位：千円）

	第39期 (2021年5月31日)	第40期 (2021年11月30日)
投資その他の資産		
差入保証金	14,617	19,617
長期前払費用	229,149	244,361
デリバティブ債権	29,163	77,088
その他	379,056	408,934
投資その他の資産合計	651,987	750,002
固定資産合計	177,279,186	188,034,705
繰延資産		
投資口交付費	-	41,820
投資法人債発行費	46,459	42,355
繰延資産合計	46,459	84,175
資産合計	190,986,824	203,206,627
負債の部		
流動負債		
営業未払金	352,179	575,667
1年内償還予定の投資法人債	-	1,000,000
1年内返済予定の長期借入金	11,869,000	11,149,000
未払費用	715,622	749,663
未払法人税等	595	275
未払消費税等	-	76,297
前受金	1,104,773	1,152,702
その他	14,020	36,119
流動負債合計	14,056,190	14,739,726
固定負債		
投資法人債	7,900,000	6,900,000
長期借入金	68,298,200	71,808,200
預り敷金及び保証金	823,499	898,601
信託預り敷金及び保証金	4,514,754	4,557,342
デリバティブ債務	210,744	110,052
固定負債合計	81,747,198	84,274,196
負債合計	95,803,389	99,013,923
純資産の部		
投資主資本		
出資総額	81,370,715	90,063,406
剰余金		
出資剰余金	7,406,652	7,406,652
出資剰余金控除額	<sup>3</sup> 1,699,990	<sup>3</sup> 1,699,990
出資剰余金（純額）	5,706,661	5,706,661
任意積立金		
圧縮積立金	415,683	415,683
一時差異等調整積立金	<sup>4</sup> 2,002,699	<sup>4</sup> 1,962,702
任意積立金合計	2,418,382	2,378,385
当期末処分利益又は当期末処理損失（ ）	5,871,290	6,083,325
剰余金合計	13,996,334	14,168,371
投資主資本合計	95,367,050	104,231,778
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	183,615	39,074
評価・換算差額等合計	183,615	39,074
純資産合計	<sup>2</sup> 95,183,434	<sup>2</sup> 104,192,703
負債純資産合計	190,986,824	203,206,627

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第39期 (自 2020年12月1日 至 2021年5月31日)	第40期 (自 2021年6月1日 至 2021年11月30日)
<b>営業収益</b>		
賃貸事業収入	1 5,831,007	1 6,132,363
その他賃貸事業収入	1 494,939	1 499,776
不動産等売却益	2 404,961	2, 3 244,114
<b>営業収益合計</b>	<b>6,730,908</b>	<b>6,876,253</b>
<b>営業費用</b>		
賃貸事業費用	1, 3 2,617,359	1, 3 2,697,443
資産運用報酬	600,615	617,975
資産保管手数料	11,626	11,979
一般事務委託手数料	27,705	29,968
役員報酬	6,293	6,102
会計監査人報酬	11,660	11,660
その他営業費用	146,594	139,167
<b>営業費用合計</b>	<b>3,421,854</b>	<b>3,514,297</b>
<b>営業利益</b>	<b>3,309,053</b>	<b>3,361,956</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	1,110	928
未払分配金戻入	457	425
受取保険金	4,612	9,601
その他	628	809
<b>営業外収益合計</b>	<b>6,809</b>	<b>11,764</b>
<b>営業外費用</b>		
支払利息	317,120	309,550
融資関連費用	50,599	49,462
投資法人債利息	25,085	25,085
投資法人債発行費償却	4,104	4,104
投資口交付費償却	-	8,364
その他	2,122	4,700
<b>営業外費用合計</b>	<b>399,032</b>	<b>401,266</b>
<b>経常利益</b>	<b>2,916,830</b>	<b>2,972,454</b>
<b>税引前当期純利益</b>	<b>2,916,830</b>	<b>2,972,454</b>
法人税、住民税及び事業税	605	605
<b>法人税等合計</b>	<b>605</b>	<b>605</b>
<b>当期純利益</b>	<b>2,916,225</b>	<b>2,971,849</b>
<b>前期繰越利益</b>	<b>2,955,065</b>	<b>3,111,475</b>
当期末処分利益又は当期末処理損失( )	5,871,290	6,083,325

## (3)【投資主資本等変動計算書】

第39期(自 2020年12月1日 至 2021年5月31日)

(単位:千円)

	投資主資本				
	出資総額	剰余金			任意積立金
		出資剰余金	出資剰余金控除額	出資剰余金(純額)	圧縮積立金
当期首残高	81,370,715	7,406,652	1,699,990	5,706,661	415,683
当期変動額					
一時差異等調整積立金の積立					
一時差異等調整積立金の取崩					
剰余金の配当					
当期純利益					
投資主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	-	-
当期末残高	1 81,370,715	7,406,652	1,699,990	5,706,661	415,683

	投資主資本				
	剰余金				投資主資本合計
	任意積立金		当期末処分利益又は当期末処理損失( )	剰余金合計	
	一時差異等調整積立金	任意積立金合計			
当期首残高	1,704,003	2,119,686	5,933,582	13,759,929	
当期変動額					
一時差異等調整積立金の積立	338,693	338,693	338,693	-	-
一時差異等調整積立金の取崩	39,997	39,997	39,997	-	-
剰余金の配当			2,679,820	2,679,820	2,679,820
当期純利益			2,916,225	2,916,225	2,916,225
投資主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	298,696	298,696	62,291	236,404	236,404
当期末残高	2,002,699	2,418,382	5,871,290	13,996,334	95,367,050

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	220,434	220,434	94,910,211
当期変動額			
一時差異等調整積立金の積立			-
一時差異等調整積立金の取崩			-
剰余金の配当			2,679,820
当期純利益			2,916,225
投資主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	36,818	36,818	36,818
当期変動額合計	36,818	36,818	273,223
当期末残高	183,615	183,615	95,183,434

第40期(自 2021年6月1日 至 2021年11月30日)

(単位:千円)

	投資主資本				
	出資総額	剰余金			
		出資剰余金	出資剰余金控除額	出資剰余金(純額)	任意積立金 圧縮積立金
当期首残高	81,370,715	7,406,652	1,699,990	5,706,661	415,683
当期変動額					
新投資口の発行	8,692,691				
一時差異等調整積立金の取崩					
剰余金の配当					
当期純利益					
投資主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	8,692,691	-	-	-	-
当期末残高	1 90,063,406	7,406,652	1,699,990	5,706,661	415,683

	投資主資本				
	剰余金				投資主資本合計
	任意積立金		当期未処分利益又は当期未処理損失( )	剰余金合計	
	一時差異等調整積立金	任意積立金合計			
当期首残高	2,002,699	2,418,382	5,871,290	13,996,334	95,367,050
当期変動額					
新投資口の発行					8,692,691
一時差異等調整積立金の取崩	39,997	39,997	39,997	-	-
剰余金の配当			2,799,812	2,799,812	2,799,812
当期純利益			2,971,849	2,971,849	2,971,849
投資主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	39,997	39,997	212,034	172,036	8,864,728
当期末残高	1,962,702	2,378,385	6,083,325	14,168,371	104,231,778

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	183,615	183,615	95,183,434
当期変動額			
新投資口の発行			8,692,691
一時差異等調整積立金の取崩			-
剰余金の配当			2,799,812
当期純利益			2,971,849
投資主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	144,540	144,540	144,540
当期変動額合計	144,540	144,540	9,009,268
当期末残高	39,074	39,074	104,192,703

## (4)【金銭の分配に係る計算書】

(単位:円)

	第39期 自 2020年12月1日 至 2021年5月31日	第40期 自 2021年6月1日 至 2021年11月30日
当期末処分利益	5,871,290,874	6,083,325,127
任意積立金取崩額		
一時差異等調整積立金取崩額	1 39,997,320	1 79,219,037
分配金の額	2,799,812,400	3,051,068,370
(投資口1口当たり分配金の額)	(2,800)	(2,890)
次期繰越利益	3,111,475,794	3,111,475,794
分配金の額の算出方法	<p>規約第32条第1項に定める方針に基づき、分配金の額は当期末処分利益の金額を限度とし、かつ租税特別措置法第67条の15に規定されている「配当可能利益の額」の90%に相当する金額を超えるものとしています。かかる方針により、当期純利益2,916,225,239円のうち156,410,159円を内部留保した残額に一時差異等調整積立金の取崩額39,997,320円(1口当たり取崩額40円)を充当し、2,799,812,400円を利益分配金として分配することとしました。なお、規約第32条第2項に定める利益を超えた金銭の分配は行っていません。</p>	<p>規約第32条第1項に定める方針に基づき、分配金の額は当期末処分利益の金額を限度とし、かつ租税特別措置法第67条の15に規定されている「配当可能利益の額」の90%に相当する金額を超えるものとしています。かかる方針により、当期純利益2,971,849,333円に一時差異等調整積立金の取崩額79,219,037円を充当し、3,051,068,370円を利益分配金として分配することとしました。なお、規約第32条第2項に定める利益を超えた金銭の分配は行っていません。</p>

## (5)【キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

	第39期 自 2020年12月1日 至 2021年5月31日	第40期 自 2021年6月1日 至 2021年11月30日
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	2,916,830	2,972,454
減価償却費	955,925	970,080
貸倒引当金の増減額(は減少)	63	65
投資法人債発行費償却	4,104	4,104
投資口交付費償却	-	8,364
受取利息	1,110	928
支払利息	342,205	334,635
営業未収入金の増減額(は増加)	5,592	4,850
未収消費税等の増減額(は増加)	23,524	23,524
未払消費税等の増減額(は減少)	160,415	76,297
長期前払費用の増減額(は増加)	6,078	15,211
営業未払金の増減額(は減少)	174,485	95,517
未払費用の増減額(は減少)	11,449	25,252
前受金の増減額(は減少)	33,031	47,929
預り金の増減額(は減少)	54	7,288
信託有形固定資産の売却による減少額	702,521	364,157
その他	2,645	21,130
小計	4,586,772	4,887,420
利息の受取額	63	2,151
利息の支払額	347,268	325,846
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	281	924
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,239,285	4,562,800
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の払戻による収入	-	3,000,000
定期預金の預入による支出	-	1,000,000
有形固定資産の取得による支出	5,116,394	3,964,151
信託有形固定資産の取得による支出	2,252,335	5,502,363
無形固定資産の取得による支出	3,206	2,400,386
預り敷金及び保証金の受入による収入	144,672	116,845
預り敷金及び保証金の返還による支出	41,292	41,404
信託預り敷金及び保証金の受入による収入	276,126	229,401
信託預り敷金及び保証金の返還による支出	131,507	186,812
信託預り敷金及び保証金対応信託預金の払戻による収入	525	5,852
信託預り敷金及び保証金対応信託預金の預入による支出	92,227	130,548
差入保証金の差入による支出	-	5,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,215,640	9,878,568
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	7,784,200	8,810,000
長期借入金の返済による支出	5,884,200	6,020,000
投資口の発行による収入	-	8,692,691
投資口交付費の支出	-	50,184
分配金の支払額	2,678,748	2,798,147
財務活動によるキャッシュ・フロー	778,748	8,634,359
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,755,103	3,318,591
現金及び現金同等物の期首残高	13,712,643	9,957,540
現金及び現金同等物の期末残高	19,957,540	13,276,131

## (6)【注記表】

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産(信託財産を含みます。) 定額法を採用しています。</p> <p>なお、主たる有形固定資産の耐用年数は、以下の通りです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>2～65年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>4～62年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>3～15年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>2～18年</td> </tr> </table> <p>無形固定資産 定額法を採用しています。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、本投資法人内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。</p> <p>長期前払費用 定額法を採用しています。</p>	建物	2～65年	構築物	4～62年	機械及び装置	3～15年	工具、器具及び備品	2～18年
建物	2～65年								
構築物	4～62年								
機械及び装置	3～15年								
工具、器具及び備品	2～18年								
2. 繰延資産の処理方法	<p>投資法人債発行費 償還までの期間にわたり定額法により償却しています。</p> <p>投資口交付費 3年間で定額法により償却しています。</p>								
3. 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。</p>								
4. 収益及び費用の計上基準	<p>収益に関する基準 本投資法人の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りです。</p> <p>(1)不動産等の売却 不動産等の売却については、不動産等の売買契約に定められた引渡義務を履行することにより、顧客である買主が当該不動産等の支配を獲得した時点で収益を認識しています。</p> <p>なお、損益計算書上は、不動産等の売却代金である「不動産等売却収入」から売却した不動産等の帳簿価額である「不動産等売却原価」及び売却に直接要した諸費用である「その他売却費用」を控除した金額を「不動産等売却益」又は「不動産等売却損」として表示しています。</p> <p>(2)水道光熱費収入 水道光熱費収入については、顧客である不動産等の賃借人に対して電気、水道等の供給を行っており、不動産賃貸借契約等による合意内容に基づき、収益を認識しています。</p> <p>固定資産税等の処理方法 保有する不動産等に係る固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当期に対応する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しています。</p> <p>なお、不動産等の取得に伴い、精算金として譲渡人に支払った初年度の固定資産税等相当額については、費用に計上せず、当該不動産等の取得原価に算入しています。不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は、第39期は16,605千円、第40期は18,581千円です。</p>								

5. ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法</p> <p>原則として、繰延ヘッジ処理によっています。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっています。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>ヘッジ手段 金利スワップ取引</p> <p>ヘッジ対象 借入金金利</p> <p>ヘッジ方針</p> <p>本投資法人は、財務方針に基づき規約に規定するリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っています。</p> <p>ヘッジの有効性評価の方法</p> <p>ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の比率を検証することにより、ヘッジの有効性を評価しています。</p> <p>但し、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。</p>
6. 不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法	<p>保有する不動産等を信託財産とする信託受益権については、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しています。</p> <p>なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目については、貸借対照表において区分掲記することとしています。</p> <p>(1) 信託現金及び信託預金</p> <p>(2) 信託建物、信託構築物、信託機械及び装置、信託工具、器具及び備品、信託土地、信託借地権</p> <p>(3) 信託預り敷金及び保証金</p>
7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金及び信託現金、随時引出し可能な預金及び信託預金並びに容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。</p>
8. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。但し、固定資産に係る控除対象外消費税は、個々の資産の取得原価に算入しています。</p>

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

## (固定資産の減損)

## (1) 財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

	第39期 (2021年5月31日)	第40期 (2021年11月30日)
有形固定資産	171,395,438	179,653,561
無形固定資産のうち 借地権及び信託借地権	5,225,715	7,625,859

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産の減損に係る会計基準に従い、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった固定資産の帳簿価額を、回収可能価額まで減額する会計処理を適用しています。

保有する個別物件を一つの資産グループとし、営業活動から生ずる損益等の継続したマイナスや市場価格の著しい下落等によって減損の兆候がある場合に、減損損失の認識の要否を検討しています。減損損失を認識するかどうかの検討には将来キャッシュ・フローの見積金額を用いており、減損損失の認識が必要と判断された場合には、帳簿価額が外部の不動産鑑定評価額等に基づく回収可能価額を上回る金額を減損損失として計上しています。

将来キャッシュ・フローの算定にあたっては、その前提となる賃料、稼働率、賃貸費用等について、市場の動向、類似不動産の取引事例、過去の実績等を総合的に勘案の上決定しています。各物件の業績や市場価格は、不動産賃貸市場や不動産売買市場の動向の影響を受ける可能性があります。そのため、見積りの前提に変更が生じた場合には、翌期において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

## (会計方針の変更に関する注記)

## (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」といいます。)等を当期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。当該会計基準の適用による財務諸表への影響は軽微です。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前期に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

## (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」といいます。)等を当期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当期の財務諸表への影響は軽微です。

## (貸借対照表に関する注記)

## 1. コミットメントライン契約

本投資法人は、取引銀行の4行とコミットメントライン契約を締結しています。

	第39期 (2021年5月31日)	第40期 (2021年11月30日)
コミットメントライン契約の総額	7,000,000千円	7,000,000千円
借入残高	-	-
差引	7,000,000千円	7,000,000千円

## 2. 投信法第67条第4項に定める最低純資産額

	第39期 (2021年5月31日)	第40期 (2021年11月30日)
	50,000千円	50,000千円

## 3. 自己投資口の消却の状況

	第39期 (2021年5月31日)	第40期 (2021年11月30日)
総消却口数	14,914口	14,914口
消却総額	1,699,990千円	1,699,990千円

(注) 当期中の自己投資口の消却はありません。

## 4. 一時差異等調整積立金の積立て及び取崩しの処理に関する事項

第39期(2021年5月31日)

(単位:千円)

	当初 発生額	当期首 残高	当期 積立額	当期 取崩額	当期末 残高	積立て、取崩し の発生事由
負ののれん発生 益(注1)	2,497,604	1,704,003	-	39,997	1,664,005	分配金に充当
不動産等売却益 による利益超過 税会不一致の一 部(注2)	338,693	-	338,693	-	338,693	2020年11月期の 金銭の分配に係 る計算書におい て、不動産等売 却益による利益 超過税会不一致 の一部を積立て

(注1) 過年度に計上した負ののれん発生益に細分された金額の残額を積み立てた期の翌期以降、50年以内に毎期均等額以上を取り崩す予定です。

(注2) 不動産等売却益による利益超過税会不一致の一部であり、積立てを行った期の翌期以降、50年以内に毎期均等額以上を取り崩す予定です。

第40期(2021年11月30日)

(単位:千円)

	当初 発生額	当期首 残高	当期 積立額	当期 取崩額	当期末 残高	積立て、取崩し の発生事由
負ののれん発生 益(注1)	2,497,604	1,664,005	-	36,610	1,627,395	分配金に充当
不動産等売却益 による利益超過 税会不一致の一 部(注2)	338,693	338,693	-	3,386	335,306	分配金に充当

(注1) 過年度に計上した負ののれん発生益に細分された金額の残額を積み立てた期の翌期以降、50年以内に毎期均等額以上を取り崩す予定です。

(注2) 過年度に計上した不動産等売却益による利益超過税会不一致の一部であり、積立てを行った期の翌期以降、50年以内に毎期均等額以上を取り崩す予定です。

## (損益計算書に関する注記)

## 1. 不動産賃貸事業損益の内訳(単位:千円)

	第39期		第40期	
	自 2020年12月1日 至 2021年5月31日		自 2021年6月1日 至 2021年11月30日	
A. 不動産賃貸事業収益				
賃貸事業収入				
賃料収入	5,182,402		5,450,274	
共益費収入	648,605	5,831,007	682,088	6,132,363
その他賃貸事業収入				
駐車場収入	149,489		162,415	
水道光熱費収入	174,952		191,614	
付帯収益	139,379		127,676	
解約違約金収入	3,654		3,558	
雑収入	27,462	494,939	14,510	499,776
不動産賃貸事業収益合計		6,325,946		6,632,139
B. 不動産賃貸事業費用				
賃貸事業費用				
管理委託費	672,432		676,617	
公租公課	401,283		413,747	
水道光熱費	180,577		205,687	
修繕費	235,032		247,833	
保険料	8,055		8,627	
信託報酬	32,851		32,252	
減価償却費	955,925		970,080	
その他賃貸事業費用	131,199		142,597	
不動産賃貸事業費用合計		2,617,359		2,697,443
C. 不動産賃貸事業損益				
(A - B)		3,708,587		3,934,696

## (表示方法の変更)

前期において、「付帯収益」に含めて表示していた「水道光熱費収入」は、開示の明瞭性を高めるため、当期より独立掲記しています。この結果、前期の「付帯収益」314,332千円は、「水道光熱費収入」174,952千円、「付帯収益」139,379千円として組み替えています。

## 2. 不動産等売却損益の内訳(単位:千円)

第39期(自 2020年12月1日 至 2021年5月31日)

Re-37 HF高輪レジデンス

不動産等売却収入		1,130,000
不動産等売却原価	702,521	
その他売却費用	22,517	725,038
不動産等売却益		404,961

第40期(自 2021年6月1日 至 2021年11月30日)

Re-67 HF九大病院前レジデンス

不動産等売却収入		641,000
不動産等売却原価	364,157	
その他売却費用	32,727	396,885
不動産等売却益		244,114

## 3. 主要投資主との取引高(単位:千円)

	第39期		第40期	
	自	至	自	至
	2020年12月1日	2021年5月31日	2021年6月1日	2021年11月30日
営業取引による取引高				
不動産等売却益 (その他売却費用)		-		19,230
賃貸事業費用		213,374		143,920

(投資主資本等変動計算書に関する注記)

## 1. 発行可能投資口総口数及び発行済投資口の総口数

	第39期		第40期	
	自	至	自	至
	2020年12月1日	2021年5月31日	2021年6月1日	2021年11月30日
発行可能投資口総口数		8,000,000口		8,000,000口
発行済投資口の総口数		999,933口		1,055,733口

(金銭の分配に係る計算書に関する注記)

## 1. 一時差異等調整積立金

第39期 自 2020年12月1日 至 2021年5月31日	第40期 自 2021年6月1日 至 2021年11月30日
<p>投資法人の計算に関する規則(平成27年内閣府令第27号)附則第3項の経過措置を適用し、第28期の金銭の分配に係る計算書において、過年度に計上した負ののれん発生益に細分された金額の残高である2,497,604,770円を一時差異等調整積立金へ積立しています。当該積立額は積み立てた期の翌期以降、50年以内に每期均等額以上を取り崩す予定です。当期は36,610,385円の取崩を行っています。</p> <p>また、第38期の金銭の分配に係る計算書において、不動産等売却益による利益超過税会不一致の一部である338,693,498円を一時差異等調整積立金へ積み立てています。当該積立額は積み立てた期の翌期以降、50年以内に每期均等額以上を取り崩す予定です。当期は3,386,935円の取崩を行っています。</p>	<p>投資法人の計算に関する規則(平成27年内閣府令第27号)附則第3項の経過措置を適用し、第28期の金銭の分配に係る計算書において、過年度に計上した負ののれん発生益に細分された金額の残高である2,497,604,770円を一時差異等調整積立金へ積立しています。当該積立額は積み立てた期の翌期以降、50年以内に每期均等額以上を取り崩す予定です。当期は75,832,102円の取崩を行っています。</p> <p>また、過年度に計上した不動産等売却益による利益超過税会不一致の一部である338,693,498円を一時差異等調整積立金へ積み立てています。当該積立額は積み立てた期の翌期以降、50年以内に每期均等額以上を取り崩す予定です。当期は3,386,935円の取崩を行っています。</p>

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

## 1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	第39期		第40期	
	自	至	自	至
	2020年12月1日	2021年5月31日	2021年6月1日	2021年11月30日
現金及び預金		9,860,611千円		11,223,174千円
信託現金及び信託預金		3,598,834千円		3,679,559千円
信託預り敷金及び保証金対応信託預金(注)		501,905千円		626,602千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金		3,000,000千円		1,000,000千円
現金及び現金同等物		9,957,540千円		13,276,131千円

(注) テナントから預かっている敷金及び保証金の返還のために留保されている信託預金です。

## (リース取引に関する注記)

オペレーティング・リース取引(貸主側)

未経過リース料

	第39期 (2021年5月31日)	第40期 (2021年11月30日)
1年内	174,436千円	174,436千円
1年超	203,508千円	116,290千円
合計	377,944千円	290,726千円

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

本投資法人では、新たな投資対象不動産等の取得に当たっては、銀行借入れ、投資法人債の発行、投資口の発行等による資金調達を行います。デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクのヘッジ等を目的として利用し、投機的な取引は行いません。余資運用に関しては、有価証券及び金銭債権に投資することもできますが、積極的には投資を行っていません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

借入金及び投資法人債の資金用途は、主に物件の取得又は既往の借入れのリファイナンスです。これらは満期・償還時の流動性リスクに晒されていますが、本投資法人では、資産運用会社が資金繰計画を作成することにより管理するとともに、手元資金の確保、借入れ・償還期限の分散化、借入先金融機関の多様化、コミットメント型タムローン契約の締結等により当該リスクを限定しています。変動金利の借入金は、金利の上昇リスクに晒されていますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用し、当該リスクを限定しています。デリバティブ取引の執行・管理については、リスク管理規程に従い、資産運用会社の助言に基づき行っており、また、デリバティブ取引の利用に当たっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

預り敷金及び保証金はテナントからの預り金であり、退去による流動性リスクに晒されています。当該リスクに関しては、原則として返還に支障がない範囲の金額を留保することによりリスクを限定しています。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件を用いた場合、当該価額が異なる場合もありえます。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、「現金及び預金」「信託現金及び信託預金」は現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであり、「預り敷金及び保証金」及び「信託預り敷金及び保証金」は重要性に乏しいことから、注記を省略しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(2) 1年内返済予定の長期借入金	11,869,000	11,869,000	-
(3) 投資法人債	7,900,000	7,829,260	70,740
(4) 長期借入金	68,298,200	68,307,006	8,806
負債合計	88,067,200	88,005,266	61,933
(5) デリバティブ取引*	(183,615)	(247,139)	63,524

\* デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しています。

2021年11月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、「現金及び預金」「信託現金及び信託預金」は現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであり、「預り敷金及び保証金」及び「信託預り敷金及び保証金」は重要性に乏しいことから、注記を省略しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 1年内償還予定の投資法人債	1,000,000	998,600	1,400
(2) 1年内返済予定の長期借入金	11,149,000	11,160,797	11,797
(3) 投資法人債	6,900,000	6,864,280	35,720
(4) 長期借入金	71,808,200	71,800,687	7,512
負債合計	90,857,200	90,824,365	32,834
(5) デリバティブ取引*	(39,074)	(80,433)	41,359

\* デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しています。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 1年内償還予定の投資法人債、(2) 1年内返済予定の長期借入金、(3) 投資法人債及び(4) 長期借入金  
投資法人債の時価については、日本証券業協会の売買参考統計値に基づき算定しています。長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。また、固定金利によるもの時価については、元利金の合計額を残存期間に対応した同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

## (5) デリバティブ取引

後記「デリバティブ取引に関する注記」をご参照下さい。

## (注2) 投資法人債、長期借入金及びその他の有利子負債の決算日(2021年5月31日)後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
1年内返済予定の長期借入金	11,869,000	-	-	-	-	-
投資法人債	-	1,000,000	1,000,000	-	-	5,900,000
長期借入金	-	10,400,000	11,285,000	11,607,000	12,477,000	22,529,200
合計	11,869,000	11,400,000	12,285,000	11,607,000	12,477,000	28,429,200

## 投資法人債、長期借入金及びその他の有利子負債の決算日(2021年11月30日)後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
1年内償還予定の投資法人債	1,000,000	-	-	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	11,149,000	-	-	-	-	-
投資法人債	-	-	1,000,000	-	-	5,900,000
長期借入金	-	11,760,000	11,935,000	12,172,000	13,262,000	22,679,200
合計	12,149,000	11,760,000	12,935,000	12,172,000	13,262,000	28,579,200

## (有価証券に関する注記)

有価証券取引を行っていないため、該当事項はありません。

## (デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないもの

第39期(2021年5月31日)

該当するものはありません。

第40期(2021年11月30日)

該当するものはありません。

ヘッジ会計が適用されているもの

第39期(2021年5月31日)

ヘッジ会計の方法毎の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次の通りです。

(単位:千円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	58,433,000	46,364,000	183,615*
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	4,880,000	4,880,000	63,524*
合計			63,313,000	51,244,000	247,139

\* 取引先金融機関から提示された価格で評価しています。

第40期(2021年11月30日)

ヘッジ会計の方法毎の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次の通りです。

(単位:千円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	68,267,200	59,018,200	39,074*
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	4,880,000	4,880,000	41,359*
合計			73,147,200	63,898,200	80,433

\* 取引先金融機関から提示された価格で評価しています。

(退職給付に関する注記)

退職給付制度がありませんので、該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	第39期 (2021年5月31日)	第40期 (2021年11月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金繰入超過額	20千円	-
繰延ヘッジ損益	57,765千円	12,292千円
合併時受入評価差額	2,067,807千円	2,038,552千円
繰延税金資産小計	2,125,593千円	2,050,845千円
評価性引当金	2,125,593千円	2,050,845千円
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第39期 (2021年5月31日)	第40期 (2021年11月30日)
法定実効税率	31.46%	31.46%
(調整)		
支払分配金の損金算入額	29.94%	30.48%
評価性引当金の増減	1.52%	0.98%
その他	0.02%	0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.02%	0.02%

(持分法損益等に関する注記)

本投資法人には関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

## 1. 親会社及び法人主要投資主等

第39期(自 2020年12月1日 至 2021年5月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)(注1)	科目	期末残高(千円)(注1)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要投資主(法人)	平和不動産株式会社	東京都中央区	21,492,822	不動産業	被所有 直接13.5% 間接 0.3%	なし	不動産管理業務の委託	管理委託費(注3)	213,374	営業未払金	30,519

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていませんが、期末残高には含まれています。

(注2) 取引条件については、市場の実勢に基づいて決定しています。

(注3) 上記金額のうち、平和不動産から建物管理委託料として支払われた金額は以下の通りです。なお、平和サービス株式会社は、2021年3月1日付で平和不動産プロパティマネジメント株式会社へ商号変更しています。

平和不動産プロパティマネジメント株式会社 103,113千円

平和不動産プロパティマネジメント株式会社以外の第三者 37,559千円

第40期(自 2021年6月1日 至 2021年11月30日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)(注1)	科目	期末残高(千円)(注1)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要投資主(法人)	平和不動産株式会社	東京都中央区	21,492,822	不動産業	被所有 直接13.6% 間接 0.3%	なし	不動産管理業務の委託	管理委託費(注3、4)	143,920	営業未払金	789
								不動産信託受益権の購入(注5)	5,168,983	-	-
								不動産の購入(注6)	3,617,490	-	-
								売買仲介手数料	19,230	-	-

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていませんが、期末残高には含まれています。

(注2) 取引条件については、市場の実勢に基づいて決定しています。

(注3) 平和不動産グループの組織改編に伴い、2021年10月1日付で、管理委託対象のオフィス23物件中22物件のプロパティ・マネジメントの業務を平和不動産から平和不動産プロパティマネジメント株式会社へ移管しています。

(注4) 上記金額のうち、平和不動産から建物管理委託料として支払われた金額は以下の通りです。

平和不動産プロパティマネジメント株式会社 77,079千円

平和不動産プロパティマネジメント株式会社以外の第三者 34,489千円

(注5) 上記記載の不動産信託受益権の購入は、大崎CNビルに係るもので、取引金額には売買契約書等に記載された売買価格のほかに、売主との精算に係る固定資産税及び都市計画税相当額等を含みますが、その他の取得に係る諸費用は含んでいません。

(注6) 上記記載の不動産の購入は、HF正光寺赤羽レジデンス、HF八広レジデンス及びHF世田谷上町レジデンスに係るもので、取引金額には売買契約書等に記載された売買価格のほかに、売主との精算に係る固定資産税及び都市計画税相当額等を含みますが、その他の取得に係る諸費用は含んでいません。

## 2. 関連会社等

第39期(自 2020年12月1日 至 2021年5月31日)

該当事項はありません。

第40期(自 2021年6月1日 至 2021年11月30日)

該当事項はありません。

## 3. 兄弟会社等

第39期(自 2020年12月1日 至 2021年5月31日)

種類	会社等の名称 (注1)	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円) (注2)	科目	期末残高 (千円) (注2)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要投資主 (法人)が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む。)	平和不動産プロパティマネジメント株式会社 (注4)	東京都中央区	134,000	不動産管理業	なし	なし	不動産管理業務の委託	管理委託費	4,897	営業未払金	816
								損害保険料	7,993	-	-
								修繕工事等	43,306	営業未払金	14,368
	平和不動産アセットマネジメント株式会社		295,575	投資運用業	被所有直接 0.3%	なし	資産運用業務の委託	資産運用報酬の支払	680,510 (注5)	未払費用	660,677

(注1) 主要投資主(法人)である平和不動産が議決権の100%を直接保有しています。

(注2) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていませんが、期末残高には含まれています。

(注3) 取引条件については、市場の実勢に基づいて決定しています。

(注4) 平和サービス株式会社は、2021年3月1日付で平和不動産プロパティマネジメント株式会社へ商号変更しています。

(注5) 資産運用報酬額には、物件取得に係る運用報酬及び譲渡に係る運用報酬79,895千円が含まれています。

第40期(自 2021年6月1日 至 2021年11月30日)

種類	会社等の名称 (注1)	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円) (注2)	科目	期末残高 (千円) (注2)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要投資主 (法人)が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む。)	平和不動産プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	134,000	不動産管理業	なし	なし	不動産管理業務の委託	管理委託費 (注4)	83,352	営業未払金	35,990
								損害保険料	8,413	-	-
								修繕工事等	31,403	営業未払金	24,648
	平和不動産アセットマネジメント株式会社		295,575	投資運用業	被所有直接 0.3%	なし	資産運用業務の委託	資産運用報酬の支払	691,335 (注5)	未払費用	686,824

(注1) 主要投資主(法人)である平和不動産が議決権の100%を直接保有しています。

(注2) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていませんが、期末残高には含まれています。

(注3) 取引条件については、市場の実勢に基づいて決定しています。

(注4) 平和不動産グループの組織改編に伴い、2021年10月1日付で、管理委託対象のオフィス23物件中22物件のプロパティ・マネジメントの業務を平和不動産から平和不動産プロパティマネジメント株式会社へ移管しています。

(注5) 資産運用報酬額には、物件取得に係る運用報酬及び譲渡に係る運用報酬73,360千円が含まれています。

## 4. 役員及び個人主要投資主等

第39期(自 2020年12月1日 至 2021年5月31日)

該当事項はありません。

第40期(自 2021年6月1日 至 2021年11月30日)

該当事項はありません。

## (資産除去債務に関する注記)

該当事項はありません。

## (賃貸等不動産に関する注記)

本投資法人では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として、賃貸オフィスビル、賃貸住宅を保有しています。これらの賃貸等不動産に関する貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次の通りです。

(単位：千円)

用途		第39期	第40期
		自 2020年12月1日 至 2021年5月31日	自 2021年6月1日 至 2021年11月30日
賃貸等不動産	貸借対照表計上額		
	期首残高	170,652,876	176,621,154
	期中増減額	5,968,277	10,658,267
	期末残高	176,621,154	187,279,421
	期末時価	218,920,000	232,826,000

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 期中増減額のうち、第39期の主な増加額はH F 仙台一番町ビルディング他4件の取得(計7,249,230千円)によるものであり、主な減少額はH F 高輪レジデンスの売却(702,521千円)、減価償却費(955,925千円)によるものです。第40期の主な増加額は大崎C Nビル他5件の取得(計11,476,323千円)によるものであり、主な減少額はH F 九大病院前レジデンスの売却(364,157千円)、減価償却費(970,080千円)によるものです。

(注3) 当期末の時価は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額に基づく金額を記載しています。

なお、賃貸等不動産に関する賃貸損益については、前記(損益計算書に関する注記)をご参照下さい。

## (収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、前記「損益計算書に関する注記」の「1. 不動産賃貸事業損益の内訳」及び「2. 不動産等売却損益の内訳」をご参照下さい。なお、「1. 不動産賃貸事業損益の内訳」には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく収益が含まれています。また、主な顧客との契約から生じる収益は「不動産等売却収入」及び「水道光熱費収入」です。

## （セグメント情報等に関する注記）

## 〔セグメント情報〕

本投資法人は、不動産賃貸事業の単一のセグメントであるため、記載を省略しています。

## 〔関連情報〕

第39期（自 2020年12月1日 至 2021年5月31日）

## 1．製品及びサービス毎の情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

## 2．地域毎の情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

## 3．主要な顧客毎の情報

単一の外部顧客への売上高が全て損益計算書の営業収益の10%未満であるため、記載を省略しています。

第40期（自 2021年6月1日 至 2021年11月30日）

## 1．製品及びサービス毎の情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

## 2．地域毎の情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

## 3．主要な顧客毎の情報

単一の外部顧客への売上高が全て損益計算書の営業収益の10%未満であるため、記載を省略しています。

## （1口当たり情報に関する注記）

	第39期 (自 2020年12月1日 至 2021年5月31日)	第40期 (自 2021年6月1日 至 2021年11月30日)
1口当たり純資産額	95,189円	98,692円
1口当たり当期純利益金額	2,916円	2,816円

（注1）1口当たり当期純利益金額は、当期純利益金額を期中平均投資口数で除することにより算定しています。

また、潜在投資口調整後1口当たり当期純利益金額については、潜在投資口がないため記載していません。

（注2）1口当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りです。

	第39期 (自 2020年12月1日 至 2021年5月31日)	第40期 (自 2021年6月1日 至 2021年11月30日)
当期純利益金額（千円）	2,916,225	2,971,849
普通投資主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通投資口に係る当期純利益金額（千円）	2,916,225	2,971,849
期中平均投資口数（口）	999,933	1,055,319

## (重要な後発事象に関する注記)

## A. 資産の取得

規約に定める資産運用の基本方針等に基づき、2021年12月22日付で不動産1物件(取得価格:900百万円)、2021年12月23日付で不動産信託受益権1物件(取得価格:2,500百万円)を取得し、2021年12月24日付で不動産1物件(取得価格:600百万円)を追加取得しました。また、2022年2月28日付で不動産1物件(取得価格:1,870百万円)を取得しました。

物件番号: Re-99 物件名称: H F 上野入谷レジデンス

取得資産の種類(注1)	不動産
契約日	2021年12月14日
取得日	2021年12月22日
取得価格(注2)	900百万円
所在地(住居表示)	東京都台東区入谷一丁目12番1号
用途	共同住宅
建築時期	2016年8月31日
構造	鉄筋コンクリート造陸屋根12階建
延床面積	1,146.77㎡
総賃貸可能面積	993.85㎡

(注1) 取得資産は、建物及び借地権です。借地権は普通借地権です。

(注2) 取得価格は、不動産売買契約書に記載された売買代金(消費税等相当額を除きます。)であり、取得諸経費、固定資産税及び都市計画税等を含みません。

物件番号: Of-49 物件名称: インタープラネット江坂ビル

取得資産の種類	信託受益権
契約日	2021年12月14日
取得日	2021年12月23日
取得価格(注)	2,500百万円
所在地(住居表示)	大阪府吹田市江坂町一丁目13番48号
用途	事務所
建築時期	2008年6月5日
構造	鉄骨造陸屋根9階建
延床面積	4,025.10㎡
総賃貸可能面積	3,047.22㎡

(注) 取得価格は、不動産信託受益権売買契約書に記載された売買代金(消費税等相当額を除きます。)であり、取得諸経費、固定資産税及び都市計画税等を含みません。

物件番号：Of-48 物件名称：ファーレイーストビル(追加取得)

取得資産の種類	不動産
契約日	2021年12月14日
取得日	2021年12月24日
取得価格(注1)	600百万円
所在地(住居表示)	東京都立川市曙町二丁目34番7
用途	事務所・店舗・倉庫
建築時期	1994年12月15日
構造	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付12階建
延床面積 (注2)(注3)	1,662.07m <sup>2</sup>
総賃貸可能面積	1,056.04m <sup>2</sup>

(注1) 取得価格は、不動産売買契約書に記載された売買代金(消費税等相当額を除きます。)であり、取得諸経費、固定資産税及び都市計画税等を含みません。

(注2) 本投資法人が今回取得した部分は701の区画であり、土地の敷地権割合は10.2557%です。

(注3) 建物は区分所有建物であり、1棟の建物の延床面積に敷地権割合10.2557%を乗じて算出した値を記載しています。

物件番号：Re-100 物件名称：H F 辻堂レジデンス

取得資産の種類	不動産
契約日	2022年2月2日
取得日	2022年2月28日
取得価格(注)	1,870百万円
所在地(住居表示)	神奈川県藤沢市辻堂神台二丁目2番26号
用途	居宅・店舗
建築時期	2011年3月7日
構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造地上14階建
延床面積	3,604.50m <sup>2</sup>
総賃貸可能面積	3,272.90m <sup>2</sup>

(注) 取得価格は、不動産売買契約書に記載された売買代金(消費税等相当額を除きます。)であり、取得諸経費、固定資産税及び都市計画税等を含みません。

## B. 資金の借入れ

2021年12月22日付で取得したレジデンス1物件、2021年12月23日付で取得したオフィス1物件、2021年12月24日付で取得したオフィス1物件、2022年2月28日付で取得したレジデンス1物件（前記「A. 資産の取得」をご参照下さい。）の取得資金等の一部に充当するため、以下の通り資金の借入れ（借入金額合計：5,900百万円）を行いました。

## [ タームローン56 ]

借入先	借入金額	借入実行日	元本返済期日	元本返済方法	用途	摘要
みずほ信託銀行株式会社	900百万円	2021年 12月22日	2029年 5月31日 (注)	期限一括返済	物件の取得資金 等	無担保 無保証

## [ タームローン57 ]

借入先	借入金額	借入実行日	元本返済期日	元本返済方法	用途	摘要
株式会社三井住友銀行	500百万円	2021年 12月23日	2022年 12月30日 (注)	期限一括返済	物件の取得資金 等	無担保 無保証

## [ タームローン57 ]

借入先	借入金額	借入実行日	元本返済期日	元本返済方法	用途	摘要
日本生命保険相互会社	1,000百万円	2021年 12月23日	2028年 12月22日 (注)	期限一括返済	物件の取得資金 等	無担保 無保証

## [ タームローン57 ]

借入先	借入金額	借入実行日	元本返済期日	元本返済方法	用途	摘要
三井住友信託銀行株式会社	1,000百万円	2021年 12月23日	2030年 11月29日 (注)	期限一括返済	物件の取得資金 等	無担保 無保証

## [ コミットメントライン ]

借入先	借入金額	借入実行日	元本返済期日	元本返済方法	用途	摘要
株式会社三井住友銀行 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社りそな銀行	600百万円	2021年 12月24日	2022年 2月24日 (注)	期限一括返済	物件の取得資金 等	無担保 無保証

## [ タームローン59 ]

借入先	借入金額	借入実行日	元本返済期日	元本返済方法	用途	摘要
株式会社りそな銀行	700百万円	2022年 2月28日	2029年 5月31日 (注)	期限一括返済	物件の取得資金 等	無担保 無保証

## [ タームローン59 ]

借入先	借入金額	借入実行日	元本返済期日	元本返済方法	用途	摘要
株式会社新生銀行	1,200百万円	2022年 2月28日	2029年 11月30日 (注)	期限一括返済	物件の取得資金 等	無担保 無保証

(注) 同日が営業日でない場合には、翌営業日とし、かかる翌営業日が翌暦月となる場合には、直前の営業日とします。

2022年2月24日に元本返済期日を迎えるコミットメントラインからの借入れ(借入金額:600百万円)  
の返済資金に充当するため、以下の通り資金の借入れ(借入金額:600百万円)を行いました。

## [タームローン58]

借入先	借入金額	借入実行日	元本返済期日	元本返済方法	用途	摘要
みずほ信託銀行株式会社	600百万円	2022年 2月24日	2029年 11月30日 (注)	期限一括返済	既存借入金の返 済資金	無担保 無保証

(注) 同日が営業日でない場合には、翌営業日とし、かかる翌営業日が翌暦月となる場合には、直前の営業日とします。

## (7)【附属明細表】

## 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(単位：千円)

区分	種類	契約額等(注1)		時価(注2)
			うち1年超	
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	73,147,200	63,898,200	80,433
合計		73,147,200	63,898,200	80,433

(注1) 金利スワップ取引の残高表示は、想定元本に基づいて表示しています。

(注2) 取引先金融機関から提示された価格で評価しています。

(注3) 時価の金額のうち、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年3月10日 企業会計基準第10号)に基づき金利スワップの特例処理を適用する取引については、貸借対照表において時価評価していません。

## 不動産等明細表のうち総括表

(単位：千円)

資産の種類		当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末 減価償却 累計額	当期 償却額	差引当期 末残高	摘要
有形 固定 資産	建物	17,358,394	2,202,843	-	19,561,237	5,127,067	251,067	14,434,170	
	構築物	82,953	10,495	-	93,449	48,145	2,598	45,303	
	機械及び装置	304,860	5,066	-	309,926	232,000	8,013	77,926	
	工具、器具及び備品	279,806	24,534	-	304,341	175,785	12,209	128,555	
	土地	35,263,625	1,766,822	-	37,030,448	-	-	37,030,448	
	信託建物	47,287,495	643,711	256,798	47,674,408	13,149,047	624,561	34,525,360	
	信託構築物	258,604	1,163	3,225	256,542	105,443	5,100	151,098	
	信託機械及び装置	612,447	51,768	9,934	654,281	316,852	16,535	337,428	
	信託工具、器具及び備品	1,154,449	56,949	15,634	1,195,765	809,000	49,993	386,764	
	信託土地	87,877,511	4,831,129	172,136	92,536,504	-	-	92,536,504	
小計		190,480,148	9,594,485	457,729	199,616,904	19,963,343	970,080	179,653,561	
無形 固定 資産	借地権	1,910,049	2,400,144	-	4,310,194	-	-	4,310,194	
	信託借地権	3,315,665	-	-	3,315,665	-	-	3,315,665	
	小計	5,225,715	2,400,144	-	7,625,859	-	-	7,625,859	
合計		195,705,864	11,994,629	457,729	207,242,764	19,963,343	970,080	187,279,421	

(注1) 千円未満を切り捨てて記載しています。

(注2) 当期増減額の主要な内訳は以下の通りです。

## 1. 建物等の取得による増加

物件名	金額
Of-48 ファーレイーストビル	154,861千円
Re-95 H F 正光寺赤羽レジデンス	729,729千円
Re-96 H F 八広レジデンス	540,360千円
Re-97 H F 世田谷上町レジデンス	192,860千円
Re-98 H F 草加レジデンス	497,723千円
計	2,115,536千円

## 2. 土地の取得による増加

物件名	金額
Of-48 ファーレイーストビル	873,900千円
Re-98 H F 草加レジデンス	889,638千円
計	1,763,539千円

## 3. 借地権の取得による増加

物件名	金額
Re-95 H F 正光寺赤羽レジデンス	1,084,006千円
Re-96 H F 八広レジデンス	769,442千円
Re-97 H F 世田谷上町レジデンス	546,695千円
計	2,400,144千円

## 4. 信託建物等の取得による増加

物件名	金額
Of-47 大崎C Nビル	367,557千円
計	367,557千円

## 5. 信託土地の取得による増加

物件名	金額
Of-47 大崎C Nビル	4,829,546千円
計	4,829,546千円

## 6. 信託建物等の売却による減少

物件名	金額
Re-67 H F 九大病院前レジデンス	276,994千円
計	276,994千円

## 7. 信託土地の売却による減少

物件名	金額
Re-67 H F 九大病院前レジデンス	172,136千円
計	172,136千円

その他特定資産の明細表  
該当事項はありません。

## 投資法人債明細表

(単位:千円)

銘柄	発行年月日	当期首残高	当期末残高	利率	償還期限	使途	担保
第1回無担保 投資法人債	2017年 6月30日	1,000,000	1,000,000	0.30%	2022年6月30日	借入金の期限前 返済資金	-
第2回無担保 投資法人債	2017年 6月30日	1,800,000	1,800,000	0.65%	2027年6月30日	借入金の期限前 返済資金	-
第3回無担保 投資法人債	2018年 5月7日	1,000,000	1,000,000	0.70%	2028年5月2日	借入金の期限前 返済資金	-
第4回無担保 投資法人債	2019年 6月4日	1,000,000	1,000,000	0.41%	2024年5月31日	借入金の期限前 返済資金	-
第5回無担保 投資法人債	2019年 6月4日	1,600,000	1,600,000	0.82%	2029年5月31日	借入金の期限前 返済資金	-
第6回無担保 投資法人債	2020年 11月25日	1,500,000	1,500,000	0.75%	2030年11月25日	借入金の期限前 返済資金等	-
合計	-	7,900,000	7,900,000	-	-	-	-

(注) 投資法人債の貸借対照表日以後5年以内における1年毎の償還予定額の総額は以下の通りです。

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
投資法人債	1,000,000	-	1,000,000	-	-

## 借入金明細表

(単位:千円)

区分	借入先	当期首	当期	当期	当期末	平均利率 (%) (注1)	返済期限	使途	摘要
		残高	増加額	減少額	残高				
1年内 返済予 定の長 期借入 金	株式会社三菱UFJ銀行	800,000	-	800,000	-	1.04291	2021年10月31日	(注3)	無担保 無保証
	株式会社あおぞら銀行	-	420,000	-	420,000	0.99827	2022年10月31日		
	みずほ信託銀行株式会社	-	1,000,000	-	1,000,000				
	株式会社福岡銀行	-	500,000	-	500,000				
	株式会社日本政策投資銀行	-	900,000	-	900,000	1.24348	2022年10月31日		
	オリックス銀行株式会社	480,000	-	480,000	-	0.66700	2021年10月31日		
	株式会社あおぞら銀行	940,000	-	940,000	-	0.61700	2021年10月31日		
	株式会社三井住友銀行	300,000	-	300,000	-	0.61700	2021年10月31日		
	株式会社あおぞら銀行	100,000	-	100,000	-				
	株式会社三菱UFJ銀行	200,000	-	200,000	-				
	三井住友信託銀行株式会社	300,000	-	300,000	-				
	株式会社みずほ銀行	200,000	-	200,000	-				
	野村信託銀行株式会社	200,000	-	200,000	-				
	株式会社新生銀行	100,000	-	100,000	-				
	株式会社あおぞら銀行	-	1,000,000	-	1,000,000	0.65900	2022年10月31日		
	株式会社あおぞら銀行	1,250,000	-	-	1,250,000	0.47700	2022年5月31日		
	株式会社りそな銀行	950,000	-	-	950,000				
	株式会社三井住友銀行	500,000	-	-	500,000				
	株式会社三菱UFJ銀行	180,000	-	-	180,000	0.34800	2021年10月31日		
	株式会社三井住友銀行	1,390,000	-	1,390,000	-				
	株式会社りそな銀行	330,000	-	330,000	-				
	株式会社三菱UFJ銀行	480,000	-	480,000	-				
	三井住友信託銀行株式会社	200,000	-	200,000	-	0.26700	2022年5月31日		
	株式会社三井住友銀行	300,000	-	-	300,000				
	株式会社三菱UFJ銀行	215,000	-	-	215,000				
	株式会社福岡銀行	200,000	-	-	200,000				
	オリックス銀行株式会社	200,000	-	-	200,000				
野村信託銀行株式会社	985,000	-	-	985,000					
農林中央金庫	600,000	-	-	600,000					
損害保険ジャパン株式会社	469,000	-	-	469,000	0.34699	2022年10月31日			
株式会社三井住友銀行	-	500,000	-	500,000					
みずほ信託銀行株式会社	-	500,000	-	500,000					
株式会社三井住友銀行	-	480,000	-	480,000	0.27545	2022年10月31日			
小計	11,869,000	5,300,000	6,020,000	11,149,000					
長期 借入金	株式会社あおぞら銀行	420,000	-	420,000	-	0.99827	2022年10月31日	(注3)	無担保 無保証
	みずほ信託銀行株式会社	1,000,000	-	1,000,000	-				
	株式会社福岡銀行	500,000	-	500,000	-				
	株式会社日本政策投資銀行	900,000	-	900,000	-	1.24348	2022年10月31日		
	株式会社りそな銀行	480,000	-	-	480,000	1.02077	2023年5月31日		
	株式会社三菱UFJ銀行	1,400,000	-	-	1,400,000				
	株式会社新生銀行	200,000	-	-	200,000				
	株式会社みずほ銀行	800,000	-	-	800,000				

区分	借入先	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	平均利率 (%) (注1)	返済期限	用途	摘要
株式会社あおぞら銀行	200,000	-	-	200,000					
株式会社りそな銀行	500,000	-	-	500,000					
株式会社三菱UFJ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000					
みずほ信託銀行株式会社	500,000	-	-	500,000					
三井住友信託銀行株式会社	900,000	-	-	900,000					
株式会社みずほ銀行	200,000	-	-	200,000					
株式会社三井住友銀行	2,440,000	-	-	2,440,000	1.20800	2024年5月31日	(注3)	無担保 無保証	
株式会社りそな銀行	940,000	-	-	940,000					
株式会社三菱UFJ銀行	1,500,000	-	-	1,500,000					
株式会社あおぞら銀行	1,000,000	-	1,000,000	-	0.65900	2022年10月31日			
株式会社三井住友銀行	1,050,000	-	-	1,050,000	0.91770	2024年10月31日			
株式会社りそな銀行	1,600,000	-	-	1,600,000					
株式会社三菱UFJ銀行	500,000	-	-	500,000					
三井住友信託銀行株式会社	700,000	-	-	700,000					
株式会社三井住友銀行	1,585,000	-	-	1,585,000	0.93670	2025年5月31日			
株式会社あおぞら銀行	1,250,000	-	-	1,250,000					
株式会社りそな銀行	452,000	-	-	452,000					
株式会社三菱UFJ銀行	320,000	-	-	320,000					
オリックス銀行株式会社	250,000	-	-	250,000					
株式会社三井住友銀行	895,000	-	-	895,000	0.90850	2025年11月28日			
株式会社りそな銀行	915,000	-	-	915,000					
株式会社新生銀行	485,000	-	-	485,000					
株式会社三菱UFJ銀行	470,000	-	-	470,000					
株式会社あおぞら銀行	1,820,000	-	-	1,820,000	0.97750	2026年5月31日			
株式会社りそな銀行	1,000,000	-	-	1,000,000					
株式会社三井住友銀行	550,000	-	-	550,000					
株式会社みずほ銀行	330,000	-	-	330,000					
株式会社みずほ銀行	800,000	-	-	800,000	0.68740	2024年10月31日			
株式会社三井住友銀行	900,000	-	-	900,000	0.78630	2025年5月31日			
株式会社三井住友銀行	1,100,000	-	-	1,100,000	0.74700	2026年11月30日			
三井住友信託銀行株式会社	900,000	-	-	900,000					
株式会社りそな銀行	700,000	-	-	700,000					
株式会社あおぞら銀行	700,000	-	-	700,000					
株式会社三菱UFJ銀行	200,000	-	-	200,000					
株式会社福岡銀行	200,000	-	-	200,000					
株式会社七十七銀行	200,000	-	-	200,000					

区分	借入先	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	平均利率 (%) (注1)	返済期限	用途	摘要
株式会社りそな銀行	150,000	-	-	150,000					
株式会社あおぞら銀行	100,000	-	-	100,000					
株式会社三菱UFJ銀行	200,000	-	-	200,000					
みずほ信託銀行株式会社	100,000	-	-	100,000					
三井住友信託銀行株式会社	100,000	-	-	100,000					
株式会社みずほ銀行	100,000	-	-	100,000					
株式会社福岡銀行	200,000	-	-	200,000					
株式会社七十七銀行	200,000	-	-	200,000					
株式会社みずほ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.63850	2025年11月30日	(注3)	無担保 無保証	
株式会社福岡銀行	700,000	-	-	700,000	0.63850	2025年11月30日			
株式会社三井住友銀行	300,000	-	-	300,000	0.60000	2026年5月31日			
株式会社あおぞら銀行	200,000	-	-	200,000					
株式会社三菱UFJ銀行	300,000	-	-	300,000					
株式会社福岡銀行	285,000	-	-	285,000					
オリックス銀行株式会社	600,000	-	-	600,000					
農林中央金庫	877,000	-	-	877,000					
株式会社三井住友銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.32500	2023年5月31日			
株式会社りそな銀行	700,000	-	-	700,000					
三井住友信託銀行株式会社	500,000	-	-	500,000					
野村信託銀行株式会社	300,000	-	-	300,000					
株式会社新生銀行	200,000	-	-	200,000					
株式会社三井住友銀行	500,000	-	-	500,000	0.50500	2025年5月31日			
株式会社あおぞら銀行	700,000	-	-	700,000					
株式会社三井住友銀行	300,000	-	-	300,000	0.57700	2026年11月30日			
株式会社りそな銀行	300,000	-	-	300,000					
株式会社あおぞら銀行	300,000	-	-	300,000					
株式会社三菱UFJ銀行	300,000	-	-	300,000					
みずほ信託銀行株式会社	300,000	-	-	300,000					
三井住友信託銀行株式会社	300,000	-	-	300,000					
株式会社新生銀行	300,000	-	-	300,000					
株式会社三井住友銀行	500,000	-	500,000	-			0.34699	2022年10月31日	
みずほ信託銀行株式会社	500,000	-	500,000	-					
株式会社三井住友銀行	500,000	-	-	500,000	0.47100	2024年10月31日			
株式会社りそな銀行	500,000	-	-	500,000					
株式会社三井住友銀行	2,070,000	-	-	2,070,000	0.66615	2027年5月31日			
株式会社りそな銀行	500,000	-	-	500,000					
みずほ信託銀行株式会	950,000	-	-	950,000					
社株式会社七十七銀行	1,100,000	-	-	1,100,000			0.56615	2027年5月31日	

区分	借入先	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	平均利率 (%) (注1)	返済期限	用途	摘要
株式会社りそな銀行	200,000	-	-	200,000					
株式会社三菱UFJ銀行	1,150,000	-	-	1,150,000					
みずほ信託銀行株式会社	230,000	-	-	230,000					
株式会社三井住友銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.66903	2027年10月29日			
株式会社りそな銀行	1,000,000	-	-	1,000,000					
株式会社あおぞら銀行	950,000	-	-	950,000					
みずほ信託銀行株式会社	1,000,000	-	-	1,000,000					
三井住友信託銀行株式会社	300,000	-	-	300,000	0.68515	2028年11月30日			
株式会社七十七銀行	1,000,000	-	-	1,000,000					
株式会社福岡銀行	1,000,000	-	-	1,000,000					
株式会社新生銀行	1,000,000	-	-	1,000,000					
株式会社三菱UFJ銀行	225,000	-	-	225,000	0.38108	2024年5月31日			
株式会社三井住友銀行	631,700	-	-	631,700	0.66430	2028年5月31日			
株式会社あおぞら銀行	450,000	-	-	450,000					
みずほ信託銀行株式会社	1,786,700	-	-	1,786,700					
三井住友信託銀行株式会社	690,800	-	-	690,800					
株式会社日本政策投資銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.64125	2028年5月31日			
株式会社三井住友銀行	-	250,000	-	250,000	0.41090	2024年10月31日			
株式会社千葉銀行	-	150,000	-	150,000					
みずほ信託銀行株式会社	-	1,390,000	-	1,390,000	0.57069	2028年11月30日			
株式会社りそな銀行	-	1,000,000	-	1,000,000	0.67727	2029年11月30日			
株式会社三菱UFJ銀行	-	580,000	-	580,000	0.36727	2024年10月31日			
野村信託銀行株式会社	-	200,000	-	200,000					
株式会社三菱UFJ銀行	-	900,000	-	900,000	0.50727	2026年11月30日			
株式会社三井住友銀行	-	1,690,000	-	1,690,000	0.65727	2028年10月31日			
株式会社りそな銀行	-	330,000	-	330,000					
株式会社あおぞら銀行	-	1,040,000	-	1,040,000					
三井住友信託銀行株式会社	-	500,000	-	500,000					
株式会社みずほ銀行	-	200,000	-	200,000					
株式会社新生銀行	-	100,000	-	100,000					
小計	68,298,200	8,330,000	4,820,000	71,808,200					
合計	80,167,200	13,630,000	10,840,000	82,957,200					

(注1) 平均利率は、期中の加重平均を記載しています。なお、金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行った借入金については、平均利率にその効果を勘案して記載しています。

(注2) 長期借入金の貸借対照表日後5年以内における1年毎の返済予定額は下記の通りです。

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金(千円)	11,760,000	11,935,000	12,172,000	13,262,000

(注3) 資金の用途は、いずれも不動産等の取得資金又は有利子負債の借換資金です。

## 2【投資法人の現況】

## 【純資産額計算書】

(2021年11月30日現在)

資産総額	203,206,627,223円
負債総額	99,013,923,428円
純資産総額( - )	104,192,703,795円
発行済投資口の総口数	1,055,733口
1口当たり純資産額( / )	98,692円

(注) 1口当たり純資産額は、記載未満の桁数を切り捨てて表示しています。

## 第6【販売及び買戻しの実績】

計算期間	年月日	発行口数	買戻し口数	発行済投資口の総口数
第35期(2018年12月1日~2019年5月31日)	-	-	-	1,014,847口
第36期(2019年6月1日~2019年11月30日)	-	-	-	1,014,847口
第37期(2019年12月1日~2020年5月31日)	-	-	-	1,014,847口
第38期(2020年6月1日~2020年11月30日) (注2)	自 2020年7月16日 至 2020年9月15日	-	14,914口	999,933口
第39期(2020年12月1日~2021年5月31日)	-	-	-	999,933口
第40期(2021年6月1日~2021年11月30日)	2021年6月1日	(注3) 53,100口	-	1,053,033口
	2021年6月29日	(注4) 2,700口	-	1,055,733口

(注1) 本邦外における販売又は買戻しの実績はありません。

(注2) 2020年7月16日から2020年9月15日にかけて、証券会社との自己投資口取得に係る取引一任契約に基づく東京証券取引所における市場買付けにより、自己投資口の取得を行いました。取得した投資口(14,914口)については、2020年9月16日に開催された本投資法人役員会における決議に基づき、その全てを2020年9月29日に消却しました。

(注3) 1口当たり発行価格161,070円(発行価額155,783円)にて、特定資産の取得資金等の調達を目的とする投資口の追加発行(公募)を行いました。

(注4) 1口当たり発行価額155,783円にて、(注3)の公募による追加発行に伴い、S M B C日興証券株式会社を割当先とする投資口の追加発行(第三者割当)を行いました。

## 第7【参考情報】

当計算期間の開始日から、本有価証券報告書提出日までの間に以下の書類を関東財務局長に提出しました。

2021年8月26日 臨時報告書

2021年8月26日 訂正発行登録書

2021年8月26日 有価証券報告書(第39期)(自2020年12月1日 至2021年5月31日)

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月28日

平和不動産リート投資法人

役員会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森本 洋平

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 倉持 奈美子

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられている平和不動産リート投資法人の2021年6月1日から2021年11月30日までの第40期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、平和不動産リート投資法人の2021年11月30日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、投資法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、投資法人は資産の取得及び資金の借入れを行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 財務諸表に対する経営者及び監督役員の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監督役員の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役員の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、投資法人は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、執行役員に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、執行役員に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は本投資法人(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。